

法〕長期市場や短期でも寄付と大引とは、所謂競賣買でありその出来値は公定相場として登録されるが、ザラバ取引は少し違ふ。賣買が一人づゝの場合は相對取引となり一方が單數で他方が複數の時は羅り取引となる。その出来値も亦公定相場とはいはぬ。「値段と出合」株屋に注文を出した時、長期は勿論短期でも寄引の場合は値段が出合つておればその注文は必ずハマつてゐる。只注文數が全部消化されてゐるか、一部しか通らぬかの差があるだけだ。ところがザラバは譯が違ふ。しかし注文値より一文即ち十錢以上(又は以下)の値をつけてをればその賣物又は買物は必ず消化されてゐるが、然らざる時は何ともいへぬ。何となれば五十圓賣(又は買)を悉く消化した上、始めて五十圓十錢(又は四十九圓九十錢)に手が振られるのだから。

受渡標準値段

〔語義〕短期清算取引は前日の後場と當日の前場とを一計算期とする。しかし事實はザラバ取引で無數の約定値がついてゐるから、それを一々帳入するのは大變だ。そこで當日の前場引値をもつて右計算期間の「受渡標準値段」俗に「爲替値段」とし約定値との過不足即ち「繰延差金」又は「爲替差金」は現金で決済してしまふ。「値洗ひ制」かくのごとく記入値段を一本の棒値に直す制度を「單數帳人値段制」俗に「値洗ひ

制」といひ、株式長期や商品取引所のやうに出来値を悉く記帳するのを「複數帳人値段制」といふ。「無いこと爲替」この標準値は便宜上五十錢刻みだ。二十錢未満を切捨て三十錢より七十錢迄を五十錢とし、八十錢以上は二十錢以下とともに圓位に直す。標準値段は右の方法で作られるから實際に商内のない値が標準となることも珍しくない。これを「無いこと爲替」と呼ぶ。「二度勘定」以上は標準値の決め方だが、相場の荒れる時は決済に不安があるから臨時便法を講じて標準値をも一つつくる。即ち市場の状況により後場の引値を基礎とし、前陳の方法で値をこさへる。前場引値を基礎とした規定の標準値と二本になるから、この場合特に「二度勘定」又は「二度勘」といふ。

マラソン金融の廢止

〔語義〕短期清算には最近までマラソン金融といふ悪癖があつた。その方法は取引員が同一の株を同一の値段で同時に自分で賣り自分で買ふ、所謂バイカイをやる。取引所取引は賣買の相手が澤山あり、ザラバでも當初に約定した相手方でなければ決済がつかんといふわけでない。況んや客引の羅り取引では特定の相手がない。相手は轉々として移轉するからそこを規つて自分の買付分に對し、自店の手形を振出して受株し直ぐその株を自分の賣付分に對する渡し

株に提供し、その代金を信用ある取引所の手形で貰ふ。つまり自分のボロ手形と金箔付の取引所手形とをスリかへるのだ。この手を反覆してゐれば、バイカイの手數料だけで常に一定額の金繰りがつき、自分の小切手なり手形なりを不渡りにせずに済む。これが所謂マラソン金融だ。「禁止」しかし昭和八年には主務省から大目玉を喰つて東株大整理となり、爾來マラソン金融は法度となつた。「早受制を濫用」だが窮すれば通ずる。長期の早受渡制と現提制度を利用して、今もなほこの悪習が残つてゐる。本來早受渡制とは期日前に賣方の取引員が賣却代金をほしい時、約定株を現提(期前提供)し、その代金を受渡日の翌日を期限とする先日付手形で貰ふ。以上は賣方の場合だが、買方の場合は受渡期日前に現株を所望する時、取引所に於て現に保管中の銘柄に限り、特別現金提供といふかたちで約定代金と引替に現株を交付す。この方法を併用してゆけば矢張り自分の小切手と取引所の早受手形とを交換でき、マラソン金融と同じ成果をあげ得る。

限月短縮及復舊問題

〔限月の意義〕長期清算とは限月をきめて行ふ清算取引だ。限月とは受渡期限に對する月別規定で大正十一年の改正取引所法以前、即ち定期取引時代は株式につき三ヶ月を

限月としてゐた。しかるに改正法は有價證券二ヶ月、米三ヶ月、蠶絲六ヶ月、其他の商品は勅令の定むる期限以内とされた。「限月短縮」この期間は三ヶ年の猶豫期間において大正十四年四月より實行されたが、之が所謂限月短縮である。從來當先各限一ヶ月であつたものを三限とも二十日を一限とし奇數月は十五日限、偶數月は五日限と二十五日限にした。「限月復舊」限月短縮の動機は過當投機制限であつたが、實際はその效がない、却つて月末決済といふ商慣習に反し證券金融を不便にし、延いて大量取引を阻害して相場に不測の波瀾を起し易い。かうなると取引所制度本來の精神に反するので、限月復舊運動が起り昭和四年の春の議會に可決、同年五月一日より元の制度に復活された。

過當取引抑制問題

〔語義〕投機熱が高くなれば財界全體に悪影響を及ぼすから何時の時代にも過當投機の抑制は必要だ。しかし過當投機と然らざる投機との間に境界線を引くことはむづかしい。普通は主力株が親不孝相場(東株が五十圓拂込で百五十七圓内外を唱へそのプレミアム百〇二圓なる時、新東株が三十七圓半の拂込で百六十五圓を唱へ百二十七圓半のプレミアムとなつてゐる場合の如き)を出した時を過當投機とみるが、これならば主力株の未拂込をとるなり、若しそれが困難な場合は二重上場の禁止なり、自

已市場の上場禁止なりをやらばよい。「他の意味」しかし過當投機は別の意味に解される時もある。全國の喰合高がその會社の總株數以上である時、又は或る率以上に達した時がその一つ。また株式を委託證據金に入れること多く、所謂「株を買ふ」時代になつてゐる時がその二つ。利廻が急低下又は急上昇し一般通念をもつて律しがたい時がその三つ。賣買高と受渡高とのパーセンテージを見、賣買の大きい割に受渡しの少い時がその四つ。カラ賣買の多少をこれで見ようとするのである。「對策難」かくのごとく過當投機は抑制の要ありといふ點でみな一致するが、標準の不明、體様の雜多でいつも具體策に行詰つてしまふ。

吞行爲廢止

「意味」取引員が客から賣買注文を受けた時、客に對しては取引所で賣買したやうな報告書を送りながら、その實自分の懷で決済しておく。つまり客の注文に對して自ら逆向つてゐる譯。こんな取引員を「吞み屋」といひ、吞まれた玉を吞屋側からみて「ふところ玉」といふ。「禁止の賣買」これは改正取引所法で嚴禁されたが、今でも残つてゐる。法律は吞み行爲をやつたものが失格することとなつてゐるが、實際は吞み行爲の結果アシを出した時、始めて失格するので、一向客の保護にならない。

取引業務類似

「その種々相」これは法律で嚴禁されてゐるが、實際はまだ残つてゐる。取引所は地方的獨占事業であり、取引員は主務省の免許を要するが、そこをくゞつて惡徳をはたらく。昔の「帳合米」はともかくとして、今でも「薄張り」といふ低料金による場外取引があり、またラヂオ利用のバクチもある。「ボン引き」といふ取引員類似業者が法網をくゞつて跳梁し、又取引所相場を賭けて張り合ふ「合百」もある。「合百の沿革」この合百の胴元が所謂「合百師」だ。元來合百とは徳川時代に札差が米を賣買する時にきめる相場を標準とし、そこに働く労働者が上つた下つたをかけることを意味した。今は前陳の意味に轉用され取引所類似のモグリ業務となつてゐる。

取引所取引の決済

「清算」取引所の賣買は清算、受渡し、解合ひの三方法の何れかで始末をつけねばならぬ。こゝに清算とは買方ならば轉賣し、賣方ならば買戻して、仕掛値段との差金を授受する方法だ。「受渡し」轉賣買戻しによつて取引を決済しない人は現品の授受を行ふのが原則だ。株式商品とも長期ならば各月に受渡日がきまつてをり、短期及び實物は翌日の午後二時迄に受渡しするのが本則である。もつとも短期は繰延

料を拂つて一ヶ月の延長が利き、期限後も乗替によつて無限に戦線を延ばし得るし、實物も賣方には十五日の猶豫期間がある。一口に受渡といつても株式は簡單だが商品は「格付け」によつて標準品以外を渡し得るので複雑である。「解合」これは變則的な決済法だ。嚴密にいへば轉賣買戻し的一種に違ひないが、普通の「埋め商内」のやうに一方的意思でやらない。賣買双方が合意の上で「解合値段」をきめそれで買建と賣建を相殺し、取引所の帳簿から落してしまふ。この解合値は幾本でも立て得るが、「棒値解合」といつて一本で全數量を片付ける時もある。また全部の賣方と買方とが参加せず、一部の賣方と買方で解合ふこともある。これが「抜け解合」だ。完全賠償制度のもとにこんな弊風の残つてゐるのは面白くないが、實際上の要求で仕方がない。「肩替り」右三方法の外に肩替りといふのがある。これは建玉の譲渡であつて譲渡人は轉賣買戻しで退陣し、譲受人が代つてこれを引繼ぐ。故に嚴密には「清算」の一種だ。米相場の方ではこの肩替りを「拾ひ米」ともいふ。似たやうな言葉に「貰ひ米」といふのがあるが、これは損方が兜をぬいで合意の上値をきめ、手仕舞ひすることである。

清算米

「語義」米穀の長期清算取引のこと。改正取引所法の實施される前に「定期米」又は「定期

取引」と稱せられたもの。今も清算米を「期米」と略稱するのはその遺風だ。「限月・建値」三ヶ月限月制で、それ以内で轉賣買戻しをしようとする、満期をまつて受渡しをやらうと自由だ。取引は十枚(百石)建値は一銭刻み、相場は一石建である。「格付け取引」値段は標準米をもつて建てるが、受渡しは格付け取引だ。東京は武蔵三等米を、大阪は攝津赤三等を「中米」即ち標準品とす。「立會」競賣買法であつて前後場とも各限を數回立會ふ、これを「節」といふ。節數は各地でまち／＼だ。

銘柄別清算取引

「意味」略して銘柄取引ともいふ。清算米は標準品を立て、他の銘柄はこれに對する格付けによつて受渡に供用するが、銘柄別清算取引は各銘柄で値ぎめし、他銘柄の受渡しを許さぬ。「沿革」昭和七年四月この制度は始めて東京米穀商品取引所に實施され、實物取引の圓滑と銘柄別の的確な公定相場を立てることとしたがあまり振はない。

正米市場

「内容」法令に基いて出來た正米市場組合の經營する市場だ。この組合は多くの正米問屋から形成され、主務省の認可をうけ、正米問屋が募集して賣買を行ふ。「全國數」東京深川、神田川、大阪道頓堀の三大市場をはじめ全国各地に十五ある。

棉花・綿絲清算取引

〔棉花取引〕大阪三品が日本に於ける唯一の市場である。取引単位は十俵（一枚と稱す）正味三百六十斤米棉ストリクト・ミドリングを中品として格付取引を行ふ。相場は一俵値段、五錢きざみである。外國品を受渡しに供する關係で限月は長い、七ヶ月である。〔綿絲清算取引〕東京、大阪、名古屋の三市場しかない。限月は七ヶ月制、三市場とも前後場を通じ各限四回づゝ立會ふ。標準品は大阪と名古屋は東洋紡の二十番手、ともに最寄の東洋紡工場製品だ。東京は富士紡の赤富士二十番手が中品である。取引単位は十捆、建値一捆につきて示し十錢刻みである。

繭取引

〔乾繭取引〕蛹を殺し長期保管に便にしたもの二割前後に過ぎない。他は悉く生繭取引である。〔在日取引〕生絲取引の最も原始的形態だ。收購したまゝを賣るのである。〔正量取引〕しかしそれでは買方に乘ぜられ易いので、正量取引が奨励される。これは繭を切つて蛹をとり、繭層量を計算して總重量との比率を求め、然るのち一定の歩留係数をかけて絲量を推定す。これが「切歩試験」だ。その後更に「製絲試験」といつて繰上げた絲と繭の重量との割合をはかり然るのち繭の取引値をきめる。かうして正量

取引が成り立つ。〔沼津市場〕繭取引の魁をなすのは沼津だ。大正年代は松崎であつたがこれは昭和三年以來廢止された。相場は一貫建で白繭と黄繭に分ち一日何回も値が立つ。この相場を最高、最低、買馴（平均）の三つに分けて發表す。相場と同時に出荷量や掛目も發表してゐる。

生絲清算取引

横濱市場と神戸市場とがある。六ヶ月限月で標準品は「白十四中D格」だが、受渡の範圍は白十四中ABCDEFの外に白及び黄の二十一中Cの七格だ。こゝに「白十四中」とは白繭から挽いた十四デニール前後即ち十三デニール乃至十五デニールを指す。「黄二十一中」もこれで推定がつかう。ABC云々は一等品二等品三等品等にあたる。取引所の呼値は百斤建、単位は十錢きざみ、取引単位は千斤（百枚）だ。

オツバ取引

〔語義〕人絹の清算取引が始まつたのは昭和七年以後だ。しかしこれでも世界最初の取引所である。米國や伊太利のやうな人絹先進國もまだそこまで進んでゐない。では後進國の分際で何故この方面に先鞭をつけ得たか。それはオツバ取引のあつたおかげである。これは「追つ放す」から轉化した語で、福井方面に古くから存在し、人絹以外に不二絹や絹紬にも行はれてゐた。〔制度〕これは取引所外に於ける一種の長期清算取

引類似行爲である。しかも受渡しを實行する場合にはその月中一日から月末まで何時でも賣方の勝手たるべしといふ商慣習だ。取引する業者間に組合が出来、その間をブローカーが駆けずり廻つて註文をとる。しかしこの種の制度の通弊として何處かで一つ破綻を生じるとバタ／＼將棋倒しになる。そこでこの制度を合理化する意味で福井人絹取引所が東西二大都市に卒先するに至つた。

人絹取引所

〔三市場〕福井、東京、大阪の三市場がある。福井は會員組織、東京は米穀商品取引所、大阪は三品取引所だ。〔制度〕三市場とも五ヶ月限月、大阪と福井は帝國人絹の製品を、東京は東洋レーヨンの製品を標準品として格付取引をやる。相場の建値は函、一函は百ポンド入りだ。しかし三市場とも賣買は千ポンド単位で、これを十枚といふ。

砂糖取引所

〔二大市場〕東京と大阪に會員組織取引所がある。〔制度〕兩市場とも六ヶ月限月で、標準品は國産の臺灣分蜜糖（臺灣製糖會社のTAB標）だが受渡は格付によつて國産はもちろんジャワ中双にも及ぶ。賣買単位は百袋でこれを一枚といふ。一袋は百五十斤だから一枚は一萬五千斤といふ譯。しかし相場は百斤、つまり一俵建だ。砂糖は周知の通り消費税がかかるが、取引所の呼

値は所謂保稅品、即ち税金ヌキの値段である。

豆粕市場

〔大連市場〕大連は産地市場、神戸は消費地市場だ。前者は官營の大連取引所經營であるが、お役所仕事とはいへ商内は特定の取引員（油房業者、輸出商、仲買商等）による。大部分は油房業者對輸出商間で輸出商は概し日本人、取引は先物賣買だ。滿鐵は豆粕の検査を行ひ、合格したものは之を倉庫に納めて「預證券」を交附するが、大連取引所の賣買受渡に供用されるのはこの證券だ。〔神戸市場〕内地の豆粕取引は、清算取引、インボイス取引、正玉取引の三つがある。清算は會員組織の神戸穀肥取引所と株式組織の東京米商取引所とあるが、後者は商内不振のため中絶のかたちだ。神戸市場は五ヶ月限月で相場の呼値は百斤建これを枚といふ。しかし實際の取引單位は千枚以上だ。〔インボイス〕これは業者間の先物取引だ。インボイス（Invoice）とは本來送付狀の意味で、現物の送付前に産地からの送付狀により取引するのである。普通五ヶ月先まで賣買する。〔正玉取引〕現物取引のこと、専ら少量取引に行はれてゐる。

紐育株式取引所

〔沿革〕仲買人組合を母體とする會員組織で、會員數千三百餘名一七九二年ウォール街の一角で二十四名の仲買が集合して

取引したのがその起源。途中幾多の波瀾を経て現機構となつたのは一八六五年だ。「仲買人」取引所會員には次の數種がある。(イ)口銭仲買人、委託手数料をとつて客注文をとる者。(ロ)三弗仲買人、仲買問を立ち廻つて注文を取次ぐもの。その取次料金が當初百株につき三弗であつたからこの名がある。但し現在はモット高い。(ハ)特殊仲買人、特定證券のみを扱ふ者。(ニ)端株仲買人、百株未満の端株を扱ふ者。「取引機構」四つある。(イ)普通取引 (Cash) 〓 賣買約定の翌日受渡するもの。(ロ)即日取引 (Cash) 〓 約定當日に決済するもの。(ハ)三日取引 (at three days) 〓 約定後三日以内に受渡するもの。(ニ)六十日取引 (buyers or seller's option) 〓 四日乃至六十日のうち賣買何れかの申出によつて受渡するもの。「貸株市場と資金市場」このうち一番流行するのは翌日決済の普通取引だ。そんな制度でよく投機が出来るとは誰しも抱く疑問だが、之には便法がある。實株をもたぬ賣方に渡株を貸す「貸株市場」(loan crowd)と現金のない買方に金を貸す「仲買資金市場」(broker's loan market)とがそれだ。どちらも取引所内で開市してゐるが、實株借の多い時は借料が上り金の借り手の多い時は短資日歩が上る。之は株價を動かす一材料だ。「取引清算會計」さて取引所取引の九割以上は取引清算會社を通じて行はる。

當社は一九一八年設立、全資本を取引所で出資す。當社を利用せんとするものは、取引高に應じ一定金額を據出して清算會員となる。上場株の全部が清算されるのでなく、「清算株」といふ特定株のみ。清算會社は受渡や短資に關する事務迄代行してくれる上に、懐中勘定を決済するから實際の受渡株や資金借入は大いに尠くなる。銀行信託等のコーポラ放者は貸手として清算會社に參與する。「主力株」主力株は悉く前記の清算株だ。(イ)スチール株、ユー・エス・スチール會社の普通株で百弗拂込、我國の新東株に當る。鐵鋼のほか各方面の事業を兼營してゐるので景氣變動に敏感だ。(ロ)その他、アナコンダ株はアナコンダ産銅會社の普通株で五十弗拂込。自動車株と呼ばれるのはゼネラル・モーターズ新株このほかアメリカ・ラデオ新株、モントゴメリー新株等も花形、後の二者は無額面株だ。

カーヴ市場 「沿革」米國の新聞雜誌を見た人は株式取引所と並んでるカーヴ市場なるものを發見する。之はその昔街頭の角石、即ちカーヴ・ストーンの上で取引したことから出た名前。一九一〇年ヒューズ委員會の勸請によりカーヴ組合をこさへ、正式に取引所となつた。今は堂々たる高層建築物におさまつてゐる。「機能」この市場はいはゞ株式取引所の補助機關だ。單に紐育のみな

らず凡そ株式取引所の在る所に必ず存在する。一體株式取引所は會員に定員があり、上場銘柄にも制限がある。そこで株式取引所の會員になれない人々が集つて第二の取引所をつくり、お滾れの銘柄を拾つて茲に上場するカーヴ市場がこれだ。いはゞ株式取引所の補助機關だ。「取引機構」上場銘柄は株式取引所が未上場證券に關する將來の上場權を拋棄したもの。會員には正會員と准會員とあり、前者は正式に市場で賣買する權限をもち、後者は低料金で取引する權限をもつ。後者の大半は株式取引所の會員だ。取引方法も株式取引所同様普通取引、即日取引、三日取引、六十日取引の四つ。清算會社の直屬する點も同様である。

金塊市場 「ロンドン」世界の金相場の標準だ。相場は一トロイオンス建、この地が世界の最大市場となつたのは南阿を領土としその産金が集中すること、有力地金商が發達し又精鍊設備も整つてゐることである。「其他の市場」ニューヨーク、パリ、上海等がロンドンにつぐ市場だ。それ／＼アメリカ、歐大陸、東洋の中心市場である。前二者はロンドン同様にトロイオンス建。上海はいはゆる「標金市場」で品位九七八位、重さ十兩の標金を取引す。三市場ともロンドンの相場を基礎にした寫眞相場をつくるのみ。「我國」我國は日銀が法定の産金買上値段で

各社より買ふ。「金銀問題」の項參照)

銀塊市場 「ロンドン市場」金塊同様にロンドンが中心だ。英國は銀需要國たる印度の實權をもち、支那を支配してゐる上に世界の銀市場と關係ある金融業者は悉くロンドンに店をもつてゐる。モーカーツタ・エンド・ゴールドスミツツ、サムエル・モンターギュー・ピクスレー・エンド・アーベルの三銀塊商が同業のシャープス・エンド・ウィルキンスの事務所に集ひ、これに供給者代表として米國のアメリカン・スメルチングが賣方に加はり都合五軒で古風な立會を行ふ。これが世界市場を支配するのだ。現物と先物の二種あり、前者は七日期限、後者は二月月に決済する規定。「米國市場」米國は世界第二の産銀國であり隣に第一産銀國たるメキシコがある。而もメキシコには澤山の米資が投ぜられ、その産銀はサン・フランシスコに集る。ニューヨーク、サン・フランシスコに市場が立ち、隣國カナダのモントリオール市場もアメリカに追従した相場をこさへてゐる。「品位と建値」銀塊は厚ッポイ煉瓦様のもので大さは一定しない。しかし千オンス乃至千二百オンスものが一番多い。各市場の標準となる銀塊の品位はロンドン九二五位、ニューヨーク九九九位、重量は一トロイオンス建である。ロンドンには先物と現物とあり、ともに金塊市

場に述べたところと同様だ。アメリカは現物のみである。
〔東洋市場〕印度と支那の二大市場はボンベイと上海にある
我國は毎日産銅水曜會で建値を出す。これが標準相場だ。

電氣銅市場

〔英國市場〕最大産銅國アメリカが中心
だ。粗銅を電氣分解して來雜物を除いた電氣銅を上場す。品位九九八―九九九位で一ポンド建である。現物と先物のほかにハンブルグ向といふのがあり、前二者は米國の内地相場では輸出相場だ。世界的に注目されるのはハンブルグ向である。これはCIF即ち賣方が輸入港迄の運賃保険料を負担した相場だ。〔米國市場〕ロンドン市場は需要地相場として重視さる。電氣銅と粗銅と双方が立つ。一英トン建で品位は電氣銅は米國なみだが、粗銅は九七〇―九九〇位のもの。〔我國〕東京と大阪を市場とす。但しどちらも産銅水曜會の建値を中心にしてゐる。大體市價といへば大阪相場をとるのが本則だが、大口契約は水曜會の建値できまるのである。

外國の棉花・綿絲市場

〔ニューヨーク米棉市場〕會員組織で米棉の現物取引と定期取引とがある。前者は賣買契約直ちに現物授受を行ひ清算行爲を許さぬ。後者は限月取引で賣埋め買埋めを認めるが我國のやうに毎月限でなく、一月限、三月限、五月

限、七月限、十月限といふやうに月が飛んでゐる。格付取引であつてミドリリングを標準品とす。立會は寄付と大引の間にザラバがある。〔ボンベイ印棉市場〕一名サッタ市場といふ。定期取引と現物取引で、ブローチ、オムラ、ベンゴールの三品種の印棉を取引す。〔上海綿絲市場〕上海華商紗布交易所で支那絲の定期取引をやつてゐる。六ヶ月限月で中品は支那會社の二十番手、わが在華紡製品も格付受渡しできる。

紐育生絲取引所

〔沿革〕一九二八年ニューヨークにナショナル生絲取引所が會員組織で生れた。三三年同じ組織のゴム取引所、皮革取引所、金屬取引所と合同してニューヨーク商品取引所生絲部となり今日に至る。〔取扱商〕輸入商、ディーラー、ブローカーの三つになる。輸入商には日米双方に店をもつ大商館が多い。我が三井、原、日本生絲なども参加してゐる。ディーラーとは輸入商より買ひ需要者に賣る商人、ブローカーとは手数料をとつて賣買の仲介をする人だ。〔定期取引〕八ヶ月限月の清算取引である。標準品は横濱と同じく白十四中D格で、白十四中の六格(A乃至D)と黄白二十一中のAB二格が格付受渡に利く、取引單位は百斤俵の十俵であるが、相場は日本と違つて封度建だ。従つて日本流の斤に直すにはニューヨーク相場に一三二・二七五を乗じ、更にこれを日米爲替で割

ればよい。〔現物取引〕定期より現物の方が歴史は古い。グラランド・ダブル・エキストラ、クラック・ダブル・エキストラ、ベスト・エキストラ、ダブル・エキストラ、エキストラの六種を取引す。相場は一封建で取引量には制限がない。

外國の砂糖市場

〔ニューヨーク〕この地は世界の最大産糖國―キューバに近く、同糖、標準的市場となつてゐる。その相場は「ニューヨーク珈琲及び砂糖取引所」といふ會員組織の市場で立ち、糖度五十六度のキューバ粗糖の保税ものが標準品だ。定期市場と實物市場とがある。〔ロンドン〕ロンドン物産取引所砂糖部で精製糖と粗糖との定期取引をやつてゐる。但し後者は不振だ。ニューヨーク同様一ケ年の先物取引で標準品は精製糖が細目白双B級、一ハンドレッドウエイト即ち百二十封度建である。保税品で相場が立つ。〔ジャワ〕ジャワ糖の市場はスラバヤである。ジャワ糖にニバスと稱する輸出カルテルが出来て以來、この市場の重要性は低下した。當市場は自然發生的なマーケットで直後と先物とに分れる。前者は即日決済を原則とし、後者は四ヶ月の先物まで賣買す。ジャワ糖白双を標準とし、百キログラムの相場をオランダ本國のギルダ―貨で現す。

外國の小麥市場

〔シカゴ〕會員組織であつて賣買單位は一ブツセル、ほぼ四十五斤に當る。ハード・ウインター二號といふのを標準に先物取引を行ふ。〔其他〕このほかカナダのウインベック、濠洲のメルボルン、シドニー、アデレード等が集散地又は生産市場として存在し、消費市場としてはイギリスのリバープールが有名だ。

【電力事業】

電氣事業の獨占性

「獨占の基礎」電氣事業は水道ガス事業などと共に所謂公益事業の典型的なものであり、獨占性の最も強い事業であると認められてゐる。そしてこれは普通の資本の力によつて實現される獨占ではなく、事業の性質そのものから来る獨占であることが最大の特色である。電氣事業獨占性の條件は、(イ)公益事業であること、従つて國家は特別嚴重なる監督を加へる一方では、經營の獨占を原則的に認め、競争による事業不安定から法律をもつて保護する。(ロ)事業そのものの性質として、製品(發生電力)のストックが許されないこと、電力販賣は地域的に固定的であり、獨占的となること、従つて國家はこの事情に即應し、電氣事業を獨占事業と認めたと監督、保護政策を樹てなければならぬこと等が主要なものである。「獨占の現状」日本の電氣事業は昭和十年末において(逓信省の電氣事業要覽は事務スローモで統計により二年以前の狀態しか解らぬ)業者總數八百に近いが、そのうち所謂五大電力と呼ばれる東京電燈、東邦電力、宇治川電氣

日本電力、大同電力の五大會社が、設備資産、發生電力、供給電力等何れの點から見ても、全電氣事業の四割乃至五割の勢力を占めてゐる。(五大電力の項参照)事業規模の上から見て、かなり強度の獨占形態に發展してゐるといはなければならぬ。その上、五大會社の各々が數社または數十社の電力子會社を支配し、更に五大電力だけで半政治的な「電力聯盟」を組織してゐる。「供給權から見た電力獨占」但し供給權(電氣事業法により、電氣の供給販賣は總て逓信省の認可を要する)の上から見ると、電力獨占は決して完全強力なものとは稱し難い。電氣事業法(舊業法および改正法)は原則として供給區域を一會社に獨占させることにしてゐるが、反面に於てはこれがやゝもすれば當業者の横暴、怠慢を誘發し需要者を苦しめることになる。特に世界大戰中、大戰後に於て電力大飢饉時代を現出したので、大正十二年高橋内閣の野田(卯太郎)渡相は日本電力の大阪送電線の建設、日本水力及び大阪送電の二會社設立とその大阪送電線建設を許可した。これは「電力モノロー主義」の打破と呼ばれ、供給區域の完全獨占を打破して自由競争への轉換を斷行したもので、電力史上の劃期的出來事である。以來、大阪、名古屋、東京等の主要電力消費地は一社の獨占を許さず、數會社が供給權をもつことになり、大正の末から昭和七、八年頃に至

る電力戰時代を生じた。例へば東京市及びその近接地について見れば、東京電燈を中心に、日本電力、大同電力、鬼怒川電力等の有力會社が何れも小賣供給權を有し、各社の供給權は同一區域に重複してゐる。その結果表面上完全獨占の如くに見へるが、各社間の電力賣買量、料金等について絶えず紛糾が續けられてゐるのである。

電氣事業の發展

「發展の方向」電氣事業の發展方向は、次のやうな諸角度から見られる。(イ)用途(電燈時代から動力時代へ)。(ロ)資本(五大電力の獨占發展)。(ハ)電源(火力時代から水力時代へ)。(ニ)送電範圍(小距離送電から大電壓、遠距離送電へ)。(ホ)經營形態(民營から國營、または國家管理時代へ)の五つだ。「電燈時代から工業電化時代へ」日本の電氣事業は明治二十年の東京電燈の電燈供給から發祥するはじめから純民營で發足し、しかも大發展を遂げた事業として興味を惹く。大體の區分として大正の初期までは電氣利用は主として照明用に限られ、電燈時代であつたといひ得る。しかるに世界戰爭の好景氣は日本の産業力を飛躍させ、工業技術に革命的變化を與へ、動力として蒸氣力から電力への切替へをさせることになつた。以後を動力時代または工業の電化時代と稱する。然るに昭和の後半金再禁止を機として新興化學工業が急速な發展を遂げ、電氣事業

はその用途から見て三轉して電氣の原料化時代に入らうとしつゝある。(電氣の原料化の項参照)なほ電燈のみの發展についていへば、全國一萬一千六百町村中未燈のものは僅かに二百九十、十年末の電燈數約四千百萬個で、世界でも有數な電燈普及國となつてゐる。「電力事業の集中・獨占」昭和十年末の全國電氣事業は公營、組合營等を含めて八百三十、そのうち電氣供給事業會社は四五四會社、その公稱資本二十七億二千七百三十八萬一千圓、拂込資本三十億八千三百萬圓、全國總會社公稱資本の二十二%が電氣供給會社に投資されてゐる。投資額の多いことは勿論諸事業中第一位で、しかも他事業を斷然凌駕してゐる。右の電氣事業拂込資本のうち、十億七千二百萬圓は五大電力の資本で總資本の約三十五%に當る。五大會社の支配する數十の電氣會社を合計すれば、資本金の過半のものが五會社に集中してゐる。電力問題といへば、いつも五大會社が對象とされる所以である。「火力時代から水力時代へ」東京電燈は明治二十年日本橋に小規模火力發電所を設けて營業を開始したが、水力發電は明治二十四年琵琶湖疏水工事に附隨して八十キロワットの發電機二臺を裝備したのが最初である。以後水力發電共に發達したが、明治の末年まではなほ火力中心時代であつた。しかし世界大戰による電力の大需要と低廉な工業用電

力の必要とは、水力開發を大いに促進し、世界戦争を轉機としてその後の水力中心時代に推移した。大正八年末には落成電力百十萬キロのうち水力七十萬キロ、火力四十萬キロとなり、最近(今年末)では落成水力三、四〇八千キロ、火力二、六三八千キロとなつた。〔近距離送電から長距離送電へ〕水力中心時代に移ると同時に、高壓、長距離送電時代を現出した。明治二十九年十二月に初送電した東京電燈の桂川・東京間は五萬五千ボルト・八十軒で當時にあつては劃期的長距離送電として注目を惹いた。その後送電技術の進歩は目ざましく、現在では東電の猪苗代―東京線、日電の黒部―東京、大同の木曾川―大阪線等、主力線は何れも十萬乃至十五萬ボルトで送電距離も二百哩以上となつてゐる。しかも今後建設するものは、二十萬ボルト、三百哩以上のものを必要とするといはれてゐる。水力電氣に固有な時間的及び地域的利用制限のうち、地域的制限の方は長距離送電で殆ど解決されたといつてよい。

電氣の原料化

〔電氣利用の三方法〕電氣の利用は三種に大別される。第一は光として第二は熱及び動力として、第三は電氣の性質そのものを直接に利用するもの、所謂電氣の原料化である。この三區別は電氣利用の時代的變遷にも一致する。〔電氣原料化の利

益〕最近に於ける電氣化學工業の發展により、電氣は原料として利用され、物の形に變化することになつた。最近では總發生電力のうち三割餘は原料として使用されてゐる。原料化の利益の主要な點は次の如し。(イ)電力はストックとすることが出来ないといふ最大缺點(いはゆる時間的利用制限)も、物に變形することによつてある程度まで解決される。(ロ)電燈、動力用電氣としては必然的に發生する不定時過剩電力を廉價で化學工業原料に利用し得ること、例へば昭和肥料會社の硫酸製造には東電の不定時電力を多く利用してゐる。(ハ)化學工業用電力は極めて低廉なることを必要とする、従つて長距離送電の電力を使用するのは不利で、水力發電地に近く山村に工場を建設するのを得策とする。これは農村政策として重要な工場の地方分布の方針に一致する。事實としても電氣化學工業の勃興以來、農山村に多數の大工場が分散的に設立されてゐる。

電氣事業法

〔沿革〕舊電氣事業法は明治四十四年に制定されたが、これは電氣事業の獨占性、危險性、公共性等の見地から發足した主として保安行政的監督權が規定されてゐるだけで、經濟的統制といふ點から見れば殆ど役に立たぬ時代遅れの法律であつた。電氣事業が諸産業中第一の巨額資本を固定せしめ、基礎産業とし

ての重大性が増加した近年に至り、新しい時代に即應した電氣統制法の制定の必要が痛感され、つひに昭和六年、全然面目を一新した。〔改正法の主要内容〕改正法には舊法時代と同様な保安監督の規定も多數含まれてゐる。しかし改正法を特色づけるのは、新しく附加された經濟的統制規定で、その主要なものには次の諸項である。(イ)料金、供給條件の認可制(第十七條)―電氣事業者が料金その他の供給條件を設定し、または變更せんとする時は、主務大臣の認可を要する。主務大臣公益上必要ありと認むる時は、電氣事業者に對し電氣料金その他供給條件に關し必要な命令をなすことを得る。(ロ)電氣技術者に對する政府の任免權(第二十條)―電氣事業者は主任技術者を選任し、技術に關する事項を擔任せしむるを要する。主務大臣は技術者がその職務を怠り、またはその職務を行ふに當り不當なる行爲ありたる時はその解任を命じ得る。(ハ)電力の相互融通に關する政府の命令權(第二十四條)―主務大臣公益上必要ありと認むる場合は、電氣設備の效用を増進しまたは電氣の需要を調節するため、電氣事業者に對し電氣工作物の施設、變更若しくは共用、電氣の流用または工事に關する期間の伸縮を命ずることを得る。以上のうち「料金認可」制は法律公布後五ヶ年間實施を延期し、十二年十二月より實施されてゐる。

る。〔電氣委員會〕改正電氣事業法の運用に際しての諮問機關として設置された國家的統制機關の一つ、委員會は逓信大臣を會長として逓信、鐵道、商工、農林、内務、大藏各省次官及びその他の高級役人、民間側では池田成彬、各務鎌吉、持田巽、原邦造、肥後八次、澁澤元治等の諸氏が委員となつてゐる。直接利害關係を有つ電氣資本家を委員中に加へず、中正公平な國家的立場から電力統制を指導するといふのが電氣委員會の精神で、委員構成に關するこの點は、諸多の官設委員會中電氣委員會のみに見られる特色である。官設委員會としては、この委員會は比較的多くの功績を挙げたものと認められる。特に經營形態として公營を原則的に不可としたこと、將來に於ける發送電豫定計畫に従つて電力開發を指導してゐること、電氣料金の認可基準を確定したことなどは、電力統制上重要な意味をもつものである。

電力國家管理

〔電力統制問題の沿革〕電力統制問題は大正の末年から擡頭したものである。大正十二年、故野田渡相の劃期的政策轉換によつて所謂電力モノロー主義が打破され(電氣事業の獨占性)の項参照)、本來獨占事業であるべきものが激烈な競争事業となつたと、大正の末から昭和七、八年頃に亘つて電力大過剩とな

り、公私營電氣事業に投下された總固定資本五十億圓の巨資が不安となり金融的にも危機が接近したこと、消費者對電氣業者、卸賣會社對小賣會社間に料金その他の問題について紛糾が頻發するやうになつたこと、電力の全國普及、動力及び原料としての電氣需要の著増により對社會關係の重要性が一層増大したこと、更に國防上の問題が附加されたこと等諸多の理由により、電力統制問題が重要國策として取上げられるに至つたものである。統制問題の具體化としては昭和二年時の安達遞相によつて設置された「電氣事業調査會」が最初のものである。この調査會は具體的な成果を收めずに解散されたが、爾來遞信當局、民間の電氣通、政黨、電力會社首腦者等が色々な統制案を發表することになつた。電力國有案、半官半民案、五大電力合同案、電力ブール案、特殊管理會社案、地方的ブロック結成案、發送電または卸小賣分業案等、凡そ考へつくだけの統制案はすでに出盡しとなつたかの觀があるほどの盛況である。それ等の諸案のうち、實現を見たのは五大電力カルテル案所謂電力聯盟(別項參照)であり、政府案として取上げられたのが頼母木遞相の「民有國營案」とそれを改造した永井遞相の「電力國家管理案」である。「頼母木民有國營案」内閣調査局の原案を遞信省が修正し、時の廣田内閣の革新政策の看板

題目として登場したのが頼母木民有國營案である。その主なる内容は次の如し。(一)全國の主要水火力發電設備及び送電設備を現物出資させて、資本金二十億圓の電力設備會社を設立する。(二)發電及び送電事業は設備會社が經營し小賣配電事業は純民有民營とする。(三)新規水力開發は設備會社が行ふ。(四)現物出資に對しては原則として設備會社の株式を交付し、所謂民有國營事業たらしめる。(五)この國家統制の目的は電力の豊富、低廉供給を目的とし、農村電化、軍需工業用電力には特別に低廉供給をするやうに考慮する、等々。頼母木案に對しては民間電力業者がまづ強硬な反對運動を起し、政民兩黨の態度も判然としないうちに内閣更迭となり、未解決のまま次の林内閣に持越された。この内閣に於ても遞信省及び調査局は國營案の斷行を強く主張してゐたが、内閣短命のため國策として表面化するに至らず、次の近衛内閣に三度リレーされることになつた。「永井國家管理案」永井國家管理案も根本趣旨に於ては頼母木案と大差ない。比較的大きな相違點は、頼母木案では發電、送電設備の主要なものを悉く特殊會社に出資させる計畫であつたが、永井案では既設水力發電設備だけはそのまま、民有としておくといふことになつてゐる。世間、頼母木案を電力二段斬りといひ、永井案を三段斬りまたはキ

セル案と稱してゐる。中間の送電設備の國家管理によつて電力統制を實現しようといふのが永井案の根本特色である。特殊會社は「日本發送電株式會社」と稱し民間會社からの現物出資額は七億八千萬圓、他に一億圓の株式を公募する。初年度(十四年)及び十年後(二十四年)の事業内容の概略は左の如く豫定されてゐる。

發送電會社の事業内容

項 目	十四年度	二十四年度
水力發電所(キロワット)	—	三、二〇〇、〇〇〇
火力發電所(キロワット)	二、三〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
送電線路(料)	六、八〇〇	一、一〇〇
變電所(キロVA)	四、五〇〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、〇〇〇
購入電力(キロワット)	二、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
固定資産(千圓)	七六〇、〇〇〇	二、六七〇、〇〇〇
販賣電力(キロワット)	三、三〇〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇
同電力量(キロワット時)	一一九億	四四四億
收入(千圓)	二九〇、〇〇〇	五三六、六四〇
支出(千圓)	二二七、四九〇	四四六、九九〇
純益(千圓)	五三、五三〇	七九、六五〇
配當	六分	七分

販賣電力單價(一キロ時)

一錢五二

一錢一六

「國家管理案反對論」反對論は多岐多端に亘つてゐるが、主なる點は次の如くである。(一)民有資産の強制出資は憲法牴觸の恐れあること。(二)政府の事業目論見は責任の無い机上案であり、特に料金低下の根據甚だ薄弱であること。(三)電力動員計畫が全く無い今日、國營實現によつても國防上に寄與する點少なく、動員計畫さへ樹てば民有民營でも充分に目的に副ひ得ること。(四)官營事業に免れざる非能率經營。(五)民間事業は發電、配電とも國營會社の強力統制に束縛され事業としてのうま味は全く無くなること。(六)現物出資の代償として交付される發送電會社株式には價下落の危険が多いこと。(七)外債に對する處置の困難等々。

電力聯盟

「沿革・機構」大正の末期、電力自由競争時代に入つて諸多の電力統制案が提唱されたが結局實を結んだのは電力聯盟による統制である。昭和七年四月に成立、現在もなほ存続してゐる。日本電力副社長内藤熊喜氏の創案に基くもので、加盟者は東京電燈、宇治川電力、東邦電力、日本電力、大同電力の日本最大の卸賣及び小賣會社五社である。この五大會社及びその子會社を合

計すれば、日本全電力事業の優に三分の二以上を占めるので、五社間に統制が完全に行はれば事實上電力統制問題は解決するといつてもよいのである。「内容」電力聯盟は要するに五大會社間のカルテルである。聯盟規約の主なるものは、(一)既契約の需要を尊重して需要争奪戦をやらぬこと。(二)聯盟各社間の電力賣買については既契約満了の場合と雖も舊契約締結の趣旨を尊重すること(これは大同、日本電力等大體に於て不利な立場におかれる卸賣會社の安定を保護することを目的とする)。(三)料金に關する各社間の協定。(四)重複供給となるべき出願を自制すること。(五)電力及び送電設備の相互融通。(六)新電力の開発は聯盟各社間の承認を経た上で着手し電力需給に關する計畫性を確立すること等である。但し料金協定以下の各項は各社の利害對立が大きいため必ずしも満足には行はれず、特に卸賣、小賣會社間にはしばしば問題の紛糾を見てゐる。「聯盟顧問」電力聯盟の最大特色は、顧問として金融資本代表者たる池田成彬(三井、現顧問)、各務録吉(三菱)、八代則彦(住友)、結城豊太郎(興銀總裁、現日(總務)の四氏を推戴したことである(池田氏は昭和十一年辭任)。これはいふまでもなく、五大電力に對してこれ等の諸氏によつて代表される金融資本が最大の關係を有し、電力界不安は直ちに金融資本の危機を意味したからである。

(昭和三、四年頃における三井銀行と東電との關係はこの點を最も鮮明に露出してゐた)。反面からいへば、この金融資本代表者の電力會社に對して有する壓力は、聯盟の統制機能を發揮するために極めて効果的であつた。もし彼等が顧問として存在しなかつたら、野郎自大の電力資本家の集りである聯盟は、恐らく有名無實何の成果を擧げることとも出来なかつたであらうと想像される。だが所謂鶴の一聲の威壓で、大同對東電、東電對東邦、日電對東電等諸會社の料金及び賣買電力量に關する問題、需要者争奪問題等電力資本家同志ではどうにも解決の出来なかつた困難な諸問題が顧問の裁定で決着したものが多數ある。

(附記) 電力國家管理案は第七十三議會において若干修正の上成立。關係法律—電力國家管理法、日本發送電株式會社法、電力外債處理法。

【燃料工業】

石油國策

〔乏しい石油資源〕昭和十一年の全日本民間石油消費は一〇三、五四二千噸(一噸九・五ガロン)、消費量は毎年二割見當で増えて行く。國防上・産業上の絶對必要品であるにも拘らず、國內産油は一年二百萬石前後、全消費の一割にも足りない。殆ど全部が輸入石油で、十一年一億八千萬圓、十二年八月以降は發表禁止となつたが、上半期まで一億圓の輸入となつてゐる。

石油需給(單位千噸)

年次	生産		製品輸入
	國産	輸入	
昭和七年	一、九五三	八、六〇六	一三、八六五
同 八年	一、四四三	九、八三八	一三、六二五
同 九年	一、六三六	一三、二一九	一六、三三七
同 十年	一、八五四	一四、五二六	一八、〇〇五
同 十一年	二、三七八	一七、一六五	一九、二五〇

内地で現在採油してゐるのは東北(秋田、新潟)北海道、臺灣の三地方だけ採掘面積

は試掘候補地の一割にも足りず、なほ廣大な候補地がある譯だが、大體論として國內資源が極めて乏しいことは確定的だ。リットン報告などでは、日本の國産石油は十數年にして涸渇するとまで極言したほどである。「石油國策の沿革」石油政策が國家の政策として出現したのは、比較的近年のことである。昭和四年商工審議會の一分科として設置された燃料調査委員會の報告が、具體的國策としては最初のものだ。現在實行されてゐる諸政策は、この答申案を基礎として發展したものである。なほ滿洲事變後經濟封鎖の場合に對處した「非常時石油政策」が立案されたが、これは一般には發表されてゐない。増産、消費節約がその主なる内容である。「石油國策の概観」前記答申案に基いて現に實行されてゐる石油國策の主なるものは、次の諸項目に大別される。イ)國內資源の開発—試掘補助金の交付、採油材料の輸入税免除等で、補助金は昭和二年から交付されてゐるが、當初は年額二、三十萬圓で殆んど效果なく、最近に至り内地だけで百五十萬圓前後に増額された。(ロ)海外資源の獲得・開發—北樺太石油が唯一のもの、十二年以降五年間に千二百八十五萬圓といふ巨額の補助費が交付される。なほ、日本石油、三井共同出資のボルネオ石油があるが、まだ採油してゐない。(ハ)石油企業統制・内地製油工業

の保護・貯油義務強制。(二)代用燃料の増産、特に石炭液
化工業の發展等。

石油統制

〔石油業法〕昭和九年七月から實施、直接
の動機は松方日ソ石油の競争で混亂に陥
つた事業界の安定を圖ることであつたが、同時に國防産業
としての石油業の強化・發展を國家權力によつて助成する
のが、この法律の最大眼目となつてゐる。本文十七條、營
業許可制、價格・販賣數量等の公定、強制買上、貯油義務等
が主要内容である。新しい統制經濟思想から出發した業種
別統制法の最初のものとして注意すべき法律である。(イ)
營業許可、石油採掘、精製、輸入業はすべて許可制とする。
外國資本勢力(スタンダード及びライジングサンの英米二社)を現状
維持に制限し、國內資本による企業發展を保護するのを目
的とする。(ロ)價格・數量等に對する統制命令―業法實施
以來内外各社は商工省の命令で販賣數量の割當を受けてゐ
る。毎年の自然増加需要に對しては國內資本による會社に
優先的に多くの割當をやる。需要の最も多い揮發油(全消費
の四割)相場は九年七月より公定價格となつてゐる。公定價
格は爾來數次の引上をやり、次第に人造石油のコストに接
近させようとする政策を採つてゐる。(ハ)貯油義務―内外
各社に六ヶ月分の販賣高に相當する分量の貯油義務を課し

てゐる。營業用ストックの三ヶ月分と合はせ、八、九ヶ月
の販賣量に相當する貯油が常備される譯で、國防上に寄與
する所多大である。フランス、スペイン等ではずつと以前
から實施されてゐた。英米二社は大分グズつたが結局折れ
て十一年から三井物産を義務代行者として履行してゐる。
義務履行に對し年額二百七十萬圓の補償金が交付される。
(ニ)強制買上―非常時の場合、政府は時價標準で民間會社
の保有石油を買上げることが出来る。(ホ)石油委員會―石
油業法により國家が石油事業に干與する力は著大である。
よつて不公正な干渉を制限する目的で、統制策實施に當つ
ては官民委員から構成される石油委員會が諮問、建言する。
〔石油聯合會〕石油事業は石油業法により、一種の法律的獨
占企業としての地位を獲得したのであるが、各種石油の價
格販賣數量、運送等一般問題に關する自治的統制機關とし
て、昭和十一年末聯合會が結成された。加盟者は日本石油、
小倉石油、三菱商事、三菱石油、早山石油、愛國石油、日
ソ石油の日本側有力七社である。

石油資源開發法

〔沿革・目的〕燃料國策確立のため
昭和十二年「燃料局」が商工省外
局として新設された。人造石油五ヶ年計畫と並んで國內油
田開發促進策が考究されたが、その成文化したものが「石油

資源開發法」として第七十三議會に於て成立した。(主要内
容)日本國內の油田は大局論としては悲觀的だが、それで
もなほ未着手鑛區試掘濟鑛の十倍もある。従つて國家が適
當な助成策を加へれば、相當量の石油増産はさして困難で
はない。「開發法」は試掘獎勵を中心として次のやうな保護
助成策を規定してゐる。(イ)試掘獎勵金を豫算の許す限り
多く交付すること。(ロ)納付金制度、今まで獎勵金で成功
した油田があれば、そのまゝ企業家の利益となつてゐたが、
今後は成功油田に對しては採油開始後五ヶ年間、毎年産油
價格の二%以内の納付金を徴收すること。(ハ)採油統制、
軍事上の必要ある場合には、石油業者に對して採油増加ま
たは制限に關して命令を發することを得。(ニ)濫試掘の制
限、成功油田に近接する他の油田權利者が、近接地を濫掘
する弊害は從來からしばしば問題になつてゐたが、將來は
法律により適當なる統制を加へること等。

代用燃料

〔代用燃料の種類〕石油の代用燃料の種類
は色々ある。固有の意味では無水酒精だ
けであるが、所謂人造石油を代用燃料と呼ぶとすれば、石
炭油、合成石油、低溫乾餾石油、シエル・オイルなどが
既に各國で工業化されてゐる代用燃料である。代用とい
つても化學的性質は天然石油と變ることなく、石炭液化に

よる揮發油などは天然石油以上に優秀なものだ。うち石炭
油化が中心のなものであるが、それは別項で説明すること
とし、こゝではその他の代用燃料を略説する。〔無水酒精〕
無水酒精を揮發油に二割前後混用しても、その燃焼機能に
は何の差支もない。そこで燃料節約の手段として日本で
も第七十議會で酒精強制混用法、無水酒精專賣法が成立し
十三年度中に實施されることになつた。原料は甘藷、馬鈴
薯、糖蜜などを使用し、昭和十八年までに年産内地百六十
萬石、臺灣六十萬石、その年の石油消費豫想量の約二割を
酒精で代用させようとする計畫である。現在の馬鈴薯及び
甘藷の値段で採用すると一ガロンの生産費は七十錢餘で、
揮發油より十錢以上高い。しかし農村振興の意義もあるの
で混用法を強行することに決した。〔シエル・オイル〕撫順
炭礦の上層を蔽うてゐる油母頁岩から採取するもので、滿
鐵では昭和五年から操業し、最近では重油、揮發油、蠟な
どを合はせ年産十萬トン以上を生産してゐる。生産費は天
然石油よりやゝ高いが、この製品は海軍が一手に保護買上
をやつてゐる。〔合成石油〕各種のガス(カーバイドより得るアセ
チレンガス、天然ガス、コークスより作る水性ガス等)を原料とし、常
壓二〇〇度位の溫度の下で觸媒により水素と炭素とを化合
させて石油化するものである。日本では海軍の徳山燃料研

究所、理化学研究所、商工省燃料研究所等で研究を積み、實驗室研究としては既に完成してゐる。たゞ天然ガス以外はガスの生産費が高いのと石油收得率が低いため、工業化は困難とされてゐた。しかしドイツのフイツシア法などによれば工業化も可能で、帝國燃料會社、三井鑛山等ではこの方法による合成石油の企業化を計畫し、十三年か十四年中に實現する豫定である。「低温乾餾」石炭を五、六百度の温度で加熱するとタールが十%乃至十五%、半成コークスが七十%位得られる。タールは重油に近似しこれを精製して各種の石油が出来る。この方法はコークスが主で石油は寧ろ副生品だが、天然石油の乏しい各國では、やはり重要な代用石油としてその生産擴張に努力してゐる。例へば英國の一九三三年の低温乾餾石油生産は約三十萬トン(日本の國內産油とは同量)に上つてゐる。日本で工業化してゐる諸會社は次の如し。(A)朝鮮石炭工業―石炭處理年二十萬トン 昭和七年操業、野口系。(B)南樺太炭礦―石炭處理十萬トン、昭和十年操業、三菱系。(C)日本製鐵輪西工場―石炭處理十萬トン、昭和十一年操業。(D)宇部窒素工業―石炭處理二十萬トン、昭和九年操業。これらの他、日本乾餾工業(十萬トン)、日本燃料工業(十萬トン)、東京ガス會社(三十萬トン)等があり、低温乾餾法による石油生産は十三年中、各社合

計十萬トンと推定される。

石炭油化工業

〔石炭油化の方法〕石炭と石油とは共に炭素と水素との化合物だが、化合割合は石油が炭素八に水素一、石炭が十五對一位である。石炭油化は、石炭に不足分の水素を添加し、化合割合を石油同様にするもので、之が凡ゆる製法に共通する原理だ。但し水素添加は技術的になか／＼困難なものだ。それを克服するために、まづ石炭を粉碎し重油で煉り固める。これを鐵製の巨大な反應塔に入れ、一方から水素を送り込み、高温(五〇〇度前後)高壓(三〇〇氣壓)の下に觸媒の作用によつて水素添加をやり石油を得るのである。觸媒は鐵、マンガ、ニッケル等で觸媒の選擇次第で油化成績に大差を生じる。現在では各國共暗中模索的に觸媒の改良を研究してゐる。〔油化法の難點〕石炭油化法により、燃料、原料石炭等を合せ凡そ四噸の石炭から一噸の石油が出来る。揮發油、重油が主であるが、航空機用の良質揮發油が得られることが、油化法の一特色だ。但し生産費は天然石油より大分高い。日本の内地石炭相場を標準とすれば、一ガロン八、九十錢、炭礦を特別に開發して安い石炭を使つても七十錢位はかゝる(帝國燃料興業會社の見込では當初七十錢)。従つて油化法の工業化には普通石油の價格引上が必要で、現に揮發油公定價格は

昭和九年の一ガロン四十錢から六十四錢(十二年末)に引上げられた。油化法のもう一つの難點は、巨額の固定資本を必要とすることで、工場單位能力年産十萬噸につき三千萬圓位の資本が要るものと見られてゐる。〔諸外國の油化工業〕(イ)ドイツ油化法は一九一三年ドイツ人ベルギュースが發明したもので、その工業化もドイツが最も早い。I・G 會社ロイナ工場は最大の規模を有するものであるが、この他ルア・ヘミ會社(資本金一億マ、年産五萬噸、一九三六年操業開始)、ライン・プロイセン會社(年産五萬噸、一九三六年操業)、ブラウン・コール・ベンジン會社(年産五萬噸、一九三五年操業)、グイクタア窒素會社(年産五萬噸、一九三六年操業)等の諸會社が續々新設されてゐる。一九三五年の油化石油の産額は四十三萬噸、全國消費の四割に相當する。(ロ)英國 I・C・I 會社が三百萬ポンドの投資で一九三五年から操業してゐる。年産十五萬噸で英國海軍の平時一年石油消費の六、七割が油化石油で自給される。

日本の人造石油事業

〔人造石油の二法律〕林内閣の伍堂商相によつて議會に提出され、次の近衛内閣の第七十二議會で成立した「帝國燃料興業會社法」と「人造石油製造事業法」の二者が、人造石油業に關する基礎法律である。官民人造石油業の發展保

護のため各種の免税、金融上の特典、配當補助等の特典附與を規定してゐる。〔帝國燃料興業會社〕資本金一億圓(うち官民半額出資)、社債三億圓の資金をもつ持株會社で、石炭油化事業、石油合成の業、低温乾餾事業會社等に投資する。主たる目的は半官半民間組織の上記各事業會社を新設するにあるが、必要に應じ純民間會社にも投資して援助を與へる。帝燃會社の豫定では、十二年以降七ヶ年計畫で人造石油事業の大擴張を實現する。會社は十二年末に出來たが、實際の生産開始は十四年と豫想される。製品は揮發油と重油を主として、昭和十八年度には兩者各百萬噸、全日本需要の四割乃至五割程度を自給しようとする目論見で、そのため總資金は七億七千萬圓と豫定されてゐる。資金使途の内譯は大體別表の如し。

直接油化法	三六、七〇〇千圓
合成法	一八、七〇〇千圓
低温乾餾	一三、七〇〇千圓
炭礦開發費	二七、〇〇〇千圓
合 計	七三、〇〇〇千圓

この他に民間に於ける油化企業の現在投資額(計畫を含む)約五千萬圓中、〔石炭の特別開發〕人造石油二百萬噸の生産に要する石炭は約九百萬噸、これは日滿鮮を通じて供給し、必要の場合樺太その他で特別の炭礦を開發する。内譯は滿洲二百三十萬噸、朝鮮及び

樺太二百二十萬噸、内地四百五十萬噸、但し北支の状況が一變した現在に於ては、恐らく北支炭の利用（現地に於ける油化工場の設立も當然に考慮されるものと思はれる。「民間の人造石油事業」民間の企業計畫として具體化してゐるものに次の諸會社がある。（イ）朝鮮石炭工業―固定資本千二百萬圓、油化石油年産五萬噸の計畫（二十萬噸まで擴張豫定）を進め、十三年度中に生産開始、野口系會社。（ロ）三井礦山―三池炭を利用し、固定資本千三百萬圓、年産能力五萬噸の計畫を實現中。（ハ）滿鐵撫順工場―撫順炭を利用するもので工場は撫順、固定資本千二百萬圓、はじめは年産二萬噸の半試験的生産だが、成功後は資本金五千萬圓、十萬噸まで擴張の豫定。技術、機械共滿鐵の研究になるもの为主とし、十三年操業の見込である。（ハハ）代用燃料の項の「低溫乾餾工業」参照）

【重 工 業】

重要礦物増産法

〔本法の三大眼目〕礦産物が重工業部門の基礎をなし、従つて近代戦遂行の重大要素であることは今更いふまでもなからう。本法は實に現下の情勢に鑑み、重要礦物を積極的に開發増産せしむるを目的としたもので、政府はその提案理由の中で次の如く述べてゐた。

「現下の時局に鑑み重要礦物の増産を図るがため重要礦物を目的とする礦業権者及び砂鑛権者に對し、開發に着手せず又は休業せる鑛區の開發を命ずると共に増産遂行上必要な鑛業権及び砂鑛権の移轉、鑛區の整理を容易ならしむるの途を拓き、且つ事業設備及び作業に關し必要な命令をなし得ることの要あり云々。」

本法は全文二十三條よりなるが、その眼目は（一）休業鑛區の開發（二）鑛區の移轉整理（三）作業變更並に増産命令の三點にある。昭和十三年春の第七十三議會で成立、昭和十三年三月二十八日法律第三十五號として公布、六月一日より施行された。「主要條文」いま本法の主要條文を擧げれば左の通り。

第一條 本法ニ於テ重要礦物トハ金鑛、銅鑛、鐵鑛、鉛鑛、錫鑛、安質母

ニ鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、錳鑛、硫化錳鑛、格魯模鐵鑛、滿佈鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、石炭、亞炭、硫黃、砂金、砂鑛、砂錫其ノ他勅令ヲ以テ指定スル礦物ヲ謂フ

第二條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業権者ヲシテ事業計畫ヲ定メ之ヲ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得

鑛業権者前項ノ命令ニ依リ届出デタル事業計畫ヲ變更セントスルトキハ之ヲ政府ニ届出ヅベシ

第三條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業権者ニ對シ事業ニ着手シ又ハ事業ヲ繼續スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條 重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ハ之ガ爲必要トスル鑛業權ノ讓渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ付當該鑛業権者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ協議ヲ爲スコトヲ得

前項ノ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議圖ハザルトキハ重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ハ當該事項ニ付政府ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得

第五條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ鑛業權ノ讓渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ付當該鑛業権者ニ對シ重要礦物ノ増産ヲ圖ラントスル者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十六條 政府重要礦物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業権者ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ジ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ規格ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第十七條 政府ハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業権者ニ對シ其ノ業務及財産ノ

狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得
政府ハ重要礦物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督
上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

〔施行令及び同規則〕本法が昭和十三年六月十日より施行されるので、これが施行令及び施行規則が六月九日公布された。その主なものを挙げれば次の通り。(第一)裁定または決定の手續(一、重要礦物増産法(以下法と稱す)第四條第一項の規定による協議をなし得べき場合は左の各號の一に該當する場合に限ること(一)當該鑛業權者が事業に着手せずまたは休業中なる時(二)鑛利保護上必要なる時、(三)合併施業その他操業の合理化のため必要なる時(令第二條)。(第二)事業計畫(一、重要礦物を目的とする鑛業權者は鑛山毎に毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の事業計畫を定め一月三十一日までに商工大臣に届出づること、たゞし精鍊を爲す場合を除くその他掘採數量によりて例外を設けること(則第二條)。二、法第十四條の規定による事業計畫は商工大臣の定める期間につき鑛山ごとにこれを記載すれを定めること。三、事業計畫書には左に掲ぐる事項ること(一)石炭鑛區(一)試鑛及び採炭に關する計畫の概要、(二)炭種別出炭數量、(三)運搬計畫の概要、(四)處分方法、(五)石炭鑛區以外の鑛區、(一)採鑛、掘採及び選鑛

に關する計畫の概要、(二)掘採數量及び品位、(三)精鍊數量及び品位、(四)處分方法(則第四條)。

探鑛獎勵交付金

〔沿革〕商工省では從來探鑛獎勵交付規則(昭和十年四月二十二日、商

工省令第二號)により鉛鑛、アンチモニー鑛等の不足鑛物に對し、昭和十年以降毎年四萬五千圓、外に東北地方に對しては硫黃、石炭、石膏等に對し昭和十一年以降毎年三萬三千圓の探鑛獎勵金を交付して増産に努めて來た。その後支那事變の勃發により戰時體制に入ると共に、重要礦物の増産は焦眉の急務となるに至つたので、昭和十三年の第七十三議會では重要礦物増産法が制定されるに至り、右の豫算額の外に、新たに百萬圓の豫算を計上し銅、鉛、錫、亞鉛、鐵、硫化鐵に對しても探鑛獎勵金を交付することになつた。そこで昭和十三年五月二十四日公布即日實施を以て、商工省令探鑛獎勵金交付規則を改正するに至つたものである。改正の要旨は、從來の鑛種以外に銅鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛を追加した外、獎勵金の額及び交付基準を變更し、獎勵金の交付手續を簡易化し、且つ總體的に手續上の様式を整備した點にある。〔探鑛獎勵金交付規則〕(第一條)商工大臣は銅鑛、鉛鑛、錫鑛、アンチモニー鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、クロロム鐵鑛、マンガン鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニ

ツケル鑛またはコバルト鑛の探鑛を目的とし、坑道を掘鑿せんとする鑛業權者に對し前年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す。青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣または福島縣に於て銀鑛、蒼鉛鑛、砒鑛、石炭、亞炭、硫黃鑛または重晶石の探鑛を目的として坑道を掘鑿せんとする鑛業權者に對しまた前項に同じ。(第二條)獎勵金の額は左の各號の一に該當する金額を限度とす(一)水平坑道にありては延長一メートルにつき二十圓、(二)縦坑にありては深度一メートルにつき四十圓。

重要物産の免稅

〔免稅範圍の擴大〕所得税法第十

九條及び營業收益稅法第八條によれば、重要物産に就て免稅規定が設けられてゐる。即ち勅令を以て指定したる重要物産の製造業を營むものには、命令の定むるところにより開業の年及びその翌年より三年間は、その業務より生ずる所得(純益)に附所得稅(營業收益稅)を免除されるのである。しかしこれにより免稅される品目については、昭和九年の改正以來据置のまま現在に至つてゐた。ところが免稅による擁護品目中既に内地生産の基礎を確立し輸出品に轉じ免稅の必要なものあり、或は又新しく免稅の保護により内地生産を確立し輸入を防止せねばならないものあり、經濟情勢の變化により種々免稅品目

の整理改廢を行はねばならない状態となつたので、昭和十三年五月十七日の閣議に於て左の如く改正を決定十八日公布二十日より施行した。〔免稅の新範圍〕施行規則改正による免稅範圍左の如し。(所得稅法施行規則第十三條、營業收益稅法施行規則第十條、鑛を附したるものは新規加入)

- 左に掲ぐる物産の製造業を營むものには所得稅法第十九條および營業收益稅法第八條の規定により所得稅および營業收益稅を免除す
- 一、金、銀、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、タングステン、コバルト、鐵およびアルミニウムの地金
- 二、鐵の條、竿、丁形、山形類軌條、板、線および管(鑄鐵管を除く)
- 三、銅の合金の條、竿、板および管
- 四、アルミニウムの合金およびマグネシウムの合金
- 五、汽機、原動機(機關車を含む)および動力をもつて運轉する鐵製機械
- 六、アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラック、石灰窒素、硫酸カリ、磷酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸アンモニア酸化によるもの、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴムおよびタンニンエキス(矯、曹達灰、苛性曹達、クロール酸カリを除く)
- 七、纖維素パルプ(從來は製紙用のみ)
- 八、光學用ガラス(板ガラスを除く)
- 九、コンデンストミル、カゼイン(絹、亞麻または毛織物を除く)

貨鑛處理の諸方法

〔主な貨鑛處理法〕元來一般の通念によると、製鐵原料とし

て使用しうる鐵鑛石は、鐵分品位五〇%以上であるべきことが認められてゐた。だからいはゆる貧鑛處理法といふのは品位五〇%以下のものに何等か特殊の操作をなして、經濟的に充分使用し得る製鐵原料を得る方法といふこととなる。しかし一口に貧鑛處理法といつても、その内容はかなり異なる。使用する鑛石の質にもよるし、それを運搬する地理的關係や原料費の點などがあるからである。第一に處理法が發明されても、それが時と場所を選ばず立派に工業化されうるとは限らない。だから貧鑛處理法といはれるものにも種々の方法があるし、何も昨日や今日始まつたものでもない。例へば手撰法や水洗法などは、わが國古來の貧鑛處理法だといへやう。すなはち前者は鑛石を小さく打ち砕いて手で振り別ける簡單なもので、どこの工場でも早くから簡單に行はれてゐる。また後者は、粘土の多いものを水洗することによつて撰鑛するもので、兼二浦製鐵所で夙に行はれてゐる。しかし今日問題となつてゐるのは、元よりそんな幼稚なものでなく、もつと高い技術のものである。鐵分僅かに三〇%とか五〇%とかの貧鑛でも、今日では結構利用されてゐる。現在歐洲で特許權をとつてゐる最も進んだ貧鑛處理法は約四十種類にも達してゐるといはれるくらゐである。その中で比較的優秀なものだけを拾つて左に

解説を試みやう。「クルツプ式直接製鋼法」今までの製鋼法だと、まづ熔鑛爐で鐵鑛を還元して銑鐵となし、これを製鋼爐に入れて過剰の炭素を酸化して除くといふ方法をとつてゐた。いはゆる間接製鋼法である。ところが、鐵は鐵鑛から還元せられて低温度にある間は炭素、硅素その他有害ガスを吸収すること少く、まことによいものであるが、銑鐵になると不純分を多量に含有する様になる。そこで製鐵爐で更にこれを除くといふ工程が必要なのである。だから見様によつては、間接製鋼法による時は優秀な鋼を得ることが甚だ困難だといへるだらう。かゝる理由から若し鐵鋼より直接炭素の少ない鐵即ち鋼が製造されたら、非常に益するところがあるだらうと思はれてゐた。質の向上は勿論、第一製鋼過程が非常に省けるのである。しかるにかういふ希望なり試験なりがこれまで工業的に實現不可能視されてゐたのは一つの大きな障礙があるためであつた。それは鋼の熔融點が極めて高く熔鑛爐では容易に熔解しないから、大量の取扱ひが出来ないといふ點である。ところが、特殊な裝置を有する回轉爐を使用すると、半熔融狀態の鋼を相當大量に取扱ふことが出来ることゝがわかつた。しかも工業的にも立派に採算がたつのである。こゝにいふ直接製鋼法とは、まづかういふ原理をもつて世にあらはれ、忽ち貧鑛

處理法の革命兒たるの地位を築いてしまつたものである。クルツプ式直接製鋼法は、ドイツ人技師ヨハンゼン氏の發明に係るところで、ヨハンゼン式直接製鋼法ともいはれる。現在ドイツのマグデブルグ・ブツカウにあるクルツプ・ブルソン會社で實行され、好成績をあげてゐるといはれる。まづ製法を簡單にいへば、原料たる鑛石、紫鑛、熔鑛爐煙塵あるひは鑛滓等を一〇ミリに粉碎する。そして適當な還元劑(これは低級な燃料或は粉炭にて充分)を混合して爐に装入するのである。鑛石と燃料とはよく混合した後、回轉傾斜爐(ロータリー・キルン)で約六時間乃至八時間加熱する。爐から出たものは半熔融の鑛滓を混じたる二百ミリ大の小塊にして、これを空氣または水で冷却する。冷却した後碎粉機にかけるのであるが、この場合鐵の小塊は粉碎されないが、附着せる鑛滓は一ミリ位に粉碎されて取れてしまふ。この一ミリ以上は鐵塊であり、これ以下は鑛滓及び海綿鐵である。粉末になつたものはさらに磁力選鑛にかけて中性の鑛滓とに選り分ける。この最後の尾鑛は酸化鑛として一乃至五%の鐵分及び金屬鐵として〇・二乃至〇・六%の鐵を含有し、主として小粒の金屬鐵の状態に於て含有してゐる。その量は一鑛石の五乃至一五%に相當してをり、一般にはこれを今一度爐に返して使用してゐる。これは鐵塊を形成

する核心となり、一層容易に大塊とすることが出来るのである。本法によると品位三〇%前後の貧鑛でも、熔鑛爐よりずつと安い生産費でしかも炭素の少い品位九〇%以上のものを得ることが出来る。前記ブルソン工場の試験成績によると、鐵分二六乃至五〇%の種々な鑛石を該方法によつて處理した結果、九四・〇乃至九七・〇%の鐵分を含む塊を得たと報告してゐる。しかしこの方法にも長所と短所がある。長所の一例を示さう。從來の富鑛による製鋼法だと熔鑛爐に攝氏千五百度以上の熱量を送らなければならぬが、クルツプ式だと回轉爐でよいし、熱量も攝氏千二百五十度でこと足りる。また得たる銑鐵も、前者だと炭素分含有量百分の三乃至四であるに反し、後者による時は百分の一乃至一・五の炭素分しか含有されてゐない。しかも得たるものは銑鐵といふよりも鋼(炭素含有量千分の一乃至十)に近いルツペン(鐵塊)であるから、一貫作業による時なども屑鐵を混入せずにする。ゆゑに舊式の貧鑛處理法に比すれば、採算上全く比較にならない。ところが、これには次のやうな短所がある。即ち使用鑛石の如何によつて出来上つた塊は、不純物の含有關係で直接平爐で製鋼出来ない場合が生ずる。たとへば鞍山や茂山の鐵鑛石では、硫黃の含有量が多いので折角この方法によつても直ちに現在の平爐に持つてゆか

れない。だから理想的には出来た塊をさらに焙焼爐に入れなければならぬことになる。尤も富鐵ならば不純物も少ないし、殆ど理想的に直接製鋼が出来る。「パッセー式直接法」パッセー法貧鐵處理は、一九二二年フランスにおいて成功した。しかしこれはまだ研究的に成功した程度で、工業化しうる目鼻がついたのは漸くこゝ二、三年前のことである。處理方法は前述のクルツプ式と大差ない。やはりロータリー・キルンを以て製鍊するものである。たゞ異なる點は原料にバーブルオア(硫酸等)を使用することであらう。その他の相違點としては、クルツプ式がロータリー・キルンに粉炭を使用するに對し、パッセー法にあつては無煙炭を使用點などが擧げられる。得たる製品はクルツプ式と同じく、炭素の極めて少ない純粹に近い鉄鐵である。燐なども〇・〇〇七、硫黄も〇・〇〇一程度しか含有してゐない全く優秀なものである。なほ燃料費も、普通焙燒爐精鍊と大差がないといはれる。パッセー法は今日のところ、スペインのバルセロナ近郊にあるアスラン・セメント會社に於て硫化鐵礦を使用して相當大規模に行はれてゐる。本法の缺點ともいふべきは、硫化鐵礦以外の一般貧鐵をも原料となしうるや否やにある。この點の研究はかなり進んでゐるが、今日なほ多少の疑問が残されてゐるらしい。しかし技術的に

みれば、本法などわが國にとつてかなり有効なものであらう。即ちわが國の硫化鐵礦は年額六十萬トンに達してゐるが、一部分八幡製鐵所で焙燒爐に使用してゐるほか大部分は埋立てなどに使はれてゐるに過ぎない。これを大いに利用して、大量の貧鐵を處理することは十分可能である。「鞍山式還元焙燒法」第三の鞍山式還元焙燒法は、わが國における貧鐵處理法としてすでに有名である。だが今日のクルツプ法やパッセー法に比すれば、かなり見劣りがするといはれる。大體これらの進歩した方法に至る過渡的方法といへるだらう。元來、鞍山を中心とする東及び西鞍山、大孤山、王家堡子、櫻桃園等十一箇區は、大部分三五%内外の貧鐵であつた。だからこのまゝ焙燒爐に入れたのではとても採算が合はないし、作業も巧くゆくはずがなかつた。これをいかにして有効に利用するかについては、大分頭を悩ましたのである。ところが大正十年八月に至り、遂にかねて實驗中の赤鐵礦を磁鐵礦に變質せしむる試驗に成功した。同時に硬質の原鐵石を著しく破碎し易くする工業的操作に所信を得るに至つた。越えて大正十一年末には大規模の工業的試驗に成功し、大正十五年七月から選鐵作業をみるに至つたものである。これは専ら同所の梅根常三郎博士の努力による。同博士はいふ。——元來、貧鐵處理に關する一般

の通念によると、この操作は(一)鐵石を適當の大きさに粉碎し(二)粉碎したる鐵石中から磁力によつて鐵分を收集し(三)收集した粉狀の鐵分を焙燒爐裝入に便ならしむるために燒結または壓搾して塊狀とする、の三工程を要した。ところが、鞍山の鐵石は次のやうな理由でこの工程には甚だ不向であつたのである。即ち(一)鐵粒が非常に微少な故に粉碎と選別とに多くの手数を要する。(二)原鐵石が頗る硬質である。(三)原鐵石の大部分が赤鐵礦であつて磁力に感じないため磁力選鐵を行ふには工業上別個の處理を加へなくてはならない。茲において一般的貧鐵處理法を行ふ前に、前三種の特異性に適應するため次の如き方法がとられた。「還元焙燒爐と稱する特殊の爐と、磁力選鐵器とを通過せしめたものを燒結して塊狀となすこと」これである。さてこの操作は具體的にどう行はれるか、過日昭和製鐵所が紹介したものを中心として簡単に述べてみよう。まづ大孤山より採掘した鐵石(鐵分三〇%乃至四〇%の貧鐵)は碎鐵室で百ミリ以下に破碎され、還元焙燒爐(これは滿鐵特許である)に送り込まれる。同爐は横斷面長方形の直立爐で、内側は耐火煉瓦をもつて裏積せられてゐる。なほ兩側には加熱器があり、爐内の鐵石は骸炭ガスによる熱のため加熱せられ徐々に下降する。これとともに爐内の鐵石は底部より

上昇するガスによつて還元作用を受け、こゝに赤鐵礦は磁鐵礦に變質し、同鐵石は排鐵裝置によつて水槽内に落下急冷せられる。このためその質は頗る脆弱となり、破碎し易くなるのである。かくして得た磁鐵礦は選鐵工場において〇・一ミリ以下の粉狀に破碎せられ、磁力選鐵器によつて、含まれてゐる大部の鐵粒を收集する。これを燒結機により石灰粉及び生石灰とともに燒結して骸炭狀となし、鐵分六〇%近い富鐵となすのである。「磁力選鐵法其他」磁力選鐵法とは一名ブレンダー式選鐵法といはれる。選鐵方法は文字通り磁力を利用するもので、スエーデンで發見された。現在わが國では本溪湖煤鐵公司と釜石製鐵所で使用されてゐる。前者では鐵分三〇%乃至四〇%の貧鐵をこの方法によつて鐵分六〇%以上に高めてゐる。後者では採掘の鐵石の約半分が粉鐵となり、鐵分も五〇%にすぎず、しかも一%も硫黄分を含有してゐるので専ら本法によつて成績を擧げてゐる。なほ磁力選鐵法も最近ではかなり進歩發達をみた。例へば、從來の選鐵機が直流電氣を用ひてゐるのに反し、新選鐵機では普通の周波數による交流電氣を用ひ、比較的弱い磁界を發生せしめ、この磁力を感受した碎片を迅速かつ有効に分離するなどである。風壓選鐵法とは、これまで文字通り強壓なる風を吹き送つて選鐵するものである。

我農家で古來から使つてゐる米の選穀機と原理は同じだ。風壓によつて純分高く重い鑛石は手近に、中位のものの中間に、しかして鐵分最も少く軽いものは遠くへ吹き飛ばされるのである。朝鮮茂山を開發するに當り本法が採用されてゐる。燒結法にも色々ある。たとへば硫酸滓燒結法、或は紫鑛製造法等。前者は硫酸製造に使はれた硫化鐵鑛の殘滓を利用せんとするものである。元來硫酸滓は普通五〇%以上の鐵分を含んでゐるにも拘はらず、硫黄が一部殘留してゐることと性質が脆弱で粉状であるため、直ちに製鐵用に供し得なかつた。ちよつとした豫備操作（燒結すれば塊となり、硫黄は減じて立派な製鐵原料となる）をやればよいものだが、採算不利のため大部分は投棄されてゐた。もつとも硫酸工場に於ては殘滓を投棄する場合は投棄場の經費を要するからこれらの費用と賣價との合計が運送料より大なる場合は、燒滓が規格に合格するかぎり賣鑛しつゝあつたのである。しかしもとより大した額には上つてゐない。最近では鐵鑛に不足せるわが國にとつてこれは遺憾であるとなし。色々の方法で燒結法による貧鑛處理を奨励してゐる。「砂鑛の精鍊法」最後に貧鑛處理の一方法として、砂鑛の精鍊法を述べておかう。最近政府では鑛石自給の一助に砂鑛精鍊の奨励に積極的になり出して來た。調査判明せる分だけでも

砂鑛の埋藏量は實に六億三千万噸に達するといはれる。即ち青森縣下北半島に品位四〇%以上のもの四九、六九七千噸、四〇%以下のもの三〇九、一五三千万噸あり、岩手縣久慈にも同じく二九、五三一千万噸、二四三、二六八千噸がそれ／＼埋藏されてゐるといふ。四〇%以下の低品位砂鑛は合計して實に五五二、四二二千万噸もあるわけである。これが十分なる工業化が出来れば大したものだが、今日のところではまだ完全とはいはれない。元來、砂鑛の製鍊はわが國古來の刀劍が専らこれによつてゐたことでもわかる通り、その歴史は新しくないのである。しかるに今もつて完全なる製鍊法が發明されないといふのは、要するに砂鑛にはチタニウムが極細粒に至るまで化合密着してをり、これを經濟的に分離することがなかく出来ないとある。それからもう一つは、大量の繼續的採集が非常に困難なこともあるだらう。即ち砂鑛は極めて廣範圍に分布してをり、しかもそれらは多く薄い層を成して沈澱してゐるからである。これらの困難によくうちかち得たとしても、熔鑛爐のあるところまで搬出してしかも採算が合ふといふのは、容易なことではない。しかし最近では、ポツ／＼工業的に成功してゐるやうである。たとへば日本砂鑛工業のベラントによれば、チタニウム分を分離して副産物とし、白色

顔料の酸化チタニウムを得ることに成功したといはれる。また特殊な爐を用ひて砂鑛から海綿鐵を造ることに成功したが、之がコストは非常に低いといふ。なほ砂鑛からクロム・バナヂウム鋼や、カーボン・バナヂウム鋼等の特殊鋼が生産されるが、普通の鋼に比し極めて採算はよいといふ。日本砂鑛のは濕式法だが、理化學研究所では沈澱したものを電氣分解によつて純鐵を取る方法が完成されてゐる。なほ前述のクルツプ式ロータリー・キルンによる直接法は鐵鑛石よりも寧ろ砂鑛の精鍊の方が有望だといはれてゐる。

産金の増加策

〔目標〕商工省ではかねて産金増加に關する具體方策につき調査研究を進めてゐたが、わが國際收支の現狀に鑑みこの際急速に金の増産を計らんとするには、増産の見込み相當確實な鑛山の開發擴張に主力を注ぐを以て捷徑とし、これに基いて次の如き方策を可及的速かに實行に移すことになつてゐる。即ち昭和十七年に於ける内地の産金量を六十噸（十一年生産高二十二噸、十二年は二十六噸）に増加することを目標としてゐるが、一方朝鮮でもほゞ同様の計畫をもつて増産を計り、昭和十七年の産金量を約七十五噸（十一年生産高十八噸、十二年二十四噸）にまで増加させる豫定である。故に昭和十七年には内外地を通じて約百三十五噸（時價約五億八百九十二圓）の金を産出する

ことになる譯である。〔内容〕なほ産金増加に關する具體策を挙げれば次の如し。（一）中小産金業者に對しては相當助成金を交付して精鍊場及び選鑛場の増設擴張を實行させること、即ち内地に於ては新たに精鍊場を五十ヶ所、選鑛場を三十ヶ所設置させると同時に現在ある精鍊場及選鑛場については實情に應じてこの能力を二倍乃至三倍に増加させる。（二）一般的に探鑛奨励金を交付して徹底的探鑛を行はしめ、それによつて金鑛石の供給を増加させる。（三）小産金業者に對しては必要に應じ鑿岩機を貸與して探鑛及び採掘を助成すること、鑿岩機は一組一萬圓程度のもの百組を用意。（四）鑛山監督局に技術員を増置し中小産金業者に對し技術上各般にわたる現地指導を行はせる。（五）右のほか將來必要ある場合には相當の補助金を交付して低品位鑛山の開發を助成することについても考慮する。（六）試掘、採掘、精鍊場設置の許可などについては關係各處とも協議の上なるべく迅速に取計らふと共に鑛石の運賃についても適當に考慮する。（七）以上各計畫と併行して金山金融の圓滑を計ることは極めて必要であるからこれについては内外地を通じて適當に考慮する。

産金法

〔成立経緯〕産金法は政府の産金奨励と金集中策の具體化策として成立したもので、第七十一

議會を通過成立、昭和十二年八月十一日法律第五十九號として公布され、同八月二十五日より施行された。法文は全文二十三條、外に産金法施行令、産金法施行規則がある。

〔内容〕産金法の概略を示せば次の通り。(一)金集中、即ち新産金を政府へ強制的に賣却せしめること。含金鑛産物を取扱したもの、これを金地金に精鍊して政府かまたは金製鍊業者、含金鑛産物の買入免許を受けたものに必ず賣却せねばならぬ(第一條)。他方政府はその鑛産物所有者に賣却を命ずることが出来るとともに、金製鍊業者及び鑛産物買入免許者に對しても鑛産物の買入れを命ずることが出来る(第二條)。(二)産金奨励のため金製鍊業者及び金鑛業者に事業計畫を政府に届出する義務を課するとともに、政府がその變更を命じ(第五、七條)、金製鍊業者に製鍊設備の擴張、改良等を命じ(第六條)、金鑛業者に採鑛、採掘採取、選鑛設備の新設、改良等を命じ、または製鍊設備の新設を命じる(第八條)ことが出来る。それと同時に産金奨励の意味から事業上必要な器具、機械、材料を政府の認可を受けて輸入する時は、本法施行の日から五年間輸入税を免除(第十五條)し、また奨励金を交付(第十六條)する。(三)かゝる奨励策をもつて産金事業を援助する反面、業者の管理規定が設けられてゐる。即ち金製鍊業者、含金鑛産物買入業者は免許制とな

し、無免許者は含金鑛産物の譲受を禁じ(第三條)、金製鍊業者の事業廢止、休止、讓渡、會社の合併、解散は政府の認可を受け、また金製鍊業者を繼承した相續人は政府に届出せねばならない(第四條)。鑛産物取引につき必要事項を命じ(第九條)、業務、財産、會計に關し報告を徴し、検査をなし、監督上必要な命令、處分をなすことが出来る(第十條)。(四)政府が効果的に金を集中しうるため、その消費を統制する目的から、金の市場價格を公定して金の工業及び裝飾用等に使用する量を制限し(第十一條)、金貨、金地金、金の合金、金を主たる材料とする物の取得、處分、保有に關して報告を徴しまたは検査をすることが出来る(第十二條)。

日本産金振興株式會社

〔簡歴〕昭和十三年三月二十九日公布の日本産金振興株式會社法に基き設立されたもの、資本金五千萬圓のうち政府が二千五百萬圓を出資する半官半民の國策會社だ。設立趣意書の中で次の如く述べてゐる。

「産金増加の方策は固より多々あるべく政府に於ては昭和七年以來産金奨励に關する諸般の施設を講じ來り、特に昨年支那事變發生後には刻期的なる金増産計畫を樹立し、之が達成確保のため産金法を制定して産金事業に對する保護助成をなすと共に、指導監督を加ふることにしたるも尙産金の飛躍的增加を確保せんが爲には從來の施設の外半官半民の資本組織に依る特殊會社を設立して事業資金の潤滑なる調達、低品位金鑛の處理其の

他金増産上必要とする種々の助成的事業を經營せしむるを緊要なりと認め、茲に日本産金振興株式會社を創設することに決せり。」

〔會社の目的及特典〕當會社は産金事業の振興を圖るため(一)金鑛を目的とする鑛業若くは砂金を目的とする砂鑛業(以下金鑛業ト總稱ス)、金製鍊業又は金鑛業若くは金製鍊業の用に供する器具機械類の製造業に對する資金の融通又は投資。(二)金鑛業又は金製鍊業。(三)金鑛業又は金製鍊業の爲必要なる器具、機械、材料又は設備の賣買。(四)含金鑛産物の賣買。五委託に依る金鑛山に關する調査又は鑑定。(六)其の他政府の認可を受け産金事業の振興上必要なる諸事業を營むにある。而して當社は國策會社であるから次の如き特典が付與されてゐる。(一)本會社の配當し得べき利益金額が民間出資に對し年四分の割合に達する迄は政府出資に對しては利益配當を爲すを要しない。(二)本會社の配當し得べき利益金額が民間出資に對し年四分の割合に達せざるときは政府が初營業年度及爾後五年間を限り之に達せしむべき金額を補給す、但し其の額は初營業年度を除き毎營業年度に於ては民間出資に對し年百分の四の割合に相當する額及當該營業年度に於て支拂ひたる産金振興債券の利息額の合計額を超えざるものとす。(三)本會社は拂込株金額の五倍に達する迄産金振興債券を發行することを得。(四)産金

振興債券の元利支拂に付ては政府の保證を受く。(五)本會社は其の低品位金鑛處理の事業の爲政府より補助金の交付を受く。(六)本會社は開業の年及其の翌年より十年間所得税、營業收益税及地方税を課せられない。〔事業計畫〕當社の事業内容及びその計畫の概略次の通り。(一)資金供給の事業。昭和十七年内地産金豫定額五十六噸、朝鮮産金豫定額七十五噸を實現するため内地及び朝鮮に於ける製鍊所及び選鑛場の建設資金、運轉資金、金鑛山の開鑿資金又は鑛山用機械製作所の建設資金等の融通をなす。(二)産金事業。昭和十三年より十七年に至る五年間に於て内地に於ける適當なる産金地帯に製鍊所又は選鑛所の建設をなし之が經營をなす。(三)産金事業の賣買事業。金増産計畫の實施に伴ひ必要な各種の機械、器具其の他の材料の圓滑なる供給を圖るため本社に於て之が賣買の事業をなす。(四)粗金銀地金の賣買事業。地方小金山業者のため本社の買入從業者を各地に派遣し、粗金銀地金の買入に従事せしむる。差當り朝鮮に於て之を實施す。〔事業費〕前各項の事業を實施するに要する事業費は約三億圓を要する見込。而してその資金は第一回拂込金二千萬圓を以て之に充つる外、第二、四、六各營業年度に於て各一千萬圓(二株十圓)宛の拂込に俟ち、其の他は産金振興債券の發行又は借入金による等適宜

の處置を講ずる。但し事情により社債又は借入金を以て株金の拂込に代ふることがあるかも知れない。

金の使用制限

〔目的〕戦時體制下にあつて金の保有が絶対必要なことは今更いふ迄もあるまい。政府では一方で産金の積極的増加策を講ずると共に、他方に於ては金の使用制限を行ふことになつた。即ち産金法第一條により、昭和十二年十二月二十八日金使用規則が公布され、これにより品位千分の三七六(九金に相當する)を超ゆるる金製品の製造は原則的に禁止されることになつた。なほこれにより節約される金額は約一千万圓と見積られてゐる。

〔金使用規則の概要〕(一)金(金箔、金絲、金粉および金を除く)を用ひたる製品の金の品位千分中三七六を超ゆるものはこれを製造することを得ず、但し左の場合にはこの限りにあらず。(1)軍用その他法令により製造せられるもの。(2)工業用または醫療用として必要やむを得ざるもの。(3)大藏大臣の許可を受けたるもの。(二)金または金箔、金絲、金粉、もしくは金液、表装用、製本用、印刷用、廣告用または標識用に供することを得ざる事、但し大藏大臣の認可を得たる時はこの限りにあらず。(三)金を用ひたる製品または金箔、金絲、金粉もしくは金液の製造業を営むものは大藏大臣に届出づべきこと、たゞし毎月使用する

金の純量五十グラム未滿なる時はこの限りにあらず。(四)第三項により届出でをなすを要する時は毎月の金地金の使用状況ならびにその製品の製造及び賣却状況を報告すべきこと。(五)大藏大臣は必要ありと認むる時は第三項の事業を営むものに對しその製品の種類または金の使用量を制限するを得ること、なほ現在事業を営むものは本法公布以後三週間以内に届出づべし、また本法施行の際すでに製造中のものはこれを認む。

鐵鋼配給の切符制度

〔切符制の採用〕商工省では鐵鋼の配給統制を強化するため鐵鋼の配給に法的切符(鐵鋼配給證明書)制度を採用することになり、輸出入品など臨時措置法に基き商工省から「鐵鋼配給統制規則」を制定し昭和十三年六月十九日公布、七月一日より施行した。鐵鋼の配給割當はすでに大量使用の特殊工業者及び軍需工業には實施されてゐるが更に一般鐵鋼業者にも實施されることになつたものである。

〔鐵鋼配給統制規則(第一條)〕本則に於て鐵鋼とは普通鐵鐵(鑄鐵管を含む)及び普通壓延鋼材をいふ。(第二條)鐵鋼の製造業者又は販賣業者(シャラング業者を含む以下同じ)は官廳、公共團體または商工大臣の指定したる團體(以下統制團體と稱す)において發行する鐵鋼配給證明書と引替ふるに非ざれば鐵鋼を使用

するものに對し鐵鋼を販賣することを得ず、但し左に掲ぐる場合はこの限りに非ず。(一)左の各號の一に該當する鐵鋼を販賣するとき(イ)御用品、(ロ)官廳に於て購入するもの、(ハ)公共團體に於て購入するもの。(二)製鐵用原料または材料として製鐵業者に鐵鋼を販賣するとき。(三)天災異變その他やむを得ざる事由ありたるにより鐵鋼配給證明書によることを得ざる時。(第三條)造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業その他鐵鋼を使用する事業を営む者その事業用に供する鐵鋼を購入せんとする時は當該事業の主務官廳地方長官または統制團體より鐵鋼配給證明書の交付を受くべし、たゞし軍用の工作物(建築物を含む以下同じ)の築造用鐵鋼または軍需品製造工場にして陸軍大臣若しくは海軍大臣の認定を受けたるものの軍需品製造用鐵鋼の購入については此の限りに非ず、官廳または公共團體の工作物の築造を請負ひたるものまたは軍需品製造の注文を受けたるものは前項の鐵鋼配給證明書のほか當該官廳または公共團體より鐵鋼配給證明書の交付を受くべし。(第七條)統制團體は商工大臣の定める數量の限度内に於て鐵鋼配給證明書を發行することを要す、公共團體は地方長官の定める數量の限度内に於て鐵鋼を購入しまたは鐵鋼配給證明書を

發行することを要す。(第八條)鐵鋼配給證明書と引替へ購入したる鐵鋼はこれを他人に譲渡することを得ず、但し特別の事情により商工大臣の許可を受けたる場合はこの限りに非ず。(第九條)鐵鋼の製造業者または販賣業者はその引替へたる鐵鋼配給證明書を引替後遲滞なく商工大臣の指定したる者または團體を経由し商工大臣に提出すべし。(第十條)商工大臣または地方長官は必要ありと認むる時は當該官吏をして鐵鋼の販賣業者の帳簿その他の検査をなさしむることを得。(第十二條)鐵鋼の製造業者または販賣業者は鐵鋼配給證明書と引替へに鐵鋼を販賣したる時は遲滞なく鐵鋼の販賣先種類別數量及び價額ならびに引渡しの年月日を當該鐵鋼配給證明書を發行したる官廳公共團體または統制團體に報告すべし。〔鐵鋼配給の順位〕鐵鋼配給に際して臨時物資調整局では「機械鐵鋼業に於ける鐵鋼配給順位」を決定、順位の下のものほど配給數量が少い。配給順位は左の通りで鐵鋼配給は一ヶ年を四期にわち七月からの第一回は本年第三、四半期(七月―九月)に適用するものである。なほ配給順位は臨時資金調整法による調整標準順位を基礎として作成されてゐる。

第一順位 (十三)

軍需品▲軍需品製造加工用機械▲製鐵用機械器具▲採鑛、選鑛および製鍊

機械器具その他礦山用品▲工作機械器具高級化學工業用機械器具▲航空機
▲自動車▲船舶▲鐵道用品(機關車および貨車ならびに同部分品)▲無線
および有線電信電話機械器具(家庭用ラヂオ用具を除く)▲陸軍および陸
軍▲ドラム罐▲送電、發電および發電用機械器具▲輸出用機械器具(滿洲
および支那を除く)▲その他臨時資金調整法に基く事業資金調整標準、
(甲)に關する事業用に供する機械器具。

第二順位 (九)

内燃機関(第一順位に關せざるもの)▲原動機▲發電機、電動機、變壓機
(電氣事業用を除く)▲起重機▲光學機械器具▲ベルト車、齒車等▲ボール
ト、ナットおよびワッシャー▲リベット▲試験檢定および學術用機械▲そ
の他臨時資金調整法に基く事業資金調整標準(乙)の(イ)に關する事業
の用に供する機械器具。

第三順位 (七)

バルブ製造用機械▲測量および製圖機械器具▲自動自動車▲農林漁業用機
械器具▲ポンプ、水壓機および送風機▲製材および木工機械▲醫藥機械▲
その他臨時資金調整法に基く事業資金調整標準(乙)の(ロ)に關する事
業の用に供する機械器具。

第四順位 (十六)

客車、ガソリン自動車および電車▲ミシン▲食料品製造加工用機械▲石油機
關▲家庭用電氣器具その他の順位に關せざる電氣機械器具▲家庭用ラヂオ
用具▲土木建築用機械器具▲洗滌機(掃除機)▲縫製機▲印刷機▲計
▲度量衡器および計器▲事務用機械(第五順位に關するものを除く)▲時
計(置時計を除く)▲寫真機▲照明用機械(演藝用を除く)▲自動車(子
供用を除く)▲ガス器具(第五順位に關するものを除く)▲水道器具▲その
の用に供する機械器具。

他臨時資金調整法に基く事業資金調整標準(乙)の(ハ)および(ニ)に
關する事業の用に供する機械器具にして他の順位に關せざるもの。
第五順位
(原則として配給せざるもの)洗滌機および鋼材製品の製造制限に關す
る件により指定したる機械器具及び其部分品。

鐵鋼調査令

〔目的〕鐵鋼供給不安対策として昭和十
二年四月十六日附で公布實施されたも
の。本令は昭和四年制定された資源調査法第一條の發動に
よるもので、その骨子は商工省告示をもつて指定する鐵鋼
の製造業者及び販賣業者に毎月その生産、販賣、在庫等の
數量價格を報告する義務を負しめ、同時に必要ある場合は
商工大臣の命令をもつて、右各項に關し隨時報告せしめ得
ることとなつてをり、違反者に對しては資源調査法第五條
の規定が適用されることになつてゐる。従つて消極的なが
ら、鐵鋼價格抑制に効果あるものと期待されてゐる。〔商
工省令要綱〕(一)鐵鋼の製造業者及び販賣業者は毎月その
業務の狀況に關し別記様式により報告書を作成し翌月十五
日までにこれを商工大臣に提出す、但し販賣業者にしてそ
の販賣數量常時月額三十トンに達せざるもの、其月末在庫
數量十トンに達せざる時はこの限りにあらず。(二)商工大
臣必要ありと認むる時は臨時に期日を指定し別記の規定に

よるほか鐵鋼の製造業者及び販賣業者に對し別記様式に掲
ぐる事項に關し報告を命ずることを得。(一)前二項の鐵鋼
の種類は商工大臣別にこれを指定す。〔本法適用の範圍〕鐵
鋼調査に關する商工省令の規定により適用さるべき鐵鋼の
種類は左の通りである。

鉄鋼鋼片、シートバー、棒鋼(丸鋼、角鋼および平鋼)形鋼(山形鋼、丁
鋼、溝形鋼、工形鋼および乙形鋼)軌條および接目板、線材、鋼管(各種
接目無し鋼管、鍍接鋼管および銑接鋼管)帶鋼(全周をメッキせざる鋼板た
ゞし美裝鋼板および珪素鋼管を除く)、原板(厚さ六ミリ以上)中板(厚さ
一ミリ以上五ミリ未満)薄板(厚さ一ミリ未満)但し鉄力の厚板を除く。

鋼材販賣統制案

〔目的〕鋼材界の自治的統制を目
的とするもので、鐵鋼協議會が

昭和十二年四月立案したもの。本案は商工省へも答申した
し、また昭和十二年秋に出來た鋼販聯の設立に對しては多
大の貢獻をなしてゐる。〔内容〕(一)販賣組織の統制機關
として日本鐵鋼販賣組合聯合會を組織す。(二)聯合會は生
産輸出入等需給に關する一般的事項ならびに右に關する根
本の方針の決定ならびに組合に於て解決し得ざる紛争の處
理、組合員の除名及び調査、統制下各組合共通の事項を審
議決定する機關となし、組合に参加せる各社より若干名の
委員を選出し構成す。(三)聯合會の統制下に左記の品種(短
尺格下品およびその他發生品を含む)につき販賣組合を組織す、半

製品(販賣向棒鋼、型鋼、線材、鋼板(中板を含む)薄板、鉄力、
帶鋼、鋼管。(四)組合の中樞機關として理事會を置き、販
賣比率の變更、販賣豫定數量並に値段その他の取引條件の
決定及び註文の收受割當など總て組合の運用に必要な一切
の事項を議決せしむ。(五)各組合ごとに事務所を置き組合
事務の一切を處理せしむ。(六)受註文收受は總て各組合を
通じてこれを行ひ理事會の決議に従ひ各社に割當てるもの
とし、組合員單獨の販賣は規約により特別の除外例ある場
合のほか一切これを認めざるものとす。(七)組合はその統
制する製品につき需給を調整するため一定期間(輸入期間を指
す)をして輸入せしむることを得、たゞし組合員は統制品種
につき直接または間接を問はず單獨輸入または買入をなす
ことを得ず。(八)組合は非加盟社の製品につき受託販賣
をなすことを得ず。(九)各組合に於ける各組合員の販賣比
率は別にこれを定む、販賣比率は權利なると同時に義務な
りとの觀念の下に特別の理由なくして割當を辭退すること
を得ざるものとす、たゞし當分の間販賣比率を定めず各社
の販賣餘力に基き受註割當す。(十)組合員は全面的協調の
精神に基き、他の品種製造に關し左の各項の義務を負ふ。
(一)一つの組合に参加せるものは組合統制品種について他の
組合にも必ず参加することを要す。(二)組合統制品種にし

て自己の未だ製造しをらざるものを新に製造せんとする場合は聯合會の承認を要するものとす。(3)組合の統制品種にあらざるものを新に製造せんとする時は豫め聯合會に届出るものとす。(十二)聯合會及び組合はその規約または決議が公正に維持運用せられをるか否かにつき監督する権利と義務を有す、従つて各組合員は聯合會または組合内に於てこの目的のためにする帳簿の検閲または工場の検査等を拒むことを得ず。

鐵鋼工作物築造制限

〔要旨〕政府では昭和十二年十月、鐵鋼工作物築造許可

規則を公布したが、その理由を商工省發表として次の如く述べてゐる。

鐵鋼の需要は近時急激に増大し來つたので政府はその對策として極力鐵鋼生産擴張計畫を促進するとともに、必要なる鐵鋼の輸入を調停ならしむることに努めて來たが、重要産業の原料等に付ても消費の調整と共に輸入の抑制を爲すの已むなきに至つた爲に、鐵鋼に付ても本規則を制定し其の需給の調整を図ることとしたのである。政府は眞に閣議に於て政府の使用する鐵鋼の節約を決定實行したのであるが、更に本規則に依り此の際民間に於ても出来るだけ鐵鋼の使用を節約するため比較的不急なる用途に供する鐵鋼工作物の築造を當分の内制限することとした。即ち鐵筋「コンクリート」造、鐵骨を有する鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又は鐵造の建築物其の他の工作物を築造せんとする者は地方長官の許可を要することとす、

但し生産力擴充を特に必要とする事業の用に供する工場其の他の堅固なる構造を必要とする工作物、構造用として使用する鐵鋼の數量五十噸以下の工作物に付ては許可を必要としないこととなつて居る。(以下略)

〔運用方針〕本規則公布と共にその運用方針を左の如く發表した。(第一)左の工作物は許可を要せず。(一)生産力擴充を特に必要とする事業(大體臨時資金調整法に基く事業資金調査標準甲に屬するもの)の用に供する工場其の他の堅固なる構造を必要とする工作物。(二)構造用として使用する鐵鋼の數量五十噸以下の工作物。(第二)前項以外の工作物は總て許可を受くることを要し其の許可方針は左の通りとす。(一)左の工作物は原則として不許可とす、但し保安上必要なる修築國際建築物の築造其の他已むを得ざる事情ある場合は此の限に在らず。

- イ、百貨店、料理店、劇場、映畫館、演藝場、觀物場、遊技場、舞踏場、待合、貨座敷其の他之に準ずるもの。
- ロ、集會場、公會場、俱樂部其の他之に準ずるもの。
- ハ、住宅、商店、銀行、事務所、浴場、社寺、教會、飯屋、寄宿舎、下宿屋、市場、旅館、宿所、アパート其の他之に準ずるもの。
- ニ、贅用品其の他不急品の製造事業等差當り擴張を必要とせざる事業(大體臨時資金調整法に基く事業資金調整標準丙に屬するもの)の用に供するもの。

(2)前號に該當せざる工作物(大體臨時資金調整法に基く事業資金

調整標準乙に屬する事業の用に供するもの)は工作物の用途、築造を必要とする事由等を參酌し差當り左の場合に於ては許可す。

イ、臨時資金調整法其の他の法令に依り事業の新設、擴張等に付主務大臣の許可又は認可を受けたる事業の用に供するものにして鐵筋「コンクリート」造、鐵骨を有する鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又は鐵造の構造を必要とするとき。

ロ、工作物の用途等を參酌し保安上其の他已むを得ざる事由あるものと認めらるるとき。

〔制限更に強化〕其の後の鐵鋼需給調整計畫に鑑み五十グラムトン以下の數量を使用する場合に於ても、庇、樋、換氣筒、煙突、雨押へ、木口隠しまた炊事場、流し場もしくは風呂場の羽目張りもしくは床張以外に使用することを禁止することとなり、右の改正省令を昭和十三年七月十一日公布、十五日より施行された。これと同時に使用禁止の除外規定を適用される工作物の種類を縮少し、從來制限外におかれてゐた左の事業用の工作物をも禁止的制限下におくこととなつた。

- 明礬石、礬土、頁岩、粘土その他の採取業
- 踏釘、錠鎖またはドラム鐵の製造業
- 自動車用ガス發生装置、ガソリン機関、電信電話機械器具の製造業
- 硫酸、硝酸その他化學藥品の製造業及び石油精製業
- 光學ガラス、強化ガラスその他の製造業
- 電氣供給事業
- 海運業

商工大臣の指定による工作物用鐵鋼使用禁止除外事業次の如し。

- (一)採掘業ならびに金屬製錬業および製鐵業(普通鐵材製造業にして製鐵または鑄造の設備のみをもつて營むものを除く)。
- (二)輕合金または可鍛鐵鑄物の製造業。
- (三)工作機械器具(製材および木工機械を除く)または同部分品もしくは同附屬製造業。
- (四)兵器または同部分品もしくは同附屬品の製造業。
- (五)人造石油(頁岩油を含む)または代用液體燃料の製造業および石油精製業。
- (六)石油輸人業。

鉄鐵鑄物の製造制限

〔理由〕商工省では輸出入品等臨時措置法に基いて鐵鋼

工作物築造許可規則を制定、土木建築に使用せられる鐵鋼につき或る程度の制限を實施して來たが、其の後戰時體制が強化され軍需用及び生産力擴充用に充當する鐵鋼の供給確保が益々重大化して來たので、鐵鋼配給統制協議會の運用による配給統制の徹底化と並んで消費の調整にも萬全を期する必要があるところから、前記措置法に基いて商工省令「鉄鐵鑄物の製造制限に關する件」を制定、鉄鑄物につき不急品の製造を制限することになつた。右省令は昭和十三年四月二十五日公布、五月十五日より實施された。しかして右省令は、鉄鐵鑄物中軍需品輸出品等緊急の必要あるもの以外の一般家庭用その他不急不要品約四十七種目に對し製造を制限するものである。〔製造制限物品〕鉄鐵鑄物の

製造制限に關する件により左の通り物品を指定された。

- 文鎮▲鉛筆削▲インク壺▲ホチキス▲貯金箱▲火鉢▲茶道用風呂釜▲天水鉢▲扇風機(工備用ものを除く)▲鏡臺▲煙草セット▲灰皿▲花器▲水罎▲燗鍋▲火消壺▲玩具▲鉄▲柱掛▲額縁▲茶卓▲菓子皿▲置物▲電氣スタンド▲電燈支柱用桝木▲門柱▲扉▲瓦▲持送り▲看板▲扉窓▲窓枠分銅▲椅子▲金庫(手持金庫を含む)▲帽子掛▲掃除器▲手摺▲格子▲陳列臺▲街頭照明▲電柱▲欄干▲柵▲交通標識▲街路樹保護板▲溝蓋▲紙屑箱

〔範圍を擴大〕なほその後の情勢の推移により、前記製造制限品目の範圍を更に擴大する必要が生じたので、昭和十三年六月二十九日改正省令を公布、七月一日より實施された。改正の要點を示せば左の通り。(一)省令本文たる『商工大臣の指定する物品またはその部分品は銑鐵をもつてこれを鑄造することを得ず、但し特別の事情により地方長官の許可を受けたる場合はこの限りにあらず』といふ規定のつぎに『前項但書の許可を受けんとするもの、當該物品または部分品に關する工業組合または工業組合聯合會の組合員または所屬の工業者なる場合に於ては、當該工業組合または工業組合聯合會を経由して許可申請書を提出すべし』といふ一項を追加した。而して製造制限(實質的には製造禁止)を行ふ物品に左の品目を追加した。

- (イ)木立(フックエンドを含む)シャンドリヤ、机、卓子、寢臺、シヤツタ
- 一用器、郵便受箱、ラヂエーター、ガストーヴ、電氣ストーヴ、鐵瓶、

- 五徳、卓上呼鈴、名刺刺さよび傳票刺、紡織染色または整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)窯業用機械器具(ガラスまたは耐火煉瓦製造用機械器具を除く)印刷または製本用機械器具、理容用機械器具(バリカンを除く)(ロ)左に掲ぐる物品またはその部分品を製造する専用機械器具、鐵釘(踏釘を除く)金網、菓子、清涼または致酔飲料、香水、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイドおよび同製品、紙および同製品(パライタペーパーなど特殊の紙を除く)刷毛およびブラシ、綿または麻製の網、繩および網、編糸、マツチ、金屬箔、萬年筆、鉛筆およびクレヨン。

輸入屑鐵共買會

〔成立經過〕昭和十二年六月二十五日成立したもので、輸入屑鐵の共同購買を目的とする業者の自治的統制機關である。鐵鋼協議會案を基礎とし理事長は日鐵の中松常務、常務理事は同長崎常務が之に當り、本部は日本製鐵内に置き毎週二回理事會を開催することになつてゐる。なほ指定輸入商は三井、三菱、淺野、長谷川、日商、岩井の六社。〔規約概要〕(一)本會は左記製鋼業者をもつて組織す、日本鋼管、日本製鐵、川崎造船、鶴見製鐵、神戸製鋼、小倉製鋼。(二)本會は本會員以外の製鋼業者の希望ありたる場合はこれが輸入の斡旋をなす。(三)本會員は外國屑鐵を購入せんとする時は必ず本會を通じ輸入買付をなすものとす。(四)本會はその指定する輸入商をしてこれが買付を行はしむ、たゞし契約は本會員及び輸出商間に於てこれを締結す。(五)輸

入商ならびに買附地域については理事會にてこれを決定す。

白金の使用制限

〔目的〕白金の需要は戰時體制に入ると共に非常に増加したが、これが供給は大部分海外に仰いでゐる。そこで商工省では輸入を減少せしめると共に供給を制限することになり、輸出入品等臨時措置法に基いて白金の使用制限を昭和十二年十二月二十八日公布、昭和十三年一月一日より實施された。右の規則により節約を豫定される白金は直接には約二百キログラム約二萬圓程度であるが、金の使用制限に伴ひ白金の裝飾用需要額の激増が阻止されるので、その額は少からぬものと思はれる。〔規則全文〕(第一條)白金はこれを裝飾品裝身具身廻り品文房具または什器に製造(加工および修理を含む以下同じ)に使用することを得ず、たゞし地方長官の許可を受けたる場合はこの限りにあらず。(第二條)前條但書の許可を受けんとするものは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし。(三)製造する物品名(二)白金の使用量(三)白金を使用せんとする理由。(第三條)白金の生産輸入または賣買を業とするものは左に掲ぐる事項を記載したる事業月報を翌月十五日までに地方長官に提出すべし。(四)生産量及び輸入量(五)買入種(輸入量を

除く)(三)販賣量(四)使用量(五)月末在庫量。

石炭増産五ヶ年計畫

〔石炭需要の増大〕石炭は鐵鋼、電力と共に全産業部門殊に軍需工業の主要部門たる重工業及び化學工業にとつて不可欠の基礎原料である。例へば、重要商品別生産單位當りの石炭使用量を見るに、銑鐵一噸の生産に石炭一・六噸、鋼材一噸につき石炭〇・五乃至〇・九噸、人造石油一噸の生産につき石炭五噸、硫安一噸につき〇・五四噸、紙一石につき一・一噸、人絹百ポンドにつき〇・四噸の石炭が必要であるといはれてゐる。かくの如く石炭は總ての産業部門にとつて不可欠の原料であつて、各事業界の需要は近年頗ぶる急テンポで増大してゐるが、とくに製鐵、造船、鑛山等の重工業方面及び人絹、染料、曹達等を含む化學工業方面の需要が目立つて激増して來てゐる。この外鐵鋼國策及び帝然法による人造石油國策で今後ますます石炭の需要は激増する筋合のものとなつてゐる。即ち鐵鋼國策の遂行による需要は向ふ五ヶ年間に七百萬噸を増加、石炭液化による需要増は昭和十八年までに五百萬噸、合計一千二百萬噸と見積られるにいたつたのである。〔増産五ヶ年計畫〕かゝる情勢に鑑み、商工省では當業者に昭和十二年以降十六年に至る五ヶ年間に積極的増産を目指すプランの樹立を

懲罰するに至つた。そこで石炭鑛業聯合會では昭和十二年九月、次の如き増産五ヶ年計畫を樹立したのである。

需要豫想を十二年五三、五〇〇千噸、十三年五七、六〇〇千噸、十四年六三、三〇〇千噸、十五年六七、三〇〇千噸、十六年七二、三〇〇千噸としこれに對する増産計畫を十二年三一、八〇〇千噸、十三年三五、八〇〇千噸、十四年三九、〇〇〇千噸、十五年四一、七〇〇千噸、十六年四四、二〇〇千噸と豫測してゐる。

なほこの増産計畫は石炭鑛業聯合會所屬の炭坑のみであるから、このほか筑豊互助會、アウトサイダー及輸入で二千五百八十萬噸増を計り、更に滿洲國よりの輸入高五百萬噸を合算して、昭和十六年の供給は七千五百萬噸となるから、需給はトン／＼でゆくとみてゐる。「將來の見越し」石炭業はすでに昭和十一年から十二年上期にかけての需要増で、稼行炭礦は完全に手一パイの送炭とマキシマムの能率發揮とが要求されるやうになつてゐたのである。従つて石炭鑛業聯合會は技術者五千四百人、事務員三千人、労働者十一萬人の増加に對する保證、新坑開發に必要な諸機械の速かなる入手に對する保證、輸送能力を擴大するために港灣設備の改善擴充、鐵道配車の圓滑等を政府に要求してゐる。増設資本(約四億五千萬圓)の調達の問題は暫く措くとしても、上記の諸問題に對する政府の處置如何によつては、五ヶ年計畫は蹉跌せざるをえない運命にある。すでに準戰時の時

から技術者五千四百人、労働者十一萬人を新規に獲得することは困難となつてきてきたのであるが、支那事變のためこの困難は益々加重されて來た。また機械施設をメーカーに發註してもかつては八ヶ月乃至一年くらゐで出來たものが、最近では一年半乃至二年もかゝるといふ有様なので、この點についても政府は萬全の斡旋を行ふ必要がある。次に輸送設備であるが、例へば若松港の實情をみるに十一年下期からすでに積込能力は甚だしく不足し、山元からの送炭を處理し切れなくなつてゐる。これは一例にすぎないがこのことは室蘭、小樽についても同様のひ得るところであつて、貨車及び貯炭の炭車、船積機械、船腹等が全部不足してゐるといふ始末である。殊に當面の問題は労働力の補充である。各炭礦會社とも労働力の不足を痛感してゐるばかりでなく、會社によつては労働力不足のためやむなく豫定の増産をなし得なかつたところさへある。そこで炭礦業者は(一)現在禁止されてゐる婦人の坑内労働を許可されたい(二)半島人の相當多數の新規使用を認めてもらひたい(三)深夜業の禁止を緩和されたい(四)十六歳未満の幼年労働者の入坑を許可されたい等々を要求して、労働力不足を補充しようとしてゐる。かうした要求が炭礦業者から起るのも無理とは思はないが、しかしかくの如く労働強化

を計ることは他方では大きな社會問題なのであるから、到底一舉に炭礦業者の要望が通るものとは思はれない。しかし石炭業が労働力不足で悩んでゐることは動かすべからざる事實なので、結局情勢によつては婦人の入坑禁止と半島人の使用禁止とが緩和されるのではないかと思はれる。

石炭の需給統制計畫

〔輪廊〕商工省は軍需生産力擴充に即應する爲め、最も

基礎原料たる石炭の生産及配給の徹底的合理化を急ぐべく物資調整局に石炭生産統制協議會及石炭配給統制協議會を新設し、政府、生産者代表及需要者代表を集めて石炭の生産配給に關し、一貫した需給統制計畫を樹てることになつた。從來でも企畫院を中心に關係當局間に或る程度の協議は續けられてゐたが、何分にも昭和十三年春以來内地隨所の石炭鑛産に鑑み、之が需給統制の再検討を試みた結果、生産及配給に徹底した計畫的統制を加へるならば昭和十三年度は四、五十萬噸、來年度は四、五百萬噸の過剩石炭を確保し得る見透しを得たので兩協議會を促進し、遅くも九月末迄に新計畫の調整を終へ、十月からの最盛需要期から實施する筈である。新統制計畫の骨子は(一)石炭生産數量の確保。(二)炭種及數量別の配給統制の二點に置き、初め輸出入品臨時措置法の發動によつて強制することも一應考

慮されたが、法の運用技術上の難點から出來る限り業者の自治的協力に俟つことになつてゐるので、當面は他の軍需商品の如く配給乃至使用の制限令は發せられない。〔新統制計畫〕第一に生産統制計畫は左の如し。

- 一、生産統制に當つてはコスト引上を極力防止しコストを引上げないで増産し得る炭坑を全国的に集計して之に基いて各炭坑に増産割當をなす。
- 一、地域的又は時間的な配給不圓滑其他緊急なる場合には重要礦物増産法を適用して特定の炭坑に對し増産命令を發する。
- 一、右により内地産炭高と滿洲、北支、南樺太、佛印からの輸入數量を眺み合せて消費すべき數量を算定し、それによつて生産割當を補整する。
- 一、生産統制協議會にはアウトサイダーも全部包括せしめる。

次に配給統制計畫は次の通り。

- 一、生産數量の絕對的確保に續いて現在迄の錯綜した配給系統を根本的に編成替へせしめ、生産者、需要者、政府の三者協同に基き、需要者に對し石炭の數量別及種類別の配給合理化を加へる。
- 一、從來は貴重な軍用炭、原料炭(製鐵用、冶金用、ガスコークス用等)が無駄に燃料炭並みに消費されるものが多かつたが、十月以降は軍用炭、原料炭は必ず其品質目的に消費せしめて燃料に供給することを禁止し燃料には必ず燃料炭を使用せしめる。
- 一、又筑豊炭を東北に運んだり北滿炭を中國に運ぶやうな配給距離の不合理を是正せしめる爲め、石炭の配給は其品種及目的に應じ夫々最短距離の輸送に止める。
- 一、右により從來の錯綜した石炭配給の系統地圖は新計畫によつて全く書きかへられるが、之は極力業者の相互協力によつて實現することとし、

若し出来なければ輸出入品等臨時措置法による配給統制命令を發するやう用意してゐる。

- 一、配給統制の強行の爲め鐵道省の配車政策、逓信省の配給計畫の協力支援を求めらる。
- 一、配給計畫が一變される結果、既往の長期契約は自治的に解合を行はしめる。
- 一、燃料炭のうち家庭炭への配給制限は行はない。

尙右の他一般の消費節約と價格抑制にも努力する筈で、價格抑制に就ては石炭聯合會及昭和石炭の自主的抑制のほか、特に家庭炭に就ては物價委員會の手で適當に標準價格を作らしめる豫定である。又消費節約も業者及一般國民の自發的協力で一ヶ年優に二、三百萬噸の節約をなし得る見透しを持つてゐるので、之が方策に就ても眞剣に研究することになつてゐる。

石炭生産配給協議會

〔要綱〕商工省では石炭増産の具體的計畫及びその方策ならびに石炭需給調整上必要なる實施計畫を作成し緊急の處置を講ずる必要があるので、臨時物資調整局内に石炭生産および配給兩統制協議會を設置することとなつた。しかして現在生産部門の統制機關たる石炭鑛業聯合會、販賣部門の統制機關たる昭和石炭の機能はさらに擴大強化され、何れもこの統制協議會に引繼がれることになるわけであ

る。〔石炭生産統制協議會要綱〕(一)協議會の目的は石炭生産の具體的計畫及びこれが計畫の具體化に必要な方策の樹立並びに生産炭價の統制をなすをもつてその目的とす。

(二)協議會の構成は協議會は臨時物資調整局にこれを置く、委員長臨時物資調整局第一部長、委員臨時物資調整局及び關係各廳關係官、なほ必要に應じ左の者の中より代者者各一名を委員とすることを得(石炭鑛業聯合會、石炭鑛業互助會、昭和石炭株式會社、日清商事株式會社、開港炭販賣株式會社、株式會社興中公司その他適當なる者)〔石炭配給統制協議會要綱〕(一)協議會の目的は協議會は石炭の需給計畫の確立及びこれが配給の具體的實施計畫ならびに市場炭價を適正ならしむる具體的方策を作成するをもつて目的とす。(二)協議會の構成は協議會は臨時物資調整局にこれを置く、委員長臨時物資調整局第一部長、委員臨時物資調整局及び關係各廳關係官、なほ必要に應じ左の者の中より代表者各一名を委員とすることを得(石炭鑛業聯合會、昭和石炭株式會社、日清商事株式會社、開港炭販賣株式會社、株式會社興中公司、日本製鐵株式會社、鐵鋼聯合會、帝國瓦斯協會、電力聯合會、造船聯合會、大日本紡績聯合會、セメント聯合會、日本陶磁器工業組合聯合會その他)。協議會は主要消費部門別に左の如く分科會を置く。

第一分科會は石炭の綜合的需給計畫の確立及びこれが配給の具體的實施計畫ならびに市場炭價を適正ならしむる具體的方策の作成。第二分科會は軍

- 需用炭。第三分科會は製鐵用、瓦斯、コークス用炭、特殊用炭その他を含む。
- 第四分科會は電氣事業用炭。第五分科會は造船用ならびに船舶燃料炭。
- 第六分科會は窯業ならびに化學工業用石炭。第七分科會は機械工業用石炭。
- 第八分科會は紡織工業用石炭。第九分科會は食料品工業用石炭。第十分科會は各分科に關せざる事業の石炭。

鋼製品の製造制限

〔要綱〕商工省は鐵鋼が軍需工業の生産力擴充の爲め最重要資源たるに鑑み、之が軍需向供給を確保するため國內の不急不用の民需に對する使用を徹底的に禁止することとなり昭和十三年七月九日商工省令鋼製品製造制限規則を公布、八月十五日より施行した。今回の制限令は殆んど全面的な禁止で、其禁止品目は百三十數種に上り凡そ世上に散見される民需向製品は殆んど百パーセントに禁止された。鐵鋼に對しては既に同様の禁止令が發せられて居り、それに今回の鋼製品禁止が加へられる結果、兩者合して鐵といふ鐵は一切民需への使用が遮斷されたわけである。〔製造制限品目〕即ちその品目左の如し。

- 文鎮、ペーパーナイフ、靴篋、ライター、コンバクト、鉛筆削、バンド用金具、シガレットケース、鏡、化粧箱、風筒、扇、交通標識、電燈支柱用腕木、看板、椅子、欄柵除時、鹽、家庭用電熱器、給具箱、フオートク、盆、菓子籠、布吊掛、木立(フック・エンドを含む)、食卓用ナイフ、茶卓、菓子器、天火、置時計、花器、火鉢、卓子、帽子掛、如篋、湯タンポ、電氣ス

銅の需要と配給機構

〔要綱〕昭和十二年度の銅消費は十八萬噸見當であつ

タンド、ランプシエード、紙屑箱、廢物裏金、罌、格子、シャッター用器、貯金箱、煙草セット、灰皿、石鹼箱、墨汁罌、机、戸棚(ロッカーを含む)、履取、備附用洗器、シャンデリヤ、衣裳入箱、自轉車立、痰壺、門、窓枠分銅、欄干、街頭照明柱(鐵芯を含むセメントポールを除く)、陳列器具、廣告塔、スプーン、皿、魔法壺、置物、鳥籠、傘立、泥拭器、屏、手摺、電柱、郵便受箱、ネームプレート、ネオンサイン用具、玩具、子供用乗物スケート用具、投擲用砲丸、鐵錘、圓盤および槍、劍道用面、野球用マスク、鐵錘、短距離用クラッチ、競技用障物、塵埃用ネット、運動靴用スパイク、ゴルフ用具、登山用ビッケル、メガホン、獵銃、空氣銃、藥器、藥器台およびタクト、蓄音器および蓄音器用針、幻燈機、活動寫真機液熱用照明機版質、金網(ラスおよび工鑛業用のものを除く)籠類、ガス器具(營業用および醫藥用のものを除く)金庫(手提金庫を含む)扇風器(工鑛業用のものを除く)ストーヴ、冷蔵庫(醫藥用のものを除く)卓上呼鈴、金鐘登録器、フアイル、名刺刺および傳票刺、パンチ、ホチキス、自動番號機、エレベーター(工鑛業用のものを除く)紡織、染色また整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)窯業用機械器具(硝子または耐火煉瓦製造用機械器具を除く)印刷または製本用機械器具、理容用機械器具(バリカンおよび剃刀を除く)▲左に掲ぐる物品またはその部分品を製造する専用機械器具、鐵釘(除釘を除く)金網、菓子、清涼または致醉飲料、香水、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイドおよび同製品、紙および同製品(バライターペーパー等特殊の紙を除く)刷毛およびブラシ、綿または麻製の網、繩および網、帽子、マツチ、金屬箔、萬年筆、鉛筆およびタレヨ

た。十一年度より五萬三千噸増、四割一分といふ激増ぶりである。これに對し銅の増産が殆んど行詰り状態にあるため、結局外銅を九萬噸輸入して十二年度は需給の適合を計つた模様である。昭和十三年度の銅消費は消費節約が重要されるにも拘らず相當増加する見込みである。といふのは昭和十二年十一月公布された銅使用制限規則による消費節約は年五千噸で、總消費量の三分にしか當らない。この外今度實施された配給統制によつて總消費量の一割見當が節約されうるとしても、軍事的消費が激増してゐるから、結局十三年度の銅消費は前年度よりもさらに増加する筋合にある。これに對し最近の銅輸入は非常に僅少である。即ち現在の輸入銅は殆ど全部米銅であるが、米國商務省の發表によると昭和十三年一月中のわが國向き銅の輸出量は電氣銅が四千九百三十六噸、屑銅が三百三噸、合計五千二百三十九噸となつてゐる、ところが昭和十二年度は七月までの計算で、わが國は月平均八千噸を輸入してゐるのである。ことに事變以來十二月までの銅の輸入量は相對的に尠なかつた。そこで事變以來相當手持をしてゐた一流會社に於ても二月ごろからは殆んどストックが皆無状態となつて來た。その上優秀な軍需工場でも水曜會系の會社でないため配給を尠くされ、操業上に支障を來すといふ配給上の不公

平も加つて、銅の飢饉状態は二月以來一層深刻となつて來たのである。「銅の配給機構」上記の如く銅の飢饉状態が深刻となり銅市價が暴騰して來た結果、商工省では銅配給統制協議會を省内に設置して價格の抑制と配給の合理化に乗り出すに至つた。即ちこの協議會は商工、陸軍、海軍、拓務、企畫院等の關係官廳、生産者の團體たる日本銅統制組合、消費者たる各種産業部門別の配給統制協會、及び配給業者をもつて構成され、(イ)一定期間(三ヶ月)毎の需給計畫の樹立、(ロ)一ヶ月毎に消費部門別の配給割當額を決定する機關なのである。銅配給統制協議會で決定した需給計畫、及び配給割當額の最高實行機關は日本銅統制組合である。この日本銅統制組合は、從來の水曜會メンバーたる日本鑛業、三菱鑛業、古河鑛業、藤田鑛業、住友別子の外に新らしく加入した昭和鑛業の五大産銅會社で組織して國內産銅、輸入銅、内外屑銅の購入、販賣を司る機關である。この日本銅統制組合の下に、産業別に配給統制協會が設置され實際の配給に當ることになつた。現に伸銅業には伸銅用銅配給統制協會、電線業にも電線原料銅配給統制協會が設置され、昭和十三年四月一日から配給を實施してゐる。次に配給の實行に當つては、銅の用途を軍需と民需とに大別し、官應用及び軍需の證明のあるものは優先的に配

給される。即ち軍需用の證明のあるものは、必要とあれば從來の如く配給機關の手を經なくとも、たとひ小口でも統制組合から直接配給を受け得る。「効果」銅の戦時配給機構は上記の如く相當整備して來た。その上銅の配給統制は綿絲布の如く複雑ではない關係上、かなりの効果が期待出来る。即ち需給及び配給計畫が銅配給統制協議會で決定される關係上、配給状態は従前よりかなり公平になつてくる。また今度の配給機關には全生産者及び問屋が参加してゐるので、従来よりは配給機關(ことに問屋筋)の思惑行爲が封じられることになるとともに、建値と市價との値開きが相當縮小されることにならう。現在の配給統制機構には法的な罰則はないが、日本銅統制組合は配給統制協會(問屋)と被配給工場の双方から數量及び値段を申告させ、違約があつた場合には配給を中止することになつてゐる。その上生産者全部が日本銅統制組合に加入してゐるので、市中に浮動商品が無くなつてくるから否應なしに市價もまた建値に鞏寄せざるを得ない。しかし今度の配給統制の狙ひどころは産銅、輸入銅、市中の浮動銅を擧げて軍需用に提供するといふところにある。従つて民需への銅の供給はいよゝ不足せざるを得ない。そこで勢ひ民需は統制圏外にある屑銅線へ集中することになり、電氣銅の市價は建値に鞏寄せ

するであらうが、屑銅線の市價は今後昂騰せざるを得ない。
銅の消費節約 (理由と規則)銅の國內自給率が甚だ低いにも拘はず軍需品として不可缺のものである以上、これが輸入は増大する。しかし、貿易全體としてみると、輸入を極力抑へねばならぬ情勢なのだから、残る途はたゞ一つ非軍需品の需要を抑へる以外にない。かくて銅の戦時體制第一歩として、昭和十二年十一月六日附をもつて「銅使用制限規則」が商工省令として公布された。全文は左の如くである。
 第一條 建築物の屋根、庇、樋、化粧梁、煙突または排氣筒として銅を使用せんとするものは地方長官の許可を受くべし、たゞし一建築物につき百キロを超えざる銅を庇およびこれに附屬する極に使用する場合はこの限りにあらず
 第二條 前條の許可を受けんとするものは左に掲載したる許可申請書を地方長官に提出すべし。一、銅の使用數量(前條に掲ぐる用途別に記載すべし)二、銅を使用せんとする理由、三、建築物の位置、四、建築物の用途、五、建築物を建築する場合には工事着手および竣工の豫定日、六、請負人ある時は請負人の氏名名稱
 第三條 建築物につき百キロを超えざる銅を庇およびこれに附屬する極に使用せんとするものは當該工事着手前に前條に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし
「使用制限の擴大」その後戦時體制の強化により、銅の使用は一層廣範圍に亘つて制限せねばならなくなつたので、

昭和十三年四月二十三日銅使用制限規則の改正を行ひ、同五月一日より施行された。いま改正の要點を挙げれば左の通り。(一)従來の銅使用制限の對象は銅のみであつたが今回新たに銅合金が加へられた。(二)新たに建築物の枠、扉、窓格子、手すり、階段すべり止、または陽よけ金具の銅が制限品目に加へられた(原則として禁止)。(三)從來百キログラム未満の銅を庇及びこれに附屬する樋に使用する場合は許可を要しなかつたが今回この例外を廢止した。(四)從來は建築用附屬金具に銅使用を制限するに止めてゐたが今回範圍を擴大し飲食用器具、厨房用器具、家具什器、美術裝飾品、被服附屬器具、喫煙用器具、身邊用品、裝身具、文房具、玩具、扇風機、ストーヴ、金庫等一般家庭用金物に銅及び銅合金使用を原則として禁止することとなつた。(五)但し差當り屑銅で前記物品の製造は許可される。しかし屑銅で前記物品の原料または材料に用ふる板、管等を製造の場合は地方長官より許可證の交付を受け更にその板、管等をもつて前記物品製造の場合は右の許可證を添へて地方長官に許可申請を要す。(六)前記物品が輸出用であるときはその製造は地方長官の許可を受くることを要しないが一定事項を届出ることを要する。しかし輸出向製品は原則として國內消費用に販賣するを得ない。「効果」銅の需要は

その範圍極めて廣く、眞鍮あるひは青銅とし、またはその他各種の合金として使用される。昭和十一年の銅消費量は約十三萬噸、十二年は十六、七萬噸にのぼる見込。しかしこのうち建築用銅材として使用されるのは漸く年一萬三千噸内外であらう。政府ではこのうち一建築百キログラム(開拔面十二坪前後)以上の銅材使用には禁止的制限を行ひ、大體年に五千噸、約五百萬圓を節約したい考へらしい。右の如く銅の消費節約といつても節約率は僅かに四分にすぎず、銅使用の全分野からすればほんの一部分にしか當らない。そこで建築物以外の大部分のもの、たとへば電線を初め各種機械部分品等の中でも不急不要なものが相當あるから、これに對しては本邦の産銅カルテルたる水曜會をして自主的配給統制を行はしめ、以て軍需第一主義を徹底せしめんとするはずである。

非鐵金屬の需給狀態

〔アルミニウム〕世界的軍備擴張のため、アルミニウムの需要は増加の一途を辿りつゝある。従つて生産高も増大を告げ、昭和十一年における世界アルミニウム産額は約三十六萬噸の巨額に達した。これを昭和八年頃の約十四萬噸に比すれば二倍半以上に激増してゐる。このうち米國ドイツ兩國の生産高は合せて十九萬七千噸に上り、世界

總生産高の過半を占めてゐる。わが國の如きは米國の十分の一にも足りない。だがわが生産増加の割合は相當なもので、九年の七百噸が十一年には七千噸と十倍に増大した。米國やドイツはこの間約三倍に増加し、その他の各國における生産高も諸國以外はすべて毎年増大しつゝある。わが國では最近まで國産はなく、全部輸入に仰いでゐた。ところが昭和九年二月より日本電工で製造を開始し、こゝに初めて國産アルミを見るに至つた。しかして同年におけるアルミニウムの生産は六百六十餘噸に過ぎなかつたが、その後日滿アルミ、住友アルミ、日本アルミ、日本曹達等相次いで操業を開始したので年々増産を告げ、十一年には七千噸と九年の約十倍の生産を見るに至つた。十二年の生産高はさらに増加して約一萬噸内外と推定さる。一方輸入は國內の需要増に連れて、逐年増加を告げ、昭和十年には一萬三千四百餘噸の巨額に上つたが、爾來國內生産の激増と輸入制限のため減退傾向を示すに至つた。しかして生産高と輸入高とを合せた供給高は、十年一萬七千八百噸、十一年一萬七千二百噸で、自給總割合は十年二五%、十一年四一%に當る。この勢で進んで行くと數年を出でずしてわがアルミニウムの需要は完全に自給し得るに至るであらう。殊に現在のアルミニウム製造會社は總能力二萬四千

噸以上に達してゐるが、能力一杯の仕事をしてゐない上に十四萬噸といふ遠大な増産計畫をも立ててゐるから、一方において今後自動車工業航空機工業その他軍需工業の發展によつて、アルミニウムの需要が相當急速に増加しても、遠からず自給自足から輸出時代への到來は必至と見られる。「ニッケル」わが國ではニッケルの國內生産殆んど皆無で、從來僅かに銅の電氣精煉の副産物として、僅少の硫酸ニッケルが出たに過ぎない。金屬ニッケルの如きは、極めて最近に至るまで企業化されなかつた。一方國內需要は年々急増するので、最近輸入は激増するに至つた。本邦ニッケル需給狀態は別表の通り(單位トン)。昨十二年の輸入高は七月までの分(八月以降未發表)三千五百七十三噸に上り、十一年の全年分に比し約一千噸、四割見當の激増を示してゐる。國內生産は昨十二年分硫酸ニッケル百二十噸で、之を金屬ニッケルに換算せばざつと三十噸であるから、昨十二年七月までの金屬ニッケル輸

金 屬 硫 酸	ニッケル	ニッケル
輸入	生産	輸入
高	高	高
計		
十年	三、四七	一〇八
十一年	二、五七	一〇二
十二年	三、五七	一三〇
		八二
		九三

(備考) 金屬ニッケル十二年の輸入高は一月以降七月までの分

入高の百分の一にも足りない惨さである。しかしてニッケル供給を外國品に仰ぐことは經濟的不利のほか軍略的にも不安を免がれないので、かねてより各方面で國內生産の計畫を企ててみたが、昭和十二年十一月から群馬縣鬼石町で蛇紋岩を原鑛として日本ニッケル會社が操業を開始するに至つた。生産量は差當り一日一噸であるから、年額三百六七十噸に上るわけだ。また日本曹達は兵庫縣大屋鑛山の開發につき準備中で、十三年末ごろには操業の豫定である。昭和十三年の需要は一萬噸を超えるものと想像されるが、生産は四百噸見當に過ぎないので、残りはニッケル貨の回收等で一部分充當するとしても、その大部分は輸入せねばならぬ。「亜鉛」他の重要鑛物と同様、亜鉛もまたわが國は自給率が非常に低い。例へば昭和十一年において、總需要高十萬噸に對し國內生産高は僅かに三萬九千噸にすぎず、自給率四割に満たないのである。だから輸入を抑へらるれば忽ち供給不足となる。ノルマル状態の時ですらかくの如き有様なのだから、戦時下に入つて需要が急増すれば直ちに供給の大不足を告げねばならなくなる。即ち亜鉛は主として鐵板鑛金に用ひられるが、このほか眞鍮その他合金用として多量に使用される。眞鍮は重要な軍需品であるから戦時下においては巨額の亜鉛が軍需用に使用され、民需向供給

は益々品薄とならざるを得ない。現在輸入の緩和はほとんど望まれないから供給増加の方法は國內亞鉛鑛の開發よりほかに手が無い。幸ひ重要鑛物増産法が制定されたし、奨励金も増額されたから供給増加の見込はある。三井鑛山、三菱鑛業、日本曹達等では着々増産計畫を進めてをり、特に日本鑛業では北海道豊葉及び朝鮮の檢徳に亞鉛鑛があるといはれてゐるので目下探鑛中である。しかしながらいかかに銳意開發しても、當面の急増する需要には到底追附かないから、需給は依然窮屈、市價の昂騰は避けられまい。「錫」錫の用途といへば、昔は器具を作るのが主であつたが、現在ではブリキ鍍金用が一番多い。またこれを合金用として使はれれば用途は極めて廣く、有力な軍需品ともなつてゐる。その他半田、錫鍍金、チニブ、電線鍍金等々にも使用される。合金術が進歩するとともにわが國の錫需要も次第に増加し、今や一ヶ年の需要は約六千五百噸に達してゐる。しかるにその國內自給率が極めて低い。たとへば昭和十一年の需要總額六、四六二噸に對し國內生産は僅か一、八七〇噸にすぎず、需要の七割たる四、六二四噸はこれを海外に求めなくてはならぬ。世界の錫産地は英領マレイ蘭領インドであるが、現在世界の錫市況は反動期に見舞はれてゐる。最大消費國たるアメリカの不況が大なる原因であ

るが、世界在荷は一九三三年末のそれに近づき、供給過剩の傾向は非常に強い。國際カルテルは大規模な輸出割當の縮少を行つて防衛策を講じてゐるが、世界錫價は一路低落傾向を辿つてゐる。このやうに世界の錫市場は供給過剩で市價は低落してゐるのに、わが國では正反對の現象を呈してゐる。嚴重な輸入制限のため供給は極度の不足を呈し、市價は氣狂ひじみた暗相場だ。輸入緩和か徹底的な使用制限でも行はないかぎり、ないもの高もまたやむを得ないだらう。輸入錫の杜絶によつて、電解錫が注目的となり出した。電解錫といふのはブリキ屑を電氣分解して得たいはば再生錫である。輸入錫に比較して品質が若干劣るのはやむを得ないが、國內生産額は錫より少し多く平均二千噸を突破する。輸入錫が入手困難となつたので、政府ではせめて電解錫の市場でも平靜化せんものと過般日本電解錫工業組合をして電解錫の最高販賣價格を決定せしめた。即ち當時市中値段が千圓を唱へてゐたのに對し、五百四十圓と約半値近く下におき、さらに現在では工場渡し四百五十圓、實需四百六十五圓といふ建値をとらせてゐる。ところがこの建値も品拂底のため完全にノミナル化するに至り、全く有名無實だ。たとへば電解錫工組の昭和十三年六月分賣出しは僅か二十一噸で、市場は極度の供給不足を告げたが、

七月分賣出しはさらにそれより少なかつた。即ち原料ブリキ屑の輸入手當不能を理由に、タツタ五トン百キロと提供豫定數量の約十分の一しか供給しないことになつた。この成行をみた市中筋では俄かに狼狽して買漁りをはじめたがすでに品拂底で各メーカーの手持は皆無なので、買漁りの行手は勢ひアウト物に集中されるに至つた。「鉛」わが國に於ける鉛需要は、年約十萬トンである。これに對し國內の生産はその一割にも満たない。九割以上は海外からの輸入にまつ有様だ。近年の需給状態を示せば別表の如し(單位千トン)。生産は幾分かづゝ増大してゐるが、一方需要の増加が遙かに急調のため、需要額に對する生産額割合は減退を告げてゐる。即ち昭和八年の生産額は、需要額の九・三%であつたが、十一年には七・九%に低下した。昭和十二年の分は發表がないので判らないが、軍需増大等のためさらに一層需要額は増加したであらう。需要増大に伴ひ生産の増加にも努力が拂はれ、三井鑛山、三菱鑛業等増産に乗出してゐるが、自給自足の域に達するには前

年	生産	輸入	輸出	需要
七年	六	五	一	三
八年	七	六	一	三
九年	七	五	二	〇
十年	七	九	二	六
十一年	九	九	二	四

途遠である。ところがこの鉛は、平時はもちろん戦時において軍需品として重要な金属である上に、その供給の大部分を海外に依存してゐる關係上、物資動員計畫によつて、民間の使用制限が行はれる様になつた。

非鐵金屬の輸入許可制

〔十六品目に許可制〕商工省では非鐵金屬類及び同鐵石の需要増加に對應して配給の調整を行ふとともに適正な輸入の確保をはかるため、臨時輸出入許可規則を改正し新に別表丁號を設け、白金、銅、鉛、錫、亜鉛、水銀、アンチモニー、眞鍮及び青銅並びに銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亜鉛鑛、ニッケル鑛、アンチモニー鑛並びに硫化アンチモニー鑛の十六品目の輸入に關し、原價百圓以下のものは商工大臣の許可を受けさせることになつた。また眞麻及びアバカフアイバー（マニラヘンブ）についても配給の調整をはかる必要があるためこれを別表甲號中に追加許可品目とした。なほ右に伴ふ改正省令は昭和十三年三月二十三日左の如く公布施行された。

第一ノ二關稅定率法、別表輸入稅表に掲ぐる物品にして本則の別表丁號に掲ぐるものは原價百圓を超えざるものを除くほか商工大臣の許可を受けるにあらざればこれを輸入することを得ず
第三條中「前二條」を「前三條」に改む

第五條第一項および第三項、第六條第一項、第八條、第九條、第十條ならびに第十一條中「第一條」のもとに「第一條の二」を加ふ
別表甲號輸入稅表番號二百七十一號の項の次に左の一項を加ふ
二百七十四のうち眞麻およびアバカフアイバー丙號の次に左の如く加ふ
丁號輸入稅表番號（括弧内番號）（四五八の内）銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亜鉛鑛、ニッケル鑛およびアンチモニー鑛（四五九の内）白金（四六四）銅（四六五）鉛（四六六）錫（四六七）亜鉛（四六九の内）水銀（四七〇）アンチモニーおよび硫化アンチモニー（四七一）眞鍮および青銅

非鐵金屬の使用制限

〔經濟〕非鐵金屬は戦争工業に不可欠のものであるが、

わが國はその自給率が甚だ低い。そこで軍需優先の見地から鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル等につき比較的不急不要と見られる用途に對し使用制限をすることになり、物資調整局では右金屬の使用制限規則を制定、昭和十三年七月九日公布、同十五日より實施した。〔製造禁止品目〕本規則により、右五金屬を原料として左の製品を製造することは禁止されるのである。

- (一) 茶器、酒器、菓子器、その他の飲食用器具 (二) 鍋、釜、湯沸し、その他の厨房用器具 (三) 火鉢、帽子掛、飾り器、飾り臺、その他の器具什器 (四) テスリ、把手、蜂番その他の建築用附屬金具 (五) 漆物、花瓶、賞杯、勳物、その他の美術裝飾品 (六) 煙草セット、シガレットケース、灰皿、その他の喫煙用器具 (七) ハンドバック、化粧用具、化粧品容器、その他の身廻り用品 (八) 髪飾り、帶止、ブローチ、鈕釦、その他の裝飾品

または被服附屬金具 (九) 文鎮、インクスタンド、紙切、その他の文房具 (十) 玩具、右品目以外に鉛、亜鉛、錫またはアンチモンおよびこの合金を用ひたる箔、紙またはチユーブ、齒磨、化粧、飲食料品の包装に使用することが出来ない。たゞし輸出品はこの限りでない。

工作機械製造事業法

〔目的と内容〕工作機械の需要は近年激増してゐるが、

わが國の工作機械製造事業は重工業中最も發達が遅れてをり、その生産力擴充は國防の見地から焦眉の急を要す。工作機械製造事業法は實に「國防の整備及び産業の發達を期するため本邦に於ける工作機械製造事業の確立を圖ることを目的」(第一條)として制定されたものである。第七十三議會で成立、昭和十三年三月二十九日、法律第四十號として公布され、同七月十一日より實施された。同法案要綱左の如し。

- 一、一定規額以上の工作機械製造設備の新設および増設は許可制とする
- 二、許可されたる會社に對しては一定期間所得稅、營業收益稅および地方稅を免除する
- 三、一定期間内に輸入する製造設備の輸入稅を免除する
- 四、必要ある場合には工作機械の輸入を制限することを得、また關稅引上げをなすことを得ること
- 五、政府指定の期間内に命令の定むる規額以上の設備を新設または増設せる場合命令の定むるところにより銷却をなしその銷却の總額が五ヶ年間に六割に達せざるときは政府はこの差額を補償する

六、政府指定の工作機械の試作をなす場合には獎勵金を交付する
七、公益上必要な場合には政府は設備の改良若しくは擴張を命ずることを得
八、資本の増加および社債の募集に特例を設ける(拂込資本の二倍まで社債の發行を許す)

なほ右の規定のうち固定資産銷却の補償は最初の試みであるが、商工省では工作機械製造事業が景氣變動による影響の激しいのに鑑み銷却の補償を行ふこととしたもので、その効果は注目される。〔施行規則〕商工省では工作機械製造事業法に伴ふ工作機械製造事業法施行令(勅令)同施行規則(省令)施行期日に關する勅令を昭和十三年七月九日附で公布し十一月より實施した。施行令においては工作機械製造事業法第三條第一項による新設、擴張の許可基準としては當初一つの工場毎に工作機械設備二百臺以上のものとなつてゐたのを、特に命令の定むる特殊工作機械については設備五十臺まで引下げることになつたものである。施行規則中重要な條項は左のごとくである。

工作機械製造事業法施行令第四條第一項但書の工作機械は左に掲ぐるものとす、自動旋盤、精密捻切旋盤、精密卓上旋盤、精密捻立盤、精密卓上ボール盤、ジグ中グリ盤、フライン中グリ盤、捻切フライス盤、精密卓上フライス盤、スプライン軸フライス盤、芯なし研磨盤、捻研磨盤、精密卓上研磨盤、スプライン軸研磨盤、齒車研磨盤、ウイディア工具研磨盤、研上盤、齒切盤(ウオール盤切盤を含む)但しホブ盤を除くブローチ盤。

工作機械の供給制限

〔論議〕兵器製作をはじめ各種軍需関係工業の生産力維持及び生産力擴充のため、商工省は工作機械の配給を兵器工場に集中し、他の不要不急なる生産部面に對しては當分工作機械の配給を制限することになり、これが爲今回輸出入品等臨時措置法に基く「工作機械供給制限規則」を制定し、昭和十三年七月二十日公布即日施行された。而して右の省令は差當り設備臺數三十臺以上の工作機械製作業者にのみ適用し、それ以下の中小製作者は除外されるし、且つ輸出向に對しては特に兵器工場に次いで供給を受けることが出来ることになつてゐるが、何れにしろ工作機械の配給を斯の如く統制した結果直接時局に關係ある工業以外の産業は從來資金調整法により資金部面から擴充が抑へられてゐた所へ、更に肝腎な工作機械で押へられる事になる譯である。〔供給制限規則要綱〕（第一條）本則に於て工作機械とは切削研磨用の金屬工作機械を謂ふ。（第二條）設備たる工作機械三十臺以上を備ふる工作機械製造業者は兵器又はその部分品を製造する者以外の者に對し工作機械を供給することを得ず。（第四條）兵器又は其の部分品を製造する者工作機械製造業者より工作機械の供給を受けんとするときには工作機械製造業者に對し當該工作機械を使用して兵器又

は其の部分品を製造するものなることを證する書面を交付すべし。（第五條）工作機械製造業者より工作機械の供給を受けたる者は當該工作機械を轉賣し、又は兵器若は其の部分品の製造以外の用途に轉用することを得ず。（第七條）工作機械製造業者は毎月十五日迄に左に掲ぐる事項を記載したる書類を商工大臣に提出すべし。

- （一）前月の製造數量及價額（機種別に記載すべし）
- （二）前月の供給數量及價額（機種別及供給先別に記載し且各供給先に付當該工作機械を使用し製造する物品を記載すべし）
- （三）翌月の製造豫定數量及價額（機種別に記載すべし）
- （四）翌月の供給豫定數量及價額（機種別及供給先別に記載し且各供給先に付當該工作機械を使用して製造する物品を記載すべし）

S型工作機械

〔確立政策〕長期戰對應下の我國産業界の最重要要件は重工業、機械工業の確立にあるが、機械工業の根幹たる工作機械の大部分は現狀においては總て外國品であるため一朝有事の際に一大支障を來す惧ある事實に鑑み、政府では昭和八年頃より當時の内閣資源局が中心となり工作機械の公開による我國機械工業の確立策につき慎重研究中であつたが、最近に至り漸く陸、海軍、商工、鐵道、帝大等の官廳方面と池貝、大隈、東京瓦斯、唐津、新潟の五大工場間にS型工作機械の共同設計圖の作成並にこれが公開利用の點につき完全に意見の

一致を見たので、昭和十三年七月十九日の閣議の承認を経て右S型工作機械設計圖の公開が行はれた。〔S型工作機械とは〕S型工作機械は日本に於ける工作機械工業の標準を規定したもので、池貝鐵工所の例で云へばA型（精密旋盤）とK型（簡易旋盤）の中間位の精度と能力をもつたものである。なほS型の語源は標準（スタンダード）から出たと稱されてゐるが、實はたゞ漠然と資源局の頭文字のSを取つたといふことだ。〔政府發表〕S型工作機械の設計圖公開に當つて政府は左の如き當局談を發表した。

現在軍需の充足生産設備の擴充の二點から莫大な工作機械の需要が起つて居るが、我國工作機械製造高の約半數は中小工業に依つて出されて居る。中小工場から優秀なる製品が製造されて居るものもあるが生産に追はれて居る今日設計を考へる暇が無い爲に相當性能の低い型式のものも不正確な設計のものが生産されて居る場合が多い。同様の場合が今迄他の機械を作つて居て、現在工作機械製造の必要に迫られて居る工場にも起つて來つて居る。此の如き傾向が、機械工業の母體である工作機械工業にある場合、我國の軍需工業全體の能率に關係することになるので、今日、中小工業の技術の向上は重大問題である。設計する能力の不足な工場、又は設計する暇の無い工場に對して、代りに國で設計を準備して置いて供給し非常時優良な製品を多數得られるやうにしなければならぬと云ふ考へが古くから資源局にありその結果總動員準備の一として設計されてあつたのがこのS型工作機械設計圖である設計は眞に資源局において陸軍省、海軍省、商工省、鐵道省及び帝國大學の官廳方面關係者並に株式會社池貝鐵工所、株式會社

大隈鐵工所、東京瓦斯電氣工業株式會社、株式會社唐津鐵工所及び株式會社新潟鐵工所の民間有力工作機械製作者の協力に依り研究せられ來つたもので官廳、帝大方面における理論及び使用上の經驗と民間大工場の製作上の經驗と知識とが類注せられて出來上つたのであつて今日之が所期の目的に利用し得るに至つた事を悦ぶ。尙本設計は未だ多數の製作を經る暇なく公表するに至つた關係上、今後製作が重ねられ、又其の使用が行はれて行くにつれて、幾多の訂正、改良、追加が行はるるは當然であつて、關係者に於ては本設計利用者及其の機械利用者及び其の機械使用者より充分なる意見を聞くことを熱望して居る。

設計圖を公開する機械の種類は次の通りである。

機種名	稱呼	寸法
S型 段車式旋盤	スウキング	× ベッドの長
	三〇〇耗×	× 二、五、八、五、二
	四〇〇耗×	× 二、五、八、五、二
S型 全齒車式旋盤	スウキング	× ベッドの長
	三〇〇耗×	× 二、五、八、五、二
	四〇〇耗×	× 二、五、八、五、二

S 型	ラヂアルボール盤	アイムの長	一、二〇〇耗
S 型	整形ボール盤	スウキング	一、五〇〇耗
S 型	全商車式横フライス盤		六〇〇耗
S 型	全商車式横フライス盤	テーパーの移動距離	長手×前後×上下
S 型	全商車式萬能フライス盤		七〇〇耗×二五〇耗×四五〇耗
S 並型	段車式横フライス盤	同 右	
S 並型	段車式横フライス盤	テーパーの移動距離	長手×前後×上下
S 並型	段車式横フライス盤		七一〇耗×二五〇耗×四六〇耗
S 並型	段車式横フライス盤		七一〇耗×三〇〇耗×四一〇耗
S 並型	形削盤	テーパーの移動距離	長手×前後×上下
			七一〇耗×三〇〇耗×四一〇耗
		ラムのストローク	五〇〇耗

國産自動車工業

〔保護政策史〕政府が自動車工業の保護に乗り出したのは、遠く大正七年にさかのぼる。即ち同年に軍用自動車補助法ならびに軍用自動車補助法施行細則が公布せられ、軍用自動車の保護奨励を行ふことになつた。同法によれば、政府は陸

軍の軍用に適すべき自動車の製造者または所有者に對し補助金を下附することになつてゐたのである。次に軍用車以外についてその保護状況をみよう。商工省では昭和四年九月、國産振興委員會に對し自動車工業の確立策を諮問した。即ち國産自動車工業の確立は軍事國防上不可欠なるは勿論國際貸借の上からも緊急必要なることを痛感したからである。その後、昭和六年には自動車工業確立調査委員會が商工省内に設けられ、國産自動車の標準型(商工省標準形式自動車)が定められた。そしてこの標準型自動車の製造に對し補助金を交付したのである。即ち第一年度(昭和八年)には一輛五百圓づゝの補助金を交付して百五十臺を、第二年度には一輛二百八十圓づゝで完成車三百臺及び一輛百五十圓づゝで三百臺分の部品をそれづゝ製造せしめた。尤もこれらは生産組織の統制に時日を要したことや滿洲事變後の事業繁忙で、標準型にまで手を出す餘裕がなかつた等々の理由で、いづれも多少後年度に繰延べられた。しかしとにかく、この兩年度で合計二十萬四千圓ばかりの補助金が交付されたわけである。〔自動車製造業法〕しかし補助金の交付による斯界の保護などといふことは、極く幼稚な過渡的便法にすぎない。自動車工業の實に強固な基礎を育てあげるには、もつと強力かつ全般的な方法がとられなくてはならぬ。

こゝに採用されたのが、昭和十一年に公布された自動車製造業法である。同法の内容を概略説明すれば、要するに許可制度がその根幹をなしてゐるのである。即ち自動車製造を許可される事業は、年に自動車三千輛及同量分の部分品を生産するもので、かつ株数の半数以上、取締役の半数以上、資本の半分以上及び議決權の過半数が日本國民に屬する株式會社でなくてはならない。即ち米國系二大會社に寸分の進出餘地をも與へぬやう、かゝる嚴重な法規が設けられたわけである。しかも同法が議會に提出された當時、商工省は許可基準を年五、六千臺に置いたところ、果然外國會社は巧妙にこの裏をくぐり、生産四千臺くらの工場を種々なる名目で新設し、折角の保護政策に一泡吹かせやうとする策動が企てられたのであつた。そこで政府は急遽方針を變へて年三千臺に縮少したのである。〔業界保護策〕さて本法によつて、自動車製造業者は、補助金を交付されぬが絶大なる保護を受けることになつた。主なものを挙げると、今年から向ふ五ヶ年間はこの事業に關する所得税、營業收益税が免除される外、地方税や輸入税も免除される。さらに資金調達が必要が生じた場合には、商法の特例により株式滿額拂込前でも増資が出来、かつ制限外の社債發行の特權まで與へられてゐる。のみならず政府は、外

國自動車の進出が著しく國産自動車の發展を妨げる懸念があれば、最高五割までの輸入税を課してその輸入を防ぐ途まで拓いてをり自動車工業が一本立ちの出来るやう極力保護助成してゐるわけだ。もつともその反面では、許可會社が負ふ義務として産業上國防上の需要に應じては主務大臣より價格の變更或は設備の改良を命令されることが規定されてある。前陳の手厚い保護奨励策に比すれば蓋し當然なる義務であらう。〔現況〕かくて國産自動車業は非常なる發達を遂げ、昭和六年の國內生産數輛四三四臺が同八年には一、六一二臺となり同十一年には一躍九、一四九臺(うち小型車六、六三三臺)となり、保有臺數も約十五萬臺となつた。しかしこれを各國に比すればまだ多大の劣勢を免かれず、資源局調査(一九三六年現在)によれば自動車總臺數に於て米本國は二六、一六七千臺、佛本國二、一八二千臺、英本國二、〇二八千臺、獨逸一、一〇四千臺に對し、わが國は僅か一四九千臺にすぎない。これを一臺當り人口に就てみても、米國は五臺、佛國十九臺、英國二十三臺、獨逸六十臺なるに對し、わが國のそれは六百六十五臺となつてゐる。なほ現在に於ける自動車製造會社の主要なもの左の如し。

東京瓦斯電工(資本金千二百萬圓) 自動車工業(資本金一千三百萬圓) 川

崎車輛(資本金一千萬圓)三菱重工業(資本金五千五百萬圓)豐田自動車(資本金六百萬圓)日本車輛製造(資本金一千萬圓)日産自動車(資本金一千萬圓)京三製作所(資本金百萬圓)等。

本邦の航空機工業

〔航空兵力の劣勢〕わが國の航空兵力が各國に比し量的に劣

つてゐるといふことは、つとに叫ばれてゐるところである。これを數字的にみるに、昭和十二年春アメリカ商務局の發表せるところによると、主要國の空軍勢力はイギリス四千機、フランス三千六百機、ソ聯三千四百機、イタリー三千二百機、ドイツ三千機、アメリカ二千二百機、日本二千機といふことになつてゐる。この數字が正確か否かわからないが、大體間違ひないとすれば、日本の空軍はその機數に於て主要國の最下位にあるわけだ。航空勢力の劣勢は、單に量の方面ばかりでなく製造工業にも缺陷があるといはれてゐる。これらの事情はすでに世間周知のこと、これ以上の贅言は要しないであらう。しかし具體的な點となると事業そのものが極端な秘密性をもつものなので、その現況を述べるわけにゆかなくなる。われ等にはたゞ航空機製造會社の大要を、外から窺ふ程度にしか許されない。〔主要航空機製造會社〕昭和十三年春の議會で政府は「我國に於ける航空機製造會社名及び航空機製造に充當しある資本金額」と

して第一表の如き資料を發表した。

第一表 本邦航空機製造會社 (昭和十三年三月現在、單位千圓)

會社名	所在地	資本	稱拂込	航空機關係の事業内容
三菱重工業	名古屋	有 三〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	機體、發動機、プロペラ部分品、附屬品
住友金屬工業	大阪	有 一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	プロペラ
川崎航空機	神戶	無	五〇,〇〇〇	發動機、部分品、機體、プロペラ、部分品
中島飛行機	群馬	無	二〇,〇〇〇	機體、部分品、附屬品、發動機、部分品
東京石川島造船所	東京	有 一六,〇〇〇	三〇,〇〇〇	發動機、部分品
愛知時計電機	名古屋	有 一五,〇〇〇	五,〇〇〇	機體、發動機、プロペラ、部分品、附屬品
立川飛行機	東京	無	一三,〇〇〇	六,二五〇
東京瓦斯電氣工業	東京	有 三,〇〇〇	三,〇〇〇	機體、發動機、部分品
渡邊鐵工所	福岡	有 六,〇〇〇	三,七五〇	機體、部分品

川西飛行機	兵庫	無	五,〇〇〇	一,三〇〇	機體、發動機、プロペラ、部分品、附屬品
日本飛行機	神奈川	無	五,〇〇〇	二,七五〇	機體、部分品
日本樂器製造	濱松	有	四,〇〇〇	四,〇〇〇	プロペラ
東京航空	東京	有	二,六五〇	六六三	機體、部分品、附屬品
東京飛行機	東京	無	五〇〇	五〇〇	機體、部分品
伊藤飛行機	千葉	有	五〇〇	五〇〇	輕飛行機、木製プロペラ

これによると、航空機製造會社は合計十五社、その公稱資本金合計は三六九、六五〇千圓、拂込資本金は二四一、四八二千圓だ。全國總工業會社の公稱資本金一〇、一五〇、九六〇千圓、拂込資本金七、三九三、〇四七千圓(昭和十一年「會社統計表」に比すれば、もちろんもの數ではない。會社規模も、最も大なるもので公稱資本金一億二千萬圓(拂込資本は七千五百萬圓)にすぎない。次に部分品や附屬品をつくる航空機製造關係會社を拾つてみれば、その主なるものだけでも第二表の如き多數にのぼつてゐる。

第二表 第一表以外の主要航空機製造會社

創業年	所在地	資本金	航空關係の主要製作品
東亞企業合資會社	大二三・七横濱	三〇〇	航空機材

株式會社	東京	昭二・二	一〇〇	風洞、航空機部分品、プロペラ
株式會社	東京	昭九・五	六〇〇	航空機部品
株式會社	東京	昭二・二	八〇〇	飛行機脚緩衝裝置、同發着兵器
株式會社	東京	昭九・二	八〇	航空機部品
株式會社	東京	昭九・二	二〇〇	航空機部品
株式會社	東京	昭三・四	二〇〇	航空機部品
株式會社	東京	昭八・七	四〇〇	軍用飛行機に使用する機器
株式會社	東京	昭七・四	五〇〇	航空機部品
株式會社	東京	昭二・二	三〇〇	機體及發動機部分品
株式會社	東京	昭二・二	五五〇	航空機材精密機器
株式會社	東京	昭九・三	三,〇〇〇	航空機及同部機體及發動機部分品
株式會社	東京	昭三・二	—	飛行機内燃機
株式會社	東京	昭九・八	—	關
株式會社	東京	昭三・六	三〇,〇〇〇	各種飛行機並
株式會社	東京	昭八・三	四,〇〇〇	航空用發動機

伊藤飛行機製作所 大 四・二 千葉 一〇〇 航空機及同部
 日本小型飛行機 昭二・二 東京 三〇 小型飛行機、
 航空機用計器

(備考)「日本工業要鑑」および「航空年鑑」による。

〔部分品製造會社〕なほ右のほか部分品製作所及び修理、
 販賣業者は左の如し。

ツエー・イリス・ウイント・コムパニー、池貝鐵工所、ハンサム商會、服部時
 計店、日本パイプ製造、日本發動機油、日本特殊塗料、日本特殊製鋼、日
 本蓄電池、日本電機、日本無線電信電話、日本計器製造、日本光學工業、日
 本航空工業、日本高級塗料、日本電池、日本アルミニウム製造所、日本
 農産、日本氣化器製作所、日本自動車、日本自動車飛行機タイヤ製造、日
 本飛行機塗料、日本ビストロリング、日本精工、日本石油、日清製油、新田
 ベニヤ、東京螺子、東京計器、東京製鋼、東洋酸素機械、東洋精糖、特殊
 製鋼、巴組鐵工所、チエールベルグ會社、中央工業、理研ビストロリング、オ
 リエンタル寫眞工業、太田計器、太田鐵工所、大倉商事、大隈鐵工場、岡
 繁商店、岡本工業、沖電氣、角一ゴム、關西製鋼、米井商店、横河電機
 吉原石油、田中計器、立川工作所、高島屋飯田、玉屋商店、關池製作所、
 ライジングサン石油、野澤組航空部、國鐵鐵工所、山武商會大森製作所、
 山本螺旋、フオックス・ウイント・ゴッホ、藤倉電線、古河電氣工業、小糸製
 作所、神戸製鋼所、國産電機、帝國製鋼、淺沼商會、旭ガラス、安立電氣
 北河製品所、湯淺蓄電池製造、明治ゴム製造所、明電社、三井物産、三菱
 電機、三菱商事、芝浦製作所、品川製作所、島田製作所、進谷商店、日立
 製作安來工場、平野ゴム製造所、攝津製油、スタンダード・ヴァキニウム、

住友電線、住江織物。

以上の如く、およそ航空機製造に關係あるものザット數
 へても全國で百數社に達する。わが工業界の規模ならびに
 發達時期からみて、この數字はイギリスの二七七社、フラ
 ソスの二五七社、ドイツの一一六社、アメリカの六六九社、
 イタリアの二三五社にくらべて特に大なる遜色とはいへな
 いだらう。たゞわが國のは、規模の小さい下請工業的のも
 のが非常に多い點が、技術的に航空機製造事業の「弾力性」
 が乏しい點とされるところである。なほ最近の傾向として
 一般の機械製作會社が續々と航空機部品の製作に轉換しつ
 つあることも、注意を要する點であらう。従つて業者は第
 一、第二表以外に多數が加はるのである。〔航空機の研究
 機關〕わが國に於ける航空機の研究機關の現況を示せば左
 の如くである。〔一〕東京帝國大學航空研究所

(イ)組織大要―物理部、化學部、冶金部、材料部、風洞部、發動機部、
 飛行機部、測器部、航空心理部ほか四課。(ロ)主要目的―航空機の基礎的
 學理に關する研究。(ハ)經費―六七七、一〇九圓

〔二〕陸軍航空技術研究所

(イ)組織大要―總務部、第一部、第二部。(ロ)主要目的―航空に關する
 兵器、燃料等の考案、審査をなし航空技術に關する調査、研究試験、その
 改良進歩を圖る。

〔三〕海軍航空廠

(イ)組織大要―總務部、飛行機部、科學部、發動機部、兵器部、飛行實
 驗部、會計部、醫務部。(ロ)主要目的―航空兵器の設計および實驗、航空
 兵器およびその材料の研究調査および審査ならびにこれに關する諸種の技
 術的試験を掌る。

〔四〕航空局航空試験所

(イ)組織大要―材料試験場、風洞試験場、發動機および機體試験場、發
 動機低壓試験場、水情試験場。(ロ)主要目的―航空機、航空機用材料およ
 び航空用設備の検査、試験および研究に關する事項を掌る。(ハ)經費―六、
 二二六、〇六一圓で三ヶ年繼續費。

〔五〕航空評議會

(イ)組織大要―會長一、評議員三〇、臨時評議員四一。(ロ)主要目的―
 文部大臣の監督に屬しその諮問に應じ航空機の基礎的學理の研究に關する
 重要事項を審議す。(ハ)經費―五六、四四二圓

〔六〕航空局中央航空研究所(目下設立の準備中)

航空機製造事業法

〔成立経緯〕支那事變に於ける
 空軍の活躍振りを今更想起す

るまでもなく、航空機が國防上並びに産業上に占める重要
 性は實に絶大なるものがある。従つてその空軍兵力創出の
 基礎となる航空機製造事業を保護育成することは、平時は
 勿論戦時下に於ては特に必要不可欠のものたるや言を要し
 ないであらう。航空機製造事業法は『速かに航空機製造事
 業の確立振興を圖り、優秀低廉なる航空機を豊富に供給す

るの途を確保し、且つ適切なる保護監督を加ふることを目
 的とし』たもので、昭和十三年春の第七十三議會に提出せ
 られ、原案通りに可決決定、昭和十三年三月法律第四十一
 號として公布された。〔本法の骨子〕本法は罰則を含め全文
 二十五條であるが、いまその骨子を示せば次の通り。(一)
 事業者の濫立、濫擴を防止すること、今後航空機製造事業
 の新設擴張は許可制とし合併譲渡は認可制とす。(二)事業
 に對し適當なる助長策を執ること、奨励金の交付資金調達
 上の便益をはかり、臨時資金調整法に甲種事業として商法
 上の特例があるが、戦時または事變以外の場合でも商法上
 の制限を撤廢して増資社債發行をなさしめ得るやうにする
 (三)航空機器材の規格を統一すること、一定規格以外の製
 品を生産したる場合は罰則を適用する。(四)航空機製造事
 業に對する監督、統制の徹底を計ること、利益金の處分、
 事業の改廢を制限し事業遂行の義務を負はしめ大量生産の
 設備、事業の改善、生産能力の擴充、原價の引下等をなさ
 しめ得ることとする。(五)國家總動員法の制定に併行し、
 航空機製造事業に對しては軍事上特別なる負擔を命じ得る
 規定を設けること、國家總動員法は制定されても平時に適
 用されないので戦時平時を問はず設備の擴張、設備の共用、
 製作權の實施共用を命じ得るやうにする。(六)〔許可基準〕

機體、發動機、プロペラーの製造は許可制▲其他の部分品は研究中だが大體航空機専用のものに限り、自動車用などは除外される▲航空機製造事業を行ひ得るものは日本人に限り許可後は一定期間内に事業を開始せしめる。

軍需工業の生産力

〔軍需工業生産力の發展〕「大なる軍事費の散布を樞軸として、わが軍需工業部門の生産力は近年スバラシき勢で發展した。いまその一端を示せば別表の通り。〔受註の未消化〕右の如く、こゝ五、六年の間に於けるわが軍需工業の發展はまことに目覺しいにもかゝらず、軍事費の膨脹が餘りに

軍需工業生産力の發展

計畫資本(百萬圓)	昭和六年	昭和十二年
國防産業(A)	一九三	二、三九
非國防産業(B)	三六五	一、三八八
同上比率(%)	三三・六	六二・七
工業生産(百萬圓)	六五・四	三八・三
重工業(C)	一、七四六	六、〇三六
輕工業(D)	三、四三八	六、三一一
同上指數	一〇〇	三三・五
工業構成の變化(%)	一〇〇	二八一
其他工業	四九	二九
合計	二〇〇	一〇〇

(備考) 工業生産高の十二年分ののみ。十一年現在(工場計表による)。

て、わが軍需工業部門の生産力は近年スバラシき勢で發展した。いまその一端を示せば別表の通り。〔受註の未消化〕右の如く、こゝ五、六年の間に於けるわが軍需工業の發展はまことに目覺しいにもかゝらず、軍事費の膨脹が餘りに

業種	未消化		半期製		軍需關係主要製品
	受註高	作能力	受註高	作能力	
三菱重工業	九〇・〇	二七〇・〇	六四・〇	一〇〇・〇	艦艇、航空機その他陸海軍用品一般
日立製作所	一〇三・一	八五・三	六八・四	一〇三・一	チゼル自動車、軍需部分品
自動車工業	一七・二	八〇・〇	一五・〇	一七・二	軍用自動車、特殊兵器車
芝浦製作所	二六・二	五〇・〇	二三・〇	二六・二	高級精密機械、直移軍需品約三割
三菱電機	二二・五	四〇・〇	二〇・〇	二二・五	艦船用品其他精密機械
石川島造船	一一・〇	三九・七	一五・〇	一一・〇	小汽機、水雷艦、自動車部分品
浦賀船渠	一一・〇	三〇・〇	九・〇	一一・〇	駆逐艦、特殊兵器
池貝鐵工所	七・〇	二〇・〇	六・〇	七・〇	自動車、特殊兵器
東京瓦斯電工	一一・〇	二〇・〇	九・〇	一一・〇	航空發動機及同機體、機關銃
在原製作所	四・七	二〇・〇	六・三	四・七	一般軍需品
大阪機械製作	八・〇	一八・〇	八・〇	八・〇	軍需品、精密機械
島津製作所	六・〇	一三・〇	六・九	六・〇	航空機部分品
明電社	六・二	一〇・〇	五・〇	六・二	兵器關係兵器
日本精工	五・〇	一〇・〇	二・四	五・〇	ロールベアリング
東洋電機	二・〇	三・三	一・五	二・〇	電氣機械類、一般工業品軍需品及鑄鋼品

も急テンボなので、主要軍需會社ではいづれも註文を消化し切れないといふ有様である。例へば直接にか間接にか兵器製作に關係してゐる主要軍需工業會社に於ける最近の註文未消化狀況、拂込資本及び半期製作能力と比較して示せば、左の如く實に驚くべき實相を呈してゐる。(單位百萬圓)

こゝに示したものは、わが軍需工業戦線上におけるほんの一部の軍需會社にすぎない。しかるにタツタ十五社の合計が、現在七億圓以上に達する未消化註文を背負ひ込んでゐるのである。すなはち右に示した軍需會社の拂込資本金合計三億三千三百十六萬三千圓、半期製作能力二億五千九百七十萬六千圓なるに對し、現在晝夜を分たざる強行操業にも拘はらず今なほ消化しきれざる受理高がナント七億四百三十萬一千圓に達するのだ。各社ともほとんど一年分以

最近一ヶ年における軍事費未消化の増加傾向(單位千圓)

業種	十二年上期(A)		十三年上期(B)		Aを100とせるB
	未消化受註高	半期製作能力	未消化受註高	半期製作能力	
三菱重工業	一七六、〇〇〇	五八、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	六四、〇〇〇	一五二
日立製作所	三三、〇二四	三三、九五二	八五、三三〇	六八、四六〇	二五八
芝浦製作所	二七、七五〇	一八、七八	五〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一八〇
三菱電機	一五、〇〇〇	一三、三三三	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二六七
池貝鐵工所	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇〇
瓦斯電氣工業	二、〇〇〇	六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一六七
浦賀船渠	三〇、〇〇〇	一、三四五	三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	二〇〇
石川島造船	二五、〇〇〇	九、一九五	三九、七〇〇	一五、〇〇〇	一六三
自動車工業	五、五〇〇	四、五九	八〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一四五

上の註文を擁しながら、しかも或社の如き月々一千萬圓近い註文があるといふのである。さらにおどろくべきことは、昭和十二年以來の猛烈なる生産力擴張にも拘はらず、未消化受註高は刻々増大してゐるといふ事實である。例へば最近一ヶ年に於ける未消化受註の増加傾向を別表に示してみよう。指數に換算せる發展テンポを見ても明かな通り、製作能力の擴張は非常な勢で増えたのである。しかもなほ註文のつるべ打ちには追いつきやうもなく、未消化受註高は嵩むばかり、三菱重工業の如き、一社で二億七千萬圓に達する未消化註文を擁してゐるほどだ。重工業會社は、長期納の關係から巨額の繰越註文を持つてゐるのは當然であるが、しかしその程度を逸脱してゐるとみても差支へないのではあるまいか。

陸軍の軍需産業轉換策

〔理由〕支那事變の勃發以來、戰時經濟統制は益々深化してゆくが、この反面物資の軍需優先的使用制限のため平和産業、特に中小商工業は非常な壓迫を蒙りつゝある。そこで陸軍ではこれが軍需産業への轉業を容易ならしめる趣旨から諸種の方策を採りつゝあるが、昭和十三年七月二十二日に至り、更に右趣旨を簡明次の如き當局談を發表した。〔陸軍省發表〕物資の使用統制強化の結果として

不可避的に惹起すべき平和産業乃至中小小工業者の事業縮少、休止延いて起り得る失業問題に對しては刻下の情勢上速かに有効適切なる對策を講じ直ちに實行に移し、愈々銃後の固めをなすことは最も緊要なことでありに鑑み、陸軍に於ては曩に部内關係官廳に對し物資動員に因り離職した者の再就職につき職業紹介機關と密接に連繫し作業遂行上事情の許す限り採用條件を緩和し優先的に傭入れるとともに、職業轉換希望者に對しては出来るだけ相談に應じその能力を考慮し、然るべき軍需品の注文を發することに努力するやう指示して本問題に對する陸軍の積極的態度を明かにした。更に今回陸軍關係軍需品製造工場にも通牒を出して本趣旨に就て深い理解と眞の協力とを強く要望した。而して其効果の擴充徹底を期する爲め從來相當利用してゐた刑務所並に婦人團體及び學校等の作業力は此際軍需品の整備補給に支障を來さない程度で之等の利用を抑制するの方針を定め、尙新に軍需品製作に轉業する者に對しては技術修得期間註文價格にも多少の色をつけ幾分たりとも實質的に生活緩和に資し轉業を容易にし得るやう考慮中である。

日本産業の重心移動

〔機構編成替の意味〕準戰時體制乃至戰時體制の編成といふことは、要するに國防國家の建設を意味する。この見

地から見て日本の産業機構の構成が著しい弱點を持つてゐたことはすでに周知の事實である。つまり國防國家の建設に當つては、重工業部門の高度の發達が望ましいのであるが、日本の産業構成を見るに、輕工業部門の産業界において占める地位が大きく重工業部門の占める地位は著しく劣弱であつた。かくて國防國家の建設といふことは、この日本の産業構成の軍事的弱點を補正して、重工業部門の産業界に占める地位を擴大強化せんとするものには、かならない。この場合經濟力に餘裕のある國家においては輕工業部門の發展を許容しつつ、他面において重工業部門の發展テソポを輕工業部門のそれ以上に促進せしめることによつてその目的を達成しうるかも知れないが、經濟力の餘裕に乏しいわが國の現状に於ては、重工業部門の産業界における比重を大ならしめるためには勢ひ輕工業部門の發展を抑制するといふ方法によらねばならない。このことは最近の準戰時乃至戰時體制の編成替の實績に明白に現れてゐる。國防國家建設のための重工業部門の擴大強化の問題は、わが國が準戰時状態に入つてから特にやかましくなつたのであるが、それ以前においても、わが國の産業構成を輕工業中心から重工業中心に編成替すべしとする論が、主として日本の海外市場開拓の問題と關聯して唱へられてゐた。日本

の海外輸出品は専ら輕工業品でありその市場は支那をはじめ後進國が主なるものであるが、これら後進國が資本主義的に發展する場合には輕工業を中心とするものである。かくて日本がいつまでも輕工業の輸出に貿易の重點を置いてゐる時は、後進諸國の資本主義的發展につれてその市場を漸次喪失するに至るであらうし、その對策としては日本の産業機構を重工業中心に編成替するよりほかに途はないといはれたのであつた。つまり日本資本主義の行詰り打開策としてその高度化が提唱されたのである。ところが日本は、今や海外市場の平和的開拓どころではなく、國防國家の建設による市場の開拓の問題に直面するに至り、この側面から不可避的に産業機構を重工業中心に編成替せねばならぬ立場に置かれるに至つた。〔事變前の工業構成〕まづ商工省調の工業生産指數に基づいて、近年におけ

第一表 工業生産總指數(商工省調)

六年	九・一七	九七・二
八年	一一・五	一二・四
十年	一四・〇	一五・二
十二年	一五・六	一六・五
一月	一七・六	一七・七
三月	一七・九	一七・七
五月	一七・九	一六・六
七月	一七・三	一六・五
九月	一六・七	一七・八

(備考) 昭和六、七、八の三ヶ年平均一〇〇

る工業生産の趨勢を見よう。(第一表參照) この昭和六年以來の工業生産の増大をもたらしたものは、昭和十年ごろまでは専ら輕工業の輸出の増大、それに伴ふ同商品の増産によるものであるが、それ以後の躍進は重工業商品の生産増大に基くものと思はれる。このことは支那事變發生前における本邦工業構成における比重の大きさを見れば容易に理解しうるであらう。第二表は昭和六年末と昭和十二年六月末現在における本邦工業構成を工業生産力を基礎として比較して見たものである。昭和六年末においては輕工業生産の

第二表 本邦工業構成の變化(%)

	六年末	十二年六月末
輕工業	四九	三一
重工業	二三	三七
化學工業	一六	一九
電気瓦斯工業	一二	一三
計	一〇〇	一〇〇

全工業生産中に占める割合は四九%であつて、ざつと本邦工業生産の大半を占めてゐた。これに對し重工業生産は二三%に過ぎなかつた。當時の本邦工業構成が輕工業中心であつたことはこれをもつて見ても明かだ。しかるに昭和十二年六月末現在に於ては輕工業生産の全工業生産中に占める比重は三一%に低下し、これに反して重工

業生産の比重は三七%に飛び上り、軽工業生産に代つて本邦工業生産に於ける支配的地位を占めるに至つた。かくて工業生産から見る限り昭和十二年六月末現在に於ては、本邦工業構成は従来の軽工業中心から重工業中心に移つたといふことができる。更に鑛業をも重工業部門のうちに編入させるとなると、工業構成の變化はさらに著しい。第三表によつて鑛業生産を重工業生産に含めたる工業構成の變化

第三表 工業構成の變化(%)

	六年末	十二年六月末
重工業	三三	四三
鑛業	二〇	一三
輕工業	四三	二七
化學工業	一四	一七
電氣瓦斯	一〇	一三
計	一〇〇	一〇〇

を示さう。昭和六年に於ては鑛業生産を重工業生産に含めても尙ほ輕工業生産に及ばなかつた。然るに昭和十二年六月に於ては鑛業生産を重工業生産に含めたる全工業生産に對する割合は四五%と壓倒的な高率を示すに至つた。昭和六年に於ける輕工業生産と重工業生産との地位は昭和十二年六月に於ては全く顛倒してゐる。いや顛倒した以上に輕工業の地位は低下してゐる。「事變の編成替への影響」昭和十二

年七月支那事變が発生してから、以上の工業構成はいかに變化したか。大藏省發表の資金調整法實施以來の實績を見ても、輕工業部門の比重は更に低下し、重工業部門の比重がいま一段と加重されたであらうことは推測に難くない。これを工業生産の實際について見よう。第四表によれば支那事變後の工業構成變化(%)

第四表 事變後の工業構成變化(%)

年	重工業	輕工業	其他工業	計
六年	三三	四八	二六	一〇〇
十二年六月	三七	三三	三〇	一〇〇
七月	三九	三〇	三三	一〇〇
八月	四〇	三三	二六	一〇〇
九月	四二	三二	二六	一〇〇
十月	四三	三九	二九	一〇〇

（備考）其他工業は化學工業及電氣瓦斯。二年十月に入つてからの萎縮が特に顯著で、二九%といふ最低記録を現出したについては九月から實施された資金調整法及び貿易管理の影響を受けてゐることが主要原因であらう。

固定資産の堪久年數

〔國資債の短縮〕大藏省では、時局關係産業に對し法

人所得税及び營業收益税査定の際適用すべき固定資産減價償却堪久年數を短縮することになり、昭和十三年六月左の如き通牒を全國各稅務署に通告實行することになつた。「業種別堪久年數」時局關係産業の國定資産減價償却堪久年數については昭和十一年七月一日以後の新設、擴張または進水に係るものより左表の堪久年數により取扱ふものとす。但し海運業の項「總トン數二千トン以上の鐵船」中發動機船については昭和十二年七月一日前進水に係るものについてもこの堪久年數を適用することをうるものとす。「金屬鑛業、石炭工業」汽罐(八)原動機(八)鑿穿機(二)工作機械(一五)工匠具類(七)鑛管類(七)架空索道(五)炭炭機(四)その他の機械器具(七)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔備考〕硝炭および硝炭の鑛業もこれに準ず(石油鑛業)汽罐(一〇)原動機(八)採油用機木製(七)石油掘鑿用機(鑛製)(一〇)掘鑿用機械器具(五)掘鑿用鐵管(三)坑井用鐵管(五)タンク(二〇)その他の機械器具(七)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔鑛業〕汽罐および原動機(現行の三分の二)機械裝置類(現行の三分の二)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔非金屬鑛業〕汽罐および原動機(現行の三分の二)機械裝置類(七)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔船舶製造業〕汽罐および原動機(現行の三分の二)機械裝置類(現行の三分の二)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔蒸氣機製造業、原動機製造業〕汽罐および原動機(現行の三分の二)工作機械(一〇)〔電氣機械器具製造業、採鑛、選鑛および鑛鑛、機械器具製造業、金屬工機製造業、工具および刀具製造業、化學工業用機械製造業、自動車および自動車部分品製造業(小型自動車關係を除く)

鐵道用および軌道用車輛製造業、航空機および航空機部分品製造業、軸受および鋼球製造業、兵器および兵器部分品製造業(工匠具類(五)その他の機械裝置(一五)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔硫磺製造業、石炭酸製造業、コルター分油物製造業、代用液體燃料製造業〕汽罐及原動機(現行の三分の二)機械裝置(七)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔硝炭製造業〕汽罐及原動機(現行の三分の二)機械裝置(一)硝石法(一)〔ロ〕アンモニヤ法(七)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔染料中間物その他〕トルダール分油物製造業(汽罐および原動機(現行の三分の二)機械裝置(一)ピクリン酸その他の燐原原料の製造裝置(三)〔ロ〕その他(七)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔石油精製業、人造石油製造業、石油輸入業〕汽罐および原動機(現行の三分の二)蒸溜裝置(一)分解蒸溜用(七)〔ロ〕直溜および再製用(一〇)製罐裝置(二〇)貯油タンク(二〇)タンカー(一八)合成裝置(七)編織製造裝置(七)ガス槽(二〇)その他の機械裝置(一五)建物その他の固定資産(現行の四分の三)〔海運業〕(船舶)總噸數千噸以上の鐵船(二〇)漁船(捕鯨母船を含む)および油槽船については償却年限を一年以内短縮することを得(括弧内數字は年數) 前表に掲ぐる産業の固定資産にして昭和十二年七月一日前の新設または擴張に係るもの及び前表に掲ぐる産業以外の産業の固定資産にして、時局のため深夜作業晝夜二部交代作業をなす等特に使用激甚と認めらるるものについては昭和二年主稅局取扱通牒所定堪久年數により算出したる償却額に對し二割以内の増加償却を認むることを得るものとす。たゞし船舶については一によるのほか特別の取扱をなさざるものとす。

物資總動員計畫

〔要旨〕政府は支那事變進展に伴ふ國家總動員上緊急を要する物資供給計畫を協議決定すべく昭和十三年六月廿三日臨時閣議を開催、(一)事變の推移に伴ふ軍需物資の絶対必要量(二)右軍需物資調達を目標とする輸入計畫、國內生産力の擴充(三)右の條件下に於ける輸出入計畫、特に輸出振興策並に輸入制限方策(四)以上の方策遂行に伴ふ日滿支の地域別及軍需民需に亘る全面的の物資供給計畫(五)右物資供給計畫に伴ひ民需物資に對して行ふべき輸出入臨時措置法による使用制限並に禁止に關する方針、等物資供給計畫案を審議したる結果、同日政府聲明として左の如く發表した。

〔政府聲明〕支那事變は徐州陥落により戰局の一大進展を見たるも其前途は尙遠慮なり、第三國の支援を頼み長期抵抗を標榜する國民政府の徹底的潰滅の爲め兵力は逐次増強せられ今や我國有史以來の大軍は陸海空に奮戦を重ねつゝあり、此時に當り統後施設により作戦行動に支障なからしめ以て帝國所期の目的を達成せしめ東洋永遠の平和を確立せん爲めには刻下凡百の施設を戰爭目的貫徹に集中し官民一體長期持久の戰時體制を確立し以て時局に對處せざるべからず、之が爲め當面の急務は物資の調整運用を最も有効適切ならしむるにあり、即ち萬難を排し輸出の振興、生産の

増加、配給、消費の統制に關する政策の徹底強化を圖るの要益々緊切なりとす、茲に於て政府は新事態に即應し軍需品及輸出原料充足を優先とする物資供給の計畫を樹て之が遂行上緊要と認むる左記の諸方策の徹底的實行を期し以て國防の安固、國民經濟の維持を圖ることに決せり。

- 一、爲替相場の堅持 軍需資材の供給確保、輸出の振興及國民生活維持の爲め現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずると共に基準價格又は公定價格の設定等の外、消費節約及配給統制を併せ強化し物價の引下を行ふ。
- 二、一般物資に就き極力消費節約を圖ること、特に輸入物資に就ては必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること。
- 三、輸出増進の爲め綜合計畫の下に之が一般的促進策を強化すること。
(イ)製品の輸出と其原料材料の輸入とをリンクせしむる等の方法により輸出用原料材料の輸入を確保すること(ロ)輸入原料材料に就き之を國內消費用と輸出用とに區別し輸出用原料材料の國內消費費用を徹底的に防止すること。
- 四、主要物資に就き輸入及配給の適正調濟を圖る爲め配給制度其他の機構を完備すること。
- 五、貯蓄の普及徹底を圖ること。
- 六、官民一體簡素なる非常時國民生活様式の確立に努むること。
- 七、主要物資の増産殊に生産の増加に就き徹底的配給を講ずること。
- 八、軍需工業能力増進の爲め交際制の採用及勞務者の急速充足に就き必要なる措置を講ずること。

九、廢品回収の爲め従來の業者の外各種團體の協力を求め其組織化を圖ること。

十、轉業及之に伴ふ失業救済の爲め必要なる方策を講ずること。

〔使用制限品〕一般國內需要に就き使用制限を強化すべき主なる資源は左の如し。

鋼材、鉄鐵、金、白金、銅、黄銅、亜鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石棉、棉花、羊毛、パルプ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トリオール、石炭酸、硫酸、ソーダ、苛性、燐礦石。

造船景氣

〔原因〕造船景氣は昭和九年頃から擡頭し、昭和十一年頃から本格化して、昭和十二年には遂に歐洲大戰以來の劃期的な大繁忙を呈するに至つた。いまその主な理由を考へてみるに、第一は世界的な海運界の殷盛及び世界的な造船熱の昂揚である。昭和十二年九月末現在における建造中の船舶は七百八十八隻、二百九十萬二千總噸であつた。これを前年同期の五百八十一隻、二百一十一萬一千噸に比べれば二百七隻、七十九萬一千噸の激増である。わが國の造船界がその一環として素晴らしい活況を呈したこと當然である。第二には上記の如き世界的な海運ブームが、わが國では生産力擴充の行進で運賃の昂騰、船腹飢饉となつて現はれて來たので、これが造船

熱を刺激してゐるが、さらにこの運賃の昂騰、船腹飢饉から荷主が自荷自船主義を採用するやうになつたこともまた刺戟してゐるといつてよからう。第三には船質改善施設の強化がある。すでに船質改善助成施設は昭和七年より第一次、第二次、第三次と行はれて來て、相當な効果を擧げてゐる。然るに更に四ヶ年繼續で優秀船建造助成施設を施行して、昭和十二年以降四ヶ年間に總噸數六千噸以上、速力十九節以上の貨客船及び貨物船をそれ〴〵十五萬噸、合計三十萬噸建造せしめ、約四千萬圓の補助金を支給することになつてゐる。第四には軍事的註文の増加である。その詳細は不明であるが、海軍費中で艦船兵器機械類を民間から購入するための支出額は昭和八年が一億七千六百萬圓、九年が二億二千萬圓、十年が二億五千二百萬圓、十一年が二億七千萬圓、十二年が三億三千二百萬圓見當と推定されるのである。かくの如く海軍費中で艦船機械類の購入費が遞増してゐることが、造船熱の昂揚に拍車をかけてゐることも見逃せないところである。第五には將來の鋼材高、從つて將來の船價高に刺戟されて煽られたことである。〔建造能力の擴充〕昭和十年頃迄は各造船所でも主として舊船臺の復活、設備の充實、勞働強化等によつて造船の受註増に對應して來た。然るに昭和十一年以來はさうした姑息手段で

は追附かず、また準戦體制の進行と共に政府の保護、勸奨政策も強化されたので、こゝに本格的な生産力擴充が展開した譯である。なほ造船業は軍機に觸れる個所多く、その具體的な擴充狀況は計り知られないが、例へば船臺の増加状態や造船計畫資本の動きからこれを見やう。一千噸以上の船臺の推定数は昭和十年末に七十九臺、十一年末八十七臺であり、現在は恐らく百臺を遙かに突破してゐるものと思はれる。次に造船及船渠業の計畫資本をみるに、昭和八年の百五十萬圓が同十年には一千十萬圓となり、更に十一年には一千八百三十萬圓、十二年八月迄（それ以後は發表中止）は一躍四千五百萬圓といふ急激な殖え方である。これを以てしても、わが造船能力の擴充がいかに急テンポで行はれてゐるかよく了解できよう。しかし周知のごとく造船能力の擴充は一般機械會社の擴充より遙るかに手間どるものである。従つて一、二年のうちに造船能力が飛躍的に増大するとは思はれない。その上主要造船會社は多角形經營をますます擴充してゐる。従つて造船及び船渠業の計畫資本が激増する事は直ちに造船能力の擴充とは斷ぜられぬ。かくて現在の生産力擴充状態からいつて、一、二年のうちに造船能力が飛躍的に増加するとは考へられず、數年のうちに造船受註に對して、消化能力を五十萬噸乃至五十五萬噸程度

に擴大しうれば成功といつてよいのではあるまいか。『將來の見通し』現在各造船會社は、向ふ二年乃至三年間の工事を大量手持してゐるのであるから、造船會社の業績は依然良好であらう。また第四次船質改善助成施設で三十萬噸の建造が豫定されてゐるが、さらにわが國の船舶の大半は更改期に入つてゐるのである。即ち十一年六月現在で船齡二十年以上のものは百八萬七千噸、全體の二五%八、船齡十年以上二十年未満のものが二百一萬一千噸、全體の四七%七、船齡十年未満のものが百一十一萬八千噸、全體の二六%五といふ割合になつてゐる。船齡二十年以上の老朽不經濟船が百萬噸以上もあり、その上十年以上二十年未満のものが二百萬噸以上もあるといふ有様である。従つてこれらの老朽船は順次に整理更改されねばならない。また戦時體制が進展するにつれて海軍費及び支那事變費中から支出される艦艇製作費が増大する事も明らかである。とすると二十二年度の如き造船熱の昂揚はも早や期待出来ないにしても、造船業が依然として繁栄を呈するであらうことは確實である。

【海 運 業】

日本海運の世界的地位

〔世界の現勢〕今日世界に於ける船腹の總數は

約二萬九千五百餘隻、六千五百二十餘萬總噸で、この船舶の内約二百五十餘萬總噸といふ小部分の繋船を除いては國際貿易航路、または沿岸國內航路に従事してゐる。これを所有國別勢力に就て見れば、第一は英國で全體の二六・七%、第二は米國で一四・三%、日本は第三位で約六・八%を占めてをり、第四は諸威の六・六%、第五は獨逸の六%、以下伊太利、佛國、オランダといふ順序である。従つて世界の三大海運國といへば三大海軍國と同様に英・米・日三ヶ國であるが、その所有船舶數の比率は大體四・二・一となり、華府條約の比率五・五・三の勢力よりも更に一段の劣勢となるわけである。〔日本の地位〕今日わが國の船舶保有量は、前述の如く八大海運國の内、英國及米國に次ぐ世界第三位の地位を占めてゐる。歐洲大戰以前、劣弱な商船隊に甘んじてゐた當時を顧みれば洵に隔世の感なきを得ない。わが國に於ける總噸百噸以上の汽船及びモーター船は

歐洲大戰前の大正三年に於て一千三十七隻、百五十萬總噸に過ぎなかつたが、戦後の大正九年には一千九百四十隻、二百九十九萬五千總噸となり、隻數に於て九百三隻、噸數に於て百四十九萬五千總噸を増加し、約二倍の膨脹となつた。且つその一隻當り平均噸數に就て見ても一千四百四十六噸より一千五百四十四噸に増大し、この期間に於て遠洋航路用大型船が顯著なる増大をみたことを明示してゐる。このことはわが商船隊の活動範圍が大戦を契機として俄然擴大され、日章旗は全世界に隅なく翻るに至つたことを立證してゐる。かくの如く歐洲大戰による世界的船腹拂底に乘じ、猛烈な船隊擴張を行つたわが國は、歐米列強に比し著しき立ち後れを克服して、一舉にして海運勢力の世界的水準に到達し、一躍世界主要海運國の列に参加するに至つた。歐洲大戰後に於けるわが國船舶増大の推移は別表の如し。

本邦船舶累年表

年 次	隻 數	總噸數	一隻當り平均噸數
大 正 二 年	一、〇三七	一、五〇〇、〇一四	一、四四六
九 年	一、九四〇	二、九五五、八七八	一、五三三
十 四 年	二、〇八七	三、九一九、八〇七	一、八七八
昭 和 五 年	二、〇六〇	四、三二六、八〇四	二、〇九五
六 年	一、九六九	四、二七六、三三一	二、一七一

七年	一、九六四	四、二五五、〇一四	二、一六六
八年	二、〇一九	四、二五八、一五九	二、〇一九
九年	一、九四九	四、〇三二、七〇七	二、〇八九
十年	二、一四六	四、〇八五、六五〇	一、九〇三
十一年	二、三六七	四、二五五、六九〇	一、七八一
十二年	二、五六四	四、四七五、二〇〇	一、七五五

太平洋航路の争覇戦

〔貨客船より貨物船へ〕わが海運の太平洋進出は明治二十九年のことで、同年八月日本郵船のシャトル航路が開設されたのが、わが國の太平洋航路樹立の嚆矢である。しかして大正三年歐洲大戰の勃發は太平洋上に於けるわが國の航權伸張に千載一遇の機會を饋つてくれた。太平洋を中心とするわが國の定期航路及準定期航路は、殆んど十指を屈する程であつたが、何分にも急激な發展、膨脹であつたが爲め、優良なる船隊の整備を缺き十分にその地盤を培養するの違がなかつた。しかし大戰が終息し、列國が再び陣容を新たに太平洋に進出するやうになると、わが國の新設航路は相次いで退陣の餘儀なき慘狀に陥つた。しかし此頃より太平洋海運には一大變革が生じ始めた。從來太平洋に於ける日米間の横斷航路は高速貨客船もしくは客船に重點を置いてゐたものであるが、大正十三年米國が排日移民

法を設定した結、東洋よりの移民が殆んどその跡を絶つことになつたため、太平洋上に於けるこれら高速客船乃至貨客船の經營上は多大の困難に逢著し、航路經營の中心は經濟的優秀貨物船主義へ移るに至つたのである。わが國に於てこの問題に先鞭を着けたものは大阪商船であつた。大正十四年以來快速ディーゼル貨客船を南米航路に配し、その復航を北米ガルフ(メキシコ沿岸)の諸港に寄港せしめ、ガルフ東洋間の航路に於て英米商船隊と競うてゐた同社は昭和五年に至り、在來の極東—紐育航路の外、新たに極東紐育急航線を開設し、之に一萬噸級時速十八節の快速貨物船六隻を就航せしめ、貨物船隊としては全く世界に類例のない高速度性能を發揮してその威容を中外に誇つたのである。〔各國の就航船〕從來横濱—紐育間の航海は英國の優秀船を以てして猶ほ平均三十五日を費したのであるが、新設急航線の第一船畿内丸は横濱より僅か二十五日を以て紐育に到達し、こゝに全く劃期的の新記録を樹立した。この著しき航海日數の短縮を契機として、從來太平洋岸に於て大陸横斷鐵道に積替へて紐育へ送られてゐたわが國の輸出生絲は、パナマ運河を経由して紐育まで海上直通輸送が行はれることとなり、貨物輸送系統上にも一大革命を齎らすに至つた。かくしてわが商船隊は此一角より太平洋上に於ける

英米海運の地盤を切崩して行つたのであるが、此快速貨物船の目覺ましき成功振りを見るや、わが國の有力船會社は擧つて優秀船主義を採用し、國際汽船、日本郵船、三井船、州崎汽船、大同海運、山下汽船等相次ぎ積極的活動を開始したる結果、遂に今日の如く量に於ても質に於ても世界無比の太平洋横斷海運商船隊を現出するに至つた。こゝに極東—紐育航路に於ける各國の定期船船と新鋭優秀船の比較對照を試みるに別表の如し。(昭和十一年度)〔霸業成る〕

國名	就航船舶	船齡五年未滿内燃機船
日本	雙 總噸 三、四七、〇九〇	雙 總噸 二、四八、三三六
米國	三 總噸 一、二二、五五九	一 總噸 三、一、九二四
丁抹	一四 總噸 六八、三四三	六 總噸 三、一、九二四
諸威	三 總噸 三、四、六一〇	一 總噸 三、一、九二四
計合	八一 總噸 五、六三、五五三	四三 總噸 二、八〇、二四〇

今日太平洋には三大幹線八大航路がある。これに浮てする各國の定期船は約四百餘隻三百餘萬噸を數へ、わが國が絶対優勢を示してゐる。即ち

極東より北米東西兩海岸に至る各航路の各國定期船は合計約百五十五隻、百二十一萬總噸を數ふるものであるが、この内七十三隻、五十五萬六千總噸はわが船船が占め殆んど半數に垂んとしてゐる。併し乍ら太平洋を中心とする歐米航路は今猶英米の獨占状態にあり、更に世界一周航路の如き

も、わが海運勢力は英米には及ばない。かくの如き未開拓の分野に航權を擴張して行くことが本邦海運の今後に残された課題である。

他の航路における邦船の現状

〔概要〕太平洋時代を目ざして躍

國際貿易航路就航日本船舶數

航路	隻數	總噸數
北米航路	七三	五、五六、〇一六
歐洲航路	三三	一、八〇、九九七
南美洲航路	三三	一、九八、三九三
大洋洲航路	三〇	一、三三、〇六五
世界一周航路	一三	九七、一五四
阿弗利加航路	七	四一、九〇二
北米大西洋横斷航路	不定	不定
印度航路	四八	二、九五、一三七
滿洲國及支那航路	九四	二、六二、九六〇
蘭領東印度航路	一〇	四七、六九〇
比律賓航路	九	四三、〇六二
佛領印度及暹羅航路	九	三八、四三九
波斯灣航路	九	五〇、〇〇〇
海峽殖民地航路	四	二、一九一
合計	三四三	一、九五、六三四

進する日本海運は、今や世界列強の脅威となつてゐるが、更にわが海運商船隊は印度に、波斯に、濠洲に、阿弗利加に、南米に、南洋に、將又歐洲に瀾歩しつゝある有様である。現在に於て國際貿易に従事せる本邦定期船舶は三百四十二隻、百九十五萬四千餘噸で、その航路別就航数は別表の如くなつてゐる。さて右國際貿易航路を地域的に見るに、スエズ以東乃至大西洋とスエズ以西乃至大西洋の二大別に分類することが出来る。「東洋水路では優勢」歐洲航路、世界一周航路、北大西洋横斷航路及南米東岸航路が後者に屬するもので、其他諸航路は前者に屬する。即ちスエズ以東から北米大西洋岸に至る間の地域、太平洋、南洋、印度洋一帯に亘る廣大な海洋こそ、わが海運對外活動の基礎的地盤であらう。この二大地域別に於けるわが商船隊の勢力を概観するに、スエズ以東乃至大西洋の二百九十六隻、百五十七萬二千餘噸に對し、スエズ以西は四十六隻、三十八萬二千餘噸に過ぎず、前者は隻數に於て約六倍強、噸數に於て約四倍強と遙かに後者を凌駕してをり、わが商船隊の國際貿易航路に於ける基礎がスエズ以東の海洋所謂東洋水域を中心とせるものにあることを一目瞭然たらしめてゐる。

對支航權の確立問題

〔其の理由〕躍進日本海運の新發展段階に於ける重要課題の一つ對支航權の確立である。わが國は支那と一葦帶水の好地勢にありながら、今日に至るまで支那の對外貿易上に占むる地位は極めて劣勢であつた。元來支那の海運は、所謂僅かに五十萬噸といふ貧弱な状態に過ぎない關係上、その對外貿易は、一に外國海運に依存せねばならぬ。近年に於ける支那の一ケ年の對外貿易は重要輸入貨物のみを以てしても小麥九十萬噸(北米、濠洲)、小麥粉三十五萬噸(北米、濠洲)、砂糖四十萬噸(暹羅、日本)、棉花三十萬噸(北米、印度)、石炭百五十萬噸(滿洲、佛印)、木材八十萬噸(北米、南洋、日本)、米百三十萬噸(西貢、暹羅)、其他機械類、一般雜貨を合して七、八百萬噸を數へ、更に輸出を合算すれば優に一千萬噸を突破するのであるが、その輸送は殆んど全部外國に委ねるの外なき状態である。「不振の理由」こゝ數年間、わが國は支那の執拗なる抗日政策の妨害を蒙り、その對支活動は日支間貿易を除く外極めて微々たるもので、支那對外貿易の輸送に於ては、結局歐米各國商船隊の跳梁を拱手傍觀するの已なき状態に置かれてゐた。これが、わが國の對支海運の不振である最大の理由である。「今後の見通し」凡そわが國海運は、支那を繞る海運市場を考慮に入れずしては到底そ

の堅實な活動は期待し得ない。年々の支那對外貿易の船腹消化は、前記の如く巨額に上るのであるから、この間に本邦船舶の活動する餘地は極めて大きい筈である。さて今次支那事變は、此形勢を將に根底より覆すに至るであらう。南支に於ける特殊港を除くの外、支那沿岸の海上權は今や完全にわが海軍勢力の掌中であり、排日勢力の掃蕩撃滅されんとする今日、不自然な壓迫によつて已むなく後退せしめられてゐたわが商船隊の今後に於ける活躍こそ、十分期待することが出来やう。かくしてわが國商船隊が、眞に支那海運の實權を收め得た時には、本邦海運の實勢力も亦愈々本格的に新段階へと發展して行くものといひ得るであらう。

不定期遠洋航路

〔活動の分野〕今日わが國の不定期船はその活動分野の顯著なる擴大を見て、定期船以上に太平洋から大西洋に、そして印度、南洋、阿弗利加、濠洲にかけて更に又スエズ運河を経て歐洲方面にまで殺到してゐる。例へばわが國に輸入される北米の小麥や棉花や木材を輸送し、紅海沿岸地方からの工業鹽や燐鑛石をわが國に運ぶとか、或は又歐洲向けの大連の大豆や西貢、暹羅の米や印度の玉蜀黍や落花生の積取りに、英國又は諸威等の外國不定期船と輸贏を争ふなど、大

量、嵩高貨物の輸送に目覺ましき活動を行つてゐる事も亦本邦海運の發展を物語るものであらう。大連—歐洲間の輸送路は鵬程將に一萬二千哩の遠距離にあり、北米—ガルフ沿岸—日本間の棉花輸送比律賓—北米大西洋岸間の砂糖輸送濠洲—歐洲間の小麥輸送等と共に世界最長の不定期船遠距離ルートに屬するものである。最近に於てこそ滿洲大豆の輸送もその最大輸入國たる獨逸の自國貨自國船主義(自國の輸出入貨物は可及的自國の船舶で積取ると謂ふ海運保護政策)に累されて本邦船舶の積取量は數年前に比し相當の減少を餘儀なくされてゐるが、依然として本邦不定期船の重要莫荷であり、前記諸輸送路に於ける不定期船の活動と共に本邦對外航權に及ぼす影響は誠に甚大なるものである。「活動旺盛の理由」凡そ海外遠洋市場への出稼ぎ配船に於て、大量貨物の海上移動に應じ外國港間、又は自國港と外國港との間の適宜輸送に従事する不定期貨物船が、その重要地位を占めてゐることはいふまでもない。昭和七年海運難生時代に入るや、逸早く海外に乗り出して行つたのは此不定期貨物船であつたことは周知の通りである。圓爲替の低落は彼等にとつて極めて有力な武器であつた。遠洋航海は殆んどスターリング建で、弗建がこれに次いでゐるので、爲替安による換算差益は優に運航採算難をカバーし、外國船の到底應じ

得ない低運賃でも、尙且つ本邦船は立派に引合つた。従つてこの好調に乗じた本邦船の進出は文字通り奔流の勢を示したのであつた。「將來の見遣し」しかし乍ら、此兩三年間に於ける本邦不定期船の活動は漸次減少の傾向を辿りつゝあつて、一見わが國海運の目覚ましき發展と逆行するかの如き感を抱かしめてゐる。例之、北米太平洋方面に對する我不定期船の活動は約半數以下となり、濠洲、印度に於ても著しき減少を示すに至つた。さて、かくの如き趨勢の因つて來る原因は、これは一に不定期船の定期化に起因してゐるから、決して悲觀視するに當らない。昭和七年以來のわが船舶建造は定期航路適船主義に轉じ、不定期向きの船舶建造は著しく減退すると共に、定期航路適船が頗る増加して、從來専ら不定期船の經營に當つてゐた船會社、即ち國際汽船、三井船舶部、川崎汽船、山下汽船、大同海運等の有力筋が、逐次その經營方針の中心を定期航路に移すに至つた。といふのは近年わが國輸出入貿易の飛躍的伸張を反映してわが商船隊の活動は著しく輸出入貨物の定期運送に對する依存性を深めるに至つたので、各方面に活動してゐた不定期船が漸次定期化されるに至り、不定期船が減少するといふ現象を惹起してゐる譯である。従つて、この傾向は決してわが商船隊の悲觀的現象ではありえない。

日英海運爭覇戰

〔日本の進出〕日本商船隊の華々しき進出は、東洋水域に於ける英國海運の地盤を侵すものとして、英國では邦船の脅威が喧傳せられ、英國海運の危機が強調され、政治手段にまで訴へて邦船の進出を阻止すべく邦船防遏に焦慮するに至つた。英國がかくまでわが海運を懼れ、攻撃するに至つたのは次の如き理由に基づいてゐる。現在アジア洲内の國際貿易航路に從事する各國定期船腹勢力は日本が首位を占めてゐる。即ちアジア洲内の定期船腹合計は二百九十三隻、百十五萬九千餘噸にして、その内日本船は百八十四隻、七十六萬餘噸と六割五分を占むるに對し、英國船は七十二隻、二十五萬四千餘噸と二割一分の劣勢振りである。又アジア洲と他洲との相互間國際貿易に於ても、英國はその老舗たるアジア洲と歐洲相互間の航路を除いては、アジア洲と北米洲、アジア洲と南米洲、アジア洲と大洋洲の諸航路は、孰れも日本商船隊が第一位を占めてゐる。かくの如く東洋水域の定期航路に於て日本が斷然老英國を壓倒し、英國は新進日本の後塵を拜せんとしてゐる有様である。〔日英の對立〕英國の輿論が日英海運の對立を繞つて表面化したのは、昭和十年秋のことで、同年十一月英國議會に於ても東洋水域に於ける英國海運の危機が問題視されてゐた

關係もあり、爾來その成行は頗る注目されてゐたが、昭和十一年春、印度政廳を動かしてわが國政府に對し、左の如き提議を申込み來つた。

- (一) ビルマと印度間並びに印度各港間の沿岸航路に、今後絶対に日本船が航路せざることを保證すること。
- (二) 印度と日本間の航路を經營する日英兩會社の積取割合を適當に調整するため、日英海運會議を開催すること。

他方、第一次日印會商の當時にも、印度側から日本船舶の沿岸航路禁止問題を發言したことがある。〔日本側の態度〕印度政廳よりの右提議に對し、わが當局は「日英當事者間の自治的解決に委ねべきものである」と一蹴したまゝ、今日に至つてゐる。

日濠海運會商

〔發端〕日濠海運會商の表面化したのは日本濠洲航路に於ける本邦輸入羊毛の積取につき、濠洲側のE・A汽船會社が同航路に於ける運賃同盟(日本郵船、大阪商船、Aライン)山下汽船國際汽船共營E・A汽船)で實施中のブル比率(積取割合)の増加を要求して來たことに始まる。比率は從來日本側三社二六%宛、E・A二二%であつたのを、二五%同率に變更方を要求して來たのである。然し日本側は實績を主張して譲らず、永らく懸案となつてゐたのであるが、日本側としても、一方日英海

運の總體的拮抗の問題も控へてゐる折柄、纏まるものならば纏めやうといふわけで會商開催の運びとなつたのである。〔問題の重要性〕此間E・A汽船では濠洲政府及び英本國の後楯で問題を日濠通商條約の締結に絡ませ、日濠兩國政府間の政治的交渉に持ち出さんと企てたこともあり、幾度か危機に臨んだのであるが、日本側は一航路同盟の問題であるから、民間會商でなければならぬとの原則を固持した結果、遂にその主張が通つて民間會商の形で開かれるまでに漕ぎつけたのである。しかし會議の中心問題は單なる積取割合の改訂であつても、その根底にはやはり日英兩國の經濟上の利害對立を一貫する根強い宿縁が潜んでゐるため濠洲からリカード營業部長が昭和十一年末來朝して協議をつゞけ、漸く成案を得たものの英本國側の強硬態度によつて通商更改と結びつけて愈々外交問題と化する空氣が濃厚となり、日濠海運交渉は一時停頓の已むなきに立ち至つた。そこでE・A社代表リカード氏は昭和十三年三月二十七日歸國した。〔二箇年の存続の協定成立〕前記の如く殆んど決裂状態のままの日濠海運會商も、シドニーに於ける一般通商協定交渉の進捗に伴つて、昭和十三年六月十六日以來邦品側郵船、商船、山下三社代表、濠洲側E・A社の新代表マーチン氏の間折衝が新らしく重ねられた結果、左の如

き大綱が決定され、昭和十三年七月二日邦船側代表莊田氏(郵船神戸支店長)とE・A社代表マーチン氏の間に正式調印を了するに至つた。

- (一) プール比率は邦船側七七・五%、濠洲社・A社二二・五%(往復共)。
- (二) 實施期間は昭和十三年七月一日。
- (三) 存続期間は向ふ二ケ年間。
- (四) 總運賃収益の七〇%をプール計算とし、積積三〇%を各社單獨計算とする。

これを前回の協定と對比してみると、羊毛積取り(復航)に於て二・五%を譲り、雜貨積取り(往航)に於て二・五%と進出している、日濠海運新協定は大體成功であつたといふことが出来る。

貿易と海運の關係

〔海運の重要性〕外國貿易が、現在の戦時經濟體制上に缺くべからざる重要性を有してゐることは、周知の通りであるが、その國際貿易の發展伸長を期するためには、物資の圓滑なる移動を圖り、最も適切なる輸送手段の維持助長に努力すべきはいふまでもない。こゝに於て運賃低廉かつ大量輸送の可能性に富む海上運輸が、その最も適切なる輸送手段として選ばれるに至るのである。従つて四面環海の日本とか英國が、對外貿易の全部を擧げて海運に俟つことは當然のことであるが、佛獨の如き陸境線の長き國に於ても

なほ輸出入貿易の六、七割までは海上貿易に屬してをり、今日の世界貿易はその八割以上までが船舶の輸送に係つてゐる事實に徴しても、貿易と海運との相互關係は全く明白である。〔わが貿易の發展と海運界〕わが國は昭和七年の金輸出再禁止を轉機として、輸出貿易の驚異的な發展を現出し、歐洲大戰以來の活況を呈するに至つた。(貿易の項参照)從來主として歐洲、北米其他所謂諸市場たる局部に限られてゐたその輸出市場が、アフリカ、中南米、南洋等新市場を加へ、廣く世界の各方面に分散的に擴大を來した事實の背後には、常にわが國海運の弛みなき活躍が隠れてゐたことを看過出来ない。殊に近年に至つて新たに開設せられたわが商船隊の新航路、即ち中米、アフリカ、新西蘭、波斯等の諸線は、何れも邦品の新市場進出に大きな貢獻をなしたのである。例へば東阿について見れば、大正十五年初めてわが國よりの直通航路が開かれるまでは、同地方のわが國の輸出は年額僅かに五百萬圓乃至六百萬圓が第三國を経由して行はるるに過ぎなかつたが、アフリカ航路の新設と共に逐年増加して昭和四年には一千三百萬圓となり、昭和八年は二千三百萬圓、昭和十一年は四千一百萬圓となつて實に驚異的な増加を來した。今日この東阿地方はわが國重要輸出市場の一として數へらるるに至つたのであるが、若

しわが國商船隊の活動が無かつたとすれば、かくの如き發展は到底望まれなかつたであらう。

國際貸借と海運收入

〔概要〕本邦海運の對外的活動によつて齎らされる海運純收入は最近十ケ年間に於て、十一年度を最高とし七年度を最低として貿易外收支の上に年々一億圓以上の受取超過を示し、それだけ無形輸出を行つてゐるといへるのであつて、國際貸借上に寄與する海運の所産は實に甚大なるものがある。更にこれを貿易外經常的受取超過額と比較すると共に貿易入超額と對照せば、本邦海運の國際純收入が國際貸借上に寄與する役割が如何に重要なかを知ることが出来る。かくて海運の戦時經濟上に於ける地位はますます重大となつて來るのである。

貿易入超額と貿易外受取超過額との比較

年次	貿易入超額	貿易外經常的受取超過額	海運純收入
昭和二年	千圓 四四四、五九六	千圓 四七、八五〇	千圓 二二、六六三
三年	三三四、七九九	一六一、一九六	二八、七三二
四年	一七二、五九九	一八〇、九五四	一七、五六〇

年次	一	二	三	四	五
五年	一六一、六七九	一三三、〇一五	一〇七、八五三	一四〇、一九七	八三、六三〇
六年	六七、二二三	一一五、二五四	八三、〇四七	八五、四三三	一〇九、八〇一
七年	一四二、三四三	一四四、三三三	一〇七、五三三	一四二、七〇〇	一一三、二六五
八年	一四二、三四三	一四四、三三三	一〇七、五三三	一四二、七〇〇	一一三、二六五
九年	一四二、三四三	一四四、三三三	一〇七、五三三	一四二、七〇〇	一一三、二六五
十年	一四二、三四三	一四四、三三三	一〇七、五三三	一四二、七〇〇	一一三、二六五
十一年	一三〇、二〇〇	二二二、九〇〇	一六五、〇〇〇	一三〇、二〇〇	二二二、九〇〇

〔海運收入の細別〕最近七ケ年間の運賃收入に就て見れば、昭和四、五、六年の各年度に於て最大額を占めてゐるのは輸入貨物運賃で、外國間輸送貨物運賃之に次ぎ、輸出貨物運賃が最低位を示してゐる。ところが昭和七年以降になると、輸入貨物運賃が依然として最大額を占めてゐることに變りはないが、輸出貨物運賃と外國間輸送貨物運賃は地位を顛倒し、特に輸出貨物運賃の増加率は顯著であつて、輸出貿易の躍進的伸張を反映すると共に、他方最近に於けるわが海運の對外活動が本邦貿易への依存度を深めつゝあつたことを物語つてゐる。(爲替の騰落と海運收入)過去七ケ年間に於ける本邦海運收入中、三大項目別運賃收得額を示せば別表の如し。

三大項目別運賃收入

年次	輸入貨物運賃	輸出貨物運賃	外國間輸送貨物運賃
昭和四年	千圓 一〇三、九〇七	千圓 四四、九五六	千圓 五七、四三九
五年	六九、五九三	四〇、八九七	五〇、五九三
六年	五八、七六〇	三六、八〇七	四四、六〇九
七年	六三、五四五	五五、八〇〇	四五、五六三
八年	八一、七〇五	五九、九五二	五二、八二四
九年	八八、七一九	七〇、九一三	五四、二三一
十年	一〇七、六六六	八四、四九三	五五、六〇五
十一年	一九、九四四	八九、二四五	六九、八四二

爲替の騰落が運賃収入と微妙且つ重要な關係を有してゐることはいふまでもない。今日國際貿易航路に於ける運賃は殆んど磅建となつてゐる關係上、本邦船舶の收得する運賃収入もその七、八割見當迄は磅貨が占めてをり、其残部が弗建及び圓建となつてゐるのであるが、圓貨建の運賃は東洋や印度方面の一部分に限られてゐる。従つて對外爲替の動きは大なり小なり直ちに本邦海運の收得する國際運賃収入に響くこととなる。即ち昭和六年末金輸出再禁止の斷行を契機として本邦對外爲替相場は大崩落を演じ、對英爲替が四割五分以上の低落を見たことは周知の事實である。従

つて昭和六年以降の運賃収入増大の裏には、圓爲替の下落による換算差益が相當多く含まれてゐることを考慮に入れなければならぬ。

準戦時の海運收支

〔海運收支の改善〕昭和十一年度の貿易外收支は受取勘定で經常的収入が八億八千八百萬圓、臨時的収入が六億七千七百九十萬圓、收入合計十五億六千六百萬圓となつてをり、支拂勘定では經常的支拂六億五千五百二十萬圓、臨時的支拂九億四千七百二十萬圓、右支拂合計十六億二百四十萬圓で差引支拂超過三千六百四十萬圓であつた。これを十年年度の支拂超過一億九千三百萬圓に比較すれば、支拂超過額の減少は一億五千六百萬圓の巨額に達し著しい改善振りである。このうち海運關係収入は三億三千四百六十萬圓、同支拂は一億四千七十萬圓で、差引一億九千三百八十萬圓の受取超過となつてゐるが、海運収入の中には噸税、水先案内料、外國艦船修繕代、外國艦船需品購入代等、本邦船舶直接の活動の結果でないものが計上されてゐるからこれを除く船船乗組員海外消費三百四萬圓を支拂項目に繰入れると海運収入は三〇八、七九四萬圓、海運支拂は一四三、七九二萬圓、差引純収入は一六五、〇〇二萬圓となる。即ち一

億六千五百萬圓が昨十一年度の本邦海運純収入となる譯だ。これを十年度に對比すれば、収入に於いて三千百七萬圓、支拂に於いて千五百萬圓の各増加であり、結局受取超過額は一千五百七十二萬圓の増加となり未曾有の好調を示したのである。〔純収入の内容〕更に其の内容を検討すると、収入項目に於いて輸入貨物運賃、輸出貨物運賃が顯著な増加を示してゐる。昭和十年に比較すれば輸入運賃が千二百二十萬圓、輸出運賃が四百七十五萬圓の各増加で、輸入荷物の本邦船の活躍、輸出貿易の盛況を語つてゐる。又遠洋に於ける本邦トランパーの活動を反映してか、外國間輸送貨物運賃収入は一千四百萬圓を増加し、外國旅客運賃も僅少なから増加した。更に備船料収入は十年の五十二萬圓から十一年の二十萬圓と三十萬圓の減少を示したのは、本邦海運市場の繁忙で、外國に貸與すべき船舶のなかつたものと思はれる。次に支拂項目に就いてみると、依然として備船料支拂の増嵩が目立つのである。即ち十年度の一千百萬圓が十一年度は一千四百六十萬圓と三百六十萬圓の増加を示し、之を昭和六年の僅々六十萬圓に比較すれば、千四百萬圓の激増に當る。世界的船腹飢饉下に、しかも此の備船料支拂の激増は、備船料そのものの昂騰があつたにしても本邦海運の船舶不足を物語る唯一の證左であらう。〔改善の

理由〕かくの如く本邦海運收支は逐年改善の一途を辿つて來たが、その原因は何か。吾々は次の諸原因を指摘するこゝが出来ぬ。

- 一、世界的な軍備擴張と、これに伴ふ軍需資材の荷動き旺盛、更に一般物資の移動活潑等に影響された世界貿易の上昇。
- 二、船隻改善助成から優秀船隻建造助成に至るまで、政府の海運政策がよろしきを得たこと、延いて船舶の經濟優秀化が行はれたこと。
- 三、昭和六年末の金輸出再禁止が對外爲替相場の低落を招來し、外貨運賃差益が増加し、これが廉價日本商品の世界市場侵出を約束したこと。
- 四、日支事變がなかつたこと。

各國の海運保護政策

〔理由〕一九三三年の世界經濟會議に於ては、海洋の自由、過剩船腹調節等の海運問題が議題に上つたが、會議そのものが失敗した結果として、經濟ナショナリズム熾烈化の下に各國は着々濃厚な海運保護政策を進め、海運資本戦は益々激化して來た。殊に英國がその自由主義を放棄して敢然海運保護政策へ積極的轉向を發表すると同時に、これに刺戟された各國は一齊に保護政策の強化を行ひ始めたのである。しかしかくの如き海運拮抗の尖鋭化は結局海運市場を悪化せしむることになるので、之を憂慮した諸國、瑞典、丁抹、和蘭等の北歐諸國によつて組織されたいはゆるバルチック國際海運同盟は「非經濟的補助金」を排撃すると共

に國際船腹調節運動に乗り出し、遂には英國を動かして國際船主會議を開催するに至つた。しかし乍らこの會議は吳越同舟の乗合ひである關係上、結局尻切り蜻蛉の如きものに終つたのである。かくて世界列強は海運保護政策の旗を押し進めて行くことになつた。「内容」從來海運は陸運と同様に單なる運輸機關として、又は産業貿易の補助的企業として一般に認識され、各國の海運保護政策もこの意味に於て定期航路の發展助成に主力を注がれ、わが國に於ても從來の政策は定期航路の保護助成に限られてゐた。然るに昭和七年より船舶改善施設が實施されたのを一轉機として、船舶の優秀化を獎勵するに至つて始めて一般船主も普遍的に保護されることとなつた。次いで遠洋航路補助の計畫に於て更に積極的な不定期船保護政策の實現となつた。かくて政府も海運が獨自の産業であることを強調して積極的新海運國策を樹立することになつたのである。さて海運保護は對外競争力を増大せしめることを目的とする直接的海運補助政策と、自國貨自國船主義の強行税による國旗的差別待遇、沿岸貿易の封鎖等を内容とする直接的保護政策とがあるが、直接的な海運補助政策は、更に航海の獎勵、造船の獎勵及び海事金融の三つに區別することが出来る。航海の獎勵には、その國策上より見て緊要缺く可からざる

航路又は樞要航路の維持を圖る補助と、航權の維持擴張を圖る全般的航路補助の二者に分つことが出来る。大體前者は定期航路補助であり、後者は不定期船の補助であるといひ得やう。「列強の保護政策」現在の各國保護政策は今や幼稚産業を保護する意味の政策ではなく、各國夫々自國の國情を考慮して海上輸送力の維持發展を圖ると共に、又一旦非常事變に際し國防補助力の完壁を期することも併せ目的としてゐる。こゝに重要海運國の補助制度の現状を概略的に列擧すれば左の如し。(一)英國Ⅱ(イ)航海補助(郵便航路補助、不定期船航海補助)、(ロ)造船獎勵(船費改善助成)、(ハ)海事金融(建造資金貸付)、(ニ)佛國Ⅱ(イ)航海獎勵(定期航路並びに不定期船補助)、(ロ)造船獎勵(噸數並びに速力割増補助)、(ハ)海事金融(建造資金貸付及利子補助)、(三)獨逸Ⅱ(イ)航海獎勵(船舶運航並びに船員給料補助)、(ロ)造船獎勵(解撤補助金、改造及新造船補助)、(ハ)海事金融(定期船業務營業資金融資保證)、(四)伊太利Ⅱ(イ)航海獎勵(貨物船舶航海補助及一般定期航路補助)、(ロ)造船獎勵(解撤獎勵、速力増進補助、造船及修繕補助、經濟的貨物船建設費)、(五)和蘭Ⅱ(イ)航海獎勵(郵便航路補助)、(ロ)海事金融(郵便會社復興資金無擔保無利息融資)、(六)米國Ⅱ(イ)航海獎勵(郵便航路補助、對外國船運航費差額補助)、(ロ)海事金融(船舶建造資金貸付)。

我國の保護政策

〔發端〕我國に於ける海運保護獎勵策の沿革を顧れば、明治初期わが海運が未だ近代的組織を備ふるに至らなかつた當時の海運民營補助案の如き幼稚産業時代に見られる會社本位即ち船主本位の助長政策は別として、船腹の充實若くは航路の擴張を對象とした海運保護政策は、明治二十九年三月實施せられた航海獎勵法並びに造船獎勵法をその嚆矢とする。「保護政策の發展」右法案の實施と同時に政府は國家的見地より最も樞要と認むる對外航路を隨時選んで特定命令航路とし、別に定むる規定によつて一定の補助金を支給する方法を併用するに至つた。左の如し。

- 一、航海獎勵法(イ)補助を受くべき船舶の資格(一)わが國に國籍を有し外國航路に従事すること、但し定期航海と不定期航海とを問はない。(二)總噸數一千噸以上にして速力十節以上を有すること。(三)内埠建造船舶は船齡十五年未満、外國建造船舶は同五年未満なること。(ロ)支給の方法(一)總噸數一千噸、速力十節のものには航海運數一千運毎に一噸當り補助金二十五錢とすること。(二)總噸數五百噸を越す毎に補助金一割を加ふること。(三)速力一節を越す毎に補助金二割を加ふること。

- 二、造船獎勵金(一)總噸數七百噸以上の船舶を建造した場合は船體一噸につき十二圓。(二)一千噸以上の場合は一噸につき二十圓。(三)機關をも併せて建造した場合には一馬力につき五圓。

而して明治三十二年に至り航海獎勵法の一部に改正を加

へて、外國建造船の場合はその支給すべき航海獎勵金を半額とし、内地建造船を保護することとした。つぎに政府は航海獎勵金と命令補助金とが同一航路上に重複する如き場合あることに鑑み、その整理を圖る必要を認めて明治四十二年三月新たに遠洋航路補助法を制定した。本法は從來の航海獎勵金の制度を廢して之に代へたものであるが、航海獎勵金が船舶本位にあつたのに對し本法は航路本位の補助制度となつてゐる。

- 三、遠洋航路補助の概要(一)補助航路は歐洲、北米、南米、濠洲の諸航路とす。(二)船舶は總噸數三千噸以上、速力十二節以上、船齡十五年未満のものとする。(三)原則として外國建造船には適用せざること。但し船齡五年未満にして特に政府の認可を得たるものは此の限りに在らず。(四)補助金支給率は速力十二節を有する船舶に對しては、總噸數一噸、航海運數一千運につき五十錢以内、速力一節を越す毎にその一割を増し、船齡五年を越ゆる船舶には一年毎にその五分を遞減すること。
- 次に本邦命令並びに郵便航路補助金(昭和十三年度)をば示せ次の如し。

北米航路	二、五〇一、二三一圓
桑港線	一、一九〇、五二一圓
シヤトル線	一、〇三五、三一四圓
東岸線	四〇八、六七〇圓
西岸線	

郵便定期航路	四五〇、〇〇〇圓
横濱倫敦線	二〇、〇〇〇圓
横濱メルボルン線	
阿弗利加航路	三〇〇、〇〇〇圓
東岸線	三〇〇、〇〇〇圓
西岸線	一五〇、〇〇〇圓
波斯航路	二〇〇、〇〇〇圓
南洋爪哇航路	三〇、〇〇〇圓
近東主要港寄港	三〇、〇〇〇圓
中南米寄港航路	三〇、〇〇〇圓
支那沿岸線	九九〇、〇〇〇圓
上海漢口線	三六〇、〇〇〇圓
大連線	二〇、〇〇〇圓
上海線	一九〇、〇〇〇圓
青島線	二〇〇、〇〇〇圓
日本海航路	
敦賀浦鹽斯德線	一四〇、〇〇〇圓
敦賀北鮮線	五〇、〇〇〇圓
新潟北鮮線	五〇、〇〇〇圓
樺太線	五〇、〇〇〇圓
ペトロバブロフスタ航路	二〇、〇〇〇圓
神岡那覇航路	七五、〇〇〇圓
本州北海道連絡航路	三、〇〇〇圓
合 計	九、〇六三、七三六圓

〔保護政策の轉換〕本邦航海補助の歴史を要約すれば、日

本郵船の保護助長史ともいへやう。今日不定期船の活躍が本邦海運の對外活動に於て頗る大きい範圍を占めてゐるにも拘らず、これまで國家の直接的保護は實に僅少であつた。かくの如き徑緯を辿つて、本邦海運政策は、昭和七年の劃期的な船質改善助成施設の實行に至つたのである。これによつて従前の特定の定期船業者保護政策は、轉じて海運業者全般を對象とするに至つた。

船質改善助成施設

〔目的〕船質改善助成施設は新たに二十萬總噸の貨物船を建造せしむると同時に、四十萬總噸の老朽船を解體せしめんとする計畫である。即ち老齡船二噸を解體するのに對し、代船一噸の割合を以て建造する譯である。これはいふまでもなく、一方に於て老齡不經濟船を淘汰して過剩船腹を整理し、以て海運市況の挽回を圖ると共に、他方に於ては性能高き優秀貨物船を充實して海運力を増大し、併せて造船業の復活と失業者の救済を目的とする、實に一石數鳥の妙策であるといふことになつてゐる。〔内容〕政府は本法を昭和七年九月から實施するに當つて政府の代行機關として船舶改善協會を設立し、同時に大要左の如き遞信省告示を發表するに至つた。

〔一〕 解體せらるべき船舶は總噸數一千噸以上にして船齡二十五年以上、

昭和七年一月一日に於て既に内地、朝鮮、臺灣、又は關東州に船籍を有する鋼製又は鐵製汽船なるべきこと、但し船齡に付ては遞信大臣に於て特に認むる場合に限り、二十五年未滿なるも妨げなきこと。

〔二〕 建造せらるべき代船は總噸數四千噸以上且速力十三節半以上の鋼製貨物汽船にしてその總噸數は解體船の總噸數の三分の一以上ならざること但し速力に付ては遞信大臣に於て特に認むる場合に限り十三節半未滿なるも妨げなきこと。

〔一〕 代船は内地造船所に於て建造すること。又材料機關及機裝品は内地製品を使用すべきこと。

〔二〕 助成金は代船の竣工總噸數及び速力に應じ左に定むる割合を以て支給すること。

速力	一四節未滿	四五圓
	一四節以上	四六圓
	一四節半以上	四七圓
	一五節以上	四八圓
	一五節半以上	四九圓
	一六節以上	五〇圓
	一六節半以上	五一圓
	一七節以上	五二圓
	一七節半以上	五三圓
	一八節以上	五四圓

〔一〕 助成金は建造代船の船體附の時にその二分の一以内を支給し、殘餘はその竣工の時に支給すること。

〔二〕 解體船は代船の船體附の時迄に賣却し、且つその竣工までに解體すべきこと。

〔一〕 助成金の交付を受けて建造しなる船舶は、遞信大臣の認可を受けざればこれを讓渡し又は著しく改造することを不得す。

しかし政府は本助成施設のために、昭和七年度以降三ヶ年間に一千一百萬圓を支給せんとするもので、その年度別割當支給は別表の如くであつた。

助成金額		建造代船總噸數
昭和七年度	一、二五〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇
八年度	五、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
九年度	四、二五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

〔効果〕船質改善助成施設は果せるかなよく時機に投じて當業者の觀迎する所となり、計畫は豫期以上の成績を以て着々進捗した。その結果を見るに、解體船九十四隻、三十九萬九千二百二十二總噸、建造代船三十一隻、十九萬九千三百十總噸と略々豫定滿額に達した。本施設の第一義的的は優秀新鋭船の建造にあつた如く、新造代船の貨物船として極めて優秀なるべきことはいふまでもないが、これを船型別より見れば別表の如し。か

船 型	隻 數	總噸數
四千噸級	一〇	四四、一三五
六千噸級	六	三九、九五〇
七千噸級	一三	九五、三五〇
九千噸級	一	九、八六五
一萬噸級	一	一〇、〇一〇
合計	三二	一九九、三二〇

くて六千噸型以上が大多数を占め、主として遠洋航路に配置して對外競争力大なる貨物船に重點がおかれるやうになつたのである。

第二、第三次助成施設

〔理由〕優秀船主義は必然的に船腹を増大し、對外航路網の擴充を招來し、従つて本邦有力トランパーは擧つて定航化するに至つたのであるが、此趨勢は更に優秀船を求むる結果となり、昭和九年度を以て終了せる第一次助成案に引續き第二次助成案を實現せよとの要望が海運業間に起つたため、昭和十年度以降五ヶ年計畫により五十萬總噸の新船建造並にこれと同一噸數の古船解體案を樹立し、助成金一總噸當り五十二圓四十錢の豫算を以て合計二千六百二十萬圓を要求した。しかし大藏省の十年度豫算編成方針が財政緊縮、公債遞減の一途にありし關係上一大削減を蒙り、昭和十年三月二十七日公布を見たのである。外國船輸入許可制は存續することとなつた。〔内容〕第二次助成施設の要綱を示せば次の如し。

第二次助成施設要綱

- 一、建造及び解體噸數(一對一)各五萬總噸
- 一、豫算總額 百五十萬圓
- 一、助成金(一總噸當り) 三十圓

- 一、實施期間 昭和十年四月以降一ヶ年
- 一、新造船種は朝鮮、臺灣、關東州等外地航路も包含せしむ。
- 一、解體船は代船竣工後解體に着手し且命令書書の交付を受けた日より三箇年以内に解體すべきこと。

即ち第二次施設は第一次に比し規模は著しく縮小されてゐるが、注意すべきことは、第一次に於て新造船籍が内地に限られてゐたものが外地にも適用されるやうになつたことである。又第一次施設に於ては新造の龍骨据置と同時に繋留し竣工までに解體せねばならなかつたのが、第二次では新造竣工後一ヶ年間の運航を認められた。更に第一次施設では同一申請者の建造數に制限がなかつたが、第二次に於ては申請期を前期及後期に分ち同一申請者はその各期に於て各一隻を超ゆる新造船の申請をし得ることとし、助成金偏重の弊を避ることにした。〔第三次助成施設〕第三次助成施設においては新造船の最低噸數を繞つて船主間の意見の對立が激化し、容易に一致しなかつた。即ち第一次及第二次案通り四千噸案によつて航海商船隊の充實を計り、國際貸借の改善に主力を注がんとするものと、國家補助の均霑を近海航路の適船たる中小型船にも及ぼすべきを主張するものの二派が對立したのである。結局海事審議會に於て四千噸以上と決定した。しかして民間の計畫案たる

事業期間三ヶ年繼續、建造解體一ヶ年各十萬噸として三ヶ年三十萬噸の解體建造をなし助成金年額五百五十萬圓三ヶ年合計一千六百五十萬圓とする案も、助成施設の恒久化を目標とする遞信省の助成案(兼當り昭和十一年度分として新造解體各十五萬噸、助成金額當り五十五圓、總額八百二十五萬圓といふ大計畫)も共に大藏省に容れられず、第二次の場合と同様、削減の大斧鉞を蒙るに至つた。しかして新造、解體共に五萬噸、助成金一噸當り三十圓といふ小規模のものになつて了つた。しかして解體見合船の手當難は益々増大するために解體船は新船の起工後三ヶ年間は其の運航を許可されることとなつた。

優秀船主義

〔理由〕遠洋航路に本邦海運の航權を確立するためには、優秀船主義と不定期船運航補助とを併用して優秀船の建造を奨勵し、この船舶をして遠洋定航を擴充せしめ、又一方不定期遠洋航路補助によつて外國船の跳梁に對抗せしめる、といふ二段構への政策を必要とする。そこで遞信省は、現下内外の情勢に鑑み、わが國海運發展助長のために最も有効と目される三大政策を實體とせる新海運國策を樹立し、昭和十二年四月一日公布實施した。〔内容〕優秀船主義は必ずしも大型高速船主義を意味するものではない。夫々航路の實情に順應せ

る經濟的且競争上最も有利な船舶を配船することを指すのである。その要項は左の如し。(一)助成金の交付を受くべき者は帝國臣民のみを社員若くは株主とする會社なること。(二)助成金の交付を受くべき船舶は第一種船舶及第二種船舶の二種とすること。

- (イ) 第一種船は左の條件に適合するものなること。但し總噸數及速力に就ては遞信大臣に於て左の限度に達せざるものも承認することあるべきこと。總噸數、六、〇〇〇噸以上、速力、一九節以上、旅客定員、船の長さ(米)の自乗を一〇〇にて除したる數以上。
- (ロ) 第二種船は左の條件に適合するものなること。但し遞信大臣に於て左の限度に達せざるものを承認するべきことあるべきこと。總噸數、六、〇〇〇噸以上、速力一九節以上、旅客定員、二人以下。

(一)助成船は内地造船所に於て建造し内地、朝鮮、臺灣又は關東州に船籍を定むべきこと。(二)助成船の建造に就ては建造計畫及び造船所につき遞信大臣の承認を受くること。(三)第一種船の助成金は命令書の定むる所により總噸數一噸につき速力に應じ一定の算式により算定したる金額(圓)を年賦償還とすること。(四)第二種船に對する助成金は總噸數一噸に付四〇圓とし、龍骨据附の時その四分の一以内を、竣工の時その殘餘を支給すること。(五)申請書は昭和十二年四月一日より昭和十五年三月末日迄に之を提出すべきこと。但し第二種船に付ては同一申請者は當分の内

第一種船（旅客船）

昭和十二年	三〇、八三三
昭和十三年	一四五、六八八
昭和十四年	五八八、四八四
昭和十五年	一、四二八、八三九
昭和十六年	二、五四二、九九九
昭和十七年	三、二九三、八八〇
昭和十八年	三、二九三、八八〇
昭和十九年	三、二九三、八八〇
昭和二十年	三、二九三、八八〇
昭和二十一年	三、二九三、八八〇
昭和二十二年	三、二九三、八八〇
昭和二十三年	三、二九三、八八〇
昭和二十四年	三、二九三、八八〇
昭和二十五年	三、二九三、八八〇
昭和二十六年	三、二九三、八八〇
昭和二十七年	三、一八四、〇八四
昭和二十八年	二、六三五、一〇四
昭和二十九年	一、二〇七、七五六
計	四四、六九二、五六七

第二種船（貨物船）

昭和十二年	三、八〇、〇〇〇
昭和十三年	一、八〇、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇、〇〇〇
昭和十五年	一、〇〇、〇〇〇
計	六、〇〇、〇〇〇

一隻を越ゆる助成船に付申請することを得ること。
 (一)第一種船は逓信大臣の命ずる條件に従ひその指定する航路に之を就航せしむべきこと。(二)支出年度割は別表の如し。「規模」優秀船建造助成施設は總噸數六千噸、速力十九哩以上の旅客船十五萬噸合計三十萬噸の優秀船を向ふ四ヶ年間繼續事業として建造せんとするものである。

海軍金融施設

〔理由〕わが國には未だ海事に關する特殊の金融機關が存在してゐない。

一般金融業者も歐洲大戰直後の苦澁に徴して常に船價の變動による經濟的衝擊を憂ふるの餘り、船舶金融を非常に危険視してこれを回避せんとする傾向をもつてゐる。しかしこの間、政府は昭和五年五百萬圓以内の造船資金貸出計畫を樹立し、内四百萬圓を興銀に割り當てて補給利子の國庫支給案を議會に提出した。同昭和六年議會の協賛を経て貸出限度を千五百萬圓に増額し興銀の貸付限度を千二百萬圓に割當て、その後更にその貸付限度を漸次三千萬圓にまで擴張した。更に準戰時代に入ると共に海運界の回復に伴ひ新造船機運が勃興し、造船資金の需要は急激に擡頭した。興銀の貸出金額も三千萬圓の限度に達する盛況で、殺倒する需要に到底應じ切れなため、政府もこのまゝ放置すれば優秀船建造の資金が涸渇するの危険あるを見て、こゝに積極的に海軍金融の擴充に乗り出すに至つた。〔内容〕海運國策案による海軍金融施設（造船資金貸付補給及損失補償）は次の如し。政府は造船資金の貸付金額七千萬圓を限り、左の條件により補給金を支出し、かつ貸付により受けたる損失を補償するの契約を結ぶことを得。(一)貸付は左記による。

(イ)造船資金の融通と限ること。(ロ)十五年以内の年賦償還の方法に依

ること、但しその期間内に於て二年以内の擡置期間を定めることを得ること。(ハ)建造せらるる船舶（建造中の船舶を含む）に第一順位の抵當權を設定すること、但し建造中の船舶が竣工する迄は一時他の船舶又はその他の物件を擔保とすることを得ること。(ニ)擔保價格は抵當たる船舶の價格の三分の二以内にして且つ保險金額の五分の四以内とすること。(ホ)貸付利率は年三分七厘とすること。

(二)貸付を受くる者は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする會社にして海運業を営む目的を以て内地に於て船舶を建造するものに限ること。(三)建造せらるる船舶（建造中の船舶を含む）は總噸數四千噸以上、最強速力一時間十三哩以上の鋼製貨物船とすること。但し總噸數二千噸以上最強速力一時間十一哩以上の鋼製貨物船にして、特に主務大臣の承認を得たる場合はこの限りにあらず。(四)補給金は貸付金に對し年一分に相當する金額とすること。貸付に充てる資金の原價が三分七厘を超える場合は、その超過する率に相當する金額を前項補給額に併せ補給し、貸付に充てる資金の原價が年三分七厘に達せざる場合には、年三分七厘との差率に相當する金額を前項補給額より減ずること。債券の發行に依る資金を以て貸付に充てる場合には、前項の資金の原價は該債券の發行者利廻りとする。 (五)損失補償金は貸付に依り受けたる損失額に對し百分の七十に相當すること。前項の損失及その額は損失補償の契約そ

他の條件に従ひ主務大臣がこれを決すること。(六)貸付をなさんとする時は豫め主務大臣の承諾を受くべきこと。〔結果〕かくて新海運國策として昭和十二年度の議會を通過せる七千萬圓を限度とする興業銀行よりの建造資金の融通は、既に全部貸付済みとなつた。そこで船腹擴充、優秀船建造獎勵の上から見て、貸出資金の逼迫はその主旨に悖ることである故、大藏省では第七十三議會に融資金額を八千萬圓増額する案を提出し通過を見たので、造船資金貸付補給は結局一億五千萬圓となつたのである。

自荷自船主義

〔擡頭の必然性〕昭和十一—十二年の準戰時下の海運界は好況を極め、船腹不足、運賃の昂騰を告げるに至つた。大量荷物を取扱ふ大會社は古船を輸入して自荷自船主義を採る傾向を辿るやうになつた。而して自荷自船主義に轉換せんとする會社は

自社の荷物ばかりの輸送にあてるとしても相當數の船舶を必要とするほどの大荷主である。さらに運賃差額及び利益の一部をあてて急速に償却すれば、海運界に不況がきても自荷自船主義の會社は殆んど痛痒を感じないのである。〔自荷自船主義の實例〕昭和十二年に入つてから次の諸會社が自荷自船主義を採るやうになつた。(一)日産—日鐵系。日産系には樺太汽船、日産汽船といふ別陣があり、樺汽は

現在五隻四萬噸を所有し、日産汽船は全然備船をもつてし前者は全部を山下他一社に備船に出し、後者はその備船で日産の鑛石を運んでゐるのであるが、日産の鑛石が日産汽船の船で運ばれる量は僅に二十萬噸に過ぎず、自餘の約百三十萬噸は日産自體として全然他の社外船主に依存して來たのである。しかし今日の如き海運市況を控へては、日産が今後更に増産するズングン鑛などの鑛石を輸送するに於て、徒らに他の船主に漁夫の利を占められることとなるので、十二年來自船主義をとりだしたのである。即ち十二年秋來輸入した古船六隻がそれであるが、これだけでは遙かに不足なので次善の方策として今度は前記の樺太汽船の船を備船満期とともに樺汽自體として日産の鑛石輸送に當らしめ、さらに一萬噸級の新船を建造して同じ目的に従はせる計畫で、かくて今後さらに自船主義を敢行し、同時に樺汽と日産汽船を合併して全然日産所屬の海運陣とする腹だと傳へられる。(二)日本曹達系。日曹系も日曹鑛業の原鑛輸送のため豊崎汽船所有の八千噸級船二隻を買収した。(三)日本製鐵。日本製鐵が突如として過般外國古船一隻を買つたが、これも自船政策の第一歩だと見てよい。しかし日産が完全な自船政策を行ふためには何十萬噸あるひは百萬噸の船腹を要するからそんな大きいことは出来ないだ

う。かくの如き情勢から昭和十一年度には總數三十二隻、十五萬七千六百十六總噸の古船が輸入されるに至つたのであるが、支那事變勃發と共に輸入爲替の入手が不可能になつたので、自荷自船主義も自然立ち消えとなつた。

支那事變と海運統制 〔自主聯盟の成立と意義〕支那事變勃發後の海運界は、實に波瀾曲折の一年であつた。それは海運統制への進路であり、戦時海運編成への航路でもあつた。總てがこの線に添つて議論され企劃された。先づ、船主は十二年初頭溘然と起つた世界海運ブームの餘波をうけ、鑿船は日に日に埠頭から姿を消し、運賃は暴騰に次いで奔騰した。世界軍備擴張から各國間の荷動きは活潑を呈し、遂に船腹飢饉の聲が起つた。かくて六月下旬、支那事變勃發の前夜に、有力船主七社の大同的團結が生誕した。これによつて我が海運界は、兎に角形の上では本來の使命である自由主義性を捨てて統制經濟の波に船を進めたのであるが、然しこれとて企業カルテルの埒を一步も出でたものではなかつた。ともすれば船主の脆弱性が云々され協定無視が横行する雲行だつた。しかるに同年七月支那事變が勃發し、第七十二事變臨時議會を通過した「臨時船舶管理法」は船主の自治的統制を刺戟した。逡信省管船當局と有力船主間の接觸は日々

緊密化しつゝあつた。そして近海就航の船舶は逸早く徴發され遠洋歸航船舶は之を應援した。續いて該法實施の前八月中旬には支那及び關東州置籍船の沿岸貿易特許を發動し、船腹飢饉下の事變に對し緊急對策が行はれたのであつたが、この日支間運輸の繁忙といふ廣大な新市場の出現と更に合理敏速を要する戦時輸送の遂行には、そこに何等かの國家的權力が働かずしてスムーズにゆくものではない。自主協定はあくまで自主であつて聯盟の能力はそれ自身強化されたにしても、國家的統制といふしめつけくりがなかつたら國策の遂行は支障を來す。もと／＼事變を豫想して結成されたものではなく、運賃の安定恒久を考慮してなされた七社協定であつて見れば、一般運輸から戦時輸送への急轉編成換へはこれのみでは易々と行はれるものではないのである。**〔船舶管理法の實施〕**船舶管理法は昭和十二年十月一日から實施されたが、聯盟は同法によつて一段と強化された。恐らく日支事變による長期戰經濟體制に於ては、この國家的統制たる管理法と、自主的統制たる聯盟組織とは、緊密不可分の關聯に於て運輸を續けると見るが妥當である。確かに「船舶管理法」は他の重要産業に於ける「改正統制法」以上の實権をもつとはいへ、結局船主の協調を促進せしめ延いて獨占的海運カルテルであるにすぎない。

特殊船の建造増 〔油船船の建造〕準戦・戦時下の海運及び造船界には派生的に二つの問題が表はれた。一つは油船船の激増であり、二は捕鯨母船の大量建造である。油船船のもつ直接の事情は最近わが國に於ける重油原油の輸入激増にあるが、この重油原油の大輸入がすでに準戦體制編成のための石油國策に由來するものである以上、この油船船も同じ意味の産物と見てよい。しかしてこの油船船に關しては海軍當局も次のやうな意見を發表してゐる。

「燃料國策の大方針から、海軍省では今日まで凡ゆる方策を講じて來たが今や更に一步を進めて燃料國策上重要なエレメントたる油船船腹の擴充を計る必要に迫られて來た。……現在世界における油船船は英國の三六九隻約二百二十萬噸、米國の三八五隻、約二百五十萬噸、ノルウエーの二一三隻約百五十萬噸を世界三大國とするが、わが國は僅かに二十三隻、二十四萬噸に過ぎない。これでは總動員しても一ヶ年に百萬噸の油しか輸送出來ず、現在わが國一ヶ年の消費量三百八十五萬噸（内、國內産出二十三萬噸）の大部分は外國船によらねばならぬ……従つて少くともわが國の油船船の能力を四、五百萬噸まで擴充する必要がある。」

政府の前記第一次―第三次の助成施設に於ても、タンカーへの補助も含めてゐるのであるが、同時に民間の各海運業者自體としてもこの大勢を察知して自力でこの擴充を計

るに至つたのであつて、かくして昭和十一年中には五隻、六萬四千重噸の新快速油輪船が竣工されてすでに就航したのだが、なほ昭和十二年一月末現在の工事中及び工事決定船は二十隻、十五萬八千重噸に上つてゐるのであつて、それは正にタンカー時代を現出してゐるといふべきものである。従つて昭和十二年度中にはわが油輪船の能力は約四十萬重噸にすべく、海軍の要求する能力をある程度まで整備するに至るのである。〔捕鯨母船の建造〕第二の問題である捕鯨母船は、勿論最近の南極洋に於ける捕鯨事業の列國との角逐に備へるためであるが、岡南丸とそれに續いて活動し出した新鋭日新丸の業績は、こゝに猛烈な捕鯨母船時代を現出せしめた。しかしてこれは同時に油輪船としての機能をも有するものであり、戦時には××艦としての働きをなし得るのであつて、その意義は重大である。

戦争と海運の任務

〔軍事的重要性〕戦時に於ける海運の任務を最も適切に表現せるは、歐洲大戰に参戦した各國が戦時中に経験した海運の軍事的機能であつた。歐米の各交戦國は船腹の不足に辛酸を嘗め盡し、海運の重要性を痛感した。戦局の進展に伴ひ軍隊、軍需品の輸送は逐日激増すると共に、一面原料品並びに食料品の輸送も刻々急を告げたのであるが、之に反

し船舶は悉々損傷缺乏するに至り、列國は之が應急策に忙殺されるのである。〔海運の戦時的任務〕戦時に於ける海運の任務は、平時に於けると同様海外貿易に従事すべき經濟的活動を持続せねばならぬのに、搦て加へて軍事的重大任務を遂行するのであるが、今此處に戦時任務を列挙すれば大様左の如き重要使命を列挙することが出来る。

- (一) 特設艦として假裝巡洋艦其他直接に海運力を補足するもの。
 - (二) 軍隊、軍需品の運送に従事するもの。
 - (三) 特設艦として給炭艦、病院船等の後方的任務に従事するもの。
 - (四) 戦時緊急輸送品の輸送に従事するもの。
- しかして右任務において、特設艦又は特設船となつて、戦時任務に服するものを示せば左の如し。

- (一) 特設艦 (假裝巡洋艦、假裝空母艦、潜水母艦、掃海艦、潜水艦警戒艦)。
- (二) 特設船 (石炭船、重油船、彈藥船、工作船、病院船、救護船、引揚船、曳船、運送船)。

商船は右の如く戦時陸海軍の補助機關として重大な任務を有してゐる關係上、若し商船隊が劣弱にして其補助資格を缺くる時は如何に巨大なる陸海軍を備ふるも、一朝有事に際し作戦の進捗は到底圓滑且有利なるを期待し得ない。〔商船隊擴張の要〕戦時海運の可及的萬全を期するには、平素より強大なる海運力を擁してゐること肝要である。然し

彼の英國の大海運商船隊を以てしても、殆んど限りなき船腹の需要には應じ切れなかつたことを想起するならば、平素より戦時任務を盡して遺憾なからしむ如き商船隊を常備することは、到底不可能と言ふも過言でない。しかし戦時船腹の需給關係を可及的圓滑ならしむるため、海運の充實を圖することは須臾も忽にし得ない所である。

臨時船舶管理法

〔理由〕政府は支那事變に處するため、昭和十二年九月臨時議會を召集して、經濟機構の戦時體制化に萬全を期し、各部門に亘つて戦時經濟立法を設定したが、海運界に對しても臨時船舶管理法を成立せしめ、十二年十月一日より實施したこと既述の通りである。しかしてこの海運の管理統制は、出来るだけ軍事輸送なり國內物資の需給を圓滑ならしむると共に、既得航權の維持に貢獻せんとすることといふまでもない。〔運用方針〕管理法に對する遞信省の意向は業者の自覺による自主統制を尊重し、これが運用は消極的に目的達成上の手段に利用する程度に止めんとしてゐる模様である。しかし乍ら管理法樹立の根本方針が、支那事變勃發以來海上の交通運輸系統及び輸送量にも急激の變化を來し、事變後の成行如何に依つてはわが國防上、産業上、國民生活上多大の障礙を惹起する虞があるので、之を未然

に防止し、時局に對處する方針を執つたことに發してゐる。従つてその措置として船腹を確保し、適正なる運営をなすと共に、極端なる營利主義に基く運賃、備船料の昂騰を抑制し、以て重要物資の輸送、物價の調整及わが對外航權の維持を目的とするものである。それ故に需給關係による市場價格、採算本位の經營に或る程度の統制を加へられることは當然のことであり、更に今後の情勢如何によつては管理法の發動を見るべきことのある場合を覺悟してゐなくてはならない。遞信省が臨時船舶管理法の運用方法について發表した聲明に依つても明らかなる如く、今後の海運經營はすべて政府の統制下に移つたのである。船腹整備から配船、航路の制限更に運賃備船料まで全く政府の管理に服するのである。而して之が運用に就ては廣く朝野の意見を容れるために船舶管理委員會を設け、更に専門的事項に關しては専門委員をして調査研究せしめることとし、萬遺憾なきを期してゐる。〔内容〕船舶管理法實施の内容目的を示せば次の如し。(一)本邦海上交通運輸機關を戦時體制下に置き、國家の必要とする重要物資の圓滑なる輸送を期する。そのために次の方法をとる。(イ)船舶の讓渡、貸渡等を制限す。(ロ)内地建造船の促進を圖る。(ハ)船齡十七年未満の外國船は之を無條件で輸入せしめ、これを超ゆる船舶のものは遞信大臣の指定する時期に解撤

する條件で許可す。(二)必要に依つては外國港間の運航を制限又は禁止す。
 (三)物價對策としての運賃、備船料をして公正なるレート
 を維持安定せしむるため次の方法をとる。(イ)運賃、備船料の昂
 貴を抑制す。(ロ)新造船價、中古船價に對しても適切な監督方法を講ず。
 (三)本邦の海外に於ける航權を維持して外國船の侵入を防
 止する。即ち各航路の實情に應じ適當なる配船をなさしめ
 時節柄伸長と迄は行かずとも、可及的維持を計り現下時局
 の推移に即したる運航をなさしめる。(四)管理法の實際
 の運用は次の方法による。(イ)臨時船舶管理委員會の下に十五名よ
 りなる専門委員會を設け、専門的事項には調査研究をなさしめ萬遺憾なきを期
 す。(ロ)日本船主協會、日本海運協會、海運自治聯盟、造船聯合會、その
 他の海運並に造船團體、海事協同會、荷主、貿易業者、海上保險業者、金融業
 等の協力も亦緊要なりとす。

戰時下の遠洋航路

〔遠洋航路の凋落〕遠洋航路の
 市況は十二年九月を頂上とし
 て凋落の一途を辿つてゐる。遠洋主要運賃の推移を示せば
 別表の如くである。即ち十二年九月の一三三・五四をブ
 ムの頂點として爾來衰退し十三年四月は九二・二六と前年
 同月に下廻る軟化ぶりである。かく遠洋航路市況が不振で
 ある理由を挙げれば、次の如きものがある。

- 一、三六年末からの間隔的海運景氣に制約された船腹のたぶつき傾向。
- 二、アメリカ、歐洲景氣の悪化と世界物價の低落がおこり主要國の購買力

ロイド・リストの世界運賃
 指數(一九三三年=100)

十二月六月	一九・四七
同 七月	二七・六四
同 八月	二四・七九
同 九月	三三・五四
同 十月	三〇・〇三
同 十一月	二五・九七
同 十二月	一〇・〇五
十三年一月	九九・五〇
同 二月	九四・七六
同 三月	九三・一四
同 四月	九三・七六

市場の凋落とは自から事情も異つてゐる。それは輸入統制、
 爲替管理の強化擴大による戰時貿易の進展に特色づけられ
 るのである。主要資源の輸入が極度の制壓を蒙つてゐる上
 に、これが加工による輸出も必然的に減少の餘儀なきに至
 り、海上荷物の運輸は萎縮をうける他はなかつた。既に
 十三年初頭ごろからは臨時措置法の影響が靦面に現はれて
 來て、遠洋配船は定期船、不定期船の差別なく、その出稼
 は憂慮される雲行を示して來たのである。〔遠洋航路助成復
 活〕前記の如く日本中心の遠洋市場が、戰時統制の強化に

は萎縮しつつあること。
 三、歐洲大陸農産物の作物は良好
 である上に、米國、カナダ、濠洲
 小麦實收は一齊に増加し、農産
 物海上出廻は極度に減退しつゝ
 あること。

かゝる世界運賃市場の沈
 退裡にあつて、本邦遠洋配
 船も亦著るしく往復航莧荷
 の減少に悩むに到つてゐ
 る。〔本邦遠洋配船の減退〕
 尤も日本中心の遠洋市場の
 不振は、斯うした世界海運

促進されて急速に凋落して來たので、遠洋航路助成施設の
 復活が必要となつて來た。目下通信、大藏兩省で具體案を
 練つてゐる。しかして助成金は第二豫備金の繰り入れによ
 つて賄はれる筈であるが、助成案の内容は廣田内閣で行は
 れた助成案とは餘程趣を異にすることとなるであらう。

對支國策海運會社

〔設立の理由〕對支航權の維持
 擴張は、わが國の海運界にと
 つては重大問題である。故に中支振興、北支開發の兩國策
 會社が十三年夏株式募集に着手し、愈々開發の緒に就き始
 めるや、對支航權の擴充問題が擡頭して來たのは蓋し當然
 のことである。しかも今日對支航權といふは支那沿岸は勿
 論のこと、内河、日支航路等一切の對支海運を包容する大
 規模なものであることはいふまでもない。従つて對支航權
 の擴充といふのは、既成外國船の勢力を極東市場から驅
 逐し、全支那の航權を掌握することを意味するものに外な
 らない。かゝる大事業は一營利會社の仕事としては過重な
 ので、對支國策海運會社の設立が必要となつて來たのであ
 る。〔國策會社案の内容〕對支海運國策會社の政府案は次の
 如くほゞ内定してゐる。

- 一、資本金。參刺會社の現物出資とこれが評價によつて割當決定され、官
 民共同出資となるべく大體一億圓程度と見らる。

- 二、參刺會社は既在對支海運に關係を有する左の十社とす。日本郵船、大
 阪商船、近海郵船、日清汽船、原田汽船、川崎汽船、三井船船、山下汽
 船阿波共同、朝鮮航船。
- 三、支那沿岸及内河航路に主力を置き、これが航路の運航機關たる船舶、
 碼頭、倉庫等一切を經營する。
- 四、招商局問題、招商局資産を本邦政府資産とするかせむか關係各省の間
 で審議する。

〔對支海運助成策〕政府は、前記の如き對支海運國策會社
 の設立を企圖してゐるが、更にこれとは別に對支航權の回
 復・擴張に次の如き助成策を講じてゐる。即ち十三年三月
 豫算外國庫負擔として支那事變による海運損害復舊資金貸
 付(百二十七萬五千圓)が遞信省當局によつて斡旋されたが、こ
 れなど對支海運再建の先驅的助成と見てよからう。また十
 三年第二次追加豫算に計上された支那海運事情調査費(一
 萬四千五百圓)、支那航路補助(百八十九萬圓)は第七十三議會を通
 過し、次の如き方法で實施されてゐる。即ち

- 一、支那關係各航路ニ付テハ今次事變ノ推移ニ鑑ミ夫々施設ヲ變更シ之カ
 定期航路ヲ維持セシメル外尙引續キ補助金ヲ支給スルノ必要アリ依テ之
 ニ要スル經費百八十九萬五千圓ヲ臨時部第一款ニ追加豫算セリ
- 二、航路補助 (千圓)
 支那沿岸線 九九〇
 故海莞湖線 三六〇
 支那内河航路 一五五

北支那線	一九〇
青島線	二〇〇
合計	一、八九五

となつてゐる。この内支那内河航路の十五萬五千圓は日清汽船に、北支那線の十九萬圓は近海郵船に、青島線の二十萬圓は郵船、商船、原田汽船の三社に、其他は山下外敷社に分割融資されたのである。かくて、支那海運再建は先づ有力船主に委ねられ、既往ライナーの復興にそゝがれ、つゞいて日支航路の増設、支那—歐洲航路の施設にまで發展するものと思はれ、殊に航路の設定にあつては不定期よりも定期船に主眼を置くものと見られてゐる。

海運自治聯盟の活動

〔自治聯盟の使命〕海運界の戦時統制は、民間に於ける「海運自治聯盟」の自主的統制と政府の「臨時船舶管理法」といふ準國家的統制の二つであること、既に述べた。海運自治聯盟の指導精神は、遠洋航路市況の凋落に對處すること、國家統制の干渉に先驅することにあるといつて大過あるまい。この海運自治聯盟は、事變直前に有力船主七社によつて結成されたものである。而して現在海運の戦時統制は、海運自治聯盟を中樞機關とし、日本船主協會、海運聯合會、日本海運集會所、神戸船主協會、神戸海運業組合等

の諸團體が進んで海運國策に協力するといふ形で行はれてゐる。これら海運業者の國策への協力は、先づ第一に運賃備船料の協定となつて現はれた。〔運賃備船料の協定〕事變發生と共に船腹に對する特殊需要が急増したので、政府は應急處置として、久しく禁止の許可制にしてゐた關東州置籍船並に一船外國船の沿岸貿易航路を特許するに至つた。しかしそれと同時に十二年八月二日管理局長の名をもつて『市況の動搖に乘じ運賃、備船料の昂騰を圖り、投機的傾向を醸成して斯界の健全性を阻害するが如き行爲は極力是を抑壓する』ことを通告した。そこで海運自治聯盟を中樞とする海運業者の諸團體は、早速大會を開催して運賃、備船料の標準化を決定し、國策への協力の實を示した。〔配船統制〕更に海運自治聯盟は、遠洋及び近海の配船統制に乗り出し、共同配船減少案を實施することになつた。同案の骨子は、わが爲替政策に協力すべく外國備船を縮減するといふ自治統制委員會の決議に基き、近海航路に就航の外國備船を逐次返船する代りに、外國航路に就航の各社過剩船腹を引揚げ廻船して、對外交拂の節約並に近海航路の船腹の調節を期すると同時に、遠洋航路不振の打開策たらしめんとするものである。しかしてその減配さるべき航路及び隻數は、紐育航路を始めボンベイ、アフリカ、南米、ベルシ

ヤの五航路の十五隻約十五萬重量噸で、十月末までに漸次近海に配船し、これと併行して近海に就航してゐる外國備船十五萬重量噸を解備するのである。

【農業】

事變と農業生産力

〔戦争と農村〕元來農業は工業と違ひ戦争の影響が顯著に現れるのは、戦争第一年度でなく寧ろ第二年度以降である。それは農業の生産週期は(作物によつて多少は違ふが)ほゞ一ヶ年を要し、第二年度以降に至つて、それまで潜在してゐたものゝ原因が一齊に表面化するからだ。このやうな見地から、將來への見透しをつける前に、事變以來とりきたつた対策を拾つてみるに、何れも不可缺のものではあるが、いはば局所療法の類で、事變の農業に對する影響、打撃の根本的救済策とはいひ難い。事變第二年度に於てより徹底的な、より強力な農業政策が要求されてゐる所以である。

〔勢力の不足〕戦争によつて蒙る農業の打撃のうち最大なるものは勢力不足に基く生産力の減退、農業の荒廢である。我國の農業が極端な零細經營で、しかも資本の増加を伴はぬ人間労働力の驚くべき支出を基調とする所謂家族労働形態である。従つて戦争による勢力の不足は農業に對して、左ほど大した影響はあるまいといつた見解もあるが、これ

は謬見も甚しい。成ほど年中を通して見ると餘剩勢力はあるが、稲作の單一經營が支配的な我國の農業にあつては、或一定時、たとへば春の荒起、整地、田植等には一定量のしかも熟練せる労働力を必要としてゐる。馬匹の徴發により從來よりも著しい追加労働力さへ必要とされてゐる。帝國農會の調査にかゝる「農作業別労働に關する調査」によれば、稲作には一反當り、種を蒔き收穫を了へ脱穀調整し俵に入るまで約二十二、三人の勞力、一日の馬匹労働、一キロワット時の動力が必要とされる。〔勢力不足の結果〕簡單にいふて、田挿秧時に二人の成年労働力を必要とする際に、一人の労働力不足は千人の職工を雇ふ工場で五百人の労働者が奪はれたのと同じ結果である。勞力の不足の結果として起ることは、農業者の勞働強化であり、それによつて補ひきれぬために起る經營の疎放化である。先ごろ行はれた農林省調査班の報告によれば、裏作の作附反別は、豆類、菜種、紫雲英等に於て著しい。かくて十三年度の農繁期、なかなづく養蠶最盛期、水稻植附期にはかなりの影響があるものと覺悟せねばなるまい。かゝる勞力不足を補ふ方法としての勤勞奉仕班は、家父長的家族労働残存のゆゑに勞力の交換が從來とも行はれてゐたわが國にあつては、それ相當の効果を擧げるに違ひない。がいま例示したやう

な繁忙期には、これまで通りであると大した期待をかけられない。努力の不足に關聯し、農業賃銀の推移を見るに、昭和五年以來の傾向は昭和七年を最低點とし漸次向上してゐる。農業賃銀の見透しについていへば、供給量の絶對的

農作備貸銀指數

年	年	季	季	日	日	總
雇	雇	雇	雇	雇	雇	平
男	女	男	女	男	女	均
五年	七	七	七	七	七	七
六年	六	六	六	六	六	六
七年	五	五	五	五	五	五
八年	五	五	五	五	五	五
九年	五	五	五	五	五	五
十年	六	六	六	六	六	六

減退と物價高はその昂騰を促し、その結果は他人労働に仰いだものを自家労働へ頼ることによつて疎放化され、作物の轉換化は免れ難い。

(備考)農林省調査、大正十年乃至十二年の三年一人一日平均普通賃銀一〇〇とす。

事變と蠶絲業

農業生産總額中で占める割合は昭和四年を峠に逐年遞減の傾向を辿つてゐる。しかし昭和十年度の主要農産物生産額を見るに米の十六億一千一百餘萬圓につき第二位を占め、依然として主要農産物たる重要性を喪失してゐない。次に

「養蠶業の重要性」繭は米に次ぐ主要農産物である。しかし繭の生産額が

繭の農産的地位(百萬圓)

年	繭産額	全農産物中の百分比
四年	六五・〇	一八・八
五年	三四・二	一三・六
六年	二七・五	一三・六
七年	二九・七	一三・三
八年	五〇・〇	一六・八
九年	二〇・八	七・六
十年	三五・八	一一・一

養蠶農家と農家總戸數とを對比せば養蠶業の重要性は一層明瞭になる。即ち十一年度の農林省調査によれば、養蠶農家戸數は百八十五萬六千四百十六戸で農家總戸數五百五十九萬七千四百六十五戸の約三割四分を占む。更に所謂養蠶地帯の諸縣に於ては養蠶農家の比重は絶對的に優勢である。例へば養蠶農家が總戸數の過半を占めてゐる諸縣(昭和十年調)を列挙すれば鳥取縣(五割三分六厘)、岐阜縣(五割五分)、埼玉縣(五割七分六厘)、福島縣(五割九分六厘)、高知縣(六割八分三厘)、群馬縣(六割八分七厘)、山梨縣(七割九厘)、長野縣(七割九厘)の八縣におよんでゐる。つぎに繭は、米より遙かに商品化されてゐるといふ點で農村經濟に與へる影響は一層深刻だ。殊に繭のなかでは春繭の占める地位が大きい。「生産費と採算」金再禁止以來春繭の採算割れは昭和七年と九年の二度だけであつた。殊に昭和十一年度には貫當り一圓二十錢、十二年度には一圓六十錢とそれ〴〵良好の利益を擧げてゐる。かく養蠶農家の貫當り利益が増加したのは、昭

和十年以來米國の景氣が回復して絲價の向上したことも一つの理由であつたが、更に昭和五年以來の農業蠶絲恐慌を通じて繭の生産費が極度に切り下げられたためである。

果年繭の採算狀態

年	春 蠶 繭		夏 秋 蠶 繭	
	價格	生産差益(△)	價格	生産差益(△)
七年	二・五四	△・九三	四・七〇	一・二〇
八年	六・二五	△・四三	四・七〇	一・二〇
九年	二・五三	△・一〇三	三・二四	△・六
十年	三・八二	△・一〇三	三・九六	△・一四一
十一年	五・〇六	△・一〇六	四・八一	△・九四
十二年	五・五五	△・四四九	四・四〇	△・二七
十三年	四・六一	△・四七九	四・一三	△・二七

(備考)「養蠶年鑑」による。價格は一貫當りの平均相場。生産費は調收入を控除せず、全國養蠶組合聯合會調査。十三年度の價格は沼津初取引の買附れ相場、また生産費は田方郡養蠶實行組合調。單位一圓。

この生産費低下のうちに蠶絲恐慌の最後の負擔者である養蠶農家の辛苦を認めねばならない。即ち絲價暴落に起因する繭價の低落に對抗するため、養蠶農家は養蠶絲經營の合理化、技術的改良、努力の犠牲等血の出るやうな努力を傾注してきたのであるが、殊に繭生産費のうちで最も大き

は甚だ芳しくない。即ち白繭取引は生繭一貫當りに換算して高値五圓十七錢、安値四圓九十八錢、買馴れ五圓六錢、掛目三十五・四掛と前年に比して高値は一圓三十二錢安、安値は八錢高、買馴れ九十六錢安、掛目においても七・六掛を低下してゐる。一方沼津の黄繭は高値四圓九十六錢、安値四圓三十八錢、買馴れ相場四圓六十一錢二厘、掛目三十二・四五掛で、これを前年に比較してみると買馴れ相場は一圓二十九錢安、掛目は九・六五掛の低下である。しかるに十三年の春繭生産費は却つて昂騰した。即ち静岡縣蠶絲課發表では五圓三十七錢(副収入七十錢込み)であり、田方郡養蠶實行組合調査の黄繭生産費は四圓七十九錢(副収入六十四錢込み)となつてゐる。今副収入を差引いた純生産費を以て、濱松及び沼津の初取引買馴れ相場の採算をとれば、貫當りの利益は濱松で三十九錢、沼津で四十六錢二厘の僅少にすぎぬ。しかしこのうちから乾繭手数料貫當り十三錢、販賣手数料目引き等を控除せねばならないから、實際は何らの利益をも收めてゐないであらう。また静岡縣の繭價協定委員會が決定した標準掛目三十四掛を、絲量十四匁として換算すれば貫當り四圓七十六錢となるが、これでは純生産費さへ割込むことになる。かくて本年度の養蠶經營は、繭安と生産費増嵩に挟撃されて再び苦境に陥つた。従つて別表

昭和	千貫	千圓	千戸	千貫	千圓	千戸	千貫	千圓	千戸
四年	五〇、五五五、三五四	六、九二二	二、〇〇〇	二、五二七	三、〇六六	九〇九	〇、五二一	〇、八五二	二、一八五
七年	四六、三九二	二、一八九	一、九〇二	三、四二二	四、〇九三	〇、九三三	〇、三六九	〇、三六九	〇、三六九
八年	五〇、〇一九	二、九八四	一、九八二	六、〇六二	五、三三三	二、四三三	六、三三八	六、三三八	六、三三八
九年	四八、三九〇	一、七三四	一、八六二	五、九二二	五、三三三	一、〇三三	二、六六七	二、六六七	二、六六七
十年	四四、二二二	一、〇〇〇	一、七四九	二、五二三	三、五五四	〇、二八	七、〇五	七、〇五	七、〇五
十一年	四一、三九二	一、九六七	一、六九四	二、四四五	三、六三六	一、二〇	二、九二八	二、九二八	二、九二八
十二年	四五、五〇三	二、五二二	一、六七七	二、一五五	四、〇四九	一、〇六	二、八七三	二、八七三	二、八七三

(備考) 收購高、戸數、相場は農林省調査。生産費は全國蠶業組合聯合會調査。

年同期八百圓臺を保つてゐた絲價も十三年四月以來七百圓の關門中心に大保合を續けてゐる。他方時局關係で工費、燃料、人件費等が一齊に昂騰したため、十二年平均百六十圓見當であつた生産費が、十三年は百八十圓を見込まれる始末になつてゐる。そこで静岡縣の白繭標準掛目三十四掛から換算すれば、生絲一俵の繭原價は五百四十圓(濱松の白繭相場三十五掛四から換算すれば五百六十六圓四十錢)だ。これに生

産費百八十圓を加算すれば七百二十四圓となり、このうちから屑物代約四十圓を差引いた生絲一俵の純原價は六百八十四圓となる。従つて現在の絲價では殆んど利益といふものはない。かくて本春蠶においては春蠶家、製絲家の双方が、米國の景氣反動から来る絲價安と戦時下の物價高の重壓に押へつけられて苦境に立つてゐる。そこで製絲家は自己の採算を好轉させるため、絲價安の重壓を養蠶家に轉嫁せねばならない。現在の繭價算定は絲價から製絲生産費を差引いて掛目を算定し、この掛目を基準に繭價を算出するのであつて養蠶農家の生産費は殆んど考慮されない。その上特約取引の形態で養蠶家の大部分は製絲家——殊に大製絲業に隷屬してゐる。製絲業に於ける大資本の制覇と共に、繭の特約取引は近年急激に發展し、昭和十年度に於ては全國養蠶農家の四五%以上、全國繭總量の四〇%に普及するに至つた。周知の如く特約取引に於て製絲家は資金(主として肥料資金)肥料、桑苗、補温材料、農蠶用具、消毒材料、蠶種等の前貸を養蠶家に與へ、養蠶家を一定の隷屬關係に緊縛するのである。従つて製絲家が特約取引を通じて自己に有利なやう繭價を支配してゆく。現在掃立數量百五十グラム以下の中小養蠶農家は全養蠶農家の八四・七%といふ多數を占めてゐるが、この大部分が特約取引によつて製絲

家に隷屬してゐる。一方特約取引以外の生繭取引の範圍は昭和三年の八一・一%から十年には五〇%へ狭少してきてゐる。その上十三年春蠶の掃立數量が一割も著減してゐるので勢ひ中小製絲家の買漁りを助長することになり、春繭價も製絲家の希望通りには低落しないであらう。といつて今後に於ける本春蠶の繭價が養蠶農家の有利に展開することはあり得まい。

戦時農業生産力の維持策

(根本觀念) 支那事變起るや、農林次官通

牒その他の形式で種々なる應急對策が講ぜられた。しかし結局その根本的觀念は次の點にあつたやうである。

「農山漁村をして農山漁村古來の範圍である所の關係共助の精神に則りて勤勞報國の至誠を基調とする勤勞奉仕班を組織せしむると共に、勞力不足の程度に應じて勞力補給の爲に必要なる共同施設を爲さしめ、其の活用により農林漁業經營に支障なからしむること。」(農林省「農務時報」による)

「具體策」なほ右の精神は、去る第七十二臨時議會で成立した農山漁村應急施設に關する經費五十萬圓の追加豫算によつて具體化される。(イ)勤勞奉仕部の設置(町村經濟更生委員會の一部門として設置されるもので、應召者の多い農山漁村の順に設けられる。この活動に基き各部落にそれ〴〵部落勤勞奉仕班を設置して具體的活動を行はしめるの

である。(ロ)改良農具設置助成(部落實行組合等に簡單で能率高い各種農具を設備せしめ、應召農家に共同利用せしめる。(ハ)畜力利用施設助成(部落農事實行組合が購入する畜力利用器具費に補助金を交付するもの。(ニ)農産物供出協議會助成(農山漁村より供給される軍需品の生産配給につき協議會を開催せしめるが、その費用を助成する。(ホ)自給肥料の奨励助成(本年度に於て堆肥十億萬貫及び緑肥六萬町歩の増殖目標であるが、この運動の經費に對して助成する。(ヘ)養兔、大麥の増産奨励(いづれも軍需激増のための對策である。(ト)農業保險法の制定(戰時農産力維持を根本目標としたもので、第七十三議會を通過した。(チ)馬の移動制限(第七十二議會で成立、軍馬徴發の圓滑を期する法律で、生産力の維持増進とは關係がない。「効果」以上一見して明かなることは、どの對策も應急策にすぎずかつ生産力の維持増進策としては甚だしく消極的であることだ。隣保共助の精神もいゝ、助成金の交付も結構である。今日の問題としてだけなら、これら對策も効力を發揮するであらう。しかし戰時下の農村には今までヨリ以上の激しさをもつて階級分化の過程が進行せんとしてゐる。しかも農民こそ國防の肉壁だ。この根本的な物質的基礎に對して、以上の消極的對策がどれほどの効力を現はすかは、蓋し疑

念の餘地が多々あるを否定されない。

事變と農山漁村對策

〔編輯〕農林省では、昭和十二年八月五日の省議に於て支那事變に對する農山漁村對策要綱を次の如く決定したが、同省では差當り之を各地方廳及各農業團體に通牒すると共に、各局に於て更に具體策を練つた上、中央農村協議會と協力之が實現を期することとなつた。〔應召者を出した農山漁村對策〕(一)町村長、經濟更生委員會を中心として學校、各種産業團體、社會團體協力の下に相談所の如きものを設け、應召農山漁家の産業經營、家政經濟一切の相談に應じ積極的指導をなす。(二)應召に依り生ずべき人馬の勞力不足に關する措置を左の如くす。

- (イ) 部落團體の共同勞作奨励。
- (ロ) 各種産業團體を通じ農具、家畜等の共同利用の徹底及役畜、動力農具、農用車等の迅速なる補給。
- (ハ) 除草、害蟲驅除等簡易作業に對し學童特に農學校生徒の協力。
- (ニ) 國有林施業の季節的地域的調整による勞力不足緩和。

(三)信用組合の積極的活動に依る産業經濟資金の圓滑なる供給。(四)各種産業團體を通じ農林水産物販賣に對する積極的指導及肥料、飼料等産業用品の適切なる配給。(五)應召農山漁家の家畜、漁船、漁具に對する關係團體の適切な

る管理。(六)應召農家の小作關係の安定、特に小作紛議に對する各種團體の協力的調停斡旋。(七)應召自作農家が自作地を失ふことなき爲め關係産業團體の經營援助、必要な場合の一時的小作化。(八)應召農山漁家の食糧不足防止の爲の政府米の可及的拂下げ及迅速なる配給。(九)應召農山漁家に對する社會的施設を次の如く行ふ。

- (イ) 傷病に對する醫療利用組合の無料診療又は診療費低下。
- (ロ) 冠婚葬祭、出征、傷病等出費に對する各種共済施設の活用。
- (ハ) 漁業組合の漁業自營、或は共同經營指導に依る利益の應召漁家への配給。
- (ニ) 關係産業團體の活動による生活必需品の適切なる配給。
- (ホ) 授産施設、託兒所、共同農場、職業紹介等の社會施設實施。
- (ヘ) 國有林の管理利用、耕地整理事業、開墾事業、林道、治水事業等の工事施行の場合の優先的就勞。
- (ト) 團體費其他手数料、使用料等の減免。
- (チ) 負債償還に就て負債整理委員會始め各種の團體協力援助。

(十)産業組合未加入の應召農山漁家に對する組合加入の簡易化。

農林水産物の販賣統制

〔編輯〕農林行政は從來農林水産物の價格政策を重視して來たが、その販賣の指導が農林省内にて經濟更生部販賣改善課、農務局農政課の二機關に分立し、實行の上に

相當の難があつたので、農林省企畫委員會で農林水産物の販賣統制及び販賣組織改善に關し検討を加へ、昭和十三年六月十四日の會議で大體左の如く決定した。〔實行具體策〕(一)經濟更生部販賣改善課を農務局に移し販賣統制課(假稱)を設く。(二)右規定に基き販賣統制は大體左の事業を掌る。

- (一)農産物(副業加工品を除く)の需給および價格の調査通報に關する事務。(二)輸出入農産物の取引事情の調査通報に關する事務。(三)農産物(副業加工品を除く)の販賣改善および統制に關する事務。(四)主として農産物(副業加工品を除く)の販賣業者をもつて組織する同業組合に關する業務。(五)し産業組合を除く(五)軍需農産物(副業加工品を除く)供出および軍需農林水産物供出の連絡取調に關する事務。

(二)副業及び農村工業生産品の販賣に關する事務は經濟更生部副業課に於て主掌するとともに、各部局に分屬する販賣改善に關する事項の連絡協調をはかるため農林水産物販賣連絡委員會を官房企畫課に設く。〔農林水産物販賣連絡委員會〕農林水産物販賣連絡委員會は農林大臣諮問に應じて農林水産物の販賣の改善に關し各局部に亘る事項を調査審議するものだが、また委員會は農林水産物販賣改善に關し案を起草し農林大臣に上申することを得る。委員長及び委員は農林部内高等官の中より農林大臣之を命ずるのである。

農地調整法

〔論議〕本法は大正十年以來幾度も問題にされたが、何時も握りつぶしに會つて來た。第七十議會ではもう一息といふところで審議未了となつたが、第七十三議會では會期ぎり／＼の昭和十三年三月二十五日とかく成立した。本法は第一條に明記されてゐる通り、互讓相助の精神に則り農地の所有者及耕作者の地位の安定及農業生産力の維持増進を圖り、以て農村の經濟更生及農村平和の保持を期する爲、農地關係の調整を爲すを以て目的として居る。而して本法の内容とする所は第一に自作農創設維持に關するもの、第二に小作關係に關するもの、第三に小作關係其の他に關する紛議の調停に關するもの、第四に兵役其の他特別の事情の存する場合に於ける農地の管理及買取に關するもの、第五に農地委員會に關するものに大別することが出来る。〔兩院で修正〕このうち最も重要な項目は小作關係に關する條項であるが、修正に修正を加へられて、可なり地主的なものに變形されてしまつた。例へば衆議院に於て第一條「本法は耕作者の地位云々」を「本法は互讓相助の精神に則り耕作者云々」と修正し、更に貴族院では「本法は互讓相助の精神に則り農地の所有者及び耕作者云々」と修正し、また貸借借約及びび更新拒絶に關して、原案では「貸借に信義に反したる行

爲なき限り」とあるものを「賃借人が宥恕すべき事情なきに拘らず小作料を滞納する等信義に反したる行爲……云々」と修正された如き可なり地主的なものであつた。以上の如くこの法律も細かに分析し研究してみれば多くの缺陷もあり、不完全なるものであるが、しかし十數年來懸案として持ちこされて來た本法がとかく成立したことは、農民にとつて喜ぶべきことであらう。〔主要條文〕いま本法の主要條文をピツク・アップして示せば左の通り。

- 第一條 本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平和ノ保持ヲ期スル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 道府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ガ農村ノ經濟更生ノ爲命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ土地ノ所有者其ノ他ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利ノ設定若ハ讓渡ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得
- 前項ノ團體ガ未定地ヲ開發シテ農地ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テ同項ノ設定ニ依ル協議調ハザルトキハ開發セントスル未定地其ノ他其ノ開發ニ必要ナル土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得前項ノ設定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

農業保險法

〔農業保險の必要〕わが國農家戸數の九割以上が二町未満の耕作農家であり、耕作農民の約九割五分は貧農及び中農（四百三十萬戸乃至五百五十萬戸）である。その上零細農經營であることは周知の通りである。従つてわが國の農業經營は、別して天災その他の災害に對して抵抗力が弱い。例へば別表の如く水稲、桑の災害は年々相當の金額に上つてゐる。これらの災害に對する救済施設として農業保險法案が立案されたわけである。本法は幾度か提案を傳へられ、その都度閣から關へ葬られたが、遂に戦時下の第七十三議會を通過成立した。〔要綱〕農業保險は原則として市町村農會が共濟事

	七年	八年	九年
水稲			
風 害	一、九八〇	六、五二五	九、四三七
水 害	一七、〇五三	二、八七九	三三、三九一
早 害	一、五五六	二〇、八二八	六九、三二五
病 害	九、二五九	五、〇六三	一三、五六〇
其他共計	二四、七五三	三六、二五三	三三、五七七
桑			
風 害	六〇	四九一	四、五九〇
水 害	二五三	二八	一、三三七
早 害	二八	七六	二、四九六
病 害	一四七	一〇二	九九
其他共計	六八八	二、〇七五	一、三五六

（備考）農林省調査。

- 第五條 行政官廳農村ノ經濟更生ノ爲必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地處分ニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ市町村農地委員會ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得
- 第六條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ自作地ノ讓渡若ハ貸付ヲ爲シ又ハ之ニ付物權ヲ設立スルコトヲ得ズ
- 第七條 前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 第八條 農地ノ貸借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ農地ニ付キ物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ズ
- 第九條 農地ノ賃借人ハ賃借人ガ宥恕スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等情狀ニ反シタル行爲ヲキ限リ賃借借約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更又ハ賃借人ノ自作ヲ相當トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
- 第十五條 自作農創設維持、小作關係ノ調整、農地ノ交換分合其ノ他農地ニ關スル事項ヲ處理スル爲市町村ニ市町村農地委員會ヲ、道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置クコトヲ得

業として行ふもので、政府から初年度百萬圓の補助金を交付するのである。大要次のごとし。(イ)保険の組織(元受保険)農業保険組合(組合員は市町村農會または農會實行組合)再保険(元受保険)聯合會及び政府。(ロ)共済(保険)の目的と事故(水稲(風水害、旱害、雹害および一定の植物病)、桑(風水害、旱害、雨および濕潤害)、麥類(風水害、旱害、雹害、雨および濕潤害))、麥類(風水害、旱害、雹害、雨および濕潤害)。任期間(水稲)本田移植期より收穫期。桑(發芽期から刈り取り期)秋盤上熟期に至る期間(たゞし春蠶専用桑園は發芽期より春蠶上熟期に至る期間)。麥類(發芽期より收穫期に至る期間)。(ニ)元受保険と再保険との關係(元受保険組合と聯合會との關係は元受保険の引受けた保険金額の七割につき聯合會が再保険を行ひ、聯合會と政府との關係は聯合會の引受けた責任額の中一定程度以上の損害を生じた場合一定額を超える部分を支拂ふ。「運用」農業保険法の要綱は、市町村農會が主體となつて農業災害保険と共済事業との双方を取扱ふことになつてゐる。即ち市町村農會が各一單位となつて郡の區域に農業保険組合を作り、更に道府縣の區域により農業保険組合聯合會を作ることになつてゐる。かくて市町村農會はこれまでの農會費以外に賦課金を農家から徴収する。この賦課金を以て市町村農會は水稲、麥類等の農作物の災害、その他の災害に要する共済事業を行ふと同時に、その一部

の共済責任を農業保険組合に保険するといふ仕組みになつてゐる。また農業保険組合は、元受保険金額の七割を限度として強制的に農業保険組合聯合會へ再保険し、農業保険聯合會は更に異常災害保険のみを政府に再保険するのである。つぎに市町村農會及び農業保険組合の行ふ共済事業は左の通り。

- (一) 市町村農會(風水害、旱害および一定の病蟲害による水稲の被害、および水稲を耕作する小作地の小作料の取得上の損失、風水害、旱害、雹害による桑の被害、風水害、旱害、雨および濕潤害による麥類の被害)。
- (二) 農業保険組合(水稲の冷害、陸稻の災害、雪作不良その他)。

しかし農業保険は農作物の被害が三割以上に達しなければ保険金を支拂はないことになつてゐるばかりでなく、その金額は水稲では反當自作二十圓、小作十圓、地主十圓、桑では反當自作小作とも二十圓、麥類にあつては反當自作小作とも十圓といふ小額である。保険料は確定保険料制が採用されることになつてゐるが、水稲の場合で自作農の保険料は反當六十八錢見當になる。また被害の評價は、農業保険組合の技術員並に經濟的技術を有する農業者からなる評價委員會が行ふが、本法案によれば被害が三割程度では保険料を少し上廻る程度の災害補填しか保證されてゐないのである。政府は農業保険組合の設立費及び事務所費を助

成すると同時に、保険料の一割を負担して農業保険の普及を促進しようとしてゐる。

過小農經營と過剩農家

標準耕地面積とは「農業を主たる収入とし生計を維持してゐる農家であつて相當の生活(負債の少ない黒字の生活)を営むに農家一戸當標準耕地面積」をいふ。いまこれを農山漁村の別に分つて見るに別表の如くである。北海道は各府縣と事情を異にしてゐるので、これを除く一ヶ町村一戸當の府縣平均について見るに田一町、畑六反計一町六反で田に於て全國平均よりも一反少い。農村平均は山、漁村平均に比して一反歩乃至二反歩多く、大體一町六反が生活の安定を得べき農家の耕作する平均の標準耕地面積であるといふ

Ⅱ(A) 全國平均		田	畑	計
農村	反	一・一〇・六	一・七	
山村	〇・九	〇・七	一・六	
漁村	〇・八	〇・八	一・六	
一ヶ町村平均	一・二	〇・六	一・七	
Ⅱ(B) 府縣平均		町反	反	町反
農村	一・二	〇・五	一・六	
山村	〇・九	〇・五	一・四	
漁村	〇・八	〇・六	一・四	
一ヶ町村平均	一・〇	〇・六	一・六	

(備考) 全國平均には北海道を含むが、府縣平均にはこれを含まず。

〔標準耕地面積〕農林省經濟更生部調査によると、

全國平均		府縣平均	
田	〇・六	〇・六	〇・六
畑	〇・五	〇・四	〇・四
計	一・一	一・〇	一・〇

ことになる。なほ一戸當の標準耕地面積を道府縣別に見ると、農村に於て北海道から沖繩に至るまで西漸するに従ひ耕地反別は減少してゐる。尤も西部地方には二毛作、三毛作もあることを考慮せねばならぬ。「不足耕地」次に現在における耕地面積と、上記の標準耕地面積とを比較對照して見よう。まづ現在わが國における農家一戸當耕地面積を見るに別表の如くである。即ち現在の農家一戸當耕地面積は現在我國における農家一戸當耕地面積は全國平均一町一反、府縣平均九反である。これを府縣別に見ると北海道の四町八反を最高とし、東北地方及び東京以外の關東地方及び新潟、富山、福岡、佐賀、熊本、宮崎等の諸縣は一町五反乃至一町、その他は九反乃至七反で、山梨、和歌山、廣島、香川等の六反を最小面積としてゐる。さて右の二表を比較對照してみれば、全國平均に於て六反、府縣平均に於て七反の不足を示してゐる。なほ次に不足耕地の甚しき府縣と然らざる府縣の例を二、三示せば、次頁表の如くである。即ち標準耕地面積と比較した不足耕地面積は北海道の一町七反を最高とし、長崎の二反歩が最低である。過剩

不足耕地の地方別状況

地方	標準耕地面積		農家一戸當耕地面積		不足耕地面積	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
北海道	町反 六・五	町反 四・八	町反 一・七	町反 一・七		
埼玉	二・五	一・〇	一・五	一・五		
山形	二・七	一・四	一・三	一・三		
青森	二・六	一・五	一・一	一・一		
宮城	二・四	一・四	一・〇	一・〇		
秋田	二・五	一・五	一・〇	一・〇		
石川	一・九	〇・九	一・〇	一・〇		
長崎	一・〇	〇・八	〇・二	〇・二		
長野	一・一	〇・八	〇・三	〇・三		
愛知	一・三	〇・九	〇・四	〇・四		
三重	一・三	〇・九	〇・四	〇・四		
徳島	一・一	〇・七	〇・四	〇・四		
香川	一・〇	〇・六	〇・四	〇・四		
大分	一・二	〇・八	〇・四	〇・四		
沖繩	一・一	〇・七	〇・四	〇・四		

るものとして所謂安定農家戸数を算出し、これと調査町村

農家」次に同じく農林省の調査をかりて「調査町村現在農家戸数と過剰農家戸数」の関係を見よう。まづ調査町村における現在の一ヶ町村當戸数は全國平均五一六戸で、最大なるものは鹿兒島の一、六四四戸以下沖繩の一、二八五戸、宮崎の一、〇二七戸、北海道の八四三戸これに次ぎ、少き地方は鳥取の二五九戸、大阪の二五八戸、富山の二二四戸等である。いま前記一戸當平均の標準耕地面積を以て調査町村現在の耕地面積が包容し得

現住の戸数との差を過剰農家戸数として見れば、全國平均に於て一町村當現住戸数は五一六戸、包容戸数（標準耕地面積で現在耕地面積を除いたる一町村平均戸数）は三五五戸、差引過剰戸数は一六一戸である。これを府縣別に見れば、過剰農家戸数で多き地方は鹿兒島六四四戸、沖繩五五〇戸、長崎三二四戸、新潟三八一戸等で、少き地方は三重九四戸、高知九〇戸、鳥取八四戸、富山七八戸、大阪七一戸、北海道六三戸等である。なほ過剰戸数の現住戸数に對する割合を各道府縣について見るに、(イ)一〇%以下(北海道)、(ロ)一一%乃至二〇%以下(静岡)、(ハ)二一%乃至三〇%以下(宮城、福島、岐阜、愛知、大阪、徳島、高知、佐賀、熊本、宮崎)、(ニ)三一%乃至四〇%以下(以上に列挙せざる府縣)、(ホ)四一%乃至五〇%以下(青森、山形、東京、新潟、福井、山梨、滋賀、奈良、和歌山、山口、沖繩)、(ヘ)五十一%乃至六十%以下(長崎)、(ト)六十一%以上(大分)、以上計四十七。斯のごとく、だいたい全國の半ばを占むるものは過剰農家戸数が現住農家戸数の三十一%乃至四十%に及ぶる地方であることを示してゐる。なほ以上の関係を農山漁村別にみれば次表の如くである。過剰戸数は農村より山村、山村より漁村の方が多しことを知る。しかし山村によつては逆に未だ相當の包容力があり、現在の耕地面積でなほヨリ以上の農家が耕作

農山漁村別現在農家戸数と過剰農家戸数との關係(全國平均)

調査町村當現在の農家戸数	農家一戸當耕地面積	標準耕地面積	現在耕地面積	過剰農家戸数	現在戸数に對する過剰戸数の割合
農村	町反 七・八	町反 四・五	町反 四・五	三三〇	三三%
山村	町反 七・八	町反 四・五	町反 四・五	三三〇	三三%
漁村	町反 七・八	町反 四・五	町反 四・五	三三〇	三三%
平均戸数	三・八	三・〇	三・〇	二六五	三六%
過剰農家戸数	一六四戸	一四七	一六五		

し得る餘地あるものが少くない。特に山村に於て石川、漁村に於て徳島の如きはこの事實が著しい。調査町村平均に於てす

ら前者は五七戸、後者は二一戸をなほ包容し得る現狀を示してゐる。「過剰農家打開策」最

後に過剰農家の打開策を考へて見よう。これは農林省が「過剰戸数又は過剰人口の適當なる處置として最も實現性ある方法は何か」といふ問に對して、村内當事者の希望する主な回答を多い順に示したものである。

- (1) 副業および農村工業獎勵一五〇一
- (2) 出稼一三六五
- (3) 工場誘致一三二七
- (4) 滿洲農業移民一八八五
- (5) 開墾一八二二
- (6) 耕地改良一二七〇

自作農創設維持

正十五年農林省の一施設として登場したものである。いま大正十五年より昭和十一年に至る十一年間の自作農創設維持実績を見るに、貸付金額一億六千三百二十七萬圓、創設維持したる自作農地の面積十一萬三千五百五十四町歩、その農家戸数十九萬八千三十一戸に達してゐる。しかしかゝる自作農創設維持施設に拘らず

〔実績〕自作農創設維持策は、大

- (7) 一般移民(海外移民を含む)
 - (8) 日傭一五六
 - (9) 團圓(果實蔬菜)栽培一三四
 - (10) 有畜農業一三一
 - (11) 多角的農業一三〇
 - (12) 養蠶一六
 - (13) 農業經營改善一八九
 - (14) 漁業獎勵一八
 - (15) 製作獎勵一七
 - (16) 林業經營改善一七
 - (17) 養蠶一六
 - (18) 家内工業的貸收入一五
 - (19) 水産養殖及加工一三
- その他畑作獎勵、官公有林野開放、自作農創設、耕地制度改革、耕種法改善、木炭製造、賣業行商等。

年	貸付金額	面積	戸数
昭和七年	一六、六〇九	二〇七、九九三	三三、四六〇
八年	一四、二九三	八九、四八三	一八、六八三
九年	一七、二二七	一七、三二一	三〇、六〇三
十年	一七、六九三	一八、七三三	三〇、九四九
十一年	一七、五七〇	一九、一〇八	三〇、七九〇

年以來増勢に轉じたとはいへ、他面總戸数は反對に昭和七年以來減少の一途を辿り小規模經營自作農の没落顯著なるものがある。最近五ヶ年間の年次別實績は別表の如し。
 「自作農創設に對する批判」この現象は何を意味するか。いふまでもなく大土地所有者の土地賣逃げと自小作農の小作への顛落を意味するに過ぎない。かうした自作農創設維持策に於ける土地價格に關して村松代議士は第七十議會において次のやうな批判のメスを振つたものである。

『農林省の自作農創設維持補助規則による土地購入價格は法定の算式によることになつてゐる。しかるにこの標準價格なるものは現在の極めて高率な小作料を基礎として算定されたものであるから實際問題として新たに創設される自作農は小作人當時の小作料そのまゝ、非常に高率な價格をもつて土地を購入する點となる。當局の説明するところによると新たに創設された自作農の土地購入資金年賦償還額は従来の小作料を換價したものであり小作人當時そのまゝの負債を繼續することによつて知らず知らずのう

自作農は總戸數に於て千四十一戸、耕地面積に於て四萬二千二百五十町歩の減少を示してゐる。尤も自作農耕地面積は昭和五

ちに土地を所有し得ることになるといふが、われが懸念するのは却つてその點にある。今日の小作料は小作人の支拂能力の最高限度にまで高められてゐる。それ故にこそ一寸した困難を生じても忽ち農業經營の破綻を招くのである。この危険な状態をそのまゝ新自作農に移すことは、かへつて小作人を困窮に陥し入れる以外の何物でもない……』

自作農創設に對する批判は氏の説明に明らかなやうにかへつて逆効果をさへ豫想されるのであり、事實現在までのところはまづ失敗に終つてゐる。土地購入價格に關する算式は昭和七年までは $\frac{1}{100} \times \frac{1}{100} \times 10000 = 100$ であつた。しかし昭和七年以後は改正されて分母が $0 \cdot 06$ 〇三となつた。この分母の引下げは何を意味するかといふと従来の貸付金三分五厘、償還期間二十四年に對して貸付利子が三分二厘に引下げられたことを意味する。『制度上の

缺陷』ではその結果はどうか。分母が少くなれば、その結果として購入價格は騰貴することになる。勿論この場合小作料、公租公課が改正前と同じと假定してである。しかも現在では小作料も騰貴してをり、公租公課は減少する可能性が多いのだから土地購入價格は益々騰貴せざるを得ない。以上によつて見てもこの算定方法の改正が改悪であり、地主的であつたことは否定出来ないだらう。では小作法案はどうであつたか。小作調整に關する重要な項目は

(一)小作地引渡を未登記の農地貸借の物權的對抗要件たらしめたこと。
 (二)特定の場合に將來に向つて小作料に關する條件の変更の請求權を當事者に認められたこと。(三)小作地轉賃を原則的に禁止したこと。(四)小作料滞納に因る貸借借契約解除の條件を制限したこと。(五)貸借借及び永小作期間満了後の契約更新權を認められたこと。(六)貸借借契約の解約申入更新拒絶を特定の場合に制限したこと。(七)小作人の權限による附加物作附作物の買取請求權を認められたこと。
 等であつた。しかしこれらの修正案の中には作離料(立退料)支拂の規定もなければ災害等の場合における小作料減免の具體的な註文の規定もない。さらに小作の物權化には幾分觸れてゐるが、それも不完全なもので、他の條文には小作人が小作料を支拂はない場合には地主は二ヶ月を下らざる期間内の催告期間で土地を取上げてよいことになつてゐる。更に信義に反した場合には土地を取上げてよいことにもなつてゐる。これでは『賃借人に債務不履行その他の行爲等正當の理由に基かずして不當の理由によりみだりに契約の申入れをなしたまたは更新を拒み得ず』といふ條文は單に空手形に終つてしまふのである。かうした客觀情勢のところへ、第七十三議會には農地法案の出現となつた。農地法案が、小作制度の根幹に培はれた缺陷をどこまで芟除し得るかどうかは、別の問題として考究さるべきだ。

農業移民の障害と打開策

〔農業移民の障害〕農業移民はわが大陸政

策に於て最も重大なる役割を演ずるものであるが、これには色々の障害があつて問題はなか／＼面倒だ。いま農林省が『滿洲農業移民に對して障害となる事項』とし問を發したのに對する村內當事者並に青年等の回答を左に示してその一端を考察してみよう。

- (一)滿洲に對する不安なるため一四
- (二)移民事情不明によるもの一三三三
- (三)生活左程窮乏せず一二八四
- (四)進取の氣象なし一二八〇
- (五)土着心強し一二六四
- (六)都會地に行つて働ける一二四九
- (七)滿洲農業事情不明一三三七
- (八)親、親戚の反對一三二六
- (九)受郷心強し一六四
- (十)開墾の餘地あり一〇二
- (十一)先例者失敗の實例あり一六
- (十二)附近に工場あり一六四

その他資金なきため、滿洲に行つても苦勞は同じ、身體が健康でない、内地にて賃仕事多し、漁村なるゆゑ漁業收入多し、結婚に對する不安、長男である、耕地十分なるゆゑ必要なし、村より先例者なし、説明者の説明が不得與領滿洲は寒い等々だ。『滿洲に對する不安』は大多數の青年が抱く漠然たる恐怖心で、その他『滿洲農業事情に對する認識の不足』ならびに『移民事情の不明』などのため移民を希望しないものが相當多い。さらに『愛郷心』『土着心』

「親、親戚の反對」及び「進取の氣象に乏しき」ことなどは全國一般的共通心理である。なほ「大して生活に苦痛を感じず」「都會地へ行けば働ける」などによつて移民不希望となすは概して都會地附近町村及び東海道、關西地方に見られるやうである。「農村青年の考」滿洲への農業移民について農村青年はいかなる考へをもつてゐるか。まづ被調査人員一四、五九三名のうち移民希望者は約一七%の二、五三二名である。不明なる者二四五名を除く残餘の一、八一六名は移民不希望者だ。なほ移民希望者が抱く理由を列擧すれば次の如し。

- (1) 耕地が不足してゐるため一三八
- (2) 滿洲の新天地を開拓したい一三六
- (3) 次、三男であるため一八八
- (4) 滿洲に関する講演、映畫、座談會、雜誌、新聞等の購讀によるもの一八〇
- (5) 生活が窮乏して居るから一七七
- (6) 國策實施の見地から一五六
- (7) 大農經營が出来る一五二
- (8) 家族(兄弟)多數なるため一四一

何れもわが國一般過小農經濟の現實を反映せるものと稱されやう。「移民に對する具體的意見」最後に滿洲農業移民促進に對する具體的意見を村內當事者に求めた回答を列擧してゐる。(イ)映畫による宣傳(ロ)印刷物の配布(ハ)講演

座談會の開催(ニ)村內適任者、指導者の現地視察(ホ)滿洲農業移民養成所の設置(ヘ)移民の生活補償(ト)村當局者の勧誘(チ)移住費を十分給與すること(リ)滿洲駐屯軍隊除隊者の歸農(テ)先遣隊の成功を期す(ル)全家族移住(ヲ)移住地の選定は村の實情に應ぜしむること(ワ)農業移民相談所の設置(カ)移民後援會の設立(ヨ)農閑期に移民を歸宅せしめ實情を話さしむ(タ)政府、團體より相當助成金を交付すること(レ)青年學校に移民講座を設けること(ツ)移民の負債整理を計ること(ッ)在滿兵士に移民地を認識せしむ(ネ)移民の際村學つてこれを歡送し感激を昂揚せしむ等

東亞農林協議會

〔目的〕東亞農林協議會は昭和十三年八月十五日より六日間に亘り東京で開催されたが、その目的を一言でいへば、日滿支三國間の農林水産政策の連絡調整を圖るにある。即ち支那事變を契機として帝國の經濟圏内に於ける東亞關係各方面を通ずる農林水産業の連絡協調を基礎とする我農政策の樹立實行は現下非常時經濟體制運営上喫緊の要事となつたので、外地、滿洲、支那方面の關係官の参加を得て内地の諸般の方策に検討を加へ、又關係方面の農林水産業の現状及び方策につき報告をなさしめ充分意見の交換を遂げんとするものである。〔協議事項〕之に對し農林省より提出せら

れたる議案は左の如くで、東亞プロツクにおける農業問題を殆んど網羅せるものであつた。

- (一) 米穀に関する事項、(二) 小麦に関する事項、(三) 畜産類に関する事項、(四) 茶に関する事項、(五) 主要工業原料農林産物の生産配給に関する事項、(六) 林業に関する事項、(七) 水産業に関する事項、(八) 家畜の改良増殖および家畜衛生に関する事項、(九) 馬に関する事項、(一〇) 肥料に関する事項、(一一) 玉蜀黍その他の飼料に関する事項。

△參加關係廳よりの提案事項

- (一) 陸軍省—農林關係の人的資源相互融通に関する事項、(二) 大廳省—酒類原料増産に関する事項、(三) 拓務省—事變後における農林業者の保護政策に関する件。

六日間にわたる會議の後、前記議案はいづれも各地代表者間において意見の一致をみた。そして獨り主要食糧の生産確保のみならず、輸入防遏、輸出増進をも目的とする各種農産物の輸出計畫等もわが物資動員計畫および日滿支綜合の見地より確定されたのである。詳細な計數については發表されなかつたが、いまその大要を別表にまとめておかう。「成果及び意義」この會議の成果については、次の如き重大意義を認めねばならない。第一はわが東亞大陸政策の第一歩が、農業より出發したこと。第二は農林漁業における長期戰對策が確立したこと。第三は日本農業(特に食糧)の長期戰下における脆弱性を、植民地動員によつて填補せ

んとすることをハッキリ規定したことがそれだ。しかし農林政策が、なぜわが大陸政策の先驅をなしたかは、多く説明の要はなからう。即ち(イ)農業は東亞プロツク構成の基樞である。(ロ)日滿支親善の實を擧げるには、日滿支共同して農民の生活を安定し向上せしむるが先決條件である。(ハ)日本の糧食自給は將來必ずしも安心でない戰爭長期にわたる時は生産力減退が必至である。これに對しては今から植民地動員の計畫を立てておかねばならぬ。(ニ)戰線が擴大、戰時狀態が長期に互れば、現地調達が益々増加する。これに對する日滿支綜合プランの準備等である。「其他の成果」なほ東亞農林協議會をめぐつて次の諸點が明かにされた。個々の點は別項に譲るとして、いま主なものを箇條書きで示せば左の通り。

- (一) 日滿農政研究會の設置。(二) 滿洲國に米穀管理會社(資本金一千萬圓)を設立し、米穀の徹底的統制を行ふ。
- (三) 内地の畜産五ヶ年計畫(綿羊三十五萬頭、牛二百六十萬頭、鶏卵七十億個、兎五千萬羽をそれ)目標とす。(四) 華中蠶絲會社による中支繭絲業の統制。(五) 日滿支の林業調整。

農村負債の發生時期

〔農家負債〕農家の負債總額がいつたい幾許あるかに就

ての正確な数字は、現在のところ殆んど求められぬ。推定数字にしても、或る人は四十億圓といひ、他の人は六十億圓と稱し甚だ不正確だ。この中でいくらか信が置けるのは農林省調査による推定数字である。これによると昭和四年末の推定が四十五億八千五百萬圓となつてをり、又昭和七年末現在では四十七億一千七百萬圓(二月當り八百三十七萬)となつてゐる。これは農家だけの負債であるが、林業家の負債は昭和七年七月末推定によると八億三千百萬圓、漁業家の負債は同じく一億一千九百萬圓といふことになつてゐる。「負債の發生時期」然らば、これらの負債はいつたい如何なる時期に發生したものであるか。この點に就て農林省では昭和十二年七月三十日の衆議院に於ける農村負債整理資金特融及び損失補償法案委員會の席上、議員の參考資料として左の如き調査を發表した。(東北及び北陸四縣の負債整理組合につき調査したるもの)。(一)農村負債發生の時期に關する調査は次の如し。

全般的調査は未だ取調められてゐないが青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井等各縣の負債整理組合につき調査した結果次の通りである。(點%)

自大正五年以前の負債	一・八七	自大正十一年の負債	一八・三三
自大正六年の負債	四・〇七	至昭和元年の負債	一〇・一六
至同十年の負債		昭和二年の負債	

同 三年の負債	九・二一	同 七年の負債	一一・九八
同 四年の負債	八・四八	同 八年の負債	七・五七
同 五年の負債	一三・三七	同 九年の負債	〇・七七
同 六年の負債	一四・一九	合計	一〇〇・〇〇

右の如く大正十一年より昭和元年に至る期間の負債の多いのは、大戦後の膨脹經濟による一般物價の騰貴によるもので、昭和五、六、七各年における負債額の多いのは農産物價格の下落、農業災害等の頻發によるものである。

(二) 負債の種類別調は次の如し。

(イ) 生産經濟上の負債、即ち高價なる不動産購入、肥料資金その他事業資金等を借入れたもの四〇%。

(ロ) 消費經濟上の負債、即ち冠婚葬祭、病氣療養、住宅建設、子弟教育、社交費等を借入れたもの三五%。

(ハ) 前借利子、他人負債の保證額、名譽職その他のため借入れたもの二五%。

農村負債整理組合法実績 [二億圓を債還]農林省では農村焦附負債十三億圓の整理を目標として昭和七年農村負債整理組合法を實施したが、十二年十二月末現在の實施五ヶ年間の成績は別表の如くである。農林省の整理方針としては元金を大體四分の一乃至五分の一に切下げて償還させてゐるから右資金の融通によつて約二億圓見當の負債が整理された計算となる。

負債整理組合実績(千圓)

組合設立市町村	二、一六四	十二年度前年同期	四二二
組合員數	六、二七九	十二月末比較増	四二二
要整理組合員數	二〇一、五九五		
要整理負債額	一五九、六〇〇		
資金配分決定額	二三四、四九六		
資金供給決定額	四一、八三三		
	二九、五六七		
	一〇、二五三		

臨時農村負債處理法

〔目的〕農山漁村の負債額は四十九億九千萬圓といはれてゐるが、この負債額のうち

ち年利一割及び一割近いものが約二十六億、一割以上一割五分未満が十二億、一割五分以上が約三億といふことになつてゐる。加ふるに應召兵の戦死傷等續出のため、救済の要はいよく加つた。本法はこの目的を以て戦時下の第七十三議會で生れたものである。〔要綱〕本法の要綱次のごとし。(イ)支那事變による農山漁村の戦死傷者遺家族に經濟更生を圖るため従來の負債整理制度に準じ、その負債を處理するを目的とする。(ロ)戦死傷者遺家族の負債については新たに同府縣臨時負債處理委員會を設け、委員會は條件緩和の斡旋及び負債處理計畫の樹立をなす。(ハ)遺家族が本制度による負債處理進行中の負債につき辦済をなさんとする時は道府縣委員會の承認をうくべきものとす。(ニ)市

町村または産業組合中央金庫は本制度による負債處理を助成するため必要ある時は遺家族または負債整理組合に對し特別融通をなすことを得。日本勸業銀行、農工銀行または北海道拓殖銀行は遺家族に對し特別融通をなす。(ホ)特別融通をなした時、市町村産業組合中央金庫または融資銀行が損失を受けた時は、負債整理資金特別融通及び損失補償制度と同時に損失補償をなすが、その割合の限度を二倍に引上げる。この負債處理法により遺家族に年四分一厘といふ比較的低率の資金を融通しようといふのである。

農村及都市の團體負擔

〔調査の目的〕農林省では「農村及都市の各種團體負擔狀況」といふ調査を行つてゐる。これは農村及都市に於ける公租公課の狀況を見る一方策として、公課と考へられる各種團體の團體員に對する經費賦課狀況を各道府縣農會に依頼して調査せしめたものである。調査の客體は「租稅負擔狀況調査」と同一の市町村であるが、本調査に就ては調査要件を完備せる團體のみに關して集計したから、結局調査客體としては調査團體一以上を含む市町村を採り、農村百六十九町村、都市三十六市町といふことになつてゐる。〔最近の調査〕いま昭和十一年度調査の概略を左に紹介しておかう。(詳細は農林省發行「農務時報」を参照のこと) (一)農村

の公課負擔狀況(調査町村數百六十九) 團體經費は總計六千七百九十八圓で租稅負擔狀況調査による租稅總額の六分の一に當る。(單位負擔額)

(1) 一農村當りおよび一戸當り負擔額	一農村當り負擔額	一農村當り負擔額	一農村當り負擔額
(イ) 法令に準據する産業團體	三、四三七	四、五八	六、〇
(ロ) 法令に準據せざる産業團體	九四二	一、二六	七、二
(ハ) 産業に關せざる團體	二、四一九	三、三二	六、九
合 計	六、七九八	九、〇六	二〇、一
▲團體員一人當りおよび一團體當り賦課額	一人當り	一團體當り	同上人員
(イ)	二、三九	五七三	二三九
(ロ)	二、五九	一三一	五一
(ハ)	一、九九	三五三	一七八
二、都市の公課負擔狀況(調査市町數三十六) 經費總計六萬七千六百二十三圓で租稅負擔狀況調査による租稅總額の二十六分の一以下に過ぎぬ。(單位負擔額)	一都市當り負擔額	一都市當り負擔額	一都市當り負擔額
(イ)	五四、八三一	一一、六	二二、六
(ロ)	三、〇三一	一一、九	一一、九
(ハ)	八、七六一	一七、八	一七、八
合 計	六七、六二三	三三、二	三三、二

(3) 團體員一人當りおよび一團體當り負擔額	一人當り	一團體當り	同上人員
(イ)	九、三〇	四、四二七	四七、六
(ロ)	三、六三	二、七七九	七、六
(ハ)	〇、九五	五、二一	五、四七

農村と都市の財政比較

を毎年續けてゐる。方法は例年同様で「市町村經費收支豫算書」により、農村は百七十八町村、都市は四十七市町につき、指示せる種目にまとめて報告なさしめるのである。

「最近の調査概要」昭和十三年三月に昭和十一年度の調査が發表されたから、その概要を左に述べて見よう。(詳細は農林省發行「農務時報」参照のこと) 右によれば調査農村の一村平均經費は總額四萬九千二十九圓で前年度より二百六圓の増加を示してゐる。収入は一村平均總額四萬八千九百十六圓で、都市財政と比較するに一般會計と特別會計との構成割合は次の如き多大な懸隔がある。

農 村	都 市	
一般會計	八七%六三	六二%七九
特別會計	一二%三七	三七%二一

財源の最も主要なるものは稅收入で總額の三九・七二%を占め、都市のそれに比して一三%餘の過重を示してゐる。

小作爭議の概況

〔原因〕小作人の生活は不安そのものの中に押し込められてゐる。わが國の耕作面積を戸別にみると、總戸數五六一萬戸のうち三四%〇二は五反未満、五反以上一町未満のものは三四%二〇、一町以上二町未満のものは二%三七、二町以上のものは九%四一となつてゐるが、過半数を占める一町未満の耕地を所有する農家はただそれだけの耕作によつては到底借金せずには生活出來ない階級だ。農林省經濟更生部で全國一千町村にわたる調査を行つた結果「農業を主たる収入とし生計を維持するにはどれだけの耕地を必要とするか」といふ問題についてある結論に到達した。これによると北海道を除いた全國農村、山村、漁村の一ヶ町村平均一戸當りの耕地面積は田畑合計

補償申請書提出數	一、三六二	七、一五四
同却下數	五〇	一、九〇七
同受附數	一、三三三	七、二四七
同取消數	一、五	七、七六
同差引受附實數	一、〇五六	六三、四七一
補償金交付額	八、六六、〇三圓	
整理前後の比較		
十一月現在	補償數	九、五九
七月現在	整理數	二、四八六(A)
工場數	二、四八六(A)	九、五九
釜 數	二、四八六(B)	六、四、七、七

(備考) (A)は補償廢業工場のみ。(B)は一部廢業の釜數を含む。

減少した。概要別表の如し。

過剰釜の整理実績

政府よりの補助金收入を見るに昭和七年度以來農村更生計畫事業、救農土木事業等の強化により同年以降急増歩調を辿つてゐるが、昭和九年度を頂點として減退傾向にあることは注目される。農村財政支出狀況を見るにその總額中教育費は三九・八五%を占めて農村財政の最大負擔たることを示し、役場費の一三・〇六%を加ふるときは五二・九一%となり、經費の半ば以上に達するに反し事業費と見られる土木費、勸業費補助金は合計しても總額の二・四〇%なるに過ぎない。衛生費は一・五八%であるが都市では二・八四%であることも注目すべきだ。

過剰釜の整理実績

〔内容〕過剰釜の整理とは、産需の需給關係を調整し製絲業の健全化をはかるため、全國製絲業組合聯合會が昭和十一年十一月以來着手してゐるもの。その後實施期間たる滿一年も完了し、補償事務の整理も終了するに至つたので、昭和十三年四月、その實施成績を左の如く發表した。「實績」即ち整理總釜數は六萬三千四百七十一釜、整理直前の營業製絲の總設備釜數に比し二割四分五厘の減少となり所期の三割、九萬釜の整理豫定數には遙かに及ばなかつたが、整理工場數即ち補償をうけて廢業した工場數は九百五十九工場に達し、整理直前の營業製絲工場數に比し三割八分六厘を

一町六反となつてゐるが、わが國の農家一戸當りの耕地面積の實情は全國平均一町一反歩、府縣平均九反歩であり、全國平均耕地面積より六反歩、府縣平均よりも七反歩少ないのである。しかも農林省の農家經濟調査によれば、田畑一町三反程度を耕作し三反餘の山林を持つ自作農さへ農業所得は年六百七十三圓、家計費は六百八十圓であつて收支は相償はないといはれる。まして五反や一町歩の耕地所有者が生活の出來ようはずがない。従つてこれら一町歩未滿の耕地所有者は生活維持のために小作地を獲得しようとする運動するしまた純然たる小作人はその土地を離すまいとする。かうした内部的な競争や戰時經濟政策にともなふ物價高、その他公租公課の減額豫想によつて彼等を苦しめてゐるところの小作料はますます騰貴して行くのである。日本勸業銀行調査による小作料及び土地價格は別表の如く騰貴してゐる。「小作料の激増」

普通田	普通畑		田	
	實收	小作料	上等	普通
七年	1,011	1,121	3,333	3,866
八年	1,033	1,093	3,333	3,877
九年	1,044	1,104	3,333	3,988
十年	1,055	1,115	3,333	4,099
十一年	1,066	1,126	3,333	4,210
十二年	1,077	1,137	3,333	4,321
十三年	1,088	1,148	3,333	4,432

（備考）十二年は三月現在調査。

以上の如く小作料は騰貴したが小作人にとつてはそれは増收に伴ふ小作料の騰貴でないから、結局それらの利益は地主の懐にころげ込んでしまふ結果になる。更に土地價格の騰貴は如何なる影響をおよぼすだらうか。この土地價格の騰貴は地主の有利な土地賣逃げと小作人の高率な土地買上げといふことを意味するのだ。現在までの實績による自作農創設維持對策が殆ど失敗に終つてゐるのは、この土地價格の高値なことに原因してゐるのだ。かうした土地價格の騰貴、小作料の騰貴、小作立法の不備等が集積され爆發したのが小作料の騰貴、小作立法の不備等は昭和六年當時三、四一九件であつたものが昭和十一年には五、七六九件に増加し十二年七月までにすでに三、五五四件起つたのである。これらの争議のうち最も大きな原因をなしてゐるものは土地返還關係の争議であり、第二には小作料一時減額に原因するものだ。これを見ても如何に小作立法が急務であり、更にその側面的な工作として自作農創設問題、小作料の低下問題が必要であるかゞわかる。

飼料配給統制法

（飼料費三億圓）昭和十年の統計によると畜産額は十一億九千萬圓でその金額はなかく大きい。家畜のうち最も重要なものは牛、馬、緬羊、山羊、豚、兔、鶏等である。一體これ

らの家畜類に供給する飼料はどれくらゐかといふと、昭和八年の調査によると二億七千二百餘萬圓に達してゐるが、今日の如く諸物價の騰貴した時代には、少なくとも三億圓以上に達してゐるとみて大差ないだらう。しかもこの飼料費は農家の經營費の約一割を占めてゐるために供給不足一價格の騰貴は農家經濟にとつてかなりな負擔となる。一農家に於ける飼料費の割合は別表のごとし。かくの如く農村經濟

飼料費の比率

昭和六年		昭和十年	
經營費	飼料費	經營費	飼料費
自作農	31.26	23.07	7.41
自小作農	36.19	29.44	8.13
小作農	46.94	21.70	5.33

（備考）金額單位一圓。比率1%。

濟と飼料問題とは重大な關係があるが、今日この飼料が不足し著しく騰貴したために、農家の經濟は可成り壓迫されてゐる。そこでこの對策として飼料配給統制法が樹立されたわけである。「本法の概要」本法第一條には

「政府は飼料の需給の圓滑及び價格の公正を圖るため特に必要ありと認めるときは勅令の定むるところにより政府の適當と認むる者に對し飼料の配給統制上必要な事業を行ふべきことを命ずることを得」

とあり、その趣旨は現下の國內及國際情勢に鑑みて兎角供給不足に陥り勝ちな飼料について價格の安定及公正を期しつゝ地域的にも時期的にも需給の圓滑を圖る事は、從來の様に入配給を業者の自由放任に委ねて置いては期待することが出來ないので、特殊の機關をして一應一手に統制せしめて輸入及配分を適正にしようといふのである。之は法文には表はれてゐないが、第三外國からの飼料の輸入を抑制して友邦滿洲國の協力を求め現在に於ても出來得る限り多量に同國産飼料及同原料の供給を得、且將來は同國の産業開發計畫の改訂に依り日本の要求する品質及價格の飼料を必要數量に於て輸入しようといふ國策方針が背後に強く潜在してゐるのであつて、之に關しては滿洲國側にも一種の蒐荷及輸出の統制機關が出來、兩國政府の嚴重なる監督の下に日滿兩統制機關が統制的取引を行ふことになつてゐるのである。然し統制を受けるのは滿洲產のみと限らず第三外國產のものも及ぶのは法文上も明瞭であるし、この數年は第三外國產の飼料も相當に必要と見られる。差當つて統制しようとする客體は輸入飼料中の王座を占める玉蜀黍高粱と是等を主たる原料とする配給飼料であつて、統制範圍も輸入に止め國內配給の合理化は目下の所では元締の統制による自然的効果も期待されてゐる。勿論必要に應じて

は他の飼料にも、亦國內配給の統制へも擴張されるだらう。
農産物の軍需供出
〔概要〕戦時に於ける農村の役割は、軍に尤大なる人的戰鬥力の源泉としてばかりでなく、軍需糧秣の物的戰鬥力の供出源泉としても亦重要な立場にある。支那事變に對し、農村は、いかなるものを軍需品として供出したか、農林省の調査を紹介して見よう。これによると今次事變の爲に需要せられる軍需品の中で農山漁村から供出せしめてゐる品目は副業品、木炭、乾燥野菜、馬糧大麥、馬糧干草及藥、肉牛、兔毛皮、眞綿、乾燥兔肉、兔肉罐詰等であつて各種類別供出状況は大略左の如くである。〔軍需糧秣の供出実績〕(一)副業品 其の品目多岐に亘るが主なものは藥工品(吹、瀆漬物類(瀆漬、味噌漬、奈良漬、福神漬、梅干等)、鹽干魚貝類(鹽鮭、鮭昆布、鱈干物、干鰯、ひじき等)類類、その他である。此の供出に

ついては大體隔月毎に供出打合會を催し、陸軍糧秣廠購買官、農林省關係官及關係道府縣係官出席の上その割當を行ひ、各道府縣を供出主體として實施してゐる。(二)木炭、馬糧大麥 道府縣に縣販聯の集荷獎勵を行はしめ、主として全販聯を経由して供出してゐる。(三)乾燥野菜 乾燥野菜は陸軍糧秣廠の指定した乾菓工場で製造せしめ、その原料野菜の供給は帝國農會が行つてゐる。(四)馬糧干草及藥

各道府縣に供出させることとし、各地方廳は本省からの通牒や指示に基いて軍の必要數量調達の爲その供出に當つてゐる。(五)肉牛 陸軍糧秣廠の要求に依り道府縣幹旋の下に畜産組合聯合會が供出してゐる。(六)兔毛皮、兔肉罐詰及乾燥兔肉 陸海軍共一元的に帝國農會を納入の主體とし、帝國農會は夫々道府縣指導の下に道府縣農會を動員して尤大な軍需數量の確保に努めつゝある。今後の増大を豫想して、兔毛皮増殖計畫を樹て増産方法を講じてゐる。(七)眞綿、繭綿 之迄陸海軍では農村から此種製品を相當購入してゐたが、今次事變に依つて需要が特に増大したため主として帝國農會をして供出に當らしめてゐる。(八)罐詰其の他農村工業品 海軍より農村救済の意味からして罐詰其の他の農村生産品の購買斡旋方依頼ありたるに依り、道府縣と連絡して各生産者團體より直接軍需部宛に之が供出を行はしめてゐる。〔副業品の道府縣供出品目〕青森(鹽鮭、鹽漬、岩手(瀆漬、昆布、素鮭)、宮城(瀆漬、素鮭)、秋田(吹、瀆漬物、佃煮)、山形(瀆漬)、福島(昆布、鹽鮭)、茨城(吹、甘藷切干、栃木(梅干、瀆漬物)、群馬(福神漬)、埼玉(瀆漬、瀆漬物、福神漬)、千葉(吹、梅干、ひじき、瀆漬物)、東京(瀆漬、鹽干物、福神漬)、神奈川(梅干、鹽干物、ひじき、紅生姜)、新潟(瀆漬)、富山(吹、瀆漬)、石川(瀆漬)、福井(吹、瀆漬)、山梨(葡萄酒)、長野(瀆漬、鹽鮭、凍豆腐)、岐阜(鹽鮭)

靜岡(吹、瀆漬)、愛知(瀆漬、大根切干)、三重(瀆漬、干鰯、ひじき、鹽鮭)滋賀(吹、瀆漬)、兵庫(鹽鮭)、奈良(瀆漬)、和歌山(瀆漬)、鳥取(瀆漬、梅干)、島根(瀆漬)、岡山(瀆漬、瀆漬物)、廣島(鹽)、山口(瀆漬、梅干)、徳島(若布、鹽鮭)、香川(吹、素鮭)、愛媛(瀆漬、梅干)、高知(干鰯)、福岡(素鮭)、佐賀(吹、素鮭)、長崎(梅干)、熊本(梅干、鹽鮭)、大分(梅干、加工鮭)、鹿児島(吹)

米穀應急措置法

〔成立経緯〕本法の名稱は「米穀の應急措置に關する法律」といふのである。昭和十二年の第七十二臨時議會で成立したもので、その成立経緯を示せば左の通り。即ち事變の進展に伴つて、軍に於ける食糧、殊に米穀の需要が相當増大する。この増大する軍用米を平時の如く軍が民間市場から直接買入れることは市場に對し過度の刺戟を與へると同時に、迅速を必要とする軍用米の調達に支障を來たす虞がある。そこで政府はこの支障を未然に防止して、食糧問題に對する國家的不安を豫め除かんとする立前から、軍用米を直接民間市場から購入しないで、米穀需給調節特別會計の持つてゐる米を特に時價を以て買入れる方針にしたのである。しかしさうすると、米穀需給調節特別會計の保有米がそれだけ不足し、折角の米穀統制法の運用が圓滑を缺くので、その補充の必要上特別な條件でこれが買入れをなすことにな

つたのである。大體以上の二大眼目を盛込んで制定されたのが、この法律である。〔法文概要〕元來米穀統制法の精神に依れば、米穀需給調節特別會計の保有米の賣渡しは、市場米價が最高公定米價を越えた時に開始され、また同會計の買入れは最低公定米價を下廻つた時に出動する仕組になつてゐる。それを本法は軍用米の大量需要の關係から、米穀統制法の原則を破つて最高公定米價の如何に拘らず時價で賣渡し、またその補充の買入れは、市場米價が最高公定米價の一割以下なる場合に限り必要に應じ米穀統制委員會の諮問を経て行ふといふ臨時的特例を設けることになつた。

林政の改革案

〔理由〕木材に對する需要は政府のブルブの全面的使用制限にも拘らずガソリン、皮革、鐵筋建築用材等の代用品として今後一層激増する傾向にあるので、農林省では森林資源擴充化のため左記方針に基き林政の根本的改革に積極的に乗出すこととなつた。〔具體案要綱〕(一)立木地一町歩當平均蓄積量を見るに御料林四百四十八石、國有林三百三十三石に對し民有林は僅かに百五十六石に過ぎず、林相の整備に努めれば民有林の蓄積量を容易に倍加し得るので、農林省では先づ本邦最初の試みとして十四年度より七ヶ年計畫で全國民有林の現實林に就き嚴密に林相調査の上合理的施行案を編成、輪

伐期、整理期を基概として年伐量を査定する一方、助成政策と併行して造林を強制する。このため來議會に森林法改正法律案を提出する。(一)民需ガソリン代八千萬圓節約のため瓦斯發生機用木炭の大増産を斷行、先づ三ヶ年計畫で民需ガソリンの五〇%を木炭で代替するため現在木炭生産額二十二億圓の増産を積極的に助成する。(二)パルプ間伐材の合理的増産のために全國森林に林道網の開鑿をなす

硫安増産法

〔制定趣旨〕本法の正式な名稱は「硫安アンモニア増産及配給統制法」といふのである。第七十三議會で成立、昭和十三年四月二日、法律第七十號とし公布された。今その制定趣旨を見るに、有馬農相は當時議會で左の如く述べてゐた。

「硫安の消費額はわが國肥料消費額の首位を占め、その消費増加の趨勢は極めて著しいものがある。これに對し硫安の供給を潤滑ならしむると共にその配給の潤滑及び價格の公正を計ることは農業經營の改善、特に戦後農村經濟の安定と農業生産の確保上極めて緊要であるのみでなく、他面硫安製造事業の軍需工業としての重要な意義に照しても、頗る緊要とする次第である。然るに硫安の國內生産は遺憾ながら需要の増加に應ずることを得ぬので、毎年海外より多額の輸入を餘儀なくせられ、肥料政策上種々支障を生ずると共に多額の對外支拂をしてゐる。よつて硫安製造事業を確立し、年々増大する需要に應じ得べき十分なる數量の供給を確保し、海外依

存の状態を脱却し、有事の際に於ける軍需資材生産への轉換をも考慮して相當の輸出餘力を保有する程度に達せしめると共に、一方需要著増の趨勢に鑑み、これが配給機構の確立を計り、硫安の需給潤滑と價格の公正を期する方策を講ずることは、わが産業の發展と國防の安固を期し、國際貨價の改善に資する上において現下の急務とするところである。」

〔骨子〕大體以上述べた様な理由から本法は立案せられたのであるが、其の内容を大別すれば増産促進に關する規定と配給統制に關する規定となるものである。先づ第一に増産促進に關する規定についていへば本法施行後五ヶ年間に、硫安アンモニア製造設備の新設又は増設を爲す者に對し、其の設備を以て營む硫安アンモニア製造事業については五ヶ年間、所得税、營業收益税及地方税を免除し、又右事業の爲に輸入する器具機械の輸入税を免除し、更に右事業の爲に要する土地に關しては土地收用法を適用し得る途を開き、又資金調達の便宜を得しむる爲資本の増加及社債の發行につき商法の特例を設くる等の保護助成をなすと共に、必要に應じては後述する日本硫安株式會社又は硫安アンモニア製造業者に對し製造設備の新設、増設及改良を命じ得ることとし、右の命令によつて損失を生じた場合は、政府に於て之を補償するものとしてゐる。第二に配給統制については硫安アンモニアの肥料中に於ける重要性に鑑みて、其の配給統制機構を確立することが極めて緊要である

ので、現に臨時肥料配給統制法に依つて行ひつゝある硫安配給統制事業を整理擴充し、且恒久的制度とする趣旨に基いて現在の硫安販賣株式會社の機構を整備擴充して日本硫安株式會社なる特殊會社を設立せしめ、硫安アンモニア配給統制事業を完全に遂行せしめると共に、民間に於ける増産の進捗狀況に照し必要ある場合には此の特殊會社をして硫安アンモニアの製造其の他供給確保上必要なる事業をも行はしめんとするのである。本會社の資本金は差當り一千萬圓とし、拂込資本の五倍迄社債を發行し得ることとし、之に對しては元利の支拂を政府に於て保證することを得ることとし、又本會社の特殊なる地位に鑑み上述の様な保護特典を與へると共に、適當なる指導監督を行ふことを必要と認め業務執行上重要な事項は政府の認可を受けしめ、又其の利益配當を制限する等規定を設けたのである。これを要するに民間會社の自發的増産と増産命令による強制増産の二段構へによつて、硫安増産の目的を達しようとしてゐる譯である。しかして増産命令をした場合には、この命令により生じたる損失は政府においてこれを補償することとしてあるが、この損失補償金はまだ豫算に計上してゐない。これはたとひ増産を命じても損失補償の必要な事態の發生するまでには相當の期間を必要とするためでもあらう

が、政府の考へとしては成るべく民間の自發的増産を期待し、この命令による強制増産は傳家の寶刀とする意向のやうである。

硫安の需給五ヶ年計畫

〔硫安の生産概況〕硫安アンモニアの總生産能力(公稱)は、昭和十三年一月現在で大約二百十萬噸である。なほ硫安アンモニアの昭和十二年八月至十三年七月に於ける生産見込は大約百五十萬噸と見られてゐる。次に硫安アンモニアの平均直接生産費は政府發表資料によれば、原料費及電力費が一番多く三十二圓四十一錢、次いで製造費十四圓五十一錢、荷造費、出荷費及運賃十一圓營業費及總掛費五圓八十七錢、諸税二圓九十八錢、特許料

年 度	國內消費	供給	不足
昭和十三年	二二〇	一八八	三二
十四年	二五三	二〇八	四四
十五年	二五四	二二五	二九
十六年	二七六	二三三	四三
十七年	二九八	二三三	六五

(備考) 供給見込中には現に増産計畫として傳へらるるものの内略確實と認めらるるもの並に關東州及滿洲産硫安を含む。單位萬噸。

及保險料四十九錢、以上合計六十七圓二十六錢となつてゐる。なほ將來五ヶ年の硫安需給見込を政府では別表の如く發表した。わが國の硫安は依然として年々供給不足を告ぐるこ

とになつてゐるのである。即ち別表の如し。〔硫安増産計畫〕昭和十三年三月に於て、現在計畫中の硫安増産計畫を示せば左の通り。硫安の増産計畫は、既設硫安會社に於ては日産化學工業株式會社、住友化學工業株式會社、日本化成工業株式會社等、新規會社として多木肥料株式會社、大日本特許肥料株式會社、日東化學工業株式會社、日本水素工業株式會社、帝國高壓工業株式會社等であつて、右増産計畫實現の上は大體七十萬噸内外の生産を増加し得べきものと認めらる。而して之が製造方法は殆んど石炭系水素法に依るものである。

最近の肥料政策

〔第一步〕わが肥料政策は昭和十一年公布の重要肥料統制法にその第一歩を踏み出し、同法によつて硫安の公定價格制が初めて決定されたのである。しかして昭和十三年四月現在の公定價格は昭和十二年秋決定したもので、本年一月限三圓六十三錢、二月限三圓六十八錢、三月以降七月限三圓七十三錢である。右は硫安製造業者の販賣公定價格であるが政府は更に進んで配給の合理化により小賣値段の引下げを計るため、昭和十二年十一月臨時肥料配給統制法を公布した。〔臨時肥料配給統制法〕この法律によつて配給機關たる硫安販賣會社が創立され、昭和十三年一月十五日より業務

を開始した。これと同時に硫安小賣販賣の最高價格が決定されたが、これは製造業者の販賣公定價格に販賣會社經營指定商以下取扱機關の口銭、硫安輸入によつて生ずる損失の補填額等を加算して算出したもので、その基準價格は次の如くである。

一月限	三圓七十錢
二月限	三圓七十五錢
三月—七月限	三圓八十錢

小賣最高價格はこの基準價格に十四錢を加算したものである。この價格はもちろん當時の市場價格よりも低位にあつたので、農村需要者はこの小賣最高價格制により恩恵を受けたわけである。この小賣最高價格の決定後、市場相場は殆ど釘附状態となつた。臨時肥料配給統制法は内地硫安のみでなく、輸入硫安についてもすべてこの硫安販賣會社を通じて配給せしむることとなつてゐるので、相當の成功を収めてゐるのではあるが、徹底したる價格政策を實行するためには生産部門まで立入つて國內生産による自給自足を計り、進んでは輸出餘力を残す程度の増産を必要とする次第で、今回決定の硫安増産法は肥料行政の農林省專管と相俟つて、わが肥料政策に一應最後の締め括りをしたものといつてよい。〔法文〕最後に臨時肥料配給統制法の條文を

示せば左の通り。

- 第一條 政府は支那事變に關聯し肥料の需給の潤滑及價格の公正を圖る爲特に必要ありと認むるときは、勅令の定むる所に依り、政府の適當と認むる者に對し、肥料の配給統制上必要な事業を行ふべきことを命ずることを得。前項の事業を行ふ者の監督其他に關し、必要な事項は勅令を以て之を定む。第一項の場合に於て政府必要ありと認むるときは、肥料製造業者又は其の組織する法人に對し勅令の定むる所に依り、其の製造又は取扱に係る肥料を第一項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを命ずることを得。
- 第二條 政府は支那事變に關聯し肥料の需給の潤滑及價格の公正を圖る爲特に必要ありと認むるときは、前條に定むるもの外、肥料の販賣、使用、消費、移動又は輸出入に關し、必要な勅令を爲すことを得。
- 第三條 政府必要ありと認むるときは、肥料の製造、取引、保管又は運送を業とする者に對し、前二條の勅令に關係ある事項に付報告を徴し又は檢査其の他の檢査を爲すことを得。
- 第四條 右の各條の一に該當する者は五千圓以下の罰金に處す。
- 一 第一條第一項又は三項の規定に依る勅令に違反したる者
- 二 第二條の規定に依る勅令に違反したる者
- 第五條 第三條の規定に違反し報告を爲さず、虚偽の報告を爲し又は檢査を拒み、妨ぎ若し忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す。
- 第六條 肥料製造業者其他肥料に關する事業を爲す者は其の代理人、店主、家族、雇人其他の従業者が、其の業務に關し本法若し本法に基きて發する勅令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に由てざるの故を以て其の處罰を免る。

戦時下の肥料問題

〔肥料問題の重要性〕過小農が支配的であるのに對し、肥料工業資本が急速に高度化した我國では、肥料問題は平時にあつても農業生産力、農家經濟、農産物價格との缺狀價格差、或は獨占價格等々として多くの問題を提供してゐた。戦時下にあつてはこれ等の諸關係は一段と緊密になる。戦時下の農業生産力の維持、増進をはかり、戦線への豊かなる給養、銃後國民への遺憾なき食糧給與により政治的安定を期し、戦争究極の目的を達成すべきである。戦争は一方に於ては、平常の國民食を超える莫大な量と、優秀な質とを備へる兵食を要求し、戦線への配給を完全ならしめるためには多額の浪費さへ伴ふ。ところが他方、これとは反對に再生産過程に及ぼす影響は勞働力、農業器具器械、化學肥料等の供給不足によるその攪亂であり、縮少である。戦争は農村人口の中極めて優秀な働き手を戦線に召集するのみならず、その擴大は全體としての後方勤務に於ける勞働人員の不足を訴へるから、農業部門から他産業に吸引される勞働量も少くない。今次の事變で幾何の人員が應召されそのうちの幾割が農村人口であるか知る由はないが、小さい範圍で知り得た知識を綜合するも並々の數でないことが判る。しかも戦線や他産業に應召、吸引せられる働き手は

頗る優秀なものであるから、農村からは労働力と共に農業の経営能力、知識も減じた譯である。農業器具器械の供給不足も農業生産力の維持増進には至大の影響を有つが、人力の不足を器械を以て殆んど代置し難いわが國にあつては寧ろ化學肥料の施與が問題になる。周知の如くわが國は他肥給與に基くところが少なく、昭和十年に至る過去三年平均の化學および自給肥料施用額を三成分に還元すれば第一表のやうになる。化學肥料もさることながら、自給肥料の施與量の夥しいのが目につく。

第一表 成分別肥料需要(グラムトン)

化學肥料	自給肥料	合計
純窒素	二五、四八二	五九三、七二五
純磷酸	三三、四一七	三三三、五〇八
純加里	七〇、二七〇	三四五、五〇八

人馬の應召徴發により、努力と家畜の拂底より起る自給肥料の生産減退を豫想し、これを平常年度の水準に維持せしめるに止まらず、更に進んで販賣肥料の消費節約を圖るため堆肥十億貫、綠肥六萬町歩の増産目標の下に帝國農會をして全國的に運動を展開せしめてゐる。だが政府や農會の熱心な努力にも拘らず、むしろその生産は減退しさうな形

の施與量の夥しいのが目につく。窒素、就中加里は自給肥料によつて補はれる部分が遙かに多い。政府は

勢にある。若し假りに自給肥料の生産が一割減れば純窒素にして三萬三千グラムトン、純磷酸にして一萬二千グラムトン、純加里にして二萬七千グラムトンの施用減となりこれを窒素二〇%含有の硫安、磷酸一九・五%含有の過磷酸、加里六〇%含有の鹽化加里をもつて補ふとすれば所要費は各硫安十六萬グラムトン、過磷酸六萬二千グラムトン鹽化加里四萬五千グラムトンとなり、平常時と同じやうに施肥しようとするればそれだけ化學肥料の必要量が増加する勘定である。「肥料の軍事轉用」わが國で肥料はかくも多量に施用されるが、このうち輸入に待つものがかかりある。昭和十年中における主要肥料をとつてみると外國への依存度は第二表の如くである。過磷酸の原料たる燐礦石の外國依存度が八五%であり、加里肥料は殆んど全部が輸入品であり、大豆粕も同様一〇〇%滿洲國に依存し

第二表 肥料の輸入依存状態

種類	内地消費(千グラムトン)	同上輸入高の割合
硫安	八三三	三六%
硝酸曹達	六二	一〇〇
燐礦石	九四七	八五
硫酸加里	八〇	一〇〇
鹽化加里	七六	九九
骨粉	六二	五〇
大豆粕	三三	一〇〇
菜種粕	二五	三〇
棉實粕	一三	六〇

てゐる。既述のやうに肥料は成分によつて分類すれば、窒素、磷酸、加里となり、それ／＼作物の生育に貢獻してゐるが、なかんづく生産力に直接影響するのは窒素質肥料にして、その代表的なものは硫安である。所が硫安の外國依存度は僅に二八%であるが、右の内地需給に朝鮮、臺灣の外地を加へた最近の需給を示せば第三表の如くである。

第三表 硫安需給実績ならびに見込表 (千グラムトン)

供給	昭和十	昭和十一	昭和十二
前年度繰越高	三三	三三	三三
年度内生産高	一、八〇〇	一、三三〇	一、五八〇
年度内輸入高	三七四	二六〇	四〇八
計	一、九〇七	一、八三三	二、二二〇
需要			
年度内消費高	一、三五六	一、六四五	一、九七〇
年度内輸出高	五二	四三	一
計	一、三七四	一、六八八	一九七〇
年度末在貨高	三三	一三四	一五〇

(内滿洲より一八〇)

(備考) 年度は八月に初まり翌年の七月に終る。十一年度までは実績、十二年度は見込。

昭和十一年に至るこの三年間の消費推移を見るに、その増加率は内地二四%、朝鮮三八%、臺灣三一%、平均二八%といふ物凄くスピードである。これに對し生産高も同期間に二二%の増加となり、更に年度内には實現すると思はれる。主要新設會社の増産、新設生産能力は第四表の如くである。

第四表 硫安増産豫定額 (千グラムトン)

會社名	増産又は新設能力	會社名	増産又は新設能力
宇部窒素	二二〇	矢作工業	八六
日本化成	一五〇	多木肥料	五〇
新潟硫酸	三〇	日東化學	三五
計	四〇〇		

このうち、幾何實現するか判らないが、假りに前年度より二十五萬グラムトン増産されるものとして計算したのが前掲の十三年度硫安需給豫想である。さてこの豫想通りとすれば、即ち平年通りの増加割合を以つて消費が増し相當量を持越すものとすれば、二十二萬六千グラムトンの外安を輸入せねばならぬ。硫安はこのやうに肥料として不可欠なる上、硝酸に變じて火薬に供せられるからこの方面への轉換が行はれる。それ故たとへ硫安が豫想通りに生産されて

も、農業用上に充當される額は生産高と一致しない。どれだけ軍用に轉用されるか、またその補充を如何にすべきかといふことが、戦時下における肥料問題の中心をなすのである。

加里鹽の輸入・販賣統制

〔統制實施〕農商工兩省では統後の農業生産力の維持増進を圖るため硫酸の需給並に價格調整に關する諸施設を行つて來たが、臨時肥料配給統制法に基き國外からの輸入に仰ぐ加里鹽に對し輸入、販賣統制を行ふことになり、左記省令を昭和十三年七月十三日付を以て公布、即日實施した。〔統制省令〕省令の全文は左の如し。

- 第一條 租製加里鹽類の輸入を爲す者其の輸入に係る租製加里鹽類を肥料として販賣せんとするときは豫め其の販賣先別割當數量を決定し農林大臣及び商工大臣の許可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ
 - 第二條 租製加里鹽類の輸入を爲す者輸入を爲さんとするときは豫め租製加里鹽類の月別輸入豫定數量及び販賣豫定價格を農林大臣及び商工大臣に届出づべし
 - 第三條 租製加里鹽類の輸入を爲す者は毎月十日迄に前月に於て輸入したる租製加里鹽類の數量及び輸入沖着價格並に前月に於て販賣したる租製加里鹽類の販賣先別割當數量及び價格を農林大臣及び商工大臣に届出づべし
- 附則 本令は公布の日より之を施行す、租製加里鹽類の輸入を爲す者本令施行前に爲したる販賣契約に基き本令施行後肥料として租製加里鹽類の引渡を爲す場合に於ては本令施行後遡及なく其の販賣先別割當數量を農林大臣及び商工大臣に届出づべし

しも豫定通りに行はれてゐない。當初の豫定によれば、組合數は一六、五四〇組合であつたが、實績は一四、五一〇組合であり、計畫直前の昭和七年度に較べて僅かに二三二組合を増加し得たに過ぎなかつた。しかしこれはその間に不良組合の整理合同が行はれたからで、組合の整備、充實が行はれなかつたことを意味するものではない。何故なればその間に約三千の組合が設立されてをり、それと同時に不良組合が合同解散したことをもつてしても、如何に量的よりも質的に産業組合が改善されたかわかる。その他未設置町村の減少、四種兼營組合の増加等五ヶ年計畫の實施はあながち不成功であつたとはいへない。この點は組合員數の増加によつても大體推察される。昭和七年末の組合員數は四、九四五千であつたが、昭和十二年には六、二七五千人となり、その間一、三三〇千人も増加してゐる。その他資金、信用、販賣、購買、利用の分野に於ても可成り擴張されてゐる。〔第一次計畫の缺陷〕第一次五ヶ年計畫により、組織系統に於ては整理合同を進め、組合の質的改善を計ると共に資金の充實、事業の擴張を行ひ、大體全部門に互つて著しい發展をとげた。殊に醫療利用組合、農村工業の發展、組織的には系統的聯携の強化、更に大日本柑橘販賣組合聯合會及び全國乾蒟販賣購買組合聯合會の新設、全

臣及び商工大臣に届出づべし

産組の第二次擴充計畫

〔第一次計畫の實績〕昭和八年以來産業組合は

その組織、資金、事業の各般にわたり再編成を行ふために第一次五ヶ年計畫を實施したが、昭和十二年度をもつてこれを終了した。第一次五ヶ年計畫の目標は

- (一)組合數及び組合員數の獲得、組合内容の充實。(二)特に四種兼營の理想型産業組合の組織。(三)資金の充實。(四)販賣事業の擴張。(五)購買事業の擴張。(六)信用事業の擴張。

等に主眼をおいてゐたが、その實績はどうであつたか。第一表をみよう。

第一表 第一次五ヶ年計畫と組合數

組合數	七年(A) 十年(B) 十三年(C)			A・Cの比較	中央會館の豫定數
	數	數	數		
總 計	一四、二八〇	一五、四五七	一四、五三三	△	二二、三二一
農 村 組 合	一三、三三二	一三、四四三	一三、七〇〇		四〇九
四 種 兼 營	四、四九五	九、八〇一	一〇、三六三		五、八六七
市街地購買組合	一九九	二〇六	二二〇		一一
市街地信用組合	二九二	二六七	二七三		一九
漁 業 組 合	四四六	六五九	五九九		一四三

(備考) 未設町村數は七年二、一四三、十一年六五一、十二年七三二を算す。△印は減少。

まづ組合數の實績に就て見ると五ヶ年計畫の實績は必ず

國の各種協會及び産青聯全國聯合の組織などは特筆に値する。しかしこれだけで十分といへない。組合員數は四百四十萬一千人であるが、農家總戸數五百六十一萬戸に對して七割八分八厘であり、まだ全農家を傘下に納めてゐない。地方別、組合種別に於てますくである。更にいはゆる不振組合と稱せられるものがなほ二千五百七十四組合もある。この外都市産業組合の發展は依然として進捗してゐない。以上の如く産業組合の内容を嚴密に調べてみると、第一次五ヶ年計畫の實績はまだ不完全なものだ。〔第二次計畫の目標〕そこで第二次擴充計畫が問題となつて來たのであるが、この第二次三ヶ年計畫は第一次五ヶ年計畫の終了する一ヶ年前即ち昭和十二年一月、第三十二回全國産業組合大會でその要綱が決定された。これは昭和十三年一月から向ふ三ヶ年間次の諸點を目標として行はれる。即ち(一)組合員の實質的增加、(二)四種事業の積極的實行、(三)不振組合の整理刷新、(四)新設組合の全面的活動促進、(五)農事實行組合を基礎とする組織的活動の徹底がそれだ。更に事業方面の擴充目標は次の如し。

(A) 全國的統制を要する項目

- (一) 貯金の吸收目標増加額、郵便貯金および貯蓄銀行貯金の合計額を基準としてその二〇%、たゞし六大都市所在府縣は五%以上とす。

- (一) 販賣統制目標—米は全國販賣數量の四〇%、小麦は全國販賣數量の六〇%、蒲餅は全國産額額の四〇%、木炭は全國生産數量の一五%、鶏卵は全國生産數量の二〇%、蜜柑は全國販賣數量の三〇%。
- (二) 購買目標—肥料は全國金肥消費額の六〇%、飼料は全國飼料消費額の三五%、經濟用品は各道府縣一齊に一組合當り三十五圓を最低限度として積極的に配給計畫を樹立し、飯米その他の食料品の配給についても十分なる考慮を拂ひその遂行を期するものとす。

(B) 系統機關における統制目標

- (一) 全國的産業組合機關は全國的計畫を基礎とし統制目標を定めその遂行を期するものとす。
- (二) 地方的産業組合聯合會は全國的統制を要する事項、品目に對しては全國的諸機關の計畫および道府縣制置を基礎として年次計畫を樹立しその遂行を期す。

〔意義〕果して三ヶ年の間に組織及び事業が目標通り進展するか否かは別問題として、長期戦下における農村對策として、または市街地に於ける一般庶民對策として注目すべき運動であらう。産業組合は一面地主的であり、富農的であるといふ非難もあるが、農村經濟にとつて今や缺くべからざる機關としてその重要性を認められてゐる今日、産業組合の擴充整備の問題は農村問題とは到底切り離しては考へられない。

産組の物動計畫遂行策

〔農林省の方針〕農林省では物資動員計畫遂行

の主動的機關として産業組合を動員することに決定、このため産業組合未設置の七百町村に對しては昭和十三年八月末限り半強制的に組合を創設することとなり、昭和十三年七月十二日附を以て各地方長官に對し組合設立促進に關する次官通牒を發した。而して當面四種兼營組合を設立し得ざる特別の事情ある町村に於ては販購組合のみでも至急設立させる方針で、地區及び道府縣設立協議會費及び設立獎勵費を道府縣に助成することになった。産業組合の長野縣に於ける自轉車組立工場の設定、埼玉縣の白米販賣等により最近反産運動が再び擡頭しつゝある折柄、政府の産業組合設立に關する右の如き積極方針は頗る注目すべきものがある。〔産組の方針〕右の如き政府の方針に對應するため産業組合でも左の如き未設置町村並に未加入農林漁業家解消計畫を決定實行に入つた。

- (一) 未設置町村には左の基準で速かに産組の設立を圖る。
 - (イ) 區域—町村區域を原則とする。一、町村の地域内に未設置部落あるときは既設置組合の區域擴張または町村區域の組合を新設することとし右により難き事情ある場合は未設置部落を區域として一個(止むを得ざる場合は數個)の組合を設立すること、町村の區域狭小または戸數過少等の事由により町村區域の組合を設立し難き事情ある場合に於ては二ヶ町村または三ヶ町村區域の組合の設立をも認むること、漁業協同組合の設置しある町村にあつては農業部落を、市にあつては區またはこれに

舉辦する區域を原則とする。

- (ロ) 事業の種類—四種事業を原則とするもやむを得ざる時は販購事業とする。

(二) 出資一口の金額は原則として十圓とし、第一回の拂込金額は一圓以上とする。また未加入農林漁家は左により速かに産組員たらしめる。出資能力なきため加入を困難とするものについては(イ)加入條件の緩和、(ロ)加入豫約貯金の實行、(ハ)法人加入等の途を講ずる。

(三) 實行方法は左の如くす。

- (イ) 本計畫達成のため中央及び地方にそれと本部又は支部を組織し責任者を定めて督勵を加ふるとともに各機關を動員協力せしめる。
- (ロ) 趣旨の徹底を圖るため協議會、懇談會等を開催する。
- (四) 實施期間は七月下旬より八月末日まで(特別の事情ある道府縣については九月末日まで)とす。
- (五) 本計畫實施に要する經費は全國機關及び道府縣等に於いて相當負擔す。

産組の國民貯金運動

〔経緯〕産業組合中央金庫並に産業組合中央會では政府の貯蓄獎勵運動と呼應して産組金融統制團、全國信組聯合會、全國市街地信用組合協會と協力、國民貯蓄中央聯盟と密接なる連絡の下に産組系統組織を通じての貯蓄獎勵運動を展開することとなり、十三年四月二十五日の支會役員及

主事協議會に於ても産業組合の資金増大の決議をなすと共に「國民貯金」の名の下に左の如き貯金要項を決定、全面的貯金獎勵に乗り出すこととなつた。而して産組中央金庫としては従來に於ても既に愛國貯金、護國貯金等の名を以て系統組合員の貯金獎勵に努めてゐたが、農村に於て此運動を積極的に奨励することは農村經濟の本質上「農村が右の如き貯蓄獎勵の對象たり得るや否や」右運動が或程度實現された場合に於ける農村金融の動向如何等に就て相當問題が存するに鑑み、今回の運動に於ても特に都市方面の貯蓄獎勵に重點を置く方針を明らかにしてゐる點が注目される。〔國民貯蓄方針〕貯蓄方針の内容左の如し。

- 一、本貯金の名稱を國民貯金とし全國的に一定するものとす。
- 二、本貯金は三ヶ年間に一口二十五圓以上を貯蓄せしめることとし農村にありては一月一口以上都市にありては三口以上を目標とする。
- 三、本貯金は日掛、月掛、天引等貯金者の便利なる方法をとる様にすること。
- 四、本貯金は已むを得ざる場合を除く外三ヶ年に拂戻を爲さざる様にすること。
- 五、但し負債を有するものが其元金の辨済に充つる場合は此の限りに非ず。
- 五、各信用組合は本運動により蒐集したる貯金額の四割以上は之を系統機關に預入すること。
- 六、本貯金の金利は其趣旨に鑑み系統機關の利用を可能ならしむる様可成低利とし道府縣毎に一定せしめること。

産業組合自治監査法

〔制定理由〕本法の制定理由に就き農林省では次の如く説明してゐる。即ち、産業組合は今や其の數一萬五千に達し、其の事業も亦逐年進展し來り、中小産者殊に農山漁村の經濟更生の中樞機關として缺く可からざる組織となつてゐる。従つて産業組合をして堅實なる發達をなさしむるため、之が指導監督を周到にするの要益々緊切なるものがある。之がためには行政官廳の検査機能の充實を要すること勿論であるが、之と並んで産業組合自身の自治監査の勵行を期するを肝要と認め、この制度を確立するため本法が制定せられた次第である。〔本法の内容〕本法は第七十三議會で成立、昭和十三年三月十七日法律第十五號として公布せられた。本文僅かに九條であるが、その主要なる點を挙げれば、(一)産業組合をして産業組合監査聯合會なる法人を組織せしめ、之に産業組合監査員を設置せしめ、此の監査員には組合の事務所等に鑑み諸般の調査をなして組合の監査を行ふ權能を賦與すること。(二)主務大臣必要ありと認むるときは産業組合に對し産業組合監査聯合會に加入すべきことを命じ得ること。(三)監査員は其の職責に照し監査に關する技能を有する者の中より選任することとし、其の選任、解任等については主務大臣の認可を受けしめると共

に服務に對しても十分の監督を行ふこと。(四)本制度は自治監査ではあるが、其の運用の適正圓滑を期するためには行政官廳の監督の下に行はしむる必要があるもので、之に關する規定が設けられてゐること等である。

産組の實情調査

〔農林省發表〕農林省では昭和十二年九月下旬以降十二月中旬に至る三ヶ月に亘り全國一萬四千六百七十七の産業組合(總數の九六%)及百八十六の同聯合會に對し一齊監査を施行、之の結果は各方面より注目されてゐたが、昭和十三年三月二十五日左の如く發表した。

▲産業組合全般に關するもの

(一)經營一般狀況		區 別		總組合對割合
(イ) 經營狀態	良好又は大過なきもの	然らざるもの	八二・七	一八・三
(ロ) 資金狀態	潤澤又は經營に支障なきもの	然らざるもの	七一・一	
(ハ) 資産狀態	堅實なるもの	然らざるもの	七五・〇	二五・〇
(ニ) 資金運用狀況	然らざるもの	然らざるもの	二五・〇	
種 別	金額(千圓)			總額對割合
固定資金	二五三、五三三			一〇・五

貸 出 金	一、〇九五、一八二	四五・〇
販 賣 金	一〇〇、七七六	四・二
購 買 金	一一二、九九九	四・六
餘 裕 金	八六九、〇二〇	三五・七
計	二、四三一、五二二	一〇〇・〇

(一) 損益狀況(最近の事業年度分)に依る

種 別	金額(千圓)	總額對割合
繰 越 金	一、三三四	〇・八
利 益		
事業収益	一三四、一四〇	七八・〇
事業外収益	三四、七〇五	二〇・四
計	一七〇、一八一	一〇〇・〇
繰 越 損 失	一一、八〇九	七・九
事業損失	九〇、九一〇	五六・三
計	一〇二、七一九	三五・八
損 失	五七、八一	三五・八
計	一六一、五三二	一〇〇・〇

(二) 配當狀況(最近の事業年度末の剰餘金處分)に依る

(出資配當)	總組合數に對する割合
配當率別	
五分を超えるもの	一一・八
五分以下	一三・四
四分以下	一五・七
二分以下	一五・五
計	五三・四

配當せるもの

(特別配當)	四六・六
信用事業	二・七
其 他	一〇・四

(一) 農山漁村に於ける組合員の職別制構成

種 別	總組合員數に對する割合	加入總數に對する割合	村内戸數對加入戸數割合
農 業 者	七六・九	五・〇	六七・五
林 業 者	〇・三	三〇・一	七四・六
工 業 者	三・九	四〇・八	七二・四
商 業 者	九・一	二四・一	五八・九
水産業者	二・一	一〇〇・〇	六八・九
其 他	七・七		
計	一〇〇・〇		

(二) 農業組合員(兼營を含む)の地主、自作、小作別狀況

種 別	總戸數に對する割合	加入總數に對する割合	村内戸數對加入戸數割合
地 主	五・二	五・〇	六七・五
自 作	二七・八	三〇・一	七四・六
自 小 作	三八・八	四〇・八	七二・四
小 作	二八・二	二四・一	五八・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	六八・九

【麥酒・小麥・製粉】

麥酒業の獨占形態

〔再禁前の業界〕麥酒業の發達概要は次項に述べるが、昭和六年までの麥酒界はエビス、サツポロ、サクラ、キリンが王座を占めてゐたが、そこへユニオンが飛び出し、カスケードが生れ、更にオラガビール登場し、毎年需要期には猛烈な亂賣戰を演じて來たものである。しかしこの濫賣戰を通じて、大日本及び麒麟の二大會社が麥酒界を獨占するやうになつた。即ち次の如し。

(一) 大日本麥酒

資本金一千九百萬圓(拂込資本五千九百八十萬圓)。生産能力一百十九萬石。昭和十二年度の査定石數八十萬一千四百七十七石。同社の子會社—東京麥酒、朝鮮麥酒、滿洲麥酒、大滿洲ホップ。

(二) 麒麟麥酒

資本金一千八十萬圓(全額拂込)。生産能力五十萬石。昭和十二年度の査定石數三十六萬四千七百四十五石。子會社—昭和キリン、滿洲麥酒。

(三) 櫻麥酒

資本金四百萬圓。生産能力十二萬石。昭和十二年度の査定石數十八萬七千七百七十六石。

〔カルテルの成立〕昭和八年六月中島商相の肝煎りで大日本麥酒が麥酒鑛泉を十對七の比率で買収し、新大日本麥酒を設立した。更に新大日本はキリンとの間に資本金二百萬圓の共販會社を組織するに至つたので、こゝに麥酒業に於ても完全なカルテル的獨占が形成されるに至つた。かくて大日本、麒麟兩社が昭和八年六月締結した内地及び外地に關する共同販賣協定は昭和十二年十一月末をもつて期限満了するので、大日本新任社長高橋龍太郎、麒麟専務磯野長藏の兩氏は四、五月ごろから右協定の措置について打合せた結果、麥酒界の現状は依然協定の目的たる兩社の販賣統制を必要とするから協定は兩社最近の實績を斟酌し適當に改訂した上存續することに原則的諒解が成立した。その後高橋氏が渡歐、歸朝後再び右協定更改に關して三菱銀行常務加藤武男氏の斡旋のもとに折衝の結果、十二月二十三日大體妥協點に到達、年内に正式調印の運びとなつてゐたが、同月三十日兩社會議の結果、新協定に關しては既に原則的諒解が成立したものの、なほこれが成文化に當り罰則規程、超過比率などの細目に關し兩社間に多少の意見の相違があるので、なほ折衝を必要とするに至り、従つて年内正式調印は不可能となり、問題は昭和十三年に持越された。〔新協定の内容〕新協定によつて販賣比率は兩社業績の

變化から内地向、海向各比率とも之を更改し、總體的には麒麟側の最近に於ける輸出増進などの事情を斟酌し、舊比率に比して可なり麒麟側に有利になつてゐる。

- 一、協定期間は昭和十二年十二月一日より五ヶ年間とする。
- 一、罰則規程は従前通りとする。
- 一、販賣比率は次の通り

新比率		舊比率	
内地	大日本	千分の六九〇	千分の七〇・二
	麒麟	千分の三・〇	千分の二九八・八
海外	大日本	千分の七五〇	千分の八〇〇・三
	麒麟	千分の二五〇	千分の一九七・七

麥酒業の發達概要

〔發育期〕わが國の麥酒醸造の商品として始めて醸造されたのは明治六年であり、また濫觴は嘉永六年であり、また本格的な發展を遂げたのは大正から昭和四年までの間である。大正元年末に於ける麥酒會社は大日本麥酒、麒麟麥酒、加富登麥酒、帝國麥酒の四社に過ぎなかつた。然るに歐洲大戰の好況に乗じて麥酒業も飛躍的な發展を遂げた。歐洲大戰中の好景氣に刺戟されて麥酒會社の創立を目論む者は多數に上つたが、結局日英醸造と富士麥酒の二社が設

立された。しかも富士は大正十二年に麒麟に、日英は昭和三年に株式會社壽屋に買収され、今日の東京麥酒となつてゐる。しかしこの間、大日本及び麒麟兩社の生産力は非常な増大を示した。即ち大正元年には年産五十五萬石に過ぎなかつたものが、今日では二百萬石と三倍以上に激増してゐるのである。即ち別表の如し。

各社別醸造能力

(單位：千石)

社名	大正元年
大日本麥酒	三五〇
麒麟麥酒	一〇〇
加富登麥酒	五〇
櫻麥酒	五〇
東京麥酒	五〇
朝鮮麥酒	五〇
昭和キリン	五〇
合計	五五〇

〔濫賣時代〕昭和二年の金融恐慌及び同四年の經濟恐慌と共に麥酒の需要は激減して來た。その結果、麥酒業に於けるダンピング競争が激甚を極めるやうになつた。即ち昭和五年を例にとれば、大日本麥酒の醸造高は四十二萬三千石で前年度より六萬五千石減、麒麟は二十二萬一千石で二萬四千石減、サクラビールも四萬九千石で一萬一千石減を告げたのに對し、ユニオンビールは十萬六千石で一萬四千石増カスケードも亦二萬六千石で八千石増を告げてゐる。かくて昭和八年六月大日本と麒麟との間に共販會社が設立されるまでは、各社とも入り亂れて濫賣戰を繰返し

て來たのである。〔獨占體の完成〕昭和八年の六月からさうした問題は全く跡を絶ち、日本の麥酒事業は實質的に完全な一個の獨占體を形成するに至つた。かく獨占的統制が成立したとはいへ、なほもう二つのアウト・サイダーがあつた。即ちオラガの壽屋と櫻麥酒がそれであつた。ところが大日本麥酒はこのうちの壽屋をも買収し、新に東京麥酒といふ子會社に變形したのでこゝに櫻以外の全國醸造量の約九一%といふものが獨占體の下におかれたのである。しかも櫻もその後共販會社と販賣協定を結ぶに至つた。

準戰時と麥酒の販賣高

〔再禁止以後〕金再禁止以來麥酒の販賣高はインフレ景氣の浸潤に伴ふて増大して行つた(別表参照)。即ち昭和六年度の七十六萬石を底として漸次増加し、殊に八年度よりは顯著な増大を示し九年度には百萬石を割り込んだが、十年度には百四萬九千石となり、十一年度には百二十一萬石に上つた。〔準戰時と販賣高〕準戰時たる昭和十二年

度の麥酒販賣高は百二十六萬一千石に達した。別掲の月別販賣高表でも明らか如く、年初以來三月までの販賣高が、前年に比較して激増してゐる。即ち一月は十二割四分、二月は十三割二分、三月は八割七分と目覺ましい増加を示した。これは四月から醸造税石十圓増徴するに對し、それだ

本邦麥酒販賣高累年表

年度	販賣高(千石)
大正十三年度	九二五、〇七三
同十四年度	九七三、九二二
昭和元年度	八二四、四八九
同二年度	八〇三、三四四
同三年度	八九三、九六三
同四年度	九〇五、〇二二
同五年度	八二〇、九五八
同六年度	七六三、九三三
同七年度	七六六、六四七
同八年度	一、〇〇四、六九二
同九年度	九七〇、五二九
同十年度	一、〇四九、八五五
同十一年度	一、二二〇、八九〇
同十二年度	一、二六一、一七四

け値上げをする事になつたので、思惑的需要が激増した結果である。しかし四月以後の麥酒販賣高は激減した。これは値上げを見越した結果である。日支事變の効發で一般景氣が停頓した結果である。これか爲め麥酒の書入れ時である夏季の需要期も一向大した事はなく、遂に減少すると云ふ狀況を示現したのである。

麥酒販賣高月別表

年度	一月	二月	三月	四月
十二年度	五五、八七五	二二、九四二	二七、九一〇	二五、一六三
十一年度	二四、九四二	五三、二二四	五一、八八六	四五、〇五八
十年度	二四、九四二	二八、五二〇	一〇五、五四三	九六、二二三
九年度	二四、九四二	一四、六三六	一四三、五三六	一〇七、〇一三

五月	一三五、二四六	一七八、二〇〇	一六七、五九五	一四七、六一五
六月	一四五、四八六	一七四、四八八	一六五、四三八	一五七、九八五
七月	一七八、八七六	一九三、五三三	一五八、〇一八	一七九、八四三
八月	一五一、五四四	一三五、七六二	一〇五、四五六	一一三、五七一
九月	七〇、四八八	八八、六九一	三九、七五七	三九、四一四
十月	三〇、四七〇	二六、八六〇	二九、五六〇	一七、七〇〇
十一月	二七、三二六	二四、二二三	二四、七九〇	一八、一五二
十二月	三六、一六三	四八、三三七	三〇、四〇一	三三、九二四
合計	一、二六、一七四	一、二〇、八九〇	一、〇四、八五五	九七〇、五二九

準戦期の麥酒値上問題

〔發端〕別項「麥酒業に於ける獨占形態」で説明した如く、大日本と麒麟とが共販會社を設立してからは、麥酒の建値は一函十四圓五十錢に据置かれてゐたのである。試みに累年の麥酒の建値を示せば別表の如し。〔結城増徴と値上〕麥酒消費税が結城増税案によつて石當り二十五圓から三十五圓に引上げられるや大日本麥酒、麒麟麥酒兩社は共販建値を大瓶一本三錢六厘（一箱につき一圓七十錢値上げの十六圓二十錢）の値上げを四月一日より實施、全額を大衆消費者負擔に轉嫁し、これが價格變更を四月十日商工省に届出た。商工省がこの値上げを認るや否や一般より非常に注目されてゐたが、麥酒需要最盛期を控へた五、六月に至つても容易に態度を決定せず、値上げを傍觀乃至容認

麥酒協定建値表 (一函につき)

大正 九年二月	二十三圓
同 十年二月	二十一圓
同 十二年一月	十九圓
昭和 元年三月	二十圓
同 四年	二十圓
同 五年	十六圓
同 六年	十四圓
同 七年	十四圓
同 八年	十四圓
同 九年	十四圓
同 十年	十四圓
同 十一年	十四圓
同 十二年	十四圓
同 十三年	十六圓

事變下の販賣狀況

〔販賣高の激増〕事變下たる昭和三十二年の麥酒販賣高は前年度の不振とは反對に増加を示してゐる。即ち昭和十三年五月までの販賣總高は六十三萬石で、前年同期より八分増を告げてゐる。また各社別に見れば大日本の販賣高は四十四萬九千石で前年同期より一割増、麒麟は十七萬二千石で前年同期より三分増である。かく販賣高が激増した第一原

因は四月からの物品特別税による値上の思惑需要である。第二には四月からの値上は二錢しか許可にならなかつたが八月からは更に一錢の値上が許可になる筈であつたので、値上に對する思惑需要は十三年上期を通じて旺盛であつたのである。第三の原因は昭和十三年中に約百三、四十萬函を軍部が買上げ、北支及び中支に輸送することになり、既に上期中に七十萬函以上の買上を見たことである。更に事變の進展によつて對支輸出が増加したことも販賣増の一因であらう。〔麥酒の輸出〕麥酒の輸出が貿易に現はれたのは明治二十九年からの事である。更に金再禁止以來麥酒の輸出

本邦麥酒輸出國別表

	十二年度	十一年度	十年度
滿洲國	七、五〇七石	三八、四九七石	二九、一六〇石
關東州	五三、六八〇	四一、四六六	五〇、七八〇
中華民國	二二、五三三	一一、六七九	一一、七九二
香港	二、二二一	二、八四一	二、三〇三
英領印度	一六、九六九	一三、九六三	一四、一六七
海峽植民地	二、九七三	二、八八〇	二、四四四
蘭領印度	二、四八一	三、一〇八	三、六六九
其他	二六、七三三	二七、一〇六	三〇、七九三
合計	一四四、九七七	一三三、五〇三	一三三、一〇七

高は非常な激増を告げ、昭和十二年度の輸出高は十三萬四千石で、昭和七年度六萬八千石の殆んど二倍に増大した。本邦麥酒の輸出先は滿洲國、支

那、關東州、香港、英領印度、海峽植民地、蘭領印度等である。いま輸出國別の内容を示せば別表の如くである。該表で明らかなる如く、昭和十二年までの麥酒の輸出高は引續き關東州が第一で、五萬二千石と前年度に比し一萬一千石の増進を示した。これに次ぐは中華民國の二萬三千石英領印度の一萬六千石、滿洲國の七千石である。特に注意されるのは滿洲國の輸出が十二年度に於いて著減したことだ。これは大日本とキリンの共同共資で滿洲國に設立した滿洲麥酒が能力を擴張したため自然同國への輸出が減少したものである。

戦時と麥酒値上

〔特別物品税と値上〕事變による特別物品税の實施で麥酒の醸造税は、十三年四月から一石につき五圓引上げられる事となつた。その上材料市價が著しく昂騰して來た。そこで麥酒會社では麥酒税の増徴分と材料高とによる原價高を理由として麥酒一本に付四錢、一函一圓九十二錢の値上げ實施を申請したのである。商工省ではこの値上げ案に對し増税による値上げは卒直に認可したが原料高に對しては會社の値上げ要求を抑へる事となつた。即ち麥酒税の増徴分に對しては四月十日から一本二錢の値上げを認可したが、原料高に對しては八月から實施する事とし、然も値上げは一

錢に止める事としたのである。「材料高による値上」しかし右の材料高をカバーするための値上げも、長期戦體制の高物價抑制の趣旨に基づき中央物價委員會の不認可申請となつた。そこで、昭和十三年七月二十二日大日本麥酒、麒麟麥酒及び櫻麥酒の代表者は商工省を訪問、政府の物價抑制方針に即應してこの際會社側としては八月一日よりの一錢値上げは行はず一本三十九錢を据置く事に決定した旨を申出た。「値上抑制の影響」かくてこの値上抑制が各會社にどう響くか、次に大日本及び麒麟について推算してみよう。大日本キリン兩麥酒會社の昨年度販賣高を基礎として原價高の影響を一本につき一錢、一兩四十八錢として利益減の程度を表示すると別表の如くなる。即ち大日本麥酒が一年販賣高 (二ヶ年)

大日本	八〇二、四七六石	三、三三二、三三四
キリン	三、四七五	一、〇一五、四五〇

キリン麥酒が百一萬五千圓の減益を見るのである。これを兩社の昨年度利益に對照すると大日本は上下合計一千三百二十九萬圓の利益だから一割六分九厘の減少、キリンの利益は四百十五萬圓だから二割四分の激減である。更に兩社の拂込資本に對すると大日本が三分七厘、キリンが九分三厘に相當する。

小麥増殖五ヶ年計畫

〔目標〕小麥増殖五ヶ年計畫の目標は、昭和八年の收穫より昭和十二年に至る五ヶ年を一期とし、この間に於て栽培面積約十八萬町歩、反當收量約二割の増加を圖ることによつて年額約三百萬石の小麥を増殖し、國內の生産を約一千萬石に高めんとするにあつた。農林當局の企圖するところは、水田三百二十餘萬町歩のうち一毛作田百九十萬町歩、このうち直ちに裏作をなし得る面積五十萬町歩、排水工事によつて栽培し得る面積約六十萬町歩、合せて百十萬町歩を技術的に栽培擴張可能面積と見込み、その約一割(十二萬町歩)に裏作小麥を栽培せしめ、殘餘は畑作に於て擴張する計畫であつた。「政府の増産獎勵施設」(一)從來から農林省で行ひつゝあつた優良品種育成事業を全國的に擴張する。先づ原々種の育成を行ふべき農林省農事試驗場を擴張すると共に新たに三ヶ所を新設し、人工交配による雜種を作る。更に品種固定試驗を行ふべき指定農事試驗場を全國十二ヶ所に指定し、地方的に品種の適否を試驗しその固定を圖る。かくて固定された品種は全國各農事試驗場に配布して最後の適否試驗を行ひ、これを獎勵品種として農家に配付すべき種子の原種とする。(二)右によつて作られた獎勵品種を農家に配付するため各農事試驗場に原種圃を設置

する。この原種を更に市町村農會、農家小組合等が經營する採種圃に移し、こゝで採種した種子を各農家に栽培せしめる。(三)小麥増殖に關する直接の獎勵施設として次の如き大がよりな組織を計畫するに至つた。

- (イ) 各道府縣における小麥増殖獎勵に關する専任職員を設置する。
- (ロ) 増殖獎勵の細胞組織として一町村約五名の小麥増殖實行委員を任命する。
- (ハ) 各町村に一ヶ所生産指導に任ずべき小麥實地指導地を設置する。
- (ニ) 小麥増殖栽培技術、同増殖成績競進會の開催を獎勵し、増殖栽培會の最優秀者に對しては農林大臣賞を授與する。
- (ホ) 印刷物、ポスターの配布、巡迴講演等による普及宣傳を行ふ。
- (ヘ) 地方の特殊事業を獎勵する。
- (ト) 農林省に小麥増殖事業の指導督勵及調査に任ずべき専任職員を設置する。

(四)今後小麥の販賣は努めて全國販賣組合聯合會・道府縣販賣組合聯合會・郡市農會等によつて統制せしめ、これに對しては助成金を交付する。(五)昭和七年六月關稅定率法の改正によつて小麥は從來の每百斤一圓五十錢から二圓五十錢に、小麥粉は每百斤二圓九十錢から四圓三十錢に引上げられた。この増殖計畫は右の如き大がよりな方針を以つて開始されたのみでなく、各施設に對しては獎勵金・助成金・賞金等が行き互るといふ徹底的な増殖獎勵である。「成果」當時すべての農産物が暴落してゐた際であつたため、關稅引上

による小麥價格の騰貴と獎勵金の撒布とによつて、小麥の増産は果然急激なテンポで進捗し、四十萬石と豫定された計畫初年度に於て一舉に百五十萬石の増殖となり、九十萬石の筈であつた計畫二年度の増産は更に飛躍して二百九十萬石となり、増産五ヶ年計畫を早くも二ヶ年で達成するに至つた。最近の小麥の作付段別及び收穫高を示せば別表の如し。

小麥の生産狀況

昭和三十七年 五ヶ年平均	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
作付反別	四九七、二五二町	五〇八、七三四	六二六、四七六	六四八、四九八	六六三、八六八	六八八、九五九
收穫高	六、三六八、一九石	六、四九七、四四八	八、〇三三、〇四一	九、四五〇、七五四	九、六五九、八二四	八、九六一、三三九
反當收穫高	一・三七七石	一・二七七	一・三〇〇	一・四五七	一・四五四	一・三〇二
						九、九六六、〇四八
						七三四、六〇三

原料小麥の需給狀態

〔増産計畫成功〕從來輸出向の製粉は外麥の輸入により内需の製粉のみ内地の小麥で賄ふといふのが製粉界の長い傳統であつた。然るに昭和八年以來農林省が小麥増産五ヶ

年計畫に着手し、増産を保護・奨励した結果、前項所述の如く大體増産計畫に成功することが出来、そして内地需要を内地小麥で賄つてなほ七百萬袋程度の輸出が可能となつたのである。「外麥輸入の激減」小麥増産計畫の順調な進捗と支那事變による輸入抑制とのため、外麥の輸入は激減するに至つた。即ち別表の如し。

果年小麥輸入額

	昭和九年	同 十年	同十一年	同十二年
濠洲	三三、〇三三	五〇、九三六	一七、三九二	一五、六二三
米 國	九、八六九	二八四	四九五	一七七
加 奈 陀	八、二一九	六、二五八	一〇、九七三	七、三五五
アルゼンチン	六二六	二、五七四	—	二、〇六八
其他共計	四〇、七四八	四三、一九九	三三、六五一	二九、六〇四

(備考) 大總省「貿易月表」による。單位千圓。

すでに事變第一年たる昭和十二年度の小麥輸入額を前年度と比較して見ても約四割方の激減ぶりであるが、昭和十三年度の小麥輸入額は更に甚だしい。十三年一月—五月間の小麥輸入額は四百八十萬三千圓で、前年同期より一千二十七萬六千圓、約七割方の激減ぶりである。しかし「北支の輸出激増」の項で説明してある如く、支那事變で北支へ

であつた。しかし内地需要は長期戦體制による統制強化で二千八百萬袋程度に減少する見込みであるが、輸入粉が殆んど杜絶すると輸出増とで生産高は却つて昭和十二年度より増大してゐる見込みである。「原料小麥の消費高」昭和十三年度の小麥粉の生産高を三千八百五十萬石とすれば、天候不順などで歩溜りが悪いので一石當りは四・八袋程で換算せねばならないから、原料小麥の必要量は八百餘萬石となる。他方昭和十三年度の小麥の收穫は最初の豫想では一千萬石を突破するものと見られてゐたが、六月下旬の關東水害、七月初旬の關西水害及び天候不順で九百萬石以下に減退するに至つた。その上品質が悪化するので製粉用小

製粉の需給状態 (千袋)

年 次	内地生産高	輸入高	輸出高	内地消費及 び手持高
昭和六年	四三、〇八八	—	—	三六、二六六
同 七 年	四一、九八九	—	—	三三、一一五
同 八 年	四七、七〇六	—	—	三三、四二五
同 九 年	四六、〇八四	—	—	三四、一七五
同 十 年	四九、七〇〇	—	—	三六、七六七
同 十 一 年	三八、九三三	—	—	三三、二四三
同 十 二 年	三八、〇〇〇	—	—	三一、一五九

麥酒・小麥・製粉

の輸出が激増したため、昭和十三年度に於ける製粉業の原料手當難は依然として甚だしい。

小麥粉の需給状態

「生産能力」歐洲大戦當時の好景氣時代に於て製粉會社は學つて生産力を擴張し、また新會社が亂立されたので、製粉の生産能力は急激な増大を見るに至つた。しかし昭和四年以來の經濟恐慌と共に製粉業は整理期に入り、生産能力も亦減退した。しかし金再禁以來のインフレ、輸出景氣で生産力も亦増加し、今日では十二、三萬バレルに達してゐる。しかもその約三割は休轉してゐる有様である。「小麥粉の需給状態」最近の小麥粉の生産高は昭和十年の四千六百餘萬袋を最高に昭和十二年には三千八百餘萬袋に減少してゐる。他方過剰能力を消化するため昭和七年以來は製粉の輸出が強化され、昭和十年には一千三百萬袋に達した。しかし製粉輸出も昭和十年を峠に減退を示すに至つたが、昭和十三年は北支輸出の増加で相當な回復を示す筈である(別表)。次に小麥粉の内地消費をみるに別表の如く、最近では大體三千五、六百萬袋を往來してゐる。昭和十三年度の小麥粉の生産高及び内地需要は未だ審らかでないが、昨年度に於ては生産高は三千八百萬袋、輸入四十一萬袋、輸出七百二十五萬袋であつたから、内地消費は三千一百萬袋

麥は八百萬石を出でないことにならう。かくて昭和十三年度の原料小麥の需給は窮屈である。

戦時下の外麥事情

「三七—三八年度收穫高」一九三七—三八年度の世界小麥生産高は近來になく増收で、三十八億ブッシェルとなり、前年度に比して三億ブッシェルからの増收であつた。別表の如し。

世界主要小麥生産高國別表 (百萬ブッシェル)

年 次	米 國	加 奈 陀	亞 國	濠 洲	歐 洲	其 他	全 世 界
一九三二—三三年	九三三	三三七	三三〇	一九二	一、四三六	七五五	三、八五六
一九三三—三四年	七四六	四四三	二二四	一、四九三	—	七二八	三、八五四
一九三三—三五年	五三九	三三三	一七七	一、七四九	—	七六七	三、七九〇
一九三四—三五年	四九七	二七六	二四一	一、五九四	—	二八八	三、四八四
一九三五—三六年	六〇三	二七四	一四〇	一、五六六	—	七五九	三、四八六
一九三六—三七年	六二六	三三九	一三四	一、四八四	—	六九九	三、五三三
一九三七—三八年	八四七	一八二	一九二	一、五二〇	—	八八八	三、八〇八

「一九三七年の外麥相場」三十七年上期外麥は至極強調裡に推移し、世界小麥需給の基調は好望となり、外麥の奔騰を來すと同時に世界景氣の進展に重要な貢獻をなしたのである。然るに下半年に入つて外麥相場は一般の豫想を裏切つて漸落するに至つた。即ち三十七年九月初迄は依然小麥の

世界的不作が見越されてきたため、下半期の小麦界は依然活況を呈するものと豫想されてきたところ、歐洲消費市場への小麦の販路は狭少を極め、こゝに主要輸出國の輸出餘力は一時に膨脹過大となつた。また歐洲消費國の増産は小麦荷動きの萎縮をも誘致し、世界小麦相場は八月中旬以降軟化するに至つたのであるが、更に米國景氣の頓落で一段と低落の歩調を速めるに至つた。一例としてシカゴ小麦先物相場をみるに、三月には一弗二六仙臺に達して居つたものが、八月以降漸次値傾を低下して、十一月には終に八二仙まで低落した。「三八—三九年の收穫高」更に一九三八—三九年度の小麦收穫は未だ審らかでないが、米國及び加奈陀に於ては相當の増収見込みである。先づ米國に於ける小麦の作柄を見るに、本年度は九億ブッシェル臺の大豊作が豫想される。即ち冬小麦七億二千五百萬ブッシェル、春小麦二億六千萬ブッシェル、合計九億八千五百萬ブッシェルとなる。三十七年度に於ける冬小麦收穫高は六億八千五百萬ブッシェル、春小麦一億八千九百萬ブッシェルであつたから、冬小麦に於て四千萬ブッシェル、春小麦に於いて七千萬ブッシェルの大増収となる。かくして恐慌以來小麦減收方針をとり來つた米國小麦界も、再び舊態に復することとなつた。次に加奈陀に於ける收穫豫想を見るに三億七千萬ブッシェル程

度と豫想され、前年度に比較すると約二倍の増収となり、これ亦一九三二年以來の好調振である。この外最大需要地たる歐洲作柄を見るに、三月末迄は北部伊國の一部を除いては歐洲全體の作柄は至極順調であると報道されてゐる。かくして最近米國農務省發表に依れば、ソヴィエト聯邦及び支那を除く一九三八—三九年度世界小麦生産高は四十億二千五百萬ブッシェル乃至四十億七千五百萬ブッシェルとなり、且つ亦三八年七月一日の持越高は六億五千萬ブッシェル見當になるのではないかといはれる。従つて三八年度末需給状態は小麦の供給過剰に依つて著るしく均衡を失するものとならう。

戰時下の内麥相場

〔準戰時下の相場〕準戰時下に於ける内麥の市價は、昭和十二年度の出廻前には生産増加と米安のため、標準物の茨城三等は七月一日八圓七十錢と安く踏れ、出廻直前には九圓まで反騰したが、農民の賣惜みによつて支那事變勃發直前には十圓三十錢といふ新高値を示現するに至つた。然るにその後、別項「外麥」で説明した如く外麥安その他の環境悪のため、八月上旬には八圓三十錢まで崩落した。しかし事變勃發とともに内麥高外麥安の傾向を強め、九月には九圓八十錢まで回復した。十三年度に入つてからは外麥の輸

入禁制、製粉の北支輸出増、米價高等のため、内麥高外麥安の傾向を益々強めてゐる。「十年年度相場」昭和十三年度の小麦相場は別表の如く強調である。

東京小麦相場 (單位：圓)

一月	10.00	二月	10.55
三月	10.00	三月初	9.95
四月	9.85	四月初	9.90
五月	10.00	五月初	9.95
六月	10.00	六月初	10.00

かくて六月中旬に出た新麥相場は十圓臺で、昨年の誕生相場八圓七十錢に比較すれば一圓三錢高である。

〔十三年度收穫と市價〕昭和十三年度の收穫は、最初農林省の發表によると三府三十五縣で八百九十八萬四千九百三十石となつてゐる。さらに未調査の北海道、東北六縣、新潟長野がこの上へ加はるので本年度の總收穫高は一千万石を突破し、昨年度の九百九十九萬六千石を上廻る好成績であると見られてゐた。しかるに六月下旬の關東水害、七月上旬の關西水害など收穫期の天候不順で二割近くの減産となり、その上品質悪化のため製粉用小麦の收穫は九百萬石以下の見込みとなつたので、昭和十三年度の小麦相場は漸騰をつゞける模様である。

製粉業の發達概要

〔第一期〕明治十二、三年頃政府が官業として淺草藏前の米

廩内に模範的製粉工場を建設したのが、わが國製粉業の嚆矢である。その後製粉工場は次々に設立されて行つたが、しかしわが國に於ける産業資本の確立期たる明治三十八年に至つても製粉業は未だ水車粉と輸入粉が斷然優勢で、機械粉は全供給高の一角に過ぎなかつた。即ち明治三十八年に於ける水車粉、輸入粉、機械粉の割合は別表の如し。

製粉生産高

	製造袋數	割合
水車粉	八、二〇〇 千袋	五七・四%
輸入粉	四、九四〇	三三・五
機械粉	一、五〇〇	一〇・一

〔第二期〕然し製粉業も日露戰爭を轉機として急速な機械化を遂げるに至つた。即ち、日露戰爭前後より明治、帝國、尾形、名古屋、益田の五大製粉會社が相次いで設立され、更に明治三十九年より四十年の間に東亞、日清、増田、朝日、日本精米、大里製粉の六社が新設された。かくて機械製粉の生産能力は、明治三十八年の年産一千五百パーレルから明治四十年には年産四千七百五十パーレルに急増し、製粉業も他の重要産業と同様に近代資本主義的工業たるの形態を完成するに至つた。明治四十年に於ける製粉業の供給高を示せば別表の如し。

製粉生産高

	製造袋數	割合
水車粉	七、五〇〇 <small>千袋</small>	四八・三%
機械粉	七、三三六	四六・七
輸入粉	七九八	五・〇

の間に日露戦争後の新設會社は東亞製粉、増田製粉の二社を残すのみで他は全部日本製粉と日清製粉の兩社に合併されるに至つた。然し歐洲大戰の勃發と共に製粉業も亦好況を満喫し、再び大擴張時代を出現し、製粉會社が濫立された。即ち大正三年から大正十年までの間に新設會社は十五社出現し、既設會社で新工場を建設したもの十二工場に及び、生産能力は大正三年の九千バレルから大正十年の二萬數千バレルに激増するに至つた。しかし大戰後の經濟恐慌に於て製粉業は再整理の時代に入つた。東洋製粉、東北製粉、東亞製粉は日本製粉に合併され、新設會社たる千葉と富士は松本製粉に合併され、更に名古屋、新田と合併して日東製粉が設立された。また兩毛、上毛、讃岐、九州の各製粉は日清製粉に合併買収された。かくて歐洲大戰後の整理を通じてわが國の製粉業は日本製粉、日清製粉の二

大會社の對立時代となつたのである。その後別項「製粉業のカルテル」で詳述してある如く、製粉會社七社は、昭和四年以來の經濟恐慌の打撃に刺戟されて翌五年四月共販組合を結成したが、金再禁止以來の景氣回復と共に昭和十年上期共販組合決裂し、今日に至つてゐる。

カルテルの結成と解體

〔發端〕製粉業に於ける大資本の制覇は、歐洲大戰後の反動期を通じ、昭和三年頃までに大體完成した。しかしなほ日本、日清、日東の三大會社が内地市場に於て猛烈な販賣競争を演出するに至つたのである。この無暴競争の弊害が痛感された結果、昭和元年六月三大會社を中心にして生産制限が實施されることになり、かくて減産實行委員が製粉機械に封印して減産協定を嚴守することになつた。しかし製粉の生産技術が日進月歩と向上して生産能率が累進するため、折角の減産協定も殆んど實効を擧げる事が出来なかつた。〔カルテルの結成〕然るに昭和四年から全般的な經濟恐慌が全世界に瀰漫するに至り内地の經濟界も不況に沈み、製粉の需要が減退したばかりでなく、更に銀安に伴ひ對支輸出が極度の不振を示すやうになつた。そこで昭和四年十二月には出荷制限及び限産協定等の恐慌對策が講じられるに至つた。ついで日本及び日清兩社は互に協調して

販賣組合を設定し、兩社製品を同組合で引き受け、各間屋は同組合より仕入れるといふ共販計畫を樹立した。兩社以外の群小會社も大勢上餘儀なく共販組合に合流して來たので、昭和五年三月に製粉販賣組合（七年八月に製粉共販組合と改稱）なる強力な販賣統制カルテルが結成された。この共販組合には殆んど全部の製粉會社が参加し、組合加盟會社の生産能力は四萬三千三百バレルで全能力の八、九割を占め、市價の協定、販路協定、販賣數量協定等を統制し、相當の効果を擧げて來た。〔共販組合の崩壊〕昭和七年からは金再禁とインフレ景氣の昂揚によつて内需が増加すると共に、爲替安に乗じて對滿支への輸出が増大するなど製粉業にも一陽來福の時期が到來した。更に農林省の小麥増産計畫で原料小麥の入手難が多少緩和されて來たので、中小アウトサイダーの續出を告げるやうになつた。しかしこれはあくまで表面的な理由で、眞の理由は日本製粉對日清製粉の角逐が激化して來たからに外ならない。換言すれば、前記の如く金再禁止以來内需及び輸出ともに増進して來たので、二大會社は共販組合で束縛されることを欲しなくなつたのである。そこで昭和十年七月日清製粉の解消提案によつて、共販組合は創立以來五ヶ年にして崩壊するに至つた。従つて昭和十年下期以來の製粉業は全くの自由競争時

代となつたわけである。周知の如く製粉業は比較的單純で、小資本でも經營が出来るので、準戦時と共に製粉界の好況と共販組合の解散で小製粉業が三度亂立する傾向を強めるに至つた。しかし事變以來外麥の輸入制限が甚だしくなつたにも拘らず、北支輸出が激増を示してゐるので、昭和十三年度の如きは九百萬石の收穫にも拘らず、原料小麥の不足を告げる有様である。この原料小麥の不足と一般物價高に起因するコスト高の挾撃で小製粉企業は整理される運命に逢着し、大資本の制覇が再び強化されることにな

輸出工業への進出

〔對滿輸出〕わが國製粉業の主要輸出市場は、滿洲國、關東州及び北支である。殊に従前は滿洲國及び關東州への輸出が優勢であつた。更に滿洲國が誕生してからは滿洲國の關稅改正と滿洲國鐵道運賃の改正等に好影響され、別表の如くわが製粉の對滿輸出は飛躍的な激増を示し、昭和十年の對滿輸出は二億萬斤を超えるに至つた。しかし昭和十一年には七千三百萬斤に、十二年には二千三百萬斤に減退してゐる。〔事變と北支輸出の激増〕小麥粉は北支民衆の常食である。それだけに北支に於ける小麥粉の需要量は相當大である。而して事變前の北支市場は日本系製粉、上海製粉

及び濠洲製粉の激烈な競争場であつた。然るに事變後の北支市場は殆んどわが國製粉業の獨占市場と化した觀がある。即ち事變前に一ヶ月七十五萬斤乃至百萬斤程度に過ぎなかつた北支輸出は、事變直後の昭和十二年九月には三百七十萬斤、十月には三百九十萬斤、十一月には五百十八萬斤、十二月には五百八十八萬斤といふ飛躍的激増を告げるに至つた。更に昭和十三年一月―五月間に於ける北支輸出の累計は一億三千萬斤に及び、前年同期より一億二千四百萬斤の激増を示してゐる。しかも北支の幣制關係及び上海製粉業の回復が遅々としてゐる關係上、濠洲製粉の輸入及び上海製粉の北上に至難視されてゐる。従つて對支工作上からいつてもなほわが國製粉の北支輸出は、依然旺盛を持續してゆく筋合にある。「北支輸出の將來」北支に於ける機械粉需要は月百三十萬袋である。そのうち三十萬袋は自給出来るが残りの百萬袋は輸入に俟たねばならない。しかも北支の現狀に於ては殆んど日本粉の輸入に俟たねばならぬ有様である。昭和十三年一月二十二日の北支關稅改正によつて、割安の濠粉が北支へ流入しうる誘因が作られ、相當數の輸入を見た模様である。然るにその後は爲替關係で十三年度から濠粉の北支流入は減退するに至つた。從來北支の外人商

社は北支の羊毛及び原皮を輸出し、その輸出ビルで割安の濠粉を輸入してゐたのであるが、最近では羊毛及び原皮の取扱が殆んど禁制となつたので、外人商社は外貨の入手が困難となり、遂に濠粉の輸入が再び凋落するに至つたのである。とすると北支の輸入粉百萬袋は殆んど日本製粉業が賄はねばならぬ事情にある。従つて滿洲國及び北支の兩市場を確保するためには月百萬袋年千二百萬袋の輸出を繼續せねばならない。昭和十三年度の小麥收穫高を九百萬石、内

本邦製粉輸出高 (千斤)

前年	五月	四月	三月	二月	一月	十三年	十二年	十一年	昭和十年
計	三、六二八	八、〇〇八	一、六二八	三、八九七	一〇三	一	三三、一九〇	七三、六四八	二〇三、五〇四
滿洲國	二九、八五〇	一四、六三一	六、四六六	七、一五七	五、三五六	三、七九三	一〇四、七五七	一〇六、五八五	二二六、六三四
關東州	三、七〇一	一九、五五三	二九、九三三	三五、六三三	三〇、七二〇	三〇、七二四	二二八、三三八	八、九九六	二、九三二
支那	六〇二	一三〇、〇一一	一九、五五三	二九、九三三	三五、六三三	三〇、七二四	二二八、三三八	八、九九六	二、九三二
其他	六、七六一	一三〇、〇一一	一九、五五三	二九、九三三	三五、六三三	三〇、七二四	二二八、三三八	八、九九六	二、九三二
合計	五〇、五九二	一八三、六八〇	四二、一九三	四六、六七八	三六、二二〇	二四、五二七	二六八、三〇六	二二六、七三三	四八一、九六二

需を八百萬石と押せば、内地の小麥生産高だけでは四百七、八十萬袋の輸出しか出來ず、結局七百二十萬袋、石換算で百五十萬石の不足を告げる譯である。しかも例年三、四十萬石輸入してゐた外麥は非常に抑制されてゐるので、原料小麥の獲得問題が重要問題となつて來てゐる。

北支の製粉業

〔支那の外麥輸入〕支那の外麥輸入狀況は別表の如く一九三六年度に三千万噸の外麥を輸入し、純然たる小麥粉輸入國と化してゐる。また各國別に見れば濠洲及び加奈陀からの輸入が七割以上を占めてゐる。

支那の小麥粉輸入量 (百噸)

年	日本	米國	加奈陀	濠洲	香港	其他	合計
一九三三年	三二六、七九	六〇六、四五	七二、三三二	九三三、二二七	一六、七九二	一一、五五〇	一、九五七、三九四
一九三四年	九、八六五	三五五、三七四	一〇九、六六九	一一九、八二〇	四四九	五九七	五九五、七七四
一九三五年	三、八七五	一七三、五五六	一三〇、六二六	一八二、七二二	一、二六三	一、四七五	五二〇、四九七
一九三六年	五一、二六四	三四、八九三	二〇、〇一一	一一、四四八	九二	一、三八二	三二〇、〇九〇
右總額に對する割合	一六%	二二%	三五%	三六%	—	二%	一〇〇%

わが國では數年前迄は製粉の對支進出に意を用ひてゐたが、其の後關稅改正による重壓等から餘り採算有利といへず、對支市場に力を注がなくなつて來た。爲に昭和十一年

粉の北上及び外粉の輸入に俟たねばならぬ。従つて北支の外粉輸入

の如きは別表の如く總額の一割六分を占めるに過ぎず、加奈陀、濠洲の二大輸出國に支那市場を委ねてゐる状態であつた。「北支の土着製粉業」次に北支の小麥事情はどうか。その經濟組織は低級で小麥の如きも商品化の段階に入つてをらず、單に自家用としてのみ生産されてゐるに過ぎない。いま北支に於ける土着資本の製粉業を見るに、北支五省の製粉工場は山東省に十七工場、河北省に十一工場、山西省に四工場、合計三十二工場で、年生産力は一千五百萬袋、年小麥消費量は一千一百萬袋である。「北支の外粉輸入」しかるに北支には月平均百五十萬袋の需要があるに拘らず、その生産力は年一千五百萬袋にすぎないため、殘餘は上海製

北支港別輸入高 (千擔)

昭和六年	天津	青島	合計
同七年	一、四四四	二八四	一、八二八
同八年	一、一三四	四三四	一、五六九
同九年	一、六二八	二二七	一、八五五
同十年	七四	六	八〇
平均	一七三	四	一七八
對全支割合(%)	二四・六	五・九	三〇・五

平均量は百萬擔で全支の輸入量の三割を占めてゐる有様である。別表の如し。

製粉資本の滿支進出

〔滿洲國進出〕事變前の滿洲小麥は天候關係で豊凶の差が甚だしく、原料供給の不安が多いのと鐵道運費が高いため、製粉業は餘り發達しなかつた。然るに昭和九年十一月小麥及び小麥粉の輸入關稅が設定されたこと、國鐵運費が改正引下げられたこと、滿洲國が小麥粉の自給自足を目指し重要産業統制法で製粉業の保護育成を圖ることになつたので、滿洲國の製粉業は發達の基礎條件を與へられることになつた。そこで先づ昭和九年七月東拓及び内地製粉會社等の共同出資で能力二千五百バレルの日滿製粉會社が設立されるに至つた。同社は順調な發展を遂げ、昭和十三年度の生産能力は一萬バレルを越えるにやうになつた。更に昭和十一年六月には日東製粉が、生産能力千二百バレルの日東製粉股份有限公司を新京に設立した。ついで十二年には日清製粉が康德製粉股份有限公司を日本製粉が東洋製粉股份有限公司を創立するに至つてゐる。〔北支の土着製粉業〕北支の小麥粉需要量は相當大なるものである。〔前項参照〕これに對し北支の製粉業の中心は山東及び河北省であるが、今度の事變で相當の破損を蒙つてゐる。従つて北

支の製粉市場を確保するため、わが國の製粉資本はその製品を輸出すると同時に資本的進出を企圖するに至つた。〔日本資本の北支進出〕支那事變がわが國製粉業に與へた甚大な影響の一つは、北支市場へ資本的に進出する機會を作つたことである。先づ昭和十三年二月に日清、日本、日東の三大會社が北支に資本輸出をなし、各地に散在してゐる土着資本の主要工場を受託經營を行ふことになつた。別項所述の如く外麥輸入が禁制となつたので、昭和十三年下期からは内地製粉業の北支への輸出可能量は相當減少せざるを得ない。また新幣制及び爲替管理の現段階に於ては未だカナダ及び濠洲製粉が殺到する可能性はないが、しかし新幣制が完備し、中聯銀が外貨賣を行ふやうになれば、割安のカナダ及び濠洲粉が北支へ殺到して來るのは當然のことである。かうした外國製粉の反響から北支市場を維持するためには、資本輸出こそ北支市場の恒久的確保の妙案であるといふことが出来る。その上内地製粉の生産力は現在すでに過剩となつてゐるのであるが、戰時統制の進展で平和産業の縮小生産が強制されれば、内地の生産力は一層過剩とならざるをえない。この點から見ても内地製粉資本の北支進出は必然であり、今後一層強化されることであらう。

【中小商工業】

商業組合及中央會

〔沿革〕商業組合は中小商業者の更生を圖るため昭和七年所謂時局匡救議會の協賛を経て同年九月五日法律第二十五號を以て公布せられ、同年十月一日より實施せられたものである。その後全國商業組合大會の決議要望により、道府縣聯合團體より後れて昭和十年六月商業組合中央會が生れ商業組合を統一することになつた。〔商業組合の事業〕商業組合の事業は大別して積極的方面と消極的方面に分たれる。即ち前者は組合員の委託によりその取扱商品又は營業上必要なる物品の共同仕入をしたり、或は共同保管、共同運搬を行ひ、或は金融事業を行ふもの。後者は販賣價格、販賣方法に關する協定又は取扱商品の品質價格の統一等を行ふ。このほか商業組合は組合員の營業に關する指導、研究、調査等を行ふ。〔組合の發展狀況〕昭和七年十月商業組合法が施行せらるるや全國各業各種業態に亘り、組合設立の氣運澎湃として起り、短日月の間に多數の組合が設立され昭和十一年末迄に別表の如く増加した。〔昭和十三年初期の總數は

千八百組合を算す）
商業組合の發展

年次	組合數	組合員數	出資總額
昭和七年末	二五五	八二八人	千圓 三三四
八年末	五九三	三〇、一四八	三、六四七
九年末	八七六(内聯合會四)	六四、〇四九	八、八七一
十年末	一、一七六(内聯合會七)	八二、八〇七	二二、六六三
十一年末	一、二九七(内聯合會七)	一〇三、九〇四	一六、四五一

次に府縣別に組合發達の狀況を見ると、東京府百三十一組合、北海道百六組合、大阪府九十一組合、愛知縣五十二組合を初めとして沖繩縣を除く全國各道府縣に及び、その分布は大都市に局限されることなく、地方の中小都市にも商業組合が設立されてゐる。〔金融狀況〕資金融通額は大したものではないが、年度別に示せば別表の如し。

年次	融 通 額	融 通 を 受 け た 組 合 數
昭和八年末	千圓 一三二	八
九年末	四〇五	三
十年末	四三三	七
十一年末	一、一三三	三三
合 計	一、〇九〇	三九

〔商業組合法の改正〕商工省昭和十三年春の議會に商業組合法中改正法案を提出可決された。改正法では統制事業のみを行ふ

所謂統制商業組合の強制設立を認むると共に、組合の事業範圍を擴張して組合員の債務保證、商品券發行、倉荷證券發行等を新たに許して金融上の便益を與へ、更に組合の統制を確保するため統制命令のあつた場合は當該商業の新規開業に許可制を布いて統制の完璧を期し、且つ地區商業組合及び南店街商業組合の設立は從來各業種別に過半数の業者の賛成を要件としてゐたが、改正法ではこの要件を緩和して地區又は商店街の所屬業者の過半数の賛成を得れば組合を設立し得ることに改め、また販賣價格、販賣數量等に届出制を布いたものである。

工業組合及中央會

〔沿革〕大正十四年三月同業組合と産業組合との長所を採つた重要輸出品工業組合法が公布せられたが、昭和六年四月二日(法律第六十二號)の改正で名稱も工業組合法となり、重要輸出品に限らず重要工業品の同業者も亦組合を設立し得るやう内容が擴大された。從來は生産調節、生産分野の協定、原材料の指定及共同購入、共同販賣、販路及價格の協定、取引先の指定等定められたが、昭和六年の改正により更に組合員に對する資金の貸付、貯金の受入等の金融事業をも認めるやうになつた。その後昭和七年臨時議會の協賛を経、企業統制徹底のため、同法第八條に定むる統制命令は組

合員以外の者にも効力を及ぼすものとせられ、昭和七年七月七日工業組合中央會が設立された。更に昭和九年三月工業組合法が改正され、工業組合中央會が法制上根據ある團體として認められるに至り、舊中央會を解散して法人としての工業組合中央會が昭和八年六月二十七日設立され、中小工業全部が統制されることになつた。〔要綱〕中央會は次の如き内容をもつ。(一)目的—工業組合及同聯合會の普及發達及聯絡を圖るを以て目的とす。(二)組織—工業組合、同聯合會及本會の趣旨に賛成して入會したるものを以て組織す。(三)事業—(イ)工業組合及同聯合會の設立を奨励斡旋すること。(ハ)工業組合及同聯合會に關し指導研究及調査をなすこと。(ニ)工業組合及同聯合會の相互の聯絡を圖ること。(ホ)行政官廳の諮問に應じ又は陳情、建議及意見の開陳をなすこと。(ヘ)工業組合及同聯合會に關し講習及講話をなすこと。(ト)旅商又は視察團の派遣並に見本市又は展覽會の開催をなすこと等。〔工業組合の現況〕工業組合は漸次増加し、昭和五年當時僅かに百十一組合だつたものが昭和十二年三月末には八百七十二組合に増加した。従つて出資總額に於ても、昭和十二年三月末には二千四百萬圓を超え、貸付總額は四百萬圓、貯金總額また四百萬圓を算する状態である。次表の如し。

工業組合の發展

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
工業組合數	四三九	五三〇	六五一	八七三
出資總額(千圓)	一六、八八二	一九、六三〇	二三、三三六	二四、五八八
出資拂込額(千圓)	六、二七〇	七、三四四	九、五三六	九、七五四
貸付金額(千圓)	二、三三四	二、七四五	四、八二二	四、七〇〇
貯金額(千圓)	二、七三三	三、四五一	六、六〇一	四、三〇四

(備考) 各年共三月末現在。

綿工聯の概況

〔沿革〕綿工聯とは日本綿織物工業組合聯合會の略稱で、昭和三年一月重要輸出品工業組合法に準據して設立されたものである。當初は日本輸出綿織物工業組合聯合會と稱してゐたが、昭和六年同法の改正に伴ひ輸出の二字を削除して今日に至つてゐる。當初は所屬組合は僅かに八、九組合であつたが、現在は六十九組合となつてゐる。〔目的〕綿工聯は最初輸出綿布の製品検査による海外信用の保持を主たる目的としてゐたが、昭和五年第三綾の生産統制に乗り出してから本邦中小機業の全国的カルテルの實を擧げたのみならず、紡績織布兼營會社を之に吸収し、今日綿業生産カルテルとしては紡聯と相並ぶ隆盛振を示すやうになつた。〔事業〕綿工聯の事業は、(一)綿業の統制、(二)製品の検査、(三)製品の改

善及び販賣の擴張、(四)新考案の奨励及び保護、(五)其の他目的達成に必要な施設等であるが、主たるものは綿業統制と製品検査である。製品検査は、縮縮、縮三綾、綿ネル、綿サロン、別珍始め輸出綿布二十二品種に亘つてゐる。統制の中心は生産統制であつて、縮縮、縮三綾、綿ネル、綿サロン、仁斯、別珍、コールト、染色の七品種に及んでゐる。

〔組織〕當初は中小機業の寄合世帯であつたが、昭和八年二月の定款(五條)改正によつて紡績織布兼營會社をも工業組合と同一單位で加入せしめることとなり、綿布生産の一大カルテルの基礎を築いた。第五條と云ふのは次のごとし。

「本會は綿織物の製織及精練、染色その他の整理に關する工業組合、同聯合會及び工業者を以て組織す。前項の工業者とは織機一千臺以上を有し、且その使用する原料綿線の全部を自己の紡機により自給するものにして、工業組合を組織し、又本會所屬組合に加入し難き事情あるものたるを要す。」

〔紡聯と綿工聯の勢力〕綿絲は紡聯の百パーセント統制下にあつて他の追隨を許さないが、綿布については綿工聯が優勢を持してゐる。現在輸出綿布の六割は綿工聯の製品で、四割が紡聯の製品となつてゐる。兩團體の生産規模から現勢を比較すると別表の如し。然るに昭和十三年に實施された池田藏商相の輸出リンク制によつて、綿工聯も大なる影響を受けることとなつた。(紡績業「長期戰經濟體制」の部参照)

工場 織機 小廣 幅幅 使用 人 女 男	綿工 聯	紡績 織布 兼 營	A
	五、〇九〇 二五二、六四九 二三三、二六七 一八、三八二 一三二、四七一 二二、五六八 一〇九、九〇三	一一一 九三、四二六 八九、七〇七 二、七〇九 四〇、三三四 四、八八八 三五、四三六	四 四一、六六五 四〇、三〇六 一、三五九 二〇、八三五 三、三九六 一七、四三九

(備考) Aは紡績織布兼營社中綿工場に加盟せるもの。

商店法

〔目的〕商店法は元の内務省社會局が立案したものを厚生省が繼承し、社會厚生の見地から再検討を加へ、十三年春の議會に提出可決され、十月一日より實施されたものである。従つてこの法律は社會政策的立法であり、條文にも社會政策上の事項のみを現し經濟政策的點には觸れてゐない。即ち本法の内容は店員の保護に主眼を置き、これに基いて營業時間の制限或は休日制の設定等を規定したものである。〔規定内容〕本法は十八條から成り、主内容は次の如くなつてゐる。(一)適用範圍(第一條、第十七條) 商店の時間制限の必要があるのは主として市街地であるから、本法は市に對しては總て適用する。町村の方は

産組進出と反産運動

都市に隣接しこれと不當な競争を生ずる惧れのある町村に限り主務大臣が指定する。次に適用すべき商店は物品販賣業(卸賣業を含む)及び接客業を営む店舗で、營利を目的とするものと否とを問はない。併し料理店、飲食店等は營業が特殊なものであるから適用しない。(二)閉店時刻(第二條、第三條、第四條)閉店時刻は午後十時と規定した。但し閉店時刻前から店舗に在る顧客に對する營業は例外である。また盛場に對しては行政官廳が午後十一時迄延ばすことが出来るし、かつ年末、年始、中元、祝祭日等の特別賣出しの商習慣を考慮し一年を通じて六十日以内限り閉店時刻を繰延べることとも出来る。(三)休日(第五條)店員に毎月少くとも一回の休日と與ふべき旨を定め、大商店では十六歳未満のもの及び女子に毎月二回休日と與ふべき規定である。

〔産組の進出〕産業組合運動の目標は主として農村と都市との間に介在する中間搾取を排除し、農村經濟の向上を圖らんとするものであるが、その發展は必然的に問屋、仲買、小賣商、中小工業者を壓迫するやうになる。ことに産業組合運動に對しては農林省が積極的に助成政策となつてゐるため、この兩者の對立は近年益々激化して來た。(中 小商業との對立)全購聯や全販聯の進出によつて壓迫され

てゐる肥料商、米穀商、農村醫療利用組合の發展により脅威を受けてゐる醫師會、産業組合のゴム靴自己生産で打撃を受けてゐるゴム靴製造工業者等の中小工業者は、このまゝ進めば没落の外なしとして政府に對し、産業組合への保護助長政策を停止せよとの運動を起すやうになつたのである。而してこの運動が中小工業者の全國的運動となつたのは、昭和八年秋日本商工會議所を中心とする「全日本商權擴張聯盟大會」が日比谷に開かれたのを發端とする。

商工相談所

〔目的〕商工相談所とは中小工業者の相談相手となり、經營指導、金融相談等に當る公共的機關である。更に具體的にいへば、この機關は金融業務を自ら行はず業者の金融を指導する補助機關である。〔現状〕昭和九年設立せられた東京商工會議所の相談所はこの種機關の最初のものであるが、その後各所に設立され、昭和十二年四月迄に六十六を設立された。即ち道府縣關係三、市關係九、實業團體關係五、商工會議所關係四十九、合計六十六である。その後續々設立を見て百を突破するに至つた。〔東京市商工相談所〕昭和十年に創立されたもの。昭和十二年七月迄の金融相談数は二千二百七十件に上り、同所はこれらの金融希望を夫々興業銀行、信用組合日本晝夜銀行など適當な金融機關に紹介、斡旋の勞を

取つてゐる。而してかくの如き被紹介者中どの程度が金融に成功したかといふと、創始以來二千二百七十人中目的を達したものは僅かに八十人に過ぎないといふ。

中小工業振興資金

〔沿革〕昭和二年春、所謂震災手形處理方案に端を發した未曾有の大恐慌がわが金融界を襲ひ、地方中小銀行中休業したるもの十數行に達し、これがため中小工業者の受けた影響は最も深刻であつた。そこで政府は昭和三年一月取敢へず預金部資金を中小工業者應急資金の名の下に總額五千萬圓を限度として融通した。更に同三月預金部資金を信用組合を經由して融通することになり、總額二千五百萬圓を限度として供給した。しかし前記二資金は貸出條件の嚴格と融通期間が短かつたため、當初の融通豫定額に比して貸出高は案外に振はなかつた。そこで昭和六年十二月政府は前回の融通條件を相當緩和した上、三千萬圓を限度として中小工業者等に産業資金を融通し、更に七年四月一千萬圓を追加融通することにした。しかし積年の不況による中小工業者の信用力は低下の一途にあり、政府の低利資金の恩恵に浴し得ないものが相當多かつたので、昭和七年八月、中小工業資金融通損失補償制度を設け、これが實施方を道府縣及六大都市に勸奨したところ、實施を

みたるもの東京府外二十有五縣四市に及び、本制度の下に融通せられた資金は昭和十二年十月迄に三千五百十一萬圓に達した。この結果本資金の貸出は増加し、資金の不足を感じたので二回に亘り各一千萬圓を増額して本資金融通額は合計六千萬圓となつた。しかしこれでも中小商工業金融の圓滑不十分といふので、前記資金の貸出を昭和十二年末をもつて一應打切り、新たに中小商工業振興資金を設けて十二年度差當り一千萬圓を限度として融通することになつた。〔融通の形式〕(イ)預金部は興業債券、農工債券、勸業債券、北海道拓殖債券、産業債券又は商工債券の引受けをする。(ロ)日本興業銀行、農工又は北海道拓殖銀行は右債券發行により保たる資金を工業組合、輸出組合、商業組合若しくは信用組合を經由して、或ひは直接中小商工業者等に貸付ける。日本興業銀行及北海道拓殖銀行は前項の外に普通銀行を經由して中小商工業者に貸付けることが出来る。(ハ)商工組合中央金庫は工業組合、輸出組合又は商業組合を經由して中小商工業者に貸付ける。(ニ)各組合を經由する場合においてはその所屬聯合會をも經由することが出来る。〔融通利率〕(イ)預金部から第一次の經由機關である中央金庫又は特殊銀行に融通する場合の利率は年三分二厘。(ロ)日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道

拓殖銀行、産業組合中央銀行、商工組合中央金庫又は各聯合會の組合又は普通銀行に對する貸付利率は三分九厘以内。(ハ)銀行又は組合が中小商工業者に對して貸付をなす場合の貸付利率は道府縣又は六大都市の中小商工業資金融通損失補償制度の適用あるものに就ては年五分二厘以内右制度の適用のないものに就ては年七分二厘以内。〔償還方法及期限〕年賦、半年賦、月賦若しくは日賦償還の場合は二年以内の据置期間を合せて十年以内、定期償還の場合は三年を超えることが出来ない。以上の期間は本資金の最長年限を示したもので、實際の取扱の場合には固定設備資金に充てるもの等特殊の場合に限るのであつて、一般の運轉資金に就ては大體五年を限度とする。〔資金の用途〕本資金の用途は中小商工業の營業資金にのみ使用し得るのであつて、例へば工場及店舗の新築、増築、改築並に設備、機械、器具資金、原料及商品買入資金、貸銀支拂資金その他運轉資金又は前記各種の事項のために既に借入れてある舊債の借換資金等である。〔貸付限度〕同一借入主體に對し二萬圓以内、但し無擔保の場合は五千圓以内である。この一人又は一會社とは同一借入主體即ち經濟關係を一にするものは名義の如何によらず總てこれを合算すべきもので、従つて本人名義のものゝ家族名義のもの或は會社名義のもの

と個人名義のもの等は夫々これを合算して金額の制限の範圍内に入るのである。

商工組合中央金庫

〔沿革〕農業金融の機關としては大正十二年産業組合中央金庫が設立され、組合に對する金融の道が開かれたが、商工業組合に對する組合金融の機關はまだ設立されてゐなかつた。そこで商工組合中央金庫の設立も必要だといふので町田商相時代に問題になつた。しかしこの當時はまだ設立されるに至らず、小川商相の時代になつて漸く實現したのである。出資金額は一千萬圓で、昭和十一年十月から業務を開始した。出資額は政府及民間(商業、工業、輸出各組合)で各五百萬圓づゝ折半し、政府は昭和十一年度に二百萬圓を出資、残る三百萬圓は十二、三兩年度に各百五十萬圓づゝ支出し、一方民間は初年度に百五十萬圓を出資し、残額の三百五十萬圓は十年間に適宜割當てることになつた。〔機能〕商工中央金庫の機能は産業組合中央金庫とほぼ似たもので、直接中小工業者へ貸付けず、各組合を通じて融通する。いひかへれば組合を單位とする金融機關であり、構成分子は各組合である。なほこの金庫は營利を目的としてゐないから所得税、營業税は免除されてゐる。商工中央金庫法の要綱は次の如し。

(一) 目的—商業組合、工業組合及輸出組合に對する金融の圓滑を計るを目的とす。

(二) 組織—有限責任の法人組織とす。

(三) 事務所—主たる事務所を東京に必要に應じ主務大臣の認可を受け従たる事務所を極要の地に置く。

(四) 出資—資本金を一千萬圓とし、出資一口の金額を百圓とすること、出資者及びその出資額は政府五百萬圓、民間五百萬圓とす。

(五) 債券の發行—拂込資本金額の十倍を限り債券の發行を認める。但し貸付金現在高、割引手形現在高及びその所有にかゝる有價證券現在高を超過することを得ず。

(六) 事業—(イ)所屬組合に對し擔保を徴せずして五年以内の定期償還若しくは月賦償還貸付若しくは半年賦償還貸付をなす。(ロ)所屬組合に對し手形の割引、または當座預金貸越しをなす。(ハ)所屬組合に對し保證業務をなす。(ニ)所屬組合のために爲替業務をなす。(ホ)商業組合、工業組合、輸出組合、公共團體その他營利を目的とせざる法人より預り金をなす。(ヘ)所屬組合のために有價證券の保護預りまたはその委託賣買をなし、必要ありと認むる時は擔保を徴して(一)乃至(三)の業務をなすことを得る。五年を超ゆる年賦償還または半年賦償還貸付の總額は拂込資本金額及び債券發行額二分の一を超えざるものとす。

〔利用状況〕商工組合中央金庫は十三年末を以て業務開始以來滿一ケ年を経過したが、當初より最も期待されてゐた商業組合の中金利用は案外不振であつた。即ち中金加盟の商業組合は千三十八組合を算してゐるにも拘らず、右期間に貸出を受けた組合数は僅に二百八組合で加盟組合數に對

し二割弱に過ぎなかつた。これは商店街商業組合は別として業種別商業組合には問屋、卸合、小賣業等利害不一致の分業で構成してゐるものも多く、延いては實際に事業を営んでゐない商業組合が比較的多數を占めてゐる結果、中金の貸付方針(商業組合本来の共同仕入、共同施設等の事業を行つてゐない單なる金融事業のみを目的とする組合には貸付ない)に抵觸する組合が多いため加盟組合數の多い割に實際貸出を受けてゐる組合が少なかつたものと見られる。

庶民金庫の概況

〔目的〕擔保のない一般庶民の金融難を救ふ目的を以て十三年春の七十三議會に庶民金庫法が提出されて通過し、八月から業務を開始した。中小商工業業者及勤勞所得者に對し、對人信用をもつて小口金融をなすのが特色である。〔事業規模〕資本金は一千萬圓で全部政府出資である。貸付資金を得るため、拂込資本の十倍まで庶民債券を發行出來、政府は一億圓までその元利拂を保證する。主たる事務所は本店を東京市に、大阪に支所を置き、各地に出張所を設けると共に既成の銀行信用組合等にもその業務の一部を代行せしめる。〔機能〕貸付事業がその主たる機能であるが、貸付方針は原則として無擔保で保證人二人、貸付限度は一世帯に付一千圓以内、借入金金の用途は小口の産業資金又は生計

資金、償還方法は原則として三ヶ年以内の定期及び月割償還、利子は八分である。なほ小口貸付を行ふ金融機關への資金融通、小口金融機關への損失補償、かゝる取引をなすものの預金の受人等をも行ふ。

東京信用保證協會

〔沿革〕金融機關が貸付をなすに當つては、擔保の有無に拘らず保證を徵すことが通例となつてゐるが、中小商工業金融に於ては借受人が債權者に満足を與ふが如き保證人を發見することは非常に困難である。そこでこの中小商工業者の債務を保證する金融助成機關を設立して、中小工業金融を出來るだけ圓滑にしよといふ案が一般識者からも金融業からも提唱されるやうになつて來た。社團法人工政會は昭和五年十二月十日、中小商工業金融難の打開策として既設金融機關の活用並に債務保證制度及び債權制度創設の必要を力説し、その具體策として工業金融保證株式會社及債權保險株式會社案を大藏大臣及商工大臣に提出した。しかし、(一)時期が熟しなかつたこと。(二)何等の先例がなく實績を確かむる由がなかつたこと。(三)危険率の算定が困難であつたこと。(四)保險業法に抵觸すること等のために最近まで遂にその實現を見なかつた。ところが昭和十一年末ベルリン保證協會の組織業況その他が紹介されるや

うになり、事實に於て相當の効果をあげてゐることを確めるや、東京府、市を初めその他の自治團體、全國産業團體聯盟等に於ても續々此の種機關の設立が計畫されるやうになつた。しかし全産聯は當初營利を目的として計畫したため保險業法に抵觸し、その後商工省との合作により改案せられた中小産業振興株式會社案も中小貿易業者との摩擦により遂に議會に提案せられるに至らず、また東京府、市以外の自治團體で企圖したものも一應見送りの形となり、結局東京信用保證協會なるものが眞つ先に設立されることになつたのである。東京保證協會は主として東京府市當局の熱意により、東京商工會議所及び府下の各種金融機關の參加を得て設立せられ、昭和十二年五月二十四日設立總會を了し、同七月二十八日に設立の認可を得たものである。〔内容〕(一)その目的とする所は、中小商工業者の信用の向上に努め、金融上の便宜を圖るにあり、そのために信用の保證及事業經營の指導をする。(二)出資は一口百圓とし、會員は入會と同時に一口以上の出資をしなければならぬ。(三)保證の總額は現在額一千萬圓以内。(四)一人に對する保證の限度は三千圓以内であるが、理事會に於て特別の事由ありと認められたものは五千圓迄擴張することが認められる。(五)資金の用途は原材料又は商品の仕入、貸銀の支拂

等の運轉資金に限られてゐる。(六)保證を受ける者の資格は東京府内の同一の場所に同一の營業を引續き一年以上經營するもの。(七)保證の對象となる借入金金は辨濟期限一年

(一) 信用保證件數		申込		保證承諾	
銀行	信用組合	件數	金額	件數	金額
三	一	一三六	二九三	二六	三三二
三	一	七六〇	一一二	七	六七九
二	一	二〇四	七	六五	四九
二	一	三	三	二	二
一	一	一三	一六	一〇	二
一	一	一〇三	一六〇	八二	二五
五	一	合 計	一〇三	一六〇	二五
五	一	貸付金額別(十二年末)	件數	金額	
百圓以下	一	三〇七	一一		
百圓以上	一	二〇	一九二		
一千圓以下	一	一七	二九六		
一千圓以上	一	一五〇	四三・七		
三千圓以上	一	一六	七九		

以内のものに限るが、特別の事由あるものは三年迄延期が出来る。(八)信用保証料として債務者は年一分以内を納付せねばならぬ。(九)債権保全料として債権者もまた同率料を支拂ふ。(一〇)東京府、市は出資の外に年額五千圓宛の経費を補給し、更に損失を生じた場合には各二百五十萬圓を限度としてこれを負擔する。〔業務の現況〕昭和十二年末の保証承諾件数は八百八十二件で金額百萬圓を突破し業務はかなり活潑となつた。殊に信用組合の利用は著しく件數六百餘件、金額八十餘萬圓に達してゐる。即ち信用保証件數は前掲表のごとし。

獨逸の保証協會制

〔概要〕ドイツは中小商工金融に關し最も發達してゐる國だけに種々學ぶべき點が多いが、保証協會制度もその一つである。中小商工業金融が發達し難い有力な原因の一つは、適當な保証人が得られないことであるが、保証協會制度はこれに解決を與へたもので、ドイツにはベルリン保証協會の外、クルマルク保証協會、ヘッセン保証協會、ライン保証協會の四協會が設立されてゐる。このうちでベルリン保証協會の制度を解説する。〔組織及び目的〕ベルリン保証協會が仕事を始めたのは一九三四年三月からであるが、ベルリン商工會議所、ベルリン手工業會議所、ベルリン獨逸

中央銀行集會所、ベルリン獨逸産業組合聯盟及びベルリン市の五團體の出資によつて設立されたものである。組合の目的は協會の定款第三條に

「本組合はベルリン市内の手工業者及び商業者に對し生産的信用を賦與する場合授信機關に對し債務保証をなすを目的とす」

と規定してゐる通り、協會が保証人となつて資金需要者のため金融の途を開くにある。融通する金融機關は大體銀行、貯蓄金庫、信用組合等である。〔出資及び責任〕出資は右に擧げた五團體が別表の如く分擔してゐる。即ち出資總額は二萬馬克、

	出資額 (馬克)	保証責任額
商工業會議所	一、五〇〇	七五、〇〇〇
手工業會議所	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇
市	五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
銀行集會所	八、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
産業組合聯盟	四、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
計	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

額は二萬馬克、保証責任總額は百萬馬克で、第一回の拂込は出資額の四分の一である。即ち最初は五千馬克の資本で仕事を初めた譯だが、保証辨済のため資金の必要を生ずれば出資金額に比例して必要額を拂込む、全部の出資が済んでなほ債務のある場合は百萬馬克の保証責任額を拂込んで整理する仕組みとなつてゐる。〔事業〕事業の實際を見ると、まづ第

一に資金の用途に制限がある。即ち單純な生産的用途(例へば註文品の製造資金)に用ひられるものに限られ、固定的な資金、舊債整理資金等は保証しない。次に貸出の期間は最長二年となつてゐるが、實際は四ヶ月乃至六ヶ月が多く、一口の金額は五千馬克である。しかし一人で二口借りることが出来るから一萬馬克まで保証して貰ふことが出来る。申込方法は、本協會の保証によつて資金の融通を受けたものは正副二通の申込書を作つて資金を借受けたい機關に提出する。するとその機關は一應審査して協會に保証するや否やを問合はせる。申込書の送達を受けた協會は直ちに申込人の信用調査を行つて保証出来るか否かを決する。調査に關しては會議所方面と連絡をとつてゐるから、申込人の信用状態はよくわかる。以上の内調査で差支へないと認められた場合は更に信用委員會にかけて正式決定するが、同委員會は協會に出資してゐる五機關の代表者、ナチスの代表者、ブランドンブルク労働局の代表者を加へた七名からなつてゐる。次に信用委員會の議決を経て保証が出来る場合は保証證書を作つて融通する機關に渡し、それによつて申込人に貸出す譯である。事業開始以來の取扱状況をみると、一九三四年三月から一九三五年までに申込總額三百五十四萬五千三百九十七馬克、保証承認額二百六十七萬四千

八百八十五馬克となつてゐる。〔收支決算〕本協會保証による貸出金は金利が一年五分五厘に限定され、貸出機關は收納した年五分五厘の金利の内二分に相當する金額を協會に交付する。協會はこの年二分のうち四分の三を保証積立金とし四分の三を事務費に充當する。なほ協會の解散の場合保証積立金は債務者の拂込に應じ按分して債務者に拂戻す仕組みになつてゐる。

サラリーマン金融

〔概要〕勤勞階級、所謂サラリーマン達は月々一定の給料を支給されて生活してゐる連中であるが、これらの階級は親ゆずりの財産でもない限り大した餘裕はない。かうした階級の者にとつて病人でも出れば病院料も支拂ふことも出来なない。そこでこれら階級の確定給料を根據としてサラリーマン金融なるものが考へ出され、昭和二三年頃日本晝夜銀行によつて開始されたのである。〔サラリーマン金融の現況〕日本晝夜銀行の小口信用貸付の昭和十二年実績、年末の残高が口數九百六十五口、金額三十六萬三千餘圓、前年末に比し口數百十五口、金額六萬二千餘圓を増加した。なほ別項所述の如く、サラリーマン金融の有力機關として、十三年夏から庶民金庫が設置された。

無盡業の概況

〔總論〕現行無盡業第一條によれば無盡業とは(イ)一定の口數と金額を定めて、(ロ)定期に掛金を拂込ましめ、(ハ)一口毎に抽籤人札その他の類似の方法により掛金者に對して金錢を貸す事業である。無盡には方法によつて東京式、大阪式、中京式とがあるが、東京式は最終回に契約金の給付を受けるものの掛金が契約給付金以上になるもので、大體掛金は終始同率である。大阪式は最終回に給付を受ける者の掛金額が給付金以下であつて、掛金が順次遞減して行き、中京式は兩者の折衷方法を採つてゐる。東京式は資金融通を旨とし、大阪式は貯蓄的な傾向が強い。〔現況〕無盡業は庶民金融機關として重要視され、昭和十年現在に於て社數は二六二、拂込資本金一九、〇六七千圓であり、貸付金は六一、七二三千圓となつてゐる。貸付金及び口數の變化を示せば別表の如し。即ち口數金額とも年々増加し、庶民金融としてはなくてはならない重要なものとなつてゐる。

年次	貸付口數	貸付金
大正十年	千口 四二五	三、五九九
昭和元年	一、八八五	二一、八九九
五年	一、六五九	三六、七六九
六年	一、六四九	四三、二八四
七年	一、七三七	四一、七三八
八年	一、八三六	四四、二七一
九年	二、〇一四	五一、四七三
十年	二、二〇九	六一、七二三

○六七千圓であり、貸付金は六一、七二三千圓となつてゐる。貸付金及び口數の變化を示せば別表の如し。即ち口數金額とも年々増加し、庶民金融としてはなくてはならない重要なものとなつてゐる。

る。〔無盡業法改正法案〕現行法によれば株式會社にしてかつ資本金三萬圓以上拂込資本金一萬五千圓を要することになつてゐるが、これだけの資本金では基礎も貧弱であり、庶民階級に迷惑をかけるといけないといふので改正法案が十三年春の議會に提出可決された。資本金を十萬圓以上、拂込資本金を五萬圓以上と改め、現存會社には五年間の猶豫を與へること、合併方法を銀行合併の如く簡易にするこ

モーリス・プラン

〔意義〕モーリス・プランとは米國のアーサー・ジー・モーリスの考案した小額庶民金融の方法である。當時米國に於ては小額金融未だ充分ならず、賃銀生活者、俸給者中小商工業者の不便は甚しかつた。そこで彼は之等の人々に無擔保で適度の金額を貸付け、濟し崩しの償還、つまり一種の信用貸付を行はんとし、終に一九一〇年三月、ヴァージニア州にノーフォーク信用貯蓄信託會社を開いたのである。これが時機に投じ米國各地に流行し、庶民にとつて不可欠のものとなつた。即ち一九一〇年末には三百二十三口、その金額四萬五千弗であつたが、一九二六年末には四百十八萬三千四百八十一口、金額にして八億九千九百十九萬八千弗の多きに及んだ。その特色は次の諸點にある。

- (一) 一定條件を具備する者、即ち規則正しく賃銀或は俸給を得、信用し得る人格の人にして、借主と同等又はそれ以上の地位・収入等を有する保證人二名を得たる者に對し無擔保にて貸付けること。
- (二) 償還は長期に亘り、且つ濟し崩しであること。
- (三) 借手の所得を調査し、眞にその必要とする以上には貸付けぬこと。
- (四) 利息はこれを前取りすること。

以上のごとき特徴が一般に受け、質屋、免許制個人金融會社に次ぎ第三位に位するやうになつた。〔日本のモーリス式金融〕日本に於てモーリス・プランが初めて紹介されたのは市制調査會の市政調査資料第二號「小額信用制度の研究」に於てであつたが、實現したのは昭和五年日本モーリス商工助成株式會社によつてであつた。その後この種の會社は續々と設立されたが、多くは資本金薄弱にして營業成績は良くなかつた。元來米國のモーリス・プラン銀行とその組織において違がつてゐたのである。即ち日本に於ては「銀行法」「貯蓄銀行法」等の關係から銀行と名稱をつけることが出來ず、會社なる名稱を冠してゐたのである。又これを主體の上から見ても二つの機能をもつてゐた。一つは即ち證券會社であつて「有利事業への投資又は一般金融」を營業目的としてその株式を株主に分與し、他の一つはモーリス式金融會社であつて證券への投資、證券の賣買仲介、一般金融等を營業目的として前記の證券會社の株式への投

資、證券の讓渡、賣買の仲介、證券擔保の貸金等を行つてゐたのである。即ち證券會社の方に於て加入者(株主)からの投資及資金を募集し、金融會社に於てその證券を擔保として倍額貸付を行つた譯だ。この組織に對して法律的には前記證券會社に於て株金の形において集める資金が株金にあらずして銀行の預金と同じものと解釋すべきかどうかは未解決のまゝであるが、昭和九年五月大藏省は銀行法及貯蓄銀行法違反として取締を斷行したため今日では遂に姿を没してしまつた。

質屋の概況

〔沿革〕庶民金融機關として擔保物權の占有を得て金員を融通する質屋は、既に元和の頃京都にはじまり、室町時代にやゝ完備したと稱せられ、更に實質上これが起原をなすものは王朝時代にあつたといふ。だが明治以後質屋の内容は大いに變化し、主として動産質が行はれるやうになつた。〔質屋の金利〕昔は質屋には何の取締りもなく細民達を絞つてゐたが、今日では質屋取締法が出來、開業や支店設置には行政官廳の許可を要し、廢業の場合には届出ることになつた。又法律では貸金二十五錢以下は月一錢、一圓以下は百分の四、五圓以下は百分の三、十圓以下は百分の二・五と定められ暴利を取締つてゐる。しかし質屋の利息は月末に入質して翌月質

受けをしても二ヶ月分を取られ、質種の評價も特別の定めがないため四割以上の利子は少なくない。このやうに利子は高いが、新式の金融機關を利用し得ない人々にとつてはなくてはならぬ金融機關だ。現在では全國を通じて私設質屋の總數は一萬八千内外、その貸出高は一億五、六千萬圓にも上つてゐる。「公設質屋」私設質屋の弊を矯正しつゝ、細民大衆の味方になつてやらうといふのが公設質屋である。市町村や町村組合を經營の主體とする公益法人であつて一口十圓以内一世帯に對する最高貸付五十圓以下で金融の便を計つてくれる。利息も私營の質屋より安く、月一・二五%以下といふ定めである。それでも年計算にすれば單利計算で一割五分だから普通金利に比較すれば相當高い。しかし私營質屋は二十五錢を標準として日一錢だからこれを年利に直せば單利四割八分につく。公設質屋の數はずでに六百内外となり、その貸付も一千万圓を超えてゐる。

軍需工業下請斡旋中央會

〔目的〕中小工業の窮狀打開方策に關して

は東京府市及び東京商工會議所が中心となつて軍需工業の下請斡旋を組織的に實施させることに方針を定め具體化を圖りつゝあつたが、一方軍部當局も時節柄大いに賛意を示してゐるため、昭和十三年一月二十八日三團體の關係者の

最後の打合せを行つた結果、下請斡旋の中央機關として「東京軍需工業下請斡旋中央會」を新設し、一般中小工業と軍部方面との聯繫を緊密ならしむると共に、軍部からの註文斡旋を行はしむることに決定した。「事業」中央會は(イ)軍需品の下請斡旋、(ロ)軍需品下請關係の調整、(ハ)軍需品の生産加工に關する指導、(ニ)その他本會の目的達成に必要な事項を行ふものとなつてゐる。

小賣商の現状

〔概要〕産業界が軍需インフレで活況を呈してゐるにも拘らず、之が餘澤は小賣商全般に及ぶに至らず、逆に業者の實狀は(一)同業者の過多、(二)信用の脆弱、(三)百貨店の壓迫、(四)經營技術の劣弱等その他の原因から益々窮迫の度を加へてゐる。このため今やこれが對策は農山漁村救済問題と並ぶ社會經濟政策上の重要項目をなすに至つたが、東京商工會議所でもこれがため特別委員會を組織して對策を研究し、その結果法的組合による統制強化を以て望むべしといふ意見の一致を見、小賣商組合法案を立案した。「小賣店數」東京、大阪、名古屋、神戸の四大都市の商業調査による小賣店數は次の如し。

(一) 小賣商の數

年月日	小賣商	卸小賣	計
昭和六・二・一五	六三、二九〇	九、九三六	七三、二二六
昭和七・二・三二	七六、一九〇	四、三四九	八一、五三九
昭和八・二・三二	八〇、八三七	五、〇三六	八五、八七三
昭和九・六・三〇	二八、六〇三	四、八九六	三三、四九九
昭和十・二・三二	一八、七〇九	二、〇六九	二〇、七七八

店舖數	一店舖	一店舖	一店舖	一店舖
數	當世帶	當資本	當賣上	當利益
菓子麵飽	四八・八	二、四七五	一、九二一	七四
雜飲食料品	七三・八	一、八五四	三、四六三	一五二
酒類調味料	一四・三	二、八五三	五、九七七	三〇八
清涼飲料	一一・〇	一、九三五	二、二八九	一五二
履物雨具	一三・四	二、七三三	九、六二二	四六六
穀類粉類	一七・五	一、三三〇	三、八〇一	三三三
蔬菜果實	一八七・七	六、一四八	九、八九一	七七四
織物被服	二七三・四	三、八一六	四、八六六	二八二
小間物洋品	一一八・三〇三	三、三〇七	六、二八二	四八三
其他共總數	(一四〇、四八二)			

(備考) 括弧内は店舗數調査に表はれた數字。小賣業者のみで卸小賣業者を含まず。

倉庫業法

〔沿革〕倉庫業法案は昭和十年の第六十七四月六日公布十月一日より實施された。元來倉庫業は商業の補助機關であるが、今や貨物保管の職能の外、聯絡、賣買、信用、價格等の諸機關たる役目があり、極めて重要な商業機關であり、現在倉庫業者は約六〇〇、一ヶ年間の出入庫は各々二十數億に達してゐる。「目的」かく貨物の取扱高が増加するに伴ひ倉庫を改善し、倉庫證券の信用を圖ることが更に必要となつて來た。然るに従來はこれを律すべき特別の法令はなく、單に商法に若干の規定があるに過ぎなかつた。従つて倉庫業者の無用の競争も屢々行はれその弊害が多かつたので、倉庫業の公共性に基き統制監理をもつて堅實なる發達を期するため、本法が出現したのである。同法の要點は次のごとし。

- (一) 倉庫業者は主務大臣の許可なくしては、倉庫證券を發行し得ざること。
- (二) 倉庫業の公共性に基き正當の事由なくして寄託の引受を拒み得ざること。
- (三) 倉庫證券發行の場合には必ず受託物を火災保險に付すること。

應召商工業者援護

〔沿革〕應召商工業者の銃後對策樹立は焦眉の急を要するものとして政府關係當局は民間各團體を動員し協力して着々

之が具體化を企圖しつゝあつたが、日本商工會議所でも商工省から銃後援護を必要とする業種並に銃後援護の方法として特に注意すべき事項如何の諮問に接したので小賣商業振興委員會を中心に検討大要左の如き具體案を得、商工省に答申した。「具體案」第一に特に銃後援護を必要とする業種は左の如きものである。

- (一) 製造、仕入、販賣等營業經營に特殊の知識、經驗若くは技術を要する營業(例、自轉車業、靴業、時計商、豆腐屋、鍛冶屋、看板屋、貴金屬販賣商、寫眞機商、染色業、料理業等)。(二) 營業繼續に關し特殊の資格を必要とする營業(例、自動車業、藥種商、理髮業ラヂオ商等)。(三) 販賣政策上店頭販賣よりも寧ろ外交販賣を重要視する營業(例、洋服業、クリーニング商、酒商、鮮魚商、青果商等)。(四) 外賣のみに依存する營業(例、露店商、行商等)。(五) 其他一般に單獨經營者にして應召せるもの。第二に銃後援護の方法として特に注意すべき事項は以下の如くである。
- (一) 應召中小商工業者は其營業實態の關係上農業者とは異り所謂勞力奉仕の如き訓的方法を以ては所期の効果を期待し難い。(二) 單に隣保共助の方法を以てしては不十分で營業の性質上製造、卸問屋等による縦の援助並に商工、輸出、同業の各組合及び商店會等による横の援助を必要とする。(三) 組合の設置無き場合及び組合の力を以てしては不

十分なる場合並に同業援助を統制助成すべき必要を考慮し、商工會議所、商工會、商工會聯合會又はその他における商工相談所を擴充若くは新設する。(四) 商工方面委員制度を設け右組合若くは商工相談所と密接に聯絡協調せしむる。(五) 縣及び國は右の援護施設に對し適當なる助成を行ふと共に之が統制を圖る。(六) 特に應召中小商工業者に對し中小商工業金融損失補償制度の適用並に中小商工業振興資金の融通を圖る。(七) 應召中小商工業者の營業收益の査定を寬にし課税に關する減損更訂の敏速なる信用を受けしむるやう助力する。

百貨店法

〔沿革〕わが國の百貨店は關東大震災以後急激な發展をなしたが、これと同時に一般小賣商店は一大脅威を與へられ、百貨店對小賣商店の問題は漸く喧しくなつて來た。そこで昭和七年八月十一日には日本百貨店協會の名の下に、出張賣出し、罔政策、適當なるサーヴィス等の廢止、無料配達區域の縮小、毎月三日間の休業等を内容とする自制協定が發表され、翌八年八月十二日には日本百貨店商業組合が結成されることになつた。しかしこれだけではまだ統制不十分だといふので百貨店法の制定が要望されるやうになり、終に商工省は本文二十七條、附則二條よりなる百貨店法案を作成し、第七十

議會に提出し、衆議院を通過し貴族院で不成立となつたが再度第七十一特別議會に上程されて通過し、十二年八月十四日法律第七十六號をもつて公布された。「要綱」(一) 第一條に於て、信用を受ける百貨店とは同一の店舗に於て命令を以て定むる賣場面積を有し、衣食住に關する多種類の商品の小賣業を営む者なることを規定してゐる。(二) 第三條に於ては營業許可制度が規定され、更に第四條に於ては支店、出張所、その他の店舗の賣場面積を擴張せんとする時、或は店舗以外に於て小賣を爲さんとする時は、必ず主務大臣の許可を受くべしと規定されてゐる。(三) 第六條に於ては閉店時刻後及休業日は營業をなすことを禁ぜられる。(四) 第七條百貨店組合を設立し得ることを定め、第十條には組合は組合員の營業に關する統制、組合員の營業に關する指導、小賣業に關する研究調査等の事業をなすものとされてゐる。要するにこの法律は百貨店の自制協定を尊重し、かつ業者の自主統制に重點を置いたものである。

【社會施設】

厚生省の生誕

〔沿革〕廣田、林内閣時代からその實現を要望されてゐた保健社會省の設置は近衛内閣に至つて自鼻がつき十二年の第七十一特別議會に提出された。當時は保健省又は保健社會省といふ名稱を冠する等であつたが結局厚生省と變更され、昭和十三年一月十一日から店開きをした。初代大臣は木戸文相が兼任十三年から專任となつた。〔本省の機構〕新省輪廓は以下の如し。(一)體力局中「企畫課」は體力向上の企畫、體力調査、妊娠婦乳兒及び兒童の衛生等を取扱ふ。「體育課」は體育運動の調査、研究、指導、體育運動指導者の教養、體育運動團體の統制を主管し、學校體育に密接なものを除いた國民體育の本山だ。「施設課」は國立公園その他公園事務、體力向上施設を司る。(二)衛生局の「保健」「指導」「醫務」の三課は從來の内務省衛生局から豫防局の事務を除いた分が所管事項で、特に「指導課」は全國保健所の運用に當る。(三)豫防局は「優生」「豫防」「防疫」の三課からなり、「優生課」の民族衛生再検討、「防疫課」の航空検査が目目され

る。(四)社會局は「保護」「福利」「兒童」「職業」の四課で、内務省時代よりも兒童課といふ特異なものが生れた。第二國民の發育教養を中心事項とし、母子保護、少年教護、兒童虐待防止その他母性兒童の保護に力點を置く。「職業課」は國營職業紹介制度の調査運用、失業救済及び防止、失業者更生訓練の外に國民登録制度を樹立し、もつて戦時の計畫的勞働配分の基礎資料を整へ、かつ平時勞働の需給を圓滑にし、熟練工の不足緩和に備へんとするものである。(五)勞働局は「勞政」「勞務」「監督」の三課からなり、「勞政課」は勞働力の調整、最低賃銀制度等を、勞務課は國際勞働事項を、「監督課」は退職積立金及び退職手當法、商店法の運用を司る。なほ以上の外、臨時軍事援護部は銃後施設、軍事扶助法の普及徹底、軍事扶助事業の擴充、傷兵院法の運用、傷病軍人の優遇、軍需勞務需給の調整等を司る。また外局として保険院がある。

傷兵保護院

〔目的〕戦争で負傷した軍人や遺家族達を手厚く保護しなければならぬといふので傷兵保護院が設立され、總裁には本庄繁大將が就任した。同院は厚生省の大外局で今次事變はもちろんだ日清、日露の兩役や青島戰、シベリア出兵、滿洲事變などに於ける傷病軍人並にその遺家族を保護するもの、十三年度經費總

額は三千五百三十萬圓である。〔事業内容〕(一)戦場その他で著しく精神障碍を來した不運の勇士を入所させ長年に亘つて保護治療させるため精神保養所を設ける。新築費二十五萬圓で全國に一ヶ所とし、收容員數は百人だ。(二)温泉療養所を設立、特に物療科を設け重傷病者を二ヶ月間宛の交代で收容する。全國十ヶ所に建設、一ヶ所一回分の收容員數は百名。(三)結核、胸膜炎の長期治療を主とする全國二十五ヶ所の結核療養所を設ける。一ヶ所の定員は五百名、十ヶ所で一萬二千五百人である。その他職業再教育所の建設、手押車、寢臺等の介護要具の支給、戦死者遺族及び傷痍軍人の子弟の育英等を行ふ。

入營者職業保障法

〔沿革〕兵役關係者の職業を保護するもので、從來は(一)入營(應召の場合を含む)を命ぜられたる者、または入營を命ぜらるることあるべき者に對し、不利益な取扱をなさぬこと。(二)入營を命ぜられたる被備者を解雇したるとき、または被備者の入營中に雇傭期間が満了したるときは、その者が退營したる日より三月以内にこれを再雇傭することを要すとの二大原則を掲げ昭和六年十一月以來これを實施して來たのである。しかしなほ不十分な點があり改正されることとなつた。〔改正の重點〕改正法の主眼は左の三點である。

(一)再雇傭に際しての勤務條件に關する規定の趣旨を明確にしたことで、退營者を再雇傭して元の職場に就かしめる場合單に「その者の入營直前の勞務及び給與と同等のものなることを要す」とあつたのを冒頭に「少くとも」の四字を新たに冠した。(二)再雇傭に關する規定の適用と範圍を擴張し、雇傭者が常時五十人以上の被備者を使用する場合に限つてといふのを「三十人以上」と改めた。(三)從來再雇傭規定の適用をうけなかつた退營者の就職保護に關する新規定、即ち優先權を設けた。この改正は十三年四月からの實施である。

母子保護法

〔目的〕貧困にして自ら生計を維持し且つ子女を養育する責を果し得ぬ母に對し相當の扶助を與へ、安んじて子女の養育に當らしめ、子女の健全なる發育を期することは次代の健全なる國民を養成するため重要な問題である。社會局の調査によれば昭和十年五月に於て以上の如き要保護母子が約九萬五千人も存在した。現在も救護法又は公私團體經營の母子保護施設が存在し、貧困母子の救助に相當の活躍をなしてゐる。母子ホーム、母子寮その他母子保護施設は全國に約四十二ある。かゝる貧困母子の保護の擴充を期するため、母子保護法制定の運びとなり、第七十議會で成立した。〔要綱〕本法の要

綱は以下の如し。(一)十三歳以下の子を擁する母にして自ら生計を維持すべきもの、貧困のため生活すること能はざる時はこれを扶助する。(二)母の居住地の市町村長を扶助の機關とし、方面委員をこれが補助機關とする。(三)扶助は母の生活及び子の養育に必要な限度に於てその居宅でこれを行ふ。扶助の種類は生活扶助、養育扶助、生業扶助及び醫療とし、扶助の程度及び方法は勅令で定める。扶助を受くる母又はその子死亡した時は埋葬をなし、埋葬費を給することを得る。(四)扶助及び埋葬の費用は母が同一市町村内に引續き一年以上住居する時は其の市町村の負擔とし、その他の場合は關係道府縣の負擔とする。(五)方面委員が職務を行ふため必要な費用は市町村の負擔、施設の費用はそれを設置する公共團體又は私人の負擔とする。(六)國庫は道府縣、市及び私人の負擔する費用に對し二分の一、町村の負擔する費用に對しては十二分の七を補助し、道府縣は市町村、私人の負擔する費用に對し四分の一を補助する。

小兒保險

〔沿革〕簡易生命保險法中改正法律案として第六十九議會で可決され、昭和六年十月一日から實施された。元來小兒保險は死亡率高く民間保險業による經營は困難であり、かつ無審査の小額保險たる

を要するので、政府の獨占事業たる簡易生命保險に編入されたのである。〔要綱〕同法の概要以下の如し。(一)加入年齢一滿三歳以上十二歳未満、これによつて全國約千九百萬の小兒がこの制度を利用し得る。(二)契約關係人の制限一保險契約者は被保險者の實父母、實祖父母及び實兄弟、保險受取人は保險契約者とす。(三)保險料一月額一圓、五十錢、三十錢の三種に分かれる。(四)保險期間一十五年及び二十年滿期。(五)保險料と保險金一例へば、保險料一圓に對する十五ヶ年滿期の場合保險金は被保險者の死亡年齢が四歳未滿の時六十圓、以下一歳を増すごとに二十圓を加へ、滿九歳に達すれば百八十圓となり、滿十歳以上滿期までは加入年齢により百九十圓乃至八十六圓となる。

家産法

〔目的〕家産制度は以前は家宅制度ともいはれたもので、アメリカで創始せられたものだ。この制度は國によつてそれ／＼内容を異にしてゐるが、要するに一家の財産は概して戸主その人に屬してゐるから、戸主破産の場合當然一家全體の破滅となる。これに對して住家、附屬農地、家財、家畜等を差押免除の特別財産として登記せしめ、以て債權者の追訴外におき家族を保護せんとするものだ。即ち家産法の趣旨は一に國民をして永くその郷土に定住せしめ、その家族を維持、特に農民をしてそ

の生活を安らかに送らしめんとするものである。「沿革」家産法の最初のものとしては、一八三九年アメリカのテキサス州に於て公布されたる (Homestead Exemption Law) が挙げられてゐるが、更に一八六二年には聯邦家産法 (United States Homestead Law) の公布となり、これよりして各地に擴まり、セルビア、ルーマニア、スイス、フランス、スエーデン、ポルトガル、エジプト等何れも家産法を公布した。「日本の現状」わが國ではまだこの種の法令はなく、僅かに華族世襲財産制度を見るのみである。よつて第四十五議會に家産法案が提出せられたけれども、通過しなかつた。しかし民事訴訟法第五七〇條第二項には「債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭」は差押免除たるべきことを規定し、昭和十年の第六十七議會では此の飯米一ヶ月の差押禁止を三ヶ月に延長せんとする改正案が通過し、かつ窮乏甚しき場合に限つて差押免除の財産を定め得ることになつたから、家産法に近い法律は不完全ながら出來てゐるわけである。

國民健康保險法

〔沿革〕本法は第七十議會で解散のため流産し、七十三議會に再び提案され成立した。「内容」本法の骨子は以下の如くである。

(一) 本保險の經營者は國民健康保險組合といふ自治團體に限る。また本法では組合員と被保險者とは區別されてゐる。保險組合に對して掛金の支拂その他の義務を負ふ者を組合員(主として世帯主)とし、傷病、出産、死亡の場合に組合から保險給付をうける者が被保險者となつてゐる。その保險給付の内容は、地方の實情と組合員の負擔能力とに應じた給付を組合になさしめる建前から、保險給付の内容は組合の自治的裁定に任せることになつてゐる。(二) 本法は全部の醫療費は給付しないで、その一部(治療費の二割、一圓見當)を被保險者に負擔せしめる。保險料は地方の實情に應じて自治的に決定せしめる。當局の意圖では一戸平均醫療費の年額を二十五圓、一人當りのそれを五圓と押へ、内一圓を國庫が補助し、醫療費の二割、即ち一圓を患者自身の負擔となし、殘額三圓を保險料として徴收して組合を維持してゆかうといふのである。(三) 上記の主旨と方法とで政府は十三年十一月以降翌年三月に至る五ヶ月間に二百五十組合を設立し、かつ一組合の人員を約四千二百人と見積り一人當り平均一圓の國庫補助を行はんとする豫定である。

簡易保險法改正

〔改正の目的〕簡易生命保險はその掛金が低額で手続きが簡便な

ため一般國民に親しまれ利用者は逐年増加してゐるが、その保險金最高額は一人當り四百五十圓に過ぎず、簡易保險局としても一般利用者としてもその最高限度額の引上げを多年要望して來たのであつて、七十三議會で簡易生命保險法を改正して保險金最高制限額を現行の四百五十圓から七百圓に引上げることになつた。現行の四百五十圓は大正十五年の改正以來据置きとなつてゐたもので、その間すでに十三年を経て今日の社會經濟事情からいつて一般國民の死後または老後の保險としては殆んどその効果を發揮出來ない實情であつた。一方民營の死亡保險に眼を向けると大部分は千圓以上の契約であつて千圓未満の新契約件数は昭和十一年度で僅かに八萬九千餘件、その金額は四千六百萬圓に過ぎない。従つて簡易保險の最高制限額四百五十圓と民營死亡保險の千圓までの中間には極めて大幅の間隙が横たはつてゐたわけで、この間隙を補ふには官營か民營か何れかの保險組織に改正を加へて調整する以外に途がないのであつたが、簡易保險の保險金引上げといふ方法に落着いたのである。「効果及將來」本改正法の實施によつて軍需産業の膨脹に伴ひ収入の増加を來してゐる勤勞生活者に對し簡易保險へ加入の機會を與へることとなり、他方自然に簡易保險の積立金も増加するので公債の消化、産業資金の

供給、公共福利施設の擴充など現下の國策遂行上にも寄與し得ることにならう。しかし四百五十圓が七百圓に引上げられても七百圓と千圓の中間に間隙が残るから、近いうちに再度の改正による再引上げ問題が擡頭して來るだらう。なほ最高制限額の引上げ實施に伴ひ現行の簡易保險率を五分乃至一割引下げ、低利低配主義の一貫を期することになつてゐる。最後に簡保事業の現況を見るに大正五年創設されこゝに二十三年、現在の總契約件数は二千八百萬件、その總保險金額四十一億圓を突破し、國民の三分の一以上が本制度の利用者となつてをり、一方十三億圓に達する積立金の運用は國家財政上に多大の貢獻をしてゐる。

漁船保險法

〔沿革〕漁船に發生する海難は相當多く最近十ヶ年間に於ける一ヶ年平均損害總額をみると約二百萬圓となつてゐる。そのうち漁船の損害は約百三十萬圓、漁具の損害額は約五十五萬圓、その他の損害が約十萬圓だ。最も損害の多かつた昭和八年には損害額四百八十萬圓に上つてゐるが、この損害に對する適當な救濟施設が殆どなかつた。従つて漁業者は一度海難に遭遇すると代船を建造することが出來なくなり、再起不能に陥るものが多い。このために漁業社會に於てはつとに漁船に特有な海難救濟施設としての漁船保險制度が要望されて

みた。政府もその必要を認め、大正十四年頃より漁船保険法制定の準備を進めてゐたが、愈々第七十議會に漁船保険法案及漁船再保険特別會計法案を提出し、その協賛を経て昭和十二年三月三十一日同法を公布した。こゝに於て漁業者が十數年間切望し續けて來た漁船遭難救済に對する恒久立法が確立されたのである。〔同法の概要〕(一)漁船保険組合の設立豫定數を第一年度に三〇組合、十ヶ年間に二〇〇組合とする。そして十ヶ年後に於ける全國加入見込隻數は動力附漁船に於て全國總隻數の凡そ五〇%、無動力漁船は全國總隻數の五%といふ計畫である。(二)保険の主體は漁船保險組合(社團法人)とし、組合は府縣單位に設立する。組合員の資格は漁船の所有者とし、組合員に對し漁船又は漁船及び漁具の相互保險をなす事を目的とする。その他組合の住所、登記、設立組合の經理及び管理その他については家畜保險組合に準じ規定する。(三)保險の目的は漁船又は漁船漁具とし、一定の事項により生じたる損害を填補することとし、保險期間は一年、保險料率は主務大臣の認可を受け組合に於て一定の標準によりこれを定める(北海道の如く天候惡しき地方は高率、瀬戸内海地方の如きは低率)。

恩給金庫法

〔意義〕恩給は官吏或は軍人が國家のため奉公した結果、その勞に報い老後を

宮内省、官廳共済組合、軍人後援團體等だ。この民間出資に對しては剩餘金の配當を行ふ豫定であるが、政府出資は十年間無配當とする。金庫の事務所は本店を東京に、支所を大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺に置き、更に出張所を適當の土地に置く。〔業務〕恩給金庫はどう云ふ業務をやるかといふに、(一)恩給法による恩給を擔保とする貸付、(二)勳章年金を擔保とする貸付、(三)恩給法以外の法令(地方公共團體の條例を含む)に依る恩給を擔保とする貸付、(四)恩給及び年金の代理受領並に受領した金錢の寄託の引受等でない恩給を受ける者には婦女子が多いので恩給金庫は之等受恩給者のよき相談相手となることも目的にしてゐる。相談相手となると云ふ意味は、恩給や年金は年二回又は四回に纏めて受取るのでは濫費し易いから毎月に分けて受取りたいといふ都市居住者には金庫でさう云ふ取計らひもすることになつてゐる。當然受ける資格のある者が非常に貧困で差迫つて金が必要が恩給の裁定がまだ濟まないもので貰へない場合など恩給金庫は恩給を受けることの確實なものに對し之を擔保としてその裁定の規準となる恩給の半額まで前貸もすることになつてゐる。どの位貸すかと云ふと法律では恩給又は年金を擔保とし最高五年分の給與額迄貸付得ることとなつてゐるが、普通は三年分である。貸出利率は

養ひ又遺族が路頭に迷はないやうにとの趣旨から、退職官吏軍人或其の遺族に國家が下付するものである。これを以て彼等は生活には困らないだけのものは支給されるのだが、普通なら金を外から借りる必要もないだらうし、恩給法では恩給證書を擔保に供して資金を借入れることを禁じてあつた。ところが不幸があつたり、その他種々の事情から年々支給される恩給額では足らず、遂に恩給擔保の借入が種々の方法で行はれるやうになり、當局が種々の事情から之を默認した結果、恩給證書擔保貸付はかなり廣範圍に行はれるやうになつた。しかも法律の禁ずるものだけに金利も高く、又貸手にも借手にも惡辣なものが屢々現はれ、恩給擔保に一時借入れた金は返したが、恩給證書が戻らないで恩給を受ける資格があり乍ら支給にあづからないといふ悲惨な場合も起り、一般金貸による恩給擔保金融の弊害が漸次甚しく恩給金庫設立恩給擔保金融の整備が必要となつて來た。そこで愈々十三年春の七十三議會に提案し、衆議院で多少の修正を加へて通過した。〔機構〕恩給金庫は資本金三千萬圓の公益法人で、五百萬圓は政府出資、二千五百萬圓は民間で出資する。初年度五分の一即ち政府百萬圓、民間五百萬圓で當分は之でやつて行く豫定である。この民間と云ふのは主として恩給に關係あるものに求める方針で

九分の豫定で、之は貸付利率六分、危險手数料三分から成るものである。〔恩給債券〕恩給金庫は恩給債券を發行して資金を調達する。發行限度は拂込は拂込資本金の十五倍までであるから當初の六百萬圓拂込で九千萬圓の恩給債券を發行出来る。

恩給法改正

〔沿革及現状〕わが國で始めて恩給制度が出来たのは明治八年であるが、爾來六十年間に年々恩給扶助料は増加し、昭和十二年末には年額一億六千萬圓以上に達した。この漸増の重要な原因は官吏軍人の自然増加によるのは勿論のこと、殊に戰役事變、行政整理、恩給扶助額が増加したからだ。明治二十七年、八年戰役による恩給扶助料の増加は大したものでもなく、明治二十六年末に於て人員一萬五百人金額百二十二萬であつたが明治三十年末には二萬九千人、二百三十六萬五千圓ばかりとなつた。明治三十七、八年の戰役後はかなり増加し明治三十六年末の約五萬五百人、四百六十四萬五千圓が明治四十一年末には約二十一萬四千人、一千六百六十六萬圓となつた。大正三、四年戰役、シベリヤ出兵後は大差なく、昭和六年以來の滿洲、上海事變に至つて相當の戰死傷者を出したため新規に裁定する恩給扶助料は増加した。即ち昭和三、四年頃は一ヶ年に一萬五六千人、六百萬圓臺であつたもの

が、昭和七年一十一年には昭和九年に新設された傷病年金を除いても二萬人を超え金額も八百萬圓乃至一千萬圓となつた。一方この事變の事後から明治三十七、八年戦役頃生じた扶助料権利者にして死亡するもの續出したために増減差引恩給扶助料總額は大して増加しなかつたが、それでも昭和五年末の約三十五萬五千六百人、約一億三千四百萬圓から昭和十一年末には約三十九萬四千人、一億五千七百八十八萬圓に達した。「恩給法の改正」恩給法改正案は十三年の七十三議會を通過し四月一日公布された。改正に伴ふ經費増額は約一千七百萬圓で、特に注目すべきことは社會政策的意味を多分に加味して下に厚く上に薄くし且つ遺族三人以上の多數遺族に支給制度を設けたことである。大體に於て恩給の増額と恩給證書による金額を認められたものである。

失業保険

〔意義〕失業保険は労働保険の一種で、労働者が自己に責任ある原因からでなく何等か他の事情によつて失業した場合、その經濟上の損失の幾分を補ふことを目的とするものである。しかし事業の性質によつては、天候の關係上避くべからざる原因のため一定の時間休業しなければならぬ場合もある。かゝる事業の労働者は常にその期間だけ失業しなければならない。例へば左官や仲仕人足の如き者は一、二月頃の結氷期には地方

によつて必然的にその職を失はねばならぬ。かゝる失業は純粹の意味の失業とはいひ得ない。従つてかゝる失業はこの失業保険の範圍に入るべきものではない。更にこの保険から除外されるものは、労働爭議に基く失業である。これは失業の責任が労働者にあるか、使用者にあるか明かでないことが多いためとされてゐる。しかし不可抗的の災厄のため工場に故障が生じて復舊するまでの間休業を餘儀なくされる場合などには、純然たる失業ではないが、この保険の保護を受けることが出来る。「沿革」失業保険が組織されたのは一八八五年以後のことだ。即ち同年に獨逸で組織されたのがその嚆矢で、これは全く相互的であつた。即ち二年以上保険料を拂込んだ者に對し、最長年限を六ヶ月として失業の場合には毎月一定の失業手當を給してゐた。一九〇三年に至つて獨逸では又一私營會社が起り、被保険者は日收の百分の三を支拂ふ外月收の百分の二を前納することとし加入者六ヶ月以上に及べば六ヶ月を限つて日收の六割を給することとしてゐた。この會社は甚だ振はなかつたので、爾來獨逸では失業保険の發達が進まず、ナチス政權確立後漸く失業保険が發達するやうになつた。「組織及現狀」失業保険の財源は労働者の保険料、雇傭主の保険料、寄付金、國庫又は地方金庫の補助金等であるのが普通で、保険金の

交付は一定の期間内にのみ行はれてゐる。即ち五日乃至七日以上の失業であることを條件とし、一年間に同一被保険者に對して六十日乃至十二週を限つて給與される。かつこの配當金たる保険金は、通常の勞累よりも小額であることが通則とされてゐる。現在この失業保険が完全に行はれてゐるのは英國だけで、その他の諸國は不完全である。わが國では退職積立金及退職手當法が出来てゐる程度に過ぎない。英國の失業保険は一九一一年の國民保險法によつてゐるもので、建築業、機械業、鑛業、製糖業、挽材業等の労働者には強制的に加入の義務を負はせてゐる。なほ現在肉體労働者でなくとも、五ヶ年以内の間に二十六週間以上これらの労働に従事してゐるものは、労働者同様加入の義務があることになつてゐる。失業手當金は男子一週十五志、女子一週十二志、少年一週七志六片、少女一週六片であつて、失業期の最初の三日間は支拂はれず、失業期間は毎保險年度中十五週間を超ゆることが出来ない。右規定は一九二一年七月の改正法によつて失業期一週間後から手當を支給することに變更され、更に失業期間に就ても一九二一年三月の改正法には特別期間中は十六週間と定め、その後は毎年二十六週間としたのであるが、一九二一年七月の改正法は右特別期間中でも十六週間以外に六週以内の期間を加

へ得ることを認めた。なほ失業手當率は一九二一年三月の改正法にて一時男子一週十二志、女子十六志に變更したが、同年七月の法律で男子十五志、女子十二志の週率に復舊した。十八歳未満の少年少女の給率が成年男女の全率の半額たるべきことは依然として變らない。労働大臣は失業手當率の一次的變更の權限を有するといへ、男子一週十七志、女子十四志を超過し又は男子一週十三志、女子十志未満に減ずることは許されてゐない。

労働者災害扶助法

〔適用範圍〕本法は労働者保護法の一つであつて、昭和六年四月二日に公布され、昭和七年一月一日より施行された。適用を受ける事業は、(一)土石砂鑛を採取する事業で動力又は火薬類を用ひ或は地下に於て作業をなすもの、又は常時十人以上の労働者を使用するもの。(二)土木工事又は工作用の建設、保存、修理、變更若しくは破壊の工事で、(イ)國道、府縣、市町村又は勅令をもつて指定する工事、(ロ)鐵道、軌道若しくは索道の運輸事業又は水道、電氣、瓦斯の事業を営むものがその事業の爲にする直營工事、(ハ)その他の工事にして勅令の定むる規定のあるもの。(三)鐵道、軌道若しくは索道の運輸事業又は一定の路線による自動車の運輸事業。(四)船舶より若しくは船舶への貨物の積卸の事業、

岸壁、波止場、停車場若くは倉庫に於ける貨物取扱ひの事業、又は工場鑛山若くは土石砂鑛を採取する場所に於ける貨物積卸の事業で、動力による起重機、昇降機その他の揚重機を用ふるもの、又は常時十人以上の労働者を使用するもの。(五)その他危険なる事業又は衛生上有害の虞ある事業で勅令をもつて指定したるものである。(内容)之等の事業の事業主は労働者が業務上負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合には、本人又はその遺族若くは本人の死亡當時その収入により生計を維持したるものに扶助しなければならぬことになつてゐる。もしこの場合に事業主が資力あるに拘らず扶助しない場合には千圓以下の罰金に處せられる。又本法によれば行政官廳は事業の行はれる場所に於ける危害の防止又は衛生に關し必要な事項を事業主又は労働者に命ずることが出来る。更に必要なりと認められた場合には、當該官吏をして事業の行はれる場所に臨檢せしめることも出来る。若し正當の事由なくして當該官吏又は吏員の臨檢妨げ、忌避し、又は尋問に對して答辯せず又は虚偽の陳述を拒み、をしたものは三百圓以下の罰金に處せられる。政府は本法、工場法又は鑛業法に基く扶助責任を保障するところの労働者災害扶助責任保険を管掌する。この保険については別に労働者災害扶助責任保険法が制定されてゐる。

退職積立金及退職手当法

〔目的〕昭和十一年六月三日公布せられた

退職積立金及退職手当法は、十一月三十日公布勅令第四一三號を以て十二年一月一日を期し施行せらるることに定められ、同時に同法施行令(勅令)及同法施行規則(内務省令)其の他關係法令の公布を見た。本法の目的は

「我國に行はるる退職手當制度の實行を基礎として之を法制化し其の普及を圖ると共に、内容を合理化し、支拂を確保し、以て労働者の生活の安定産業の健全なる發達を期する。」

にあるが、其の眼目とする所は、勞資雙方の協力により労働者の生活不安を緩和乃至除去することによつてよく産業の健全なる發達に寄與せんことを庶幾し、兼ねて之を以て失業對策の一助と爲さんとするのである。〔適用範圍〕本法の適用範圍は其の事業についていへば、常時五十人以上の労働者を使用する工場及鑛山であるが、常時使用労働者五十人未満の事業であつても、工場鑛山である限り希望ある者は許可を受けて本法を其の儘或は多少緩和して適用を受けることが出来る。次に労働者についていへば、右により本法の適用を受ける事業に使用せらるる労働者には原則として總て適用するのであるが、例外として六ヶ月以内の期間を定めて使用せらるる者、日々雇入れられる者、季節的

事業に使用せらるる者の三者には適用がない。然し之等の者と雖も一定期間即ち前二者については六ヶ月、最後の者については一ヶ年の期間を超えて引き続き使用せられると本法の適用を受けることとなる。〔退職積立金〕退職積立金の制度は従來行はれてゐた所謂強制貯蓄を法制化したもので、即ち労働者をして其の退職に備へしめる爲に其の賃金の一部を豫め積立てしめ退職の際に之を與へんとするものである。そこで事業主は此の法律により労働者の賃金の百分の二を労働者の名義で郵便貯金、銀行預金、金錢信託、登録國債其の他確實なる方法の中で地方長官の許可を受けた方法によつて、其の賃金の中から積立てなければならぬ。即ち法律は労働者の失業其の他を慮り労働者の退職に備へる爲に労働者の意志如何に拘らず、事業主をして賃金の百分の二を控除せしめ之を強制的に積立てしめるのである。かくして労働者が工場鑛山に勤務してゐる間蓄積した積立金は退職の際其の支拂を受けるのであるが、此の退職積立金は労働者自身の財産であるから後述の退職手當積立金と異なり労働者が退職した場合は其の退職事由の何たるかを問はずそつくり其の儘労働者は支拂を受け得るのである。併し労働者が退職した後でなければ如何なる理由があらうとも絶対に拂戻さないことは勿論である。つきに郵便

貯金其の他前述の方法によつて積立てられてゐる退職積立金は、事業主が之を運用することを認められて居る。しかし其の運用については最も嚴重な條件が附せられ、地方長官の許可を受けねばならぬこと、労働者の同意を要すること、相當の利子を附けねばならぬこと、地方長官は許可に際し必要と認むる額の國債の供託を命じ、必要と認めたらば何時でも許可を取消し、又供託國債の増額を命ずることが出来ること等となつてゐる。〔退職手當積立金〕常時五十人以上の労働者を使用する工場鑛山の事業主は、その使用労働者退職の場合退職手當を支給せねばならぬ。この支給のためには法律は、退職手當積立金と準備積立金の二方法を定めたのである。前者によると、事業主は年一回以上一定の時期に労働者賃銀の百分の二に相當する金額を積立てなほ利益の多い事業に於ては、更にその上賃銀の百分の三まで積立てねばならぬ。これは帳簿上労働者別に配分して置くのである。そして退職の申出で又は解雇の時には、用意されてゐる所に基き當該労働者に屬する金額を退職手當として支給することになるのである。併し労働者が別に已むを得ない理由もないのに採用されてから三年経たずして自分の都合で退職する場合、或ひは事業主の方から解雇する場合でも其の解雇理由が例へば労働者が故意に工場鑛山

の設備又は器具を破壊した等の如き背信的行爲に在る場合、其の不都合の程度が背信的といふ程度に至らぬまでも例へば何回注意を與へても出勤常ならざるが如き者が勤続三年未滿である場合とかには、事業主の考へ如何によつては其の労働者に配分されてゐる金額を支給しないことが出来るし、又已むを得ない事由が別になく單に自己の都合によつて退職する労働者が三年以上の勤続者である場合とか、背信行爲に至らざる程度の不都合の行爲があつた爲に三年以上十年未滿の者を解雇する場合とかは前述の金額を二分の一迄減じて支給することが出来る。かくの如く労働者別に計算された金額は、支給しなかつたり減額支給したりした爲に剩餘を生ずることになるのであるが、此の金額は保留して置いて、事業主の側から解雇する労働者に前述の普通手當の外に之を加算して支給する資に充てしめる。而して其の加算する割合は、勤続一年以上三年未滿の者については標準賃金の二十日分、勤続三年以上の者については同じく三十五日分とする。こゝに標準賃金といふのは原則として當該労働者に附定めたる健康保険の標準報酬日額である。此の特別手當も解雇事由が労働者の禁錮以上の刑に處せられたこと、施行規則中二十七條第二十八條に掲ぐる不都合な行爲のあつたことに在る場合は支給しなくとも

よい。「準備積立金」退職手當支給に付ては、法律は上述の如く退職手當積立金の方法によるべきを原則とすることを定めたが、地方長官の許可を受けたならば準備積立金の方法による旨を定めた。此の方法に依れば退職手當積立金の方法による場合と異なり賃金の百分の二を計算して積立てるとか、事業の利益の多寡によつて積立金の増減を計算したりするとかの必要もなく、従つて又常時其の積立てた金額を労働者別に計算して置く手數をも必要としない。唯退職手當に關する規定例へば勤続一年につき賃金の何日分に相當する手當を支給するといふが如き定と、其の支給に充てる爲の準備金の積立に關する定とを爲した規程を作つて地方長官の許可を受けることが必要である。而して此の方法による場合に對して法律は少くとも勤続一年につき標準賃金十二日分に相當する退職手當を支給しなければならぬこと、退職手當積立金の項で述べた區別と同一の區別に従つて、特別手當を加算支給しなければならぬ等の最低限度を規定すると共に、退職手當積立金の方法に依る場合と同じ規律により退職事由その他によつて手當支給額に差等を設けることをも認めた。準備積立金は幾何しなればならぬかについては法律は明定してゐないが、法律の最低限度として示した普通手當の勤続一年に付ての十二日分から逆

算して、大體毎年支拂賃金の百分の三・三程度を積立てることを必要とするであらう。

失業者更生訓練施設

〔沿革及目的〕わが國の失業

救済事業は、歐洲大戰後世界的に襲來した經濟不況の影響を受けて失業者が急増したため大正十四年に始めて政府の豫算に失業救済事業費を計上して國庫補助を交付し、六大都市の失業労働者救済土木事業を起したのに初まる。その後失業者は更に増加したため、昭和四年からは知識階級をも救済し、また施行地域を擴張し、その事業費の如きは昭和四年度から昭和十一年度迄に全国的に總額二億八千五百餘萬圓に上つた。この失業應急事業に於ては労働者を土木事業に、小額給料生活者を調査統計事務に就勞從事せしめ、その生活を救済せんとしたのである。即ち勤勞の機會を與へて情民たらしむ事を避けつゝまづ眼前の飢餓を救ふことが急であつた。その後精神を更生せしめ同時に勤勞の機會を與へやうといふ計畫が起りこの對策として昭和十一年後半期失業者更生訓練所なるものが六大都市並に福岡縣に設置された。〔内容實績〕まづ訓練所は東京一、京都一、大阪府四、大阪市一、神奈川縣一、横濱市一、名古屋一、神戸市一、福岡縣一の十三ヶ所に設置された。訓練生總數四二二名のうち訓練を終了し

たものは二九六名に及び、いづれも精神的に更生し就職狀況も頗る良好である。滿洲移民を希望してゐるもの九名、更生貯金を資金として自家營業を初めたもの七名、歸農者五名を初めとして全部會社、工場、役所方面に就職した。昭和十一年度に於ける更生訓練施設は各訓練所共十一年度後半より開始されたため第一回を終了したに過ぎないが、十二年度は大體二回の訓練を行ひ、一期約五百名、一ヶ年約一千名を出すことになつた。

職業紹介所法改正

〔沿革〕わが國の公營職業紹介

制度は、大正十年職業紹介法が制定され、同十二年職業紹介事務局官制が公布されて系統的に組織されて來た。初めには中央職業紹介所と東京及び大阪の地方職業紹介事務局のみであつたが、その後、名古屋、福岡、青森、長野、岡山に地方職業紹介事務局が設立されて職業紹介所の統轄組織は一應確立された。しかし職業紹介所の事業が發達するにつれてこの組織も漸く不十分となり、昭和十一年には改正法が制定されて中央及び七地方事務局は廢止となり、事業の連絡統一及び監督は内務大臣及地方長官に掌握されるやうになつた。しかし職業紹介所はまだ市町村の經營によるものであり組織機能の點からみればいはゞ國營化の中間的形態をとつてゐたものであ

る。「現状」現在わが國の職業紹介所数は公立七二八、私立二九、合計七五七であるが、そのうち最も多いのは町立三二五、市立の二二四、村立の一四七である。かゝる市町村の經營による職業紹介は現在のごとき複雑なる經濟組織には到底適合することが出来なくなり、その國營化が具體化したのである。「國營化」國營化の理由としては次の點が強調される。即ち第一に職業紹介所が産業勞働力の需給調節機關たる役割を果す必要の生じた今日、全國的に緊密なる連絡を保つことはその使命達成の上に於て極めて必要であり、到底各地方の公共團體に委しておくべきではない。次に職業紹介所を經營する地方公共團體に對する國庫の補助は極めて僅少で、従つて設備の不備、人材の不備はまぬがれず、業務を圓滑に遂行することが出来ない。第三には國家の非常時に際し、勞働力の總動員を行ひこれを全國的に統制する場合、現在の如き制度では十分にその目的を達し得ない。宜しく國營に移し、勞働登録制度により識別勞働力の分布とその移動狀況について確實なる知識を得なければならぬ。即ち従來の紹介法に於ては失業者の救済乃至個人の斡旋を眼目とし、その組織は市町村の公營主義を建前としてゐたが、職業紹介改正法によればその經營を國營とし、國家の國防産業、勞働政策を考慮し、需要者と求職

者の適合を計らうといふのである。改正案によれば、國營を斷行すると同時にまづ全國に四百の國營紹介所を創設し全國一萬一千町村に五萬七千人(町村單位約五人)を配備して紹介網を完備する。これが經費としては七百萬圓(三分の一は道府縣負擔でさらに一部分は市町村分擔)を計上してゐる。

社會事業法

〔目的〕全國に於ける社會事業團體數は公營二千九百二十九、個人經營三千四百七十二、合計六千四百一の多數に上つてゐるが、そのうちにはインキ團體や名のみ團體もあり、團體數及びその資金二億餘圓に比較して社會事業團體の實績は必ずしも効果的ではなかつた。この弊害を是正し、資金分散化を合理化するとともに健全なる團體はあくまでも保護助成し、不正なる團體を淘汰し、しかも社會事業團體間に於ける中央地方の連繫を強化しようといふのが社會事業法の目的である。〔要綱〕このために十三年の七十三議會で同法の成立を見たが、要綱左の如くである。

- (一) 適用範圍—養老院、育兒院または託兒所、施療救護、助産を目的とする事業、授産場、宿所、その他命令の定むるもの。
 - (二) 監督—地方長官これに任ず、即ち社會事業の開始停止、施設上の認可、寄付金募集の許可及その用途の監督等を行ふ。
 - (三) 特典—公共團體の負擔する費用の三分の二以内を國庫で補助す。*
- *社會事業に供用する土地建物は税金を免す。

最低賃銀法

〔概説〕最低賃銀法は勞働階級の極端なる窮乏と賃銀に關する勞働者及使用主間の紛争を防ぐために行はれる一つの社會政策的施設である。即ち勞働力の取引が當事者間の自由契約のみ委せられてゐる結果、使用主は出来る限り低廉な賃銀をもつて勞働者を雇ひ入れんとし、勞資兩階級の間には種々の掛け引きが行はれ闘争が行はれる。しかも勞働者は無力な場合が多く結局低廉な賃銀に泣を寢入らねばならぬ場合が多いので益々その困窮は激しくなつて行く。かゝる弊害を未然に防ぐために最低賃銀法なるものが行はれるやうになつたのである。即ち本法は豫め一定の賃銀率を制定し、法律をもつて強制する。これはまた「法定賃銀法」乃至「低限賃銀法」とも呼ばれてゐる。「沿革」最も早く最低賃銀法が行はれたのは濠洲で、英米諸國は何れもこの濠洲の制度に倣つたものである。即ち十九世紀の中葉に始めて歐洲の機械工業が輸入された濠洲では、勞働者が工場勞働に對して驚異を感ずるほど無知であつたため、非常な勞働力の濫費が行はれた。そこで勞働者酷使調査會等が屢々開かれ、その結果一八九四年ニュージールランドに勞働爭議仲裁法が設けられ、この法律によつて勞働爭議地方和解所は最低賃銀率を制定する權限を有することになつた。越えて一八九六年にはヴ

イクトリアに勞働者の酷使を禁ずる法律が布かれ、四ヶ年を限つて試験的に實施された。これは各地方に勞働局を設け、特定の産業に對して最低賃銀率を指定する制度であつたが、試験の結果非常に成績が良く、一九〇〇年には更に擴張され、一九〇四年からは永久法とされるやうになつた。その他サウス・オーストリアは一九〇〇年、クインスランドは一九〇八年、タスマニヤは一九一〇年に何れも最低賃銀を設け、英國では一九〇九年に始めて最低賃銀法を制定し一九一二年には米國にも實施されるやうになつた。わが國では現在でも本法は全然制定されてゐない。〔濠洲の實例〕濠洲では大抵の州がフラットレートに依つて最低賃銀を決定してゐる。この最低賃銀は單に勞働者の肉體を維持せしめるに足るだけのものではなく、可成り豊富に諸種の費用を見積つたものである。かつその法定賃銀は勞働者の熟練程度により、男女の差別によつて差等が設けられてゐる。都會に於ける主なる製造業、鐵道電車等の交通機關、鑛山商店等に屬する賃銀勞働者は何れも皆この最低賃銀法の適用を受けるのであるが、幼少年工、見習工、徒弟等も往々無報酬で使役され、報酬を要求する者には解雇される場合がある。特別に低廉な最低賃銀率を定めてゐる。〔英國の實例〕最低賃銀法の適用される範圍は、裁縫業、紙箱

製造業、リース仕上業、鎖類製造業、菓子製造業、食料品保存業等、一般労働者の賃銀に比して特に賃銀率の低い部門に限られてゐる。而して最低賃銀の決定は、賃銀調査會の調査によつて行はれ、その地方に於ける最良の使用主が支拂ふ賃銀率まで引上げる事を目的としてゐる。しかしこれは必ずしも必要生活費に足りる賃銀とはいはれない。何故なれば最良の資本主が支拂ふ賃銀といつても元來賃銀率の低い産業部門のことであるから、他の産業部門の一般的賃銀に比べて特に高い賃銀である筈がないからである。かくして決定された賃銀率は労働局によつて三ヶ月間公告され、その間に異議の申し立てをするものがなければ、確定率とされる。この確定賃銀率は多數の労働者を包括契約によつて雇入れる場合、労働者が書面をもつて確定率以下の賃銀を支拂はれることに同意した場合の外は必ず適用せられる。最低賃銀率を嚴重に遵守せしむるためには、特に監督官を置き、使用主の犯則に對して罰金を課し、かつ労働者が請求する場合には最低賃銀に準ずる不足額を支拂はねばならぬことになつてゐる。

青年學校教育義務制

〔意義〕昭和十三年一月十一日の閣議に於て青年學校教育を義務制にするといふわが國民教育上極めて重要な方

針が決定された。青年學校教育を義務制とすべしとの議は以前から唱へられて來た所で、實に教育界多年の懸案であつたのである。大正六年に設置せられた臨時教育會議に於ても實業補習教育をなるべく速かに義務教育となし得るに至らしむべき旨の答申をしてをり、昭和十年一月青年學校制度要綱を文政審議會に諮詢した際にも『本案の實効を完うする爲當局は速かに義務制の實施を期すること』と附帯決議をして答申してゐるのである。青年學校は小學校卒業後、中等學校等に進學せず直ちに實務に従事する大衆青年のすべてに對し漏れなく教育の機會を與へると共に、國民としての修養上最も重要な青年期に其の教養訓練に間隙なからしめんことを期するものである。この趣旨よりして實務青年は一人も残らず青年學校に學び未就學者の絶無を期せなければならぬ。然るに其の就學率の現状は未だ十分ならず、相當多數の青年が何等正規の教育に恵まれず放任されてゐる實情であるから、義務制とすることは極めて必要である。〔義務制概要〕男子青年に對し青年學校の教育を義務制とし、教授及訓練期間は普通科二年、本科五年とし、本科は土地の情況により四年となすことを得る。私立青年學校を認むることとし、白痴または病弱その他已むを得ざる事由により就學せしめ得ぬものには、義務の全部ま

たは一部を免除し得る。また貧困のため就學困難なる生徒の就學を奨励するために相當施設を講ずることとし、昭和十三年度を準備期間とし昭和十四年度より實施される。

方面委員制度

〔沿革〕わが國の方面委員制度は要保護者を救済するために日常要保護者に接觸してゐる委員に依頼し、隣保相扶の精神に基き近隣の貧困者を合理的且つ組織的に救済しようといふ制度である。この制度は大正六年岡山縣濟世顧問の創始に初まるが貧民救済の必要が益々高まるや歐米の貧民救済委員、支那の審戸、わが國の五人組の制度を調査した結果、大正七年方面委員制度の立案を得て實施されたものである。〔現況〕方面委員の總數は昭和十二年内地だけで四萬七百に達し、これに外地を加へると四萬二千に達してゐる。この制度を経営管理してゐる主體は多く道府縣であつて、外に市町村及び民間團體がある。制度の實施されてゐるところは内地には昭和九年末八千二百三十六町村、實施されてゐないところは三千二百九十七町村であつた。方面委員の使命は貧困の豫防救済の爲め社會事業の活動を側面的に援助するに在るが、その職業は社會調査、保護救済、教化指導、各種社會施設の整備促進、聯絡等極めて多方面にわたる。その仕事の大部分は所謂ケース・ワークと稱すべきものであつ

て、平常要保護者の世帯について詳細情況を調査し、必要に應じて適切なる保護救済の處置を實施するのである。從つて委員の職務の中で貧困な世帯を調査しこれを記載するのが最も肝要となつてゐる。方面委員の有するカードは昭和九年末四十九萬餘世帯、その登載人口百九十九萬餘に上り、内地人口に對する割合は市部に於て約五%、郡部に於て約二・五%に上つてゐる。〔制度の法制化〕方面委員制度の發達に伴ひ、法規によつてこれを規律することの必要が唱へられるやうになつて來た。その理由とするところは、左のやうな諸點である。

- (イ) 方面委員制度の普及發達の結果現時各種の社會事業はその活動に期待すべきものが多い。救護法の如きはこれの一例であるが、特別な委員制度を法律に定め、實際方面を方面委員に充當すれば、將來各種の社會事業は行政上能率を高めることが出来る。
- (ロ) 方面委員の使命は防貧救済であるが、近時の社會事業の職能に關しては單なる物質的施與から進んで要保護者の人格向上を圖るべしとの要が強く主張されるやうになつて來た。従つて方面委員がその要保護者との日常の接觸を通じて達成することを期待されるやうになつた。

セトルメント

〔沿革〕セトルメントとは貧しき近隣に形成され、個人的觀察によつて地方的事情を知ること、及び救助の必要ある場合には救助を與へる事業を營むものである。この制度は何時

頃から初められたかと云ふと、一八八四年三月十日東ロンドンのホワイトチャペルに設けられたトインビー・ホールをもつて最初のものといはれてゐる。英國に於ては同年にオックスフォード館、一八八七年の女子大學セトルメント一八九〇年のマンスフイルド館などが設立され、米國に於ては一八八六年スタントン・コイトによる近隣組合、一八八九年のフライング女子大學セトルメント、同年のジェイン・アダムス女史のハル・ハウスなどが設立されてゐる。〔我國の現状〕我國に於ては明治三十年（一八九七年）三月一日開館された片山藩のキングスレー館、四十一年開設の救世軍社會植民館が初期に屬するものであるが、現存してゐるものは明治四十四年八月開館の大森アニ子夫人の有隣園が最も長い歴史を持ち、幼稚園・兒童遊園、兒童圖書館、兒童クラグ、夜學校、英語塾、土曜日會等が組織されてゐる。大阪愛染會は大正六年の設立にかゝり、大阪方面の斯業の先驅をなした。その後大正八年には賀川豊彦のイエス園、東京のマハヤナ園、愛隣園（九年）、大阪の北市民館（十年）、東京の慈光園（十年）、東京善隣館（十一年震災のため焼失）東京交隣園（十二年）が設立され、震災後には更に増設された。主要なるセトルメントを示せば次のごとし。

東京有隣園、マハヤナ園、小石川學園、愛國婦人會隣保館、本所キリスト

救産會青年、救世軍社會植民館、帝大セトルメント（昭和十三年自主的に解散）、大井隣保館、王子隣保館、交隣園、日暮里愛隣園、慈光學園、大阪北市民館、天王寺市民館、港市民館、淀川善隣館、四寶島セトルメント、ミッド社會會館、光徳寺善隣館、愛染會等。

【織維工業】

紡績業の地位

〔世界第三位〕日本の紡績業の世界綿業界に於ける地位は、一九三六年末据付鐘數に於て英、米に次ぐ第三位、原料棉花の消費數量に於て米に次ぐ第二位となつてゐる。〔使用原棉〕しかし紡績用棉花は内地では一封度も生産されない。全部を外國棉花の供給に仰いでゐる。印棉、米棉が最も多く右二者で全

各國据付鐘數及び棉花消費（一九三六年末）

國名	据付鐘數	棉花消費
合衆國	二八、一五七	六、三三九
英 本 國	四一、三九一	二、七三三
日 本	一〇、八六七	三、六五三
ド イ ツ	二〇、一〇九	不明
フ ラ ン ス	九、九三三	一、八八〇
イ タ リ ー	五、四八三	七、六
ロ シ ア	九、八〇〇	二、〇六三
イ ン ド	九、七〇五	三、〇二二

消費の九割以上を占め、その他支那棉、アフリカ棉、エチオプト棉、南米棉等が少量輸入されてゐる。

米棉の概況

〔産額の發展〕合衆國の棉花産額は世界市場を支配してゐる。米棉産額が著増して來たのは大體一九〇〇年以後のことだ、その以前にはインド棉が世界一であつた。一八九四年はじめて一千万俵臺の生産に上り、一九一四年には千六百十三萬俵、一九三二年には千八百十六萬俵の空前の記録的増産に達したが、その結果増産禍を招き、近年政府は減反政策によつて生産制限を實行し、市價維持に努めてゐる。生産費は一封度當り平均十仙乃至十三仙といはれるが、生産地及び生産年度によつて著しい差異がある。正確なことは解らない。最近の一九三七—三八年度産額は一八、九四六八千俵（一俵五百封度）であつた。

米棉年度別生産高（千俵）

年度	一九二八—	一九三〇—	一九三二—	一九三三—
一九二八—	一九三〇—	一九三二—	一九三三—	
三年平均	三六、六	三七、七	三六、八	
一九、六六七	一〇、六三八	二、三九九	一八、九四六	

〔主産地及關係業者〕米棉の主産地

はミシシッピ河流域のテキサス州を中心とする南部アメリカの各州で「コットン・ベルト」と呼ばれ南北五百哩、東西千六百哩、約三億エーカーの廣大な地域である。この棉花地帯で棉花栽培に従事するもの二百萬人、繰上業者二萬四千人、棉質油製造業者一千人に上るといはれる。

〔特質〕米棉の品質は、大體に於て埃及棉と印棉の中間に位置し、中絲紡績に適當してゐる。但し米棉のうちでも大西洋沿岸各州に生産される「シー・アイランド」棉はエジプト棉より優れた世界の最優品であるが、産額は少ない。大部分は「アップランド」棉または陸上棉といはれるもので、之が日本に輸入されるのである。〔市場と市價〕米棉の市場は先物市場と現物市場に分れる。

昭和八年	十年	十一年	十二年
數量 七、四三四	五、七五八	五、九三八	四、三三三
價格 三八、六五五	三七、九五三	三七、四二四	三〇、六三七

先物市場 市場とに分れる。

は紐育をはじめ全國各地に多數あるが、合衆國の定期取引法によるものだからその組織は大同小異である。定期市場の相場はすべて一封度建で何仙何ポイントとして現はされる。一仙の動きは一俵につき五ドルの高下となる。現物市場は棉花を生産する各州の主要都市、港にあり、紡績會社外國商人等で現物市場から直接に購入するものも多い。ニュー・オーリンズ、ダラス、ヒューストン、メンフィス、サバナ等が最も有力な現物市場である。米棉の格付は「ミドルング」が標準品となり、その前後九級に分類されてゐる。〔日本の需要〕日本に輸入されるのは第三級の「グッド」

ミドルング」が最も多く、四級の「ストリクト・ミドルング」、五級の「ミドルング」等がそれに次いで多い。日本紡績業が太絲中心であつた時代には印棉が最も多量に使用されたが、漸次中絲、細絲生産が多くなるに従ひ、印棉に代つて米棉が輸入棉花の主位を占めるに至つたものである。

印棉の概況

〔産額及特質〕インド棉は歴史に現はれた最古の棉花で、またその産額も十九世紀末、米棉が急速に發展するまでは世界最大であつた。現在でも世界第二位の産額を有つが、その實數量は米棉の三分の一といふところだ。品質は米棉よりずっと悪く、産額の半ば以上を太物用として日本に輸出する。收穫率は一エーカー當り平均百封度足らずで米棉に比較して約半分である。印棉の栽培地は北東部を除くほか全土に亘り特に西部地方が主産地となつてゐる。ボンベイ、シンド、中央印度、イデラバッド、マドラス、ベンガルの各州が中心で、ボンベイ市は印棉の最大の集散地となり、輸出棉花の八割がここから搬出される。〔種類と市價〕印棉の種類はヒンガツト、ブローチ、ドレラ等が比較的優秀品で日本に輸出するのも大部分この三種である。オムラ種は産額は最多だが劣等種だ。相場は一キヤンデー（五百九十四斤）につき何ルーピーとして現はされる。印棉の生産高は一九二八―一九二九年に五、

八一―千俵であつたが、以後漸減傾向となり、最近は年産四、五百萬俵となつてゐる。但し一九三六年からまた増産に轉じてゐる。

印棉收穫及び對日輸出高

	收 穫 高	對日輸出高
一九三二―三三年	四、六五四	三、九七七、三八〇
一九三三―三四年	五、一〇八	五、七九二、三八三
一九三四―三五年	四、八五八	五、二二一、〇三九
一九三五―三六年	五、七三八	六、七二六、九四四
一九三六―三七年	六、三〇七	七、〇六、二三六

日印綿業協定

〔日英綿業協定〕インド棉花の對日輸出は昭和九年七月の日印新通商條約によつて制限されてゐる。舊日印通商條約は、日本綿布のインド進出に脅怖を感じた英國が昭和八年四月一方的通告で廢棄し、同時に日本綿布に對して従價七割五分の禁止的高率關稅を課することになつた。日本では鐘ヶ淵紡績をリーダーとする紡績聯合會の印棉不買運動などが起つたが、政府は官民の代表を派遣し、シムラ會商及びデリー會商を経て、やつと日印新通商條約が締結されることになつた。ロンドンに於て松平大使とサイモン外

〔日英綿業協定〕インド棉花の對日輸出は昭和九年七月の日印新通商條約によつて制限されてゐる。舊日印通商條約は、日本綿布のインド進出に脅怖を感じた英國が昭和八年四月一方的通告で廢棄し、同時に日本綿布に對して従價七割五分の禁止的高率關稅を課することになつた。日本では鐘ヶ淵紡績をリーダーとする紡績聯合會の印棉不買運動などが起つたが、政府は官民の代表を派遣し、シムラ會商及びデリー會商を経て、やつと日印新通商條約が締結されることになつた。ロンドンに於て松平大使とサイモン外

相との間に正式に調印されたのは昭和九年七月十二日である。〔新協定の内容〕日印綿業協定の主要内容は次の如し。

- (一) 印度は日本綿布に對する輸入稅従来の七割五分を五割に引上げる。
- (二) 日本は印棉の買付量百萬俵に對して綿布三億二千五百萬ヤードを、また印棉買付量五十萬俵の場合は綿布最高四億ヤードまで輸出し得。
- (三) 日本よりの輸出綿布は品種別に割當制をとること、即ち平織生地四割五分、織付生地一割三分、兩布八分、加工綿布三割四分を原則的比率とする。
- (四) 將來日印爲替に變動ある場合は關稅率を適當に變更し得ること。
- (五) 右協定からビルマを分離すること。

等である。新協定は向ふ三ヶ年間、即ち一九三七年三月までを有効期間としたが、期間満了後第一次協定に多少の改革を加へた第二次協定が締結され、パートナー・システムの原則によつて日印間綿業貿易が行はれてゐる。

埃及棉の概況

〔産額及特質〕埃及は米國、印度、支那に次ぐ棉産國ではあるが、生産量そのものは年産百萬乃至百七十萬俵で米國の一割に過ぎない。但しその品質は世界一優秀で、纖維は細く長く且つ強靱であるため、高級細絲紡績に使用される。〔市場〕大部分は英國と佛蘭西に輸出されるが、日本にも年額十萬俵前後輸出される。

埃及棉生産及び輸出高 (單位千俵)

生 産 高	對 英 輸 出	對 佛 輸 出	對 日 輸 出	輸 出 全 額
一九三五—三六年	一、七〇七	三三九	一、五〇四	一、一〇一
一九三四—三五年	一、五二一	二八八	二二六	一、〇六六
一九三三—三四年	一、七二五	四四五	一三七	一、三三三

東亞の棉花

〔朝鮮棉〕日本國內の棉花生産としては内地は全然問題にならず、僅かに朝鮮棉花に期待が持たれてゐるだけである。總督府の獎勵で昭和三年から棉花増産を熱心にやり出したが、八年からは從來の經驗を綜合して十ヶ年増産計畫に着手することになつた。南鮮六道、京畿、黄海、平安、平北、江原の十一ヶ道を適作地とし作付段別三十五萬反、實棉年生産高四億二千萬斤に達せしめるのを目標としてゐる。反當り收穫は技術改良の結果近年著しく多くなり、昭和十年度には百二斤となり實棉收穫二億一千万斤、繰綿にして七千万斤となつた。しかしこれは同年度の日本の棉花總需要の僅かに七分の一に過ぎないのであるから、十年計畫完成後に於ても總需要の一割を供給し得る程度のものである。それでも朝鮮だけの需要は完全に自給自足となり、多少の内地移入餘力ある見込だから、朝鮮だけの意義は相當に大きなものといはなければならぬ。〔滿洲棉〕滿洲のうち奉天以南の地は棉花栽培の優良地とは稱し得ないが、天候その他の自然的條件に於ては大體適作地と認められてゐる。滿洲國成立以來、産業開發計畫のうち棉花増産も重要一項目として取上げられ、日滿棉花協會が設立され、棉花増産十ヶ年計畫が樹てられることになつた。一九三六年度の奉天、錦州、熱河、安東、吉林各省の棉花作付反別は八萬五千町歩、生産高一億九百萬斤となつてゐるが、現在の増産計畫では作付反別三十萬町歩、棉花收穫三億斤を第一次の目標にしてゐる。第一次十ヶ年計畫の完成する昭和十七年度に豫定通りの收穫があつたとしても、朝鮮と同様、滿洲國の自給自足をなし得る程度であるから、日本内地に直接寄與することは出来ない。〔北支棉〕東亞ブロック經濟圏内で棉花の大量供給地としてその將來に最大の希望がかけられるのは北支の棉花である。粗笨な栽培をやつてゐる現在でも一九三五年度の全支棉花生産高は三百萬俵、一九三六年二百三十萬俵でインドに次ぐ世界第三位の棉花國で、そのうち六割以上は北支棉である。北支の各省、特に河北、山東、山西の諸省は棉花栽培の最適地として滿洲などより遙かに優秀な自然的諸條件を具備してゐる。現在の平均反當り收穫はブラジ

し、老朽したマンチエスター綿業に餘喘を保たしめてゐる有様である。

主要國紡績錘數及紡績棉花消費高比較

國 名	錘 數 (千 錘)		棉花消費 (千 俵)	
	一九三六年	一九三七年	一九三五年	一九三六年
米 國	二八、一五七	二九、〇〇〇	五、三三一	六、三三九
英 國	四一、三九一	四三、三〇七	二、五〇七	二、七三三
日 本	一〇、八六七	一〇、五九五	三、七三〇	三、六六一
印 度	九、〇七五	九、六六六	二、九三〇	三、〇〇三
ロ シ ア	九、八〇〇	九、八〇〇	一、九八六	二、〇六三

ル綿とは同量の三十六斤で、エジプト棉の七十五斤には遠く及ばないが北米棉の三十五斤、ロシア棉の三十三斤よりは多い。試験栽培では反當り實棉收穫三百十五斤の記録があるといふ。かやうにして棉花の收穫そのものは非常に多く、北支各省だけでも年産六千萬ピクルに達してゐるが最大の缺點は品質劣等で極く下級の紡績以外には紡績原料として使用出来ないといふことである。だがこの品質の問題は栽培技術の改善によつて充分解決出来る。北支の政情治安が回復し、棉花改良に本格的努力が拂はれるやうになれば、日本の紡績原料の問題が北支棉によつてその一半を解決されるに至るのも、さまで遠い將來のことではないと豫想されてゐる。

紡績業の現況

〔日本紡績業の優秀性〕日本の紡績業は發祥以來六十年の歴史を有つて過ぎないが、その發展は驚異的スピードをもつて進み、現在では先進國英國を凌駕するに至つた。錘數の比較では英國は一九三七年末四二、三〇七千錘を有し日本の一〇、五九五千錘より遙かに多いが、その大部分は老舊設備で能率學がらず、紡績棉花の消費高では日本に及ばない。世界市場における日英綿業戦では英國は到る所で敗北し、やむを得ず大英領土内では政治的壓力で日本綿製品の進入を阻止

紡績業は日本輕工業の王座を占め、棉花の輸入高綿製品の輸出高は輸出入總額に於てそれ／＼第一位となつてゐるが、その發達には幾多の好條件が備はり、世界における日本綿業の優越性を確保してゐる。即ち(一)氣候の適合——紡績事業には適度の濕潤性をもつた氣候が必要だが、英國と日本とはこの自然的條件で最も恵まれてゐる。(二)努力の豊富と低賃銀——紡績業は工業としては單純な方であるが、それだけ下級の勞働力を多量に要する。勤勉な婦人勞働力を豊富にもつ日本はこの點で最も有利な條件を具備してゐる。その結果、曾て日本綿製品の輸出はソーシアル・ダンピングなりとして諸外國から攻撃されたほどである。

女工のみならず、男工賃銀も世界の有力綿業國のそれより遙かに低く、更に工場用の土地、石炭等一般物價の低廉だつたことも日本綿業のコストを廉くしてゐる有力な理由である。(三)國內需要の旺盛及び近接大需要地を有つこと—日本人の通常服は大部分綿製品であるため、まづ確定した國內の大需要を基礎とし、その上に輸出綿業を打ち樹てることが出来た。しかも近接地には支那、南洋、インド等の綿製品大需要地があり、これ等の市場は世界戦争その他多くの機會に、日本綿業を進出させたのである。(四)日本人技術の優秀—手先の器用な日本労働者が紡績及び綿布加工綿布製造に最適なのはいふまでもなく、混棉その他の高級技術に於ても日本の紡績業經營者は絶えず苦心研究して、世界最優秀の經營技術を完成してゐる。(在華紡績)日本の紡績業は支那大陸へ巨大な資本進出をしてゐる。日本の在外企業のうち滿鐵事業の如き特殊のものは別とし、純民間資本の進出としては紡績業が最大である。支那大陸に外國資本の産業經營權が認められたのは日清戦争後であるが、日本紡績資本が進出を開始したのは明治の末年のことである。即ち明治四十二年、現在でも在支紡績の主位を占めてゐる内外綿紡績が上海に工場を建設、四十四年に操業をはじめたのが最初の對支進出であつた。支那は勞銀が低

廉で消費は多く、支那人自身の經營する紡績業は到底、技術や經營能力の點等で日本紡績の比ではないので、日本の在支紡績事業は短時日のうちに急速に發展し、支那紡績、英米その他の外國人紡績を壓倒するに至つたものだ。但し世界大戦後は排外運動が盛んになり、特に最近十年間は抗日政策の強くなるに従つて在華紡績業の發展はやゝ頂點に達したかの感があつた。在華紡績は漢口その他の都市にも若干散在するが、主力は中支では上海、北支では青島、濟南を中心としてゐる。青島中心のものは日支事變前まで約四十萬錠であつたが、鐘紡、東洋紡その他の進出顯著となり、まさに上海に拮抗する一大紡績王國が建設されやうとする機運を見せた。しかし山東軍の敗退に際し日本紡績の工場、機械を徹底的に破壊し去り、その損害は三億圓といはれる大損害を受けた。その復舊は容易ではないが、北支棉花の改良増産の進行と共に、近い將來北支綿業王國が再建されるのは當然に豫想される。上海の在華紡績は一九三六年末の調査によると精紡錠百三十三萬錠、これに對し支那人紡績は百一十一萬錠、英人紡績は二十二萬三千錠となつてゐる。但しその實質に於ては錠數比較以上に大きな差がある。設備、機械、技術の優秀な點で支那紡、英國紡は到底日本紡績の比ではない。例へば日本紡の資本金は合計約

二億圓だが支那紡は五千萬圓に過ぎない。支那紡の大部分は老朽設備で錠數だけは日本紡のそれに近いが、運轉してゐるのはその五、六割に過ぎない。しかも使用労働者は日本紡の四萬九千人に對して支那紡は五萬四千人といふのであるから、コストが高く競争が出来ないのは當然である。事變直前のわが上海中心在華紡績の勢力は別表の如くであるが、北支紡績の如き大損害は蒙らず、その復舊は容易であるといはれる。

上海附近日本紡績の勢力

名稱	資本金	精紡	織機	職工
上海紡績	千圓 三三、〇〇〇	千錠 二〇九	臺 三、一六三	人 七、一三二
日華紡績	二、〇〇〇	二五七	七三六	一〇、〇〇六
内外綿	三三、〇〇〇	二八二	三八、一〇〇	九、八七三
東華紡績	二、〇〇〇	四三	—	一、四三〇
同興紡績	一五、〇〇〇	九八	—	二、六三〇
公大紗廠	一五、〇〇〇	九四	二、四二二	四、五〇一
大康紗廠	一〇、〇〇〇	一一	一、三六八	四、〇三六
豊田紡績	一〇、〇〇〇	一〇三	一、三八八	四、三六〇
裕豊紡績	一〇、〇〇〇	一三五	二、九九五	五、八二二
合計	一九六、〇〇〇	一、三三二	一七、二八三	四九、八四三
支那人紡	四九、五〇〇	一、一一四	八、七五四	二五、八一八
英人紡績	一五、九〇〇	二二三	四、〇二二	二二、三二二

綿業統制

〔大日本紡績聯合會〕日本における最占また最有力なカルテルで紡績業が現在の如く發展したのは、聯合會がよくその強力な自治統制機能發揮したことが有力な一原因となつてゐる。設立は明治十五年十月、現在の會員は鐘紡、東洋紡以下七十一會社、主たる統制事項は生産統制(綿絲生産制限、綿織物生産統制)、綿織物輸出統制(インド、暹羅、ペルマ、澳洲その他各市場に對する主としてパーター1割を基準とする輸出統制)、棉花輸入統制(日支事變前にも求償制による輸入制限、爲替管理令による輸入統制等の問題を處理するため、日本棉花同業會と協同して棉花輸入の統制をやつて来たが、事變後棉花輸入の大削減を受けるに至り、その配給割當は重要な統制事項となつた)等である。(日本棉花同業會)創立明治三十一年十月、現在會員一〇九、會員中には外國輸入商の代表外人十五名を含む。會員は甲乙二種に別れ、甲種は棉花輸入業者で最大の日本棉花以下五十七名、乙種は輸入棉花の賣買業者で五十二名。(日本綿織物工業聯合會)略稱綿工聯、創立昭和三年十一月、所屬組合六十九組合、はじめ綿布の國內自給、綿絲輸出を目ざして發展して来たわが紡績業は、世界戦争を轉機として綿布輸出時代となり、更に昭和時代に至つて加工綿布輸出時代に進展した。綿布は紡績會社の兼營によるものと、その他の社外企業と稱されるものとの二種の企業形態に分れ

る。紡績會社兼營のものは廣幅の輸出専門綿布であることが特色である。昭和十一年末の兼營會社は四十四社、織機運轉臺數八七、一七四、織布出來高約十八億碼、兼營、社外企業を合計した力織機運轉臺數は二五二千臺である。これ等の紡績物業者の最高統制團體が綿工聯である。

戦時綿業管理

〔綿業リンク制〕日支事變後の戦時綿業政策は、まづ棉花の輸入制限によつて着手された。月平均百二十萬ピクルの棉花輸入（昭和十一年度）を百萬ピクルに制限するといふのが最初の目標であり、それと同時に國內消費綿製品にはスチール・ファイバアの混用を強制することにした。制限された棉花については輸入割當、生産配給割當等の諸對策を講じたが、巨大複雑な機構を有つ綿業に對して、この未熟な統制策は幾多の混亂と動搖を巻き起した。最大の缺陷は本來輸出さるべき綿製品が高價な内地市場に流入し、輸出が意外に減つて輸出、物資計畫の全體に大障害を與へるに至つたことである。そこで池田藏商相の登場により、綿業統制策は根本的に鍛へ直され、戦時綿業管理時代の出現となつた。綿業管理は輸出入リンク制を樞軸とし、これに關聯して國內對策としては綿製品の製造、加工、販賣に關する管理制が樹立されてゐる。その根據となる法律は「輸出綿製品配給統

制規則」
「綿製品の製造制限に關する商工省令」、
「綿製品の加工制限に關する商工省令」、
「綿製品の販賣取締規則」の四者である。
〔輸出綿製品配給統制規則〕昭和十三年六月三十日公布、七月一日より實施、物資動員計畫原則十項のうちの一として

「輸出増進のため綜合計畫の下にこれが一般的促進策を強化するほか（イ）製品の輸出とその原料材料の輸入をリンクせしめる等の方法により輸出用原料材料の輸入を確保すること。（ロ）輸入原料材料につき、これを國內消費費用と輸出用に區別し輸出用原料材料の國內消費の轉用を徹底的に防止すること。」

と定めてあるが、この原則を綿業に適用したのが「配給統制規則」である。その要點は次の如し。（一）紡聯の加盟會社以外のものに對しては輸出用綿製品の製造を禁止すること、但し紡聯加盟會社から綿工聯加入機業者に對し貨織を委託することは差支へない（第一條）。（二）紡聯加盟會社は、輸出綿絲（輸出品として製造した綿絲）を加盟會社または輸出商以外のものに對して販賣することを得ないこと、たゞし自ら輸出する場合や取引所が商工省の許可を得て、受渡に供する場合はこの限りでない（第二條）。（三）紡聯加盟會社は、輸出品用綿絲（輸出品の原料または材料として製造した綿絲）を、布帛、タオル、メリヤス、綿雜品等を製造する會社以外のものに販賣するを得ないこと（第三條）。（一）

紡聯加盟會社が（輸出用綿織物輸出品の原料若くは材料に用ふるものとして製造した綿織物）を輸出商以外に販賣することを禁止する（第四條）。（一）紡聯加盟會社または輸出商が染色加工を委託する場合は、受託者氏名（又は名稱）を豫め届出ること（第五條）。（二）輸出商は自ら輸出する場合を除き、輸出綿織物を、他の輸出商または布帛、メリヤス、タオル、綿雜品等の會社以外のものに販賣するを得ない（第六條）。（三）布帛、タオル、メリヤス、綿雜品等の製造會社は買受けた輸出品用綿絲又は輸出用綿織物を、輸出品の原料、材料以外のものに使用し、または販賣するを得ないこと（第七條）。（四）前項の綿雜品關係の會社は輸出用綿絲、輸出用綿織物を原料または材料に使つて製造した物品を、輸出商以外のものに販賣するを得ないこと（第八條）。（一）輸出商は輸出註文（關東州、滿洲國、中華民國向のものを除く）がある場合のほか、布帛、タオル、メリヤス、綿雜品等を購入するを得ないし、また輸出商はこれらを本邦、關東州、滿洲國、中華民國等の消費に充てる目的で販賣するを得ないこと（第九條）。（二）輸出商は、綿絲については一ヶ月分、綿布については二ヶ月分以上のストックを保有するを得ざること（第十條）。この法令の表面にはリンク制なる文字は全くない。しかしその根本要旨は綿製品の

國內販賣を禁ずること最大の努力を拂つてゐるものであり、従つて綿製品は必然的に全部輸出されなければならぬやうな仕組みになつてゐる。綿製品を輸出したものはそれに應じて棉花の輸入權が與へられる。個別的、個人的リンク制と稱される所以である。なほこの省令の効果は綿業全體に根本的變革を與へるものであることも注意を要する。即ち綿工聯加盟の機業者を、一介の賃加工業者として紡績會社の隷屬下に置くやうにしたこと。綿絲の元賣商、卸賣商の大部分を一定の手數料に依存するコミッション・マーチャントの地位に顛落させたこと。輸出綿布の卸賣商であつて輸出商を兼業してゐないものから問屋の機能を完全に剝奪してしまつたといふやうな、極めてシリアスな綿業上の變革が商工省の手によつて強行されてゐるのである。
〔綿製品製造制限令〕これは「輸出入品臨時措置法」の第二條によつて制定され、六月二十九日公布即日施行されてゐる。綿絲、綿織物、メリヤス等は輸出品（關東州、滿洲國、中華民國への輸出を除く）及び輸出品の原料または材料に用ふるものを除き、その製造を禁止するといふのが骨組である。たゞ地方長官の許可をうけたもの、現に仕掛中のものだけこの禁止規定から除外してゐる。またこゝでいふ綿絲、綿織物、メリヤスには、スチール・ファイバーを混用したものを

も含めてゐるから、ス・フ混用品も純綿糸布と同じやうに禁止され僅かにオール・ス・フ製品だけが、製造を認められてゐる。この省令の公布、施行によつての「綿製品ステール・ファイバー等混用規則」は當然意義を喪ふので、これを廢止した。「綿製品加工制限令」綿糸、綿織物、綿メリヤス等については十三年六月二十九日から七月二十八日にいたる一ヶ月間、染晒、裁断その他加工を行ふことを禁止するといふのが骨子である。輸出品は除外されまた綿糸、綿織物、メリヤスの中にはス・フ混用品をも含むことは製造制限の場合と同様である。さらに製造制限令の規定により、地方長官の許可をうけて製造した綿製品や混用規則によつて許可を受け製造したもの、仕掛中のものについては加工禁止を行はぬやうにしてある。この省令は市場にある綿製品ストックを上げるための準備的手段であり、従つて買上げが完了すれば廢止される一時的のものである。「綿製品の販賣制限令」この省令の中心は綿糸、綿織物、綿メリヤス等については小賣を除き商工大臣の指定したものに對して、販賣を禁止するといふ點である。この省令の施行前に行つた約定に基づく引渡しも、この禁止規定の中に含まれるから全面的販賣禁止である。輸出品や製造制限令

の但書によつて許可をうけ製造したものは除外されることこの場合の綿糸、綿織物等にはス・フ混用品を含むことは、前記の二省令と同じである。また綿製品ス・フ等混用規則によつて許可され、製造したものにはこの規則は適用されない。「綿織製品販賣價格取締規則」(イ)綿、人造絹糸、ステール・ファイバー、羊毛、山羊毛または駱駝毛を原料として製造した糸、織物(フェルトを含む)、メリヤスまたは製綿。(ロ)イの物品を原料として製造した物品であつて商工大臣の指定したものの即ち紐及び繩、網、及び綱、布帛製品、衣類及び同附屬品、ベルト及びホース等を販賣する者は、何等の名義をもつてするを問はず、この規則施行の日の前日、即ち十三年六月二十八日における販賣價格を超えざる對價をもつて販賣することを得ずといふのがこの規則の中核である。(ス・フ及びビス・フ系販賣價格取締規則の適用を受けるものはそれによる輸出する場合、取引所で賣買する場合、やむを得ざる事由により卸賣については商工大臣、小賣については地方長官の許可をうけた場合は除外されてゐる(第二條但書)。さらに必要があれば販賣價格の引下げ命令を出すことができる(第四條)といふ規定も入れてゐる。

人絹工業

〔發明まで〕一七三四年佛國の物理學者レオマアが人工的に生絲を製造しようとし

て、樹脂類を材料として研究したが失敗に終つた。しかし人絹を着想した最初の人として彼の名は人絹沿革史の第一頁に記録される。一八五五年、スイス人アンドマアが桑皮纖維を原料として酒精とエーテルの混合液に溶解し、これにゴム質を加へて水中射出の方法により人造纖維を作ることとに成功した。これが凡ゆる人造纖維工業の第一歩を印したものである。人絹の工業化は佛人シャルドンネ伯によつて創始された。一八八五年彼の研究に人絹製法の特許を獲得、一八九一年小工場を作つて世界最初の工場生産をやつた。「人絹の製法」人絹の原料は棉花屑の如き特殊なものもあるが、大部分はパルプである。木材パルプが主であるが、世界的にパルプ飢饉の傾向が著しくなつた現在では、萱、バガス、藥、桑皮等のいはゆる補助パルプが續々と出現しその大部分は人絹原料として使用し得るまでに研究が進んでゐる。パルプを化學的に處理する方法に色々あるが、現在各國で採用されてゐる主要方法は次の如し。(イ)硝化纖維素法—シャルドンネ伯の製法を硝化纖維素法といふ。原料として纖維素、硝酸、溶劑としてアルコール、エーテル、脱硝劑としてチヨーク、曹達、アンモニア、ハイドロサルファイト等を要する。まづ植物纖維を構成する纖維素を硝酸と硫酸との混合液につけて硝化纖維素をつくり、更にこ

れを先覺者アンドマアの示唆に倣つて、アルコールとエーテルの混液に溶解していはゆるコロチオン液を得、然る後細管より強く水中に壓出して凝固されるのである。この方法で出來た絲は柔軟で光澤に富んでゐるが、可燃性をもつてゐるのは何と云つても致命的缺陷であつた。これを取り除かうとせば柔軟光澤等の特質を失ひ、又纖維を弱くして經濟的効果が薄くなる。そこで銅アムモニア法以下の新しい技術が要求されることとなつた。(ロ)銅アンモニア法—略して銅安法ともいふ。發明者は獨逸人パウリー氏、製法は纖維素を酸化銅アンモニア液に溶かし、後硫酸を作用させて銅を遊離させるのである。この方法によつて製造された人絹は光澤に於て硝化纖維素法に劣るが、耐火性は遙かに強い。生産費も前者より割安であり、且つ細物の製造に適するから用途も非常に多い。只長期貯蔵に際しては纖維素の分子に變化を生じ品質を脆くする短所がある。この銅安法で得た絲をベンベルグ絲といふ。現在この方法は獨逸が一番普及してゐる。わが國では日本窒素系の旭ベンベルグがその前身日本ベンベルグ時代からこの特許を得て製造に従事してゐる。(ハ)ダイスコース法—佛國人の硝化纖維素法、獨逸人の銅アンモニア法に對し、ダイスコース法は英國人の手で完成された。クロッス、ピバン、ピ